

# ご契約のしおり・約款

平成21年7月1日改訂

## 「超保険」総合保険



東京海上日動火災保険株式会社

# はじめに

- ◆この冊子は、超保険(総合保険および地震保険)についての大切なことからを記載したものです。お申込に際しては必ずこの冊子をご一読いただき、内容をよくご理解のうえ、ご契約くださるようお願いいたします。
- ◆もし、わかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社におたずねください。
- ◆この冊子は、ご契約された後も、保険証券とともに大切に保存くださいますようお願いいたします。

・この冊子は、保険期間(補償の対象となる期間)の初日(注)が平成21年7月1日以降となる補償を対象としています。  
・保険期間(補償の対象となる期間)の初日(注)が平成21年6月30日以前の補償に関しては、当該補償の保険期間(補償の対象となる期間)の初日時点の「ご契約のしおり・約款」を保険期間(補償の対象となる期間)が満了する日まで大切に保存くださいますようお願いいたします。  
(注)自動車に関する補償については、その保険期間の初日のうち最も早い日となります。

- ◆内容は次の部分に分かれています。



## ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、総合保険の内容、ご契約時・ご契約後にご注意いただきたいことなど、ぜひ知っていたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一読ください。



## 約 款

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解ください。



# 目次

目次

## ご契約のしおり



重要事項

### I. 主なご注意点

- しおり - 1 ➔ ① 共通項目
- しおり - 1 ➔ ② 地震保険について
- しおり - 1 ➔ ③ 自動車に関する補償について
- しおり - 2 ➔ ④ 疾病に関する補償について
- しおり - 2 ➔ ⑤ 財物保険金額について
- しおり - 2 ➔ ⑥ 中途更改等に関する特則について
- しおり - 3 ➔ ⑦ クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)
- しおり - 5 ➔ 個人情報の取扱いに関するご案内



内容

### II. 総合保険の内容

- しおり - 7 ➔ ① 総合保険の約款構成
- しおり - 7 ➔ ② 保険ゲートウェイについて
- しおり - 9 ➔ ③ 補償内容
- しおり - 9 ➔ ① 自動車に関する補償
- しおり - 19 ➔ ② 建物・収容動産損害に関する補償
- しおり - 26 ➔ ③ 携行品損害に関する補償
- しおり - 27 ➔ ④ 賠償責任に関する補償
- しおり - 29 ➔ ⑤ その他各種費用に関する補償
- しおり - 31 ➔ ⑥ 傷害・疾病に関する補償
- しおり - 39 ➔ ⑦ 2次免責金額特約
- しおり - 40 ➔ ⑧ 重複危険免責特約
- しおり - 40 ➔ ④ 保険料払込免除について



ご契約時

### III. ご契約時にご注意いただきたいこと

- しおり - 42 ➔ ① 自動車に関する補償の引受条件について
- しおり - 43 ➔ ② 建物・収容動産損害に関する補償の保険の目的  
(ご契約の対象となる財物)について
- しおり - 44 ➔ ③ 傷害・疾病に関する補償の被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲について
- しおり - 44 ➔ ④ 保険申込書について



ご契約後



事故



地震保険

- しおり - 44 ➔ ⑤ 疾病に関する補償の「告知」(健康状態告知書)について
- しおり - 45 ➔ ⑥ 保険契約の無効について
- しおり - 45 ➔ ⑦ 質権設定時の保険証券の質権者への送付について

### IV. ご契約後にご注意いただきたいこと

- しおり - 46 ➔ ① ご契約内容に変更が生じた場合等
- しおり - 46 ➔ ② 補償の継続について
- しおり - 47 ➔ ③ 積立期間満了時返りい金等のご請求の手続きについて
- しおり - 47 ➔ ④ 重複保険契約の内容の変更について
- しおり - 48 ➔ ⑤ リザルトレーディング制度

### V. 事故が起こったときの手続き(保険金ご請求の手続き)

- しおり - 49 ➔ ① まず、ご連絡を
- しおり - 49 ➔ ② 必ずご相談を
- しおり - 49 ➔ ③ 保険金ご請求の手続き
- しおり - 50 ➔ ④ 賠償事故の解決のために弊社が行う手続きおよび援助等
- しおり - 51 ➔ ⑤ その他

### VI. 地震保険について

- しおり - 53 ➔ ① 地震保険の内容
- しおり - 53 ➔ ② 損害の認定基準について
- しおり - 56 ➔ ③ ご契約時にご注意いただきたいこと
- しおり - 58 ➔ ④ 地震保険の割引制度について
- しおり - 59 ➔ ⑤ ご契約後にご注意いただきたいこと
- しおり - 59 ➔ ⑥ 事故が起こったときの手続き
- しおり - 59 ➔ ⑦ 保険金をお支払いした後のご契約
- しおり - 59 ➔ ⑧ 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて
- しおり - 60 ➔ ⑨ 総合保険の建物・収容動産損害に関する補償の保険期間(補償の対象となる期間)の中途で地震保険をご契約になりたい場合
- しおり - 60 ➔ ⑩ 地震保険料控除について

### 〈巻末〉 事故受付サービス

# 約款



普通保険約款

## 約款 - 1 → 総合保険普通保険約款

- 約款 - 1 → 第1章 貢物条項
- 約款 - 9 → 第2章 賠償責任条項
- 約款 - 15 → 第3章 傷害条項
- 約款 - 22 → 第4章 疾病条項
- 約款 - 30 → 第5章 費用条項
- 約款 - 30 → 第1節 自動車事故・故障時レンタカー費用条項
- 約款 - 31 → 第2節 (削除)
- 約款 - 31 → 第3節 (削除)
- 約款 - 31 → 第4節 残存物取扱費用条項
- 約款 - 31 → 第5節 失火見舞費用条項
- 約款 - 32 → 第6節 地震火災費用条項
- 約款 - 32 → 第7節 貢物臨時費用条項
- 約款 - 32 → 第8節 貢物修理付帯費用条項
- 約款 - 32 → 第9節 水道管凍結修理費用条項
- 約款 - 33 → 第10節 貢物特別費用条項
- 約款 - 33 → 第11節 構内構築物修復費用条項
- 約款 - 33 → 第12節 共用部分修理費用条項
- 約款 - 33 → 第13節 ドアロック交換費用条項
- 約款 - 33 → 第14節 臨時賃借費用条項
- 約款 - 34 → 第15節 再築時諸費用条項
- 約款 - 35 → 第16節 犯罪行為再発防止費用条項
- 約款 - 36 → 第17節 ホールインワン・アルバトロス費用条項
- 約款 - 36 → 第18節 救援者費用条項
- 約款 - 37 → 第19節 キャンセル費用条項
- 約款 - 38 → 第20節 被害事故費用条項
- 約款 - 40 → 第21節 ストーカー対策費用条項  
第22節 (略)
- 約款 - 40 → 第23節 借家修理費用条項
- 約款 - 41 → 第24節 来訪者傷害見舞費用条項
- 約款 - 41 → 第25節 生活賠償臨時費用条項
- 約款 - 42 → 第26節 自動車賠償臨時費用条項
- 約款 - 43 → 第27節 自動車損害時諸費用条項
- 約款 - 44 → 第28節 建物・収容動産損害時諸費用条項
- 約款 - 45 → 第29節 エコ対策費用条項



特約

約款 - 45 → 第6章 一般条項

約款 - 55 → 別表

- 約款 - 91 → 保険金の新価払特約
- 約款 - 92 → 風災等の保険金支払に関する特約
- 約款 - 93 → 水災の保険金支払に関する特約
- 約款 - 94 → 地震危険等上乗せ担保特約
- 約款 - 95 → 携行品の範囲限定に関する特約
- 約款 - 96 → 運転車両保険金額に関する特約
- 約款 - 96 → 車対車「運転車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)
- 約款 - 97 → 地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約
- 約款 - 98 → 移転家財の自動補償特約
- 約款 - 98 → 類焼損害等担保特約
- 約款 - 102 → 生活賠償責任の範囲限定に関する特約
- 約款 - 104 → 示談交渉不行使特約
- 約款 - 104 → 対物超過修理費用補償特約
- 約款 - 105 → 無免許運転者に関する「賠償損害」等補償特約
- 約款 - 106 → 傷害補償の範囲の限定に関する特約
- 約款 - 107 → 天災危険担保特約
- 約款 - 107 → 特定感染症危険担保特約
- 約款 - 109 → 第三者加害行為倍額支払特約
- 約款 - 109 → 顔面傷害による倍額支払特約
- 約款 - 110 → 特別条件付保険特約
- 約款 - 110 → 交通事故傷害危険のみ担保特約
- 約款 - 112 → 自動車傷害調整特約(搭乗者傷害特約用)
- 約款 - 113 → 自動車傷害調整特約(人身傷害補償特約用)
- 約款 - 113 → 所得補償保険金の入院のみ担保特約
- 約款 - 114 → 保険料払込免除特約
- 約款 - 115 → 成人病入院特約
- 約款 - 116 → 女性医療特約
- 約款 - 120 → がん特約
- 約款 - 123 → 搭乗者傷害特約
- 約款 - 127 → 搭乗者傷害の傷害保険金(一時金払)倍額払特約
- 約款 - 127 → 人身傷害補償特約
- 約款 - 131 → 人身傷害に関する交通事故危険補償特約
- 約款 - 132 → 自損事故傷害特約
- 約款 - 136 → 無保険車事故傷害特約



- 約款 - 139 ➡ 入院時選べるアシスト特約(正式名称：人身傷害諸費用補償特約)
- 約款 - 142 ➡ 始期前発病不担保の期間に関する特約条項
- 約款 - 143 ➡ 法律相談費用補償特約
- 約款 - 144 ➡ 弁護士費用等補償特約
- 約款 - 146 ➡ 事故・故障時選べる特約(正式名称：事故・故障時諸費用補償特約)
- 約款 - 150 ➡ 先物契約条項
- 約款 - 150 ➡ 代位求償権不行使条項
- 約款 - 151 ➡ 入替自動車の自動補償特約
- 約款 - 152 ➡ 被保険自動車の入替条件に関する特約
- 約款 - 152 ➡ 記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約
- 約款 - 153 ➡ 中途取得自動車の自動補償特約
- 約款 - 154 ➡ 所有自動車の通知に関する特約
- 約款 - 155 ➡ 許諾運転者の業務従事中不担保特約
- 約款 - 155 ➡ 許諾運転者の業務従事中担保特約
- 約款 - 156 ➡ 許諾運転者に関する「別居の未婚の子」他車運転危険補償特約
- 約款 - 157 ➡ 記名運転者の追加に関する特約
- 約款 - 157 ➡ ファミリーバイク特約(原付・自損事故傷害あり)
- 約款 - 167 ➡ ファミリーバイク特約(原付・人身傷害あり)
- 約款 - 178 ➡ 保険金の支払に関する特約
- 約款 - 178 ➡ 指定代理請求の範囲に関する特約
- 約款 - 179 ➡ 明記物件条項(貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い)
- 約款 - 179 ➡ 高機能住宅割引に関する特約条項
- 約款 - 180 ➡ 告知義務違反による解除の期間に関する特約
- 約款 - 180 ➡ 積立型基本特約(精算型)
- 約款 - 183 ➡ 積立型基本特約(定期型)
- 約款 - 185 ➡ 積立型基本特約の自動継続に関する特約
- 約款 - 186 ➡ 重複危険免責特約
- 約款 - 186 ➡ 2次免責金額特約
- 約款 - 187 ➡ 保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約
  
- 約款 - 189 ➡ 地震保険普通保険約款**
- 約款 - 193 ➡ 保険契約の継続および保険料の払込方法等に関する特約  
(総合保険付帯地震保険用)



地震

## ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、総合保険の内容、ご契約時  
・ご契約後にご注意いただきたいことなど、ぜひ知ってい  
ただきたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一  
読ください。



# I. 主なご注意点

## ① 共通項目

- ① 弊社代理店は、保険契約の締結の代理権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、弊社代理店とご契約いただいたて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

ただし、超保険（総合保険）の引受につきましては、弊社指定の告知書等の質問事項に1つ以上該当する場合、その他の告知事項が記述される場合、保険申込書等に付属書類（健康診断書等）が添付される場合またはその他弊社が別に定める規定に合致する場合に、その代理権が制限され、弊社が引受判断において保険契約のお申し込みを承認することを条件（注）とした契約が成立することとなります。弊社が引受判断において保険契約のお申し込みを承認したときに限り、弊社は保険期間（補償の対象となる期間）の初日（待機期間を設定した場合には、当該日数を経過した日の翌日）から保険契約上の責任を負うとともに、保険証券を発行し、ご契約者にお送りします。また、代理店研修生等の弊社社員につきましても、保険契約の締結の代理権が制限され、弊社が引受判断を行うこととなります。

（注）条件：法律行為（契約）の効力が発生するための条件（停止条件）

- ② 万一ご契約手続きから1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。
- ③ ご契約後に、次の様な事由に該当し保険契約が解除された場合、保険金の支払事由が生じても原則として保険金をお支払いすることができません。
- 保険金または保険料払込の免除の請求に関して詐欺の行為があったとき
  - その他、弊社がこの保険契約を解除する相当な理由があると認めたとき
- ④ ご契約の際は、その内容を必ずご家族にもお知らせください。
- ⑤ 「各支払条項の適用条件」、「各特約の付帯・適用条件」、「普通保険約款および特約記載の保険証券記載事項」等につきましては、保険証券および保険証券別紙（ご契約時には、保険申込書および保険申込書別紙）に記載しております。この「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずお読みください。

## ② 地震保険について

総合保険では、建物および家財その他の損害について、地震・噴火またはこれらによる津波を  
しおり - 1

原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。

建物および家財についてこれらの損害を補償するには、「地震保険」をセットでご契約されることが必要となりますのでご承知おきください。

### 地震危険等上乗せ担保特約について

- 地震保険では上記のとおり建物および家財の価額の50%または所定の限度額までしか保険金額（ご契約金額）を設定できませんが、総合保険では、地震保険契約がある場合、一定の条件を満たしたときに地震保険による保険金と同額をお支払いする「地震危険等上乗せ担保特約」をご契約いただくことができます。（しおり-25ページ）
- この特約は、この特約の保険期間（補償の対象となる期間）の満了する日の属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がない限り自動的に継続されますが、弊社におけるこの特約の引受状況等により、満了後のお引き受けができなくなる場合があります。この場合、弊社より、その旨のご通知をさせていただきますので、ご了承ください。

## ③ 自動車に関する補償について

- ① 新たに自動車に関する補償にご加入される場合、買い替え等でご契約のお車を入れ替えられる場合、また弊社が別途定める場合には、ご契約のお車の正確な確認による適正な保険料およびその割引・割増の適用のため、自動車検査（いわゆる「車検」）の対象となっている自動車および軽自動車について、資料として自動車検査証または登録事項等証明書の写のご提出をお願いしています。その他の資料やリースカーの場合の資料については、ご契約の代理店または弊社におたずねください。
- ② 自動車に関する補償では、ご家族および別居の未婚の子（ご契約者またはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。）の中から、記名運転者（ご契約の運転者）をお選びいただくことになります。ご家族のうち、記名運転者（ご契約の運転者）としてお選びいただかなかつた方は、補償の対象の運転者とはなりませんのでご注意ください。許諾運転者の補償が設定されている場合、記名運転者（ご契約の運転者）となっていない別居の未婚の子は、許諾運転者としての補償を受けることが可能です。

保険期間（補償の対象となる期間）の中途で運転免許（二輪自動車および原動機付自転

車のみの免許を除きます。)を保有している方が新たにご家族になられた場合、または、ご家族のうちいすれかの方が新たに運転免許を取得した場合も、補償の対象の運転者とするためには、その方を記名運転者(ご契約の運転者)としての設定をしていただくことが必要となります。

なお、記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約(自動車に関する補償についてご契約された場合に自動的に付帯)によって、ご家族および別居の未婚の子が運転免許を最初に取得した場合、結婚により運転免許を保有している方が新たにご家族となられた場合、別居の未婚の子がご家族と同居することとなった場合等、その事実が確認できる場合には、一定の期間内に記名運転者(ご契約の運転者)の設定をしていただくことを条件に自動補償しております。

ただし、その事実が公的資料などにより確認できない場合にはこの特約の対象とはならず、記名運転者(ご契約の運転者)として設定をしていただくまでの間は補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ③ 用途および車種(注)が下記以外の自動車については、総合保険の自動車に関する補償の対象とならず、事故を起こされた場合でも保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

#### 補償の対象となる自動車の用途・車種

自家用 8 車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車))

(注) 保険申込書、ご契約のしおり・約款の「用途・車種」は、自動車検査証記載の「用途・種別」とは異なり、弊社が別途定める用途・車種区分によるものとします。

- ④ ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方。代理人や運行を管理する方を含みます。)は補償の対象となる自動車を常に安全に運転できる状況に整備し、車検等の官庁の検査を受けていただく必要があります。これがなされませんと、ご契約の全部または一部を解除させていただくことがあります。

#### ④ 疾病に関する補償について

疾病に関する補償では、死亡の補償がありません。東京海上日動あんしん生命保険株式会社の「超保険・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険」、「超保険・定期保険」または「超保

険・家計保障定期保険」にご加入ください。

#### ⑤ 財物保険金額について

財物保険金額は、財物(自動車、建物、家財、設備・什器等、携行品および自動車積載動産のうち、保険の目的(ご契約の対象となる財物)として指定されたもの)に関する損害に適用する1事故あたりの支払限度額です。

財物保険金額は、1回の事故において支払われる次の保険金に対して適用されます。

保管車両損害保険金  
建物・収容動産損害保険金  
積載動産損害保険金

その他車両損害保険金  
携行品損害保険金

##### ① 財物保険金額の設定について

財物保険金額は、1回の事故における支払限度額ですので、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の価額の合計を目安にして、充分な金額でご設定ください。

##### ② 自動車、携行品および自動車積載動産に適用される支払限度額または保険金額(ご契約金額)について

- (a) 保険の目的(ご契約の対象となる財物)が、自動車、携行品または自動車積載動産である場合には、それぞれについて財物保険金額以下の金額で支払限度額(「保管車両損害およびその他車両損害の修理支払限度額」、「携行品支払限度額」、「積載動産保険金額」)を設定いただきます。
- (b) これらの財物について生じた損害に対する支払額については、それぞれの支払限度額または保険金額(ご契約金額)が適用されます。

#### ⑥ 中途更改等に関する特則について

現在ご加入されている自動車保険契約等(以下「現在のご契約」といいます。)を保険期間の中途で解約し、同時に総合保険の自動車に関する補償(以下「弊社ご契約」といいます。)に切り替えてご契約される(以下「弊社で新たにご契約になる」といいます。)場合に、現在のご契約の保険期間中に事故がなければ、無事故期間分の割引を進行させた割増引を適用することができます(中途更改等に関する特則が適用されます。)。

ただし、弊社以外の保険会社等でご加入されている現在のご契約を解約し、この特則により弊社で新たにご契約になる際に、特にご注意いただきたいことからをご説明した「中途更改等に関する特則に関する重要事項等説明書(兼確認書)」において、下記①から③までの事項を必ずご確認のうえ、同書類にご記名・ご押印いただきますようお願いいたします。

- ① 現在のご契約を解約し弊社で新たにご契約になると、不利となる可能性があります。  
現在のご契約の満期を待たずに解約し、弊社で新たにご契約になると、結果としてお客様に一部不利となる可能性があります。特に下記の点についてご注意ください。
- (a) 現在のご契約の解約返り保険料は、短期率(いわゆる解約控除)等の、お客様にとって不利な計算方法が適用される場合があります。その結果、お客様の現在のご契約に対する保険料負担が最大約30%割増となる可能性があります。(解約返り保険料の計算方法は、現在のご契約の保険会社等、現在のご契約のご契約方法、保険料の払込方法等により、それぞれ異なります。これらによっては、お客様に不利とならない場合もあります。)
  - (b) 現在のご契約の解約により、補償内容(保険金をお支払いする事故、お支払いする保険金額など)や保険料が変更となる可能性があります。特に車両保険をご契約のお客様は、弊社ご契約の協定保険価額が経年減価により減額となる可能性があります。
  - (c) 現在のご契約を解約し弊社で新たにご契約になった後に、弊社ご契約をお止めになり再度自動車保険契約等にご契約し直した場合に、現在のご契約を引き続きご契約されていたときに適用される等級(無事故割引)に比べて、等級(無事故割引)の進行が遅れる可能性があります。
  - (d) 現在のご契約の解約により、下記<例>のような現在のご契約に付帯されている各種サービスや、現在のご契約をそのままご継続された場合に得られるメリット等が受けられなくなる可能性があります。(注1)  
<例>・暮らしの無料電話相談サービス  
・車両事故時における保険会社指定修理工場入庫の際の優遇措置 など  
(注1) これらの有無および具体的な内容につきましては、現在のご契約の保険会社等、ご契約内容などにより異なりますので、お手数ですがお客様ご自身で直接ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ② 現在のご契約の解約日は、弊社ご契約の始期日と、必ず同日付となるようお手続きください。  
現在のご契約を解約し、弊社で新たにご契約になる場合、現在のご契約の解約手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、その際、弊社ご契約の保険始期日を解約日として現在のご契約を解約いただく必要があります。保険始期日と解約日が同一日でない場合、現在のご契約に適用されている等級(無事故割引)が継承できないなどの不都合が生じますので、くれぐれもご確認ください。

- ③ 現在のご契約で事故がある場合は、中途更改等に関する特則は適用できません。
- (a) この特則は、現在のご契約の無事故期間分の割引を進行させた割増引を適用する制度です。従って、現在のご契約で事故(注2)が発生している場合は、この特則は適用できませんのでご注意ください。
  - (b) 解約日が本日以降の先日付である場合、本日以降解約日までの間に事故(注2)が発生した場合も、この特則が適用できなくなります。  
(注2) 弊社が定める事故件数に数えない事故(ノーカウント事故といいます。)を除きます。

なお、現在のご契約に事故があることが判明した場合や、解約日が先日付の場合で解約日までの間に事故が発生した場合は、弊社ご契約の内容について、中途更改等に関する特則を適用しないご契約内容に変更いただくことになるほか、保険料を追加でお支払いいただくことがあります。さらに、弊社ご契約を解除させていただく場合もありますので十分ご注意ください。

## ⑦ クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)

ご契約のお申込後であっても次のとおりご契約のお申込の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

### クーリングオフできる場合

- ① お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフの説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、クーリングオフを行うことができます。
- ② クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の本社あてに**必ず郵便にてご通知ください**(《記入例》をご参照ください)。  
※ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ③ クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合は、総合保険でご契約いただく最初の保険期間(補償の対象となる期間)の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。



### クーリングオフできない場合

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約  
(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)

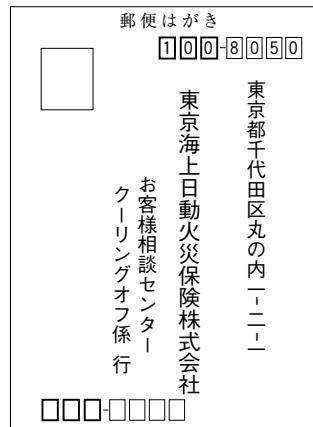
なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

クーリングオフをご希望される場合は、はがきに次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

### 《必要事項》

- ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名(押印)、連絡先電話番号
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の内容
  - (a) 保険種類(「超保険(総合保険)」を記載ください。)
  - (b) 証券番号(申込書控の右上に記載しております。)
  - (c) 領収証番号(証券番号が不明の場合にのみご記入ください。保険料領収証の右上に記載しております。)
- ご契約を取り扱った弊社営業店(申込書控の右上に記載がある場合にご記入ください。)
- ご契約を取り扱った弊社代理店

### 《記入例》



下記の保険契約をクーリングオフします。

- 申込人住所 ○○○○○○○○○  
氏名 ○ ○ ○ ○ @  
TEL 自宅 ( )  
勤務先 ( )  
・申込日:平成〇年〇月〇日  
・保険種類:超保険(総合保険)  
・証券番号:○○○○○○○○○○  
(領収証番号:○○○○○○○)  
・取扱営業店:  
・取扱代理店:

## 個人情報の取扱いに関するご案内

1. 弊社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報を当該担保権者に提供すること

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

2. この保険における自動車に関する補償については、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るために、前の保険年度(総合保険契約の保険年度)における保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数、支払保険金等を保険料に反映させるリザルトレーティング制度(注1)が採用されています。

このリザルトレーティング制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、ご契約の前の契約の割増引および保険事故の有無・件数等の確認を行うことがあります。(注2)

また、自動車事故などの場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行うことがあります。(注3)

(注1) リザルトレーティング制度については「ご契約のしおり」(しおり-48ページ)をご覧ください。

(注2) 具体的には、被保険者名(保険の補償を受けられる方のお名前)・記名運転者名(ご契約の運転者のお名前)・ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の登録番号・ご契約の前の契約の適用割増引ならびに保険事故の有無および件数等の項目について確認を行なうことがあります。

(注3) 具体的には、事故発生の場合に当該事故に関係してご契約されている損害保険の種類・ご契約者名・被保険者名(保険の補償を受けられる方のお名前)・被害者名・補償の対象となる自動車の登録番号・事故の相手自動車の登録番



号・事故発生日・事故発生地・扱い損害保険会社等の項目について確認を行うことがあります。

3. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者(保険の補償を受けられる方)または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

※上記2. および3. の確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

また、ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約者から契約内容、「ご契約のしおり・約款」の内容および個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(保険の補償を受けられる方)全員にご説明ください。

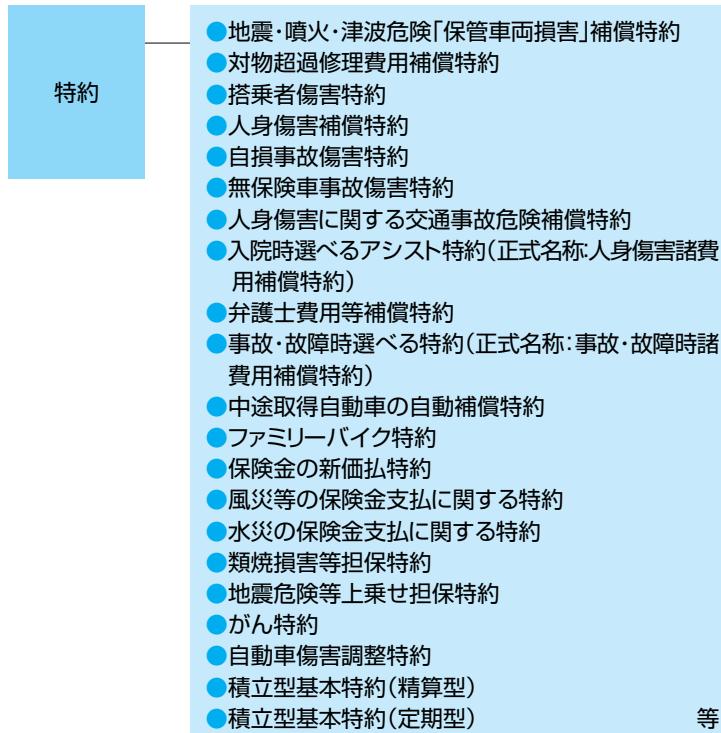


内 容

## II. 総合保険の内容

### ① 総合保険の約款構成

総合保険の普通保険約款および特約は以下のとおりの構成になっています。



### ② 保険ゲートウェイについて

#### ① 保険ゲートウェイ

総合保険には、次の2種類の積立型基本特約があり、総称して保険ゲートウェイと呼んでいます。

##### (a) 積立型基本特約(精算型)…充当口座

イ. 充当口座は、総合保険の契約開始とともに自動的に設定されます。  
ロ. 月々の補償保険料(補償に係る保険料)の充当を行います。

##### (b) 積立型基本特約(定期型)…積立口座(注)

充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかったときに、ご契約者から予め反対のお申し出がない限り、積立口座から充当口座に残高を振り替えた上で、充当口座から補償保険料(補償に係る保険料)として充当することがあります。

(注)平成20年7月1日以降、新たな積立口座の設定は中止しております。

#### ② 積立期間の設定について

充当口座の積立期間は、ご契約時に、設定してください。なお、充当口座は、積立期間の満了後も各補償に関するご契約が続く限り自動的に継続され、積立期間満了時返り金、契約者配当金は継続された積立期間に引き継がれます。

#### ③ 充当口座への保険料のお払込について

保険料はお客様ご指定の銀行預金口座等からの振り替えにより、金融機関所定の振替日にお支払いいただきます。ただし、第1回保険料についてはご契約と同時にお支払いいただくこともできます。

#### ④ 充当口座から補償保険料(補償に係る保険料)への充当について

##### (a) 保険料のお支払いについて

総合保険の補償保険料(補償に係る保険料)は、払込期日に充当口座(積立型基本特約(精算型)をいいます。以下同様とします。)から充当するという形でお支払いいただきます。

##### (b) 保険料のお支払いがなかった場合について

払込期日に充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日にも当該補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかったときには、その払込期日の翌日(第1回補償保険料(補償に係る保険料)の場合は補償の保険期間(補償の対象となる期間)の初日)以後に生じた事故による損害または傷害もしくはその払込期日の翌日(第1回補償保険料(補償に係る保険料)の場合は補償の保険期間(補償の対象となる期間)の初日)以後に発病した疾病に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意

ください。

ただし、補償保険料(補償に係る保険料)のお支払いがなかったことにご契約者の故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、払込猶予期間を当該払込期日の属する月の翌月末日から翌々月末日まで延長します。

- (c) 保険料のお支払いがなかった場合の保険契約の解除について  
払込期日に充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかった場合で、  
・ 払込猶予期間中に当該補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかつたとき  
・ 2ヶ月連続して充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかつたとき  
は、原則として保険契約が解除となりますのでご注意ください。

#### (注1)積立口座のご契約がある場合

積立口座(積立型基本特約(定期型)をいいます。以下同様とします。)のご契約がある場合は、充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができなかつたときに、ご契約者から予め反対のお申し出がない限り、積立口座から充当口座に残高を振り替えた上で、充当口座から補償保険料(補償に係る保険料)として充当することができます。

#### (注2)割引が適用できなくなる場合

充当口座の残高不足により補償保険料(補償に係る保険料)の充当ができず自動車に関する補償のご契約が解除となった場合、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」ごとに設定されている読替ノンフリート等級(※)が7~20等級であったときは、今後締結する総合保険契約または自動車保険契約等にその割引を適用することができなくなりますのであわせてご注意ください。

#### ※読替ノンフリート等級について

読替ノンフリート等級とは、自動車に関する補償において自動車保険が付保されていたとみなしたときに適用されるノンフリート等級(無事故割引・割増)をいいます。

### ⑤ 出金等について

- (a) 充当口座  
補償保険料(補償に係る保険料)の充当または総合保険契約の解約以外の事由で充当口座からお金を引き出すことはできません。
- (b) 積立口座  
当会社所定の条件の範囲で積立口座からお金を引き出すことができます。ただし、出金相当額に適用される利回りは、ご契約時に設定された利回りより低くなります

でご注意ください。

### ⑥ 契約者配当金のお支払い

- (a) 口座の残高の運用利回りが予定の利回りを超えた場合には、積立期間満了時返れい金とあわせて契約者配当金をお支払いします。
- (b) 積立期間の満了以前に終了したご契約、失効したご契約または解除されたご契約に対しては、契約者配当金をお支払いしません。後記⑧にありますように、充当口座・積立口座のみが終了した場合も同様となります。  
(注)口座の残高の運用利回りが予定の利回りをこえなかつた場合は、契約者配当金はお支払いしません。

### ⑦ 積立期間の満了時のお取扱い

- (a) 充当口座  
イ. 積立期間が満了した場合、同一期間で自動的に継続いたします。  
ロ. 満了時の積立期間満了時返れい金、契約者配当金は、継続後の充当口座に引き継がれます。
- (b) 積立口座  
積立期間が満了した場合、積立期間満了時返れい金、契約者配当金をお支払いします。

### ⑧ 保険金のお支払いがあった場合の返れい金等について

保険金が支払われる場合において、下記の事項に該当したときは、当該時点で充当口座および積立口座ともに終了します。この場合においては、その時点の口座の残高および契約者配当金はお支払いしません。なお、総合保険契約を続けていただくには、新たに充当口座を設定していただく必要があります。

- (a) 賠償責任条項第1条第3項および第4項の保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額(ご契約金額)(「無制限」でご契約された場合は2億円とします。)の100%となつたとき
- (b) 前記(a)の保険金に関する補償がご契約されていない場合で、財物条項第1条第4項から第7項の保険金のお支払額が、1回の事故で財物保険金額(保険価額を限度とします。)の100%となつたとき
- (c) 前記(a)および(b)の保険金に関する補償がご契約されていない場合で、傷害条項の被保険者(保険の補償を受けられる方)全員について、傷害条項第1条第1項の傷害死亡保険金を支払ったとき、または傷害条項第1条第1項の傷害後遺障害保険金の支払額の合計額が傷害死亡後遺障害保険金額に相当する額となつたとき
- (d) 前記(a)から(c)までの保険金に関する補償がご契約されていない場合で、次のいずれかに該当するとき。ただし、充当口座および積立口座が終了するのは、保険金支払の原因となった傷害または疾病による就業不能が開始した時(被保険者(保険の補償

を受けられる方)が複数いる場合は、最も遅くに次のいずれかに該当した被保険者(保険の補償を受けられる方)の就業不能が開始した時)となります。

- イ. 傷害条項の被保険者(保険の補償を受けられる方)全員に対して、傷害所得補償保険金が傷害所得補償てん補日数まで支払われたとき
- ロ. 疾病条項の被保険者(保険の補償を受けられる方)全員に対して、疾病所得補償保険金が疾病所得補償てん補日数まで支払われたとき

### ③ 補償内容

#### ① 自動車に関する補償

##### (a) 約款構成

総合保険の自動車に関する補償は、財物条項、賠償責任条項、費用条項および特約により構成されています。

(注) 自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられた強制保険(自動車損害賠償責任保険)と任意にご加入いただく任意保険の2種類に分かれます。総合保険の自動車に関する補償は、任意保険となります。

普通保険約款		主な特約
第1章 財物条項	車両損害 (第1条第1項・第2項 ・第3項) 積載動産損害 (第1条第14項)	運転車両保険金額に関する特約 ・車対車「運転車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) ・地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約 ・記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約 ・入替自動車の自動補償特約 ・被保険自動車の入替条件に関する特約 ・中途取得自動車の自動補償特約 ・対物超過修理費用補償特約 ・無免許運転者に関する「賠償損害」等補償特約 ・搭乗者傷害特約 ・搭乗者傷害の傷害保険金(一時金払)倍額払特約 ・人身傷害補償特約 ・人身傷害に関する交通事故危険補償特約 ・自損事故傷害特約 ・無保険車事故傷害特約 ・入院時選べるアシスト特約(正式名称:人身傷害諸費用補償特約) ・法律相談費用補償特約 ・弁護士費用等補償特約 ・事故・故障時選べる特約(正式名称:事故・故障時諸費用補償特約) ・所有自動車の通知に関する特約 ・許諾運転者の業務従事中不担保特約 ・許諾運転者の業務従事中担保特約 ・許諾運転者に関する「別居の未婚の子」他車運転危険補償特約 ・記名運転者の追加に関する特約 ・ファミリーバイク特約 (原付・自損事故傷害あり) ・ファミリーバイク特約 (原付・人身傷害あり)
第2章 賠償責任条項	対人賠償責任 (第1条第3項・第5項) 対物賠償責任 (第1条第4項・第6項)	+ 等
第5章 費用条項	自動車事故・故障時レンタカー費用 (第1節第1条第1項・第2項)  自動車賠償臨時費用 ・対人臨時費用 (第26節第1条第1項 ・第2項)	
	自動車損害時諸費用 ・車両全損時諸費用 (第27節第1条第1項 ・第2項・第3項) ・車両修理時諸費用 (第27節第1条第4項 ・第5項・第6項)	

##### (b) 補償内容

自動車に関する補償の内容は次のとおりとなっています。

##### イ. 車両損害(財物条項)

- (イ) 補償の対象となる自動車に生じた車両損害を設定された条件で補償します。
- (ロ) 補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

## (i) 運転中の自動車に関する補償

1. 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車(注)
  2. 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記1. 以外の自動車(注)
  3. 許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者))の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車(注)  
ただし、台風、たつ巻、こう水、高潮または盗難により損害を被った自動車、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいている自動車を除きます。
- (注) 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。

## (ii) 保管中の自動車に関する補償

「台風、たつ巻、こう水、高潮または盗難による損害について、補償の対象として保険証券に記載された自動車」および「運転されていない間に生じた偶然な事故による損害について、補償の対象として保険証券に記載された自動車」

## (iii) 運転中の自動車に関する補償の種類

「オールリスク補償」と「車対車衝突事故等の補償」のいずれかの設定となります。

○はお支払いできる場合を、×はお支払いできない場合を示しています。

	火災・爆発、落書・窓ガラス破損、飛来中・落下中の他物との衝突などによる損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱・建物などの自動車以外の他物との衝突・接触および転覆・墜落による損害(単独事故等)
オールリスク補償	○	○	○
車対車衝突事故等の補償 ※1	○	○ ※2	×

※1 車対車「運転車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)を付帯します。

※2 相手自動車および運転者が確認できる場合に限ります。

## (ii) 免責金額(自己負担額)

次のの中から設定された免責金額(自己負担額)が適用になります。

免責金額(自己負担額)	
第1回目車両事故	第2回目以降の車両事故
0万円	10万円
3万円	10万円
5万円	10万円
0万円	
7万円	
10万円	
15万円	
20万円	

(注) 事故の回目とは、所有自動車ごとに、弊社が保険金をお支払いする車両事故を発生順に数えたものをいいます。

所有自動車以外の自動車の免責金額(自己負担額)は一律0万円とし、事故の回目にもカウントしません。

## (iv) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)、記名運転者(ご契約の運転者)または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害
- ② ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)、記名運転者(ご契約の運転者)または保険金を受け取るべき方が、無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転等で補償の対象となる自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害
- ④ 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ⑤ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑥ 補償の対象となる自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗
- ⑦ 故障損害

- ⑧ 補償の対象となる自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑨ 付属品のうち補償の対象となる自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、補償の対象となる自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災・盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑩ タイヤに生じた損害。ただし、補償の対象となる自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑪ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑫ 車対車「運転車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)を付けている場合で衝突の相手自動車が確認できないとき
- ⑬ 記名運転者(ご契約の運転者)の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車(「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」を除きます。)を運転しているとき
- ⑭ 記名運転者(ご契約の運転者)が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているとき
- ⑮ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行業等自動車を取り扱う業務として受託した「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているとき
- ⑯ 記名運転者(ご契約の運転者)が、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、その自動車を運転しているとき。ただし、記名運転者(ご契約の運転者)が正当な権利を有する方以外の承諾を得ており、かつ、記名運転者(ご契約の運転者)がその方を正当な権利を有する方であるとしたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑰ 記名運転者(ご契約の運転者)が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転している(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のためにその自動車を運転している場合を除きます。)とき

#### □. 賠償責任(賠償責任条項)

##### (i) 対人賠償責任

###### (ii) 支払保険金

1. 補償の対象となる自動車の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合、自賠責保険で支払われる金額を超えた部分に対して保険金をお支払いします。

2. 補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

(1) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車(注)

(2) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記(1)以外の自動車(注)

(3) 許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車(注)

(4) 運転されていない間のご家族所有の自動車(注)

ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいている自動車を除きます。

(注) 自動車の用途および車種が自家用 8 車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。

##### (ii) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、台風、こう水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害
- ② 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償に関し弊社以外の者との間に特別な約定がある場合は、その約定によって加重された賠償責任(弊社が関与していない賠償責任)を負担することによって被る損害
- ③ ご契約者、記名運転者(ご契約の運転者)または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意によって生じた損害
- ④ 次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害



- (1) 補償の対象となる自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
- (2) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の父母、配偶者または子
- (3) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
- (4) 被保険者(保険の補償を受けられる方)が「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」を被保険者(保険の補償を受けられる方)の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者(保険の補償を受けられる方)が記名運転者(ご契約の運転者)であり、その使用者の業務に当該自動車を使用している場合に、当該記名運転者(ご契約の運転者)と同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の身体の障害によって当該記名運転者(ご契約の運転者)が被る損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車(「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」を除きます。)を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑥ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑦ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行業等自動車を取り扱う業務として受託した「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑧ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、その自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任。ただし、被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な権利を有する方以外の承諾を得ており、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる方)がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑨ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うこ

とを目的とする場所において「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転している(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のためにその自動車を運転している場合を除きます。)ときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任

#### □ 対物賠償責任

##### (i) 支払保険金

1. 補償の対象となる自動車の事故により他人の財物(他の車、家屋等)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。
2. 補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。
  - (1) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車(注)
  - (2) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記(1)以外の自動車(注)
  - (3) 許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車(注)
  - (4) 運転されていない間のご家族所有の自動車(注)  
ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいていない自動車を除きます。
- (注) 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。
3. 保険証券に記載された免責金額が適用となります。

##### (ii) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、台風、こう水、高潮、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害
- ② 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償に関し弊社以外の者との間に特別な約定がある場合は、その約定によって加重された賠償責任(弊社が関与していない

賠償責任)を負担することによって被る損害

- ③ ご契約者、記名運転者(ご契約の運転者)または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意によって生じた損害
- ④ 次のいずれかに該当する者の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害
  - (1) 補償の対象となる自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
  - (2) 被保険者(保険の補償を受けられる方)またはその父母、配偶者もしくは子
- ⑤ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車(「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」を除きます。)を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑥ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑦ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行業等自動車を取り扱う業務として受託した「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任
- ⑧ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、その自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任。ただし、被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な権利を有する方以外の承諾を得ており、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる方)がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑨ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車を運転している(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のためにその自動車を運転している場合を除きます。)ときに生じた事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る損害賠償責任

### (iii) 対物超過修理費用補償特約

対物賠償責任に関する補償に任意付帯できる特約です。

保険金をお支払いする場合	ご注意いただきたいこと
対物賠償責任に関する補償の保険金が支払われる場合で相手自動車の修理費(6ヶ月以内に生じた修理費に限ります。)がその時価額を超過するときに、修理費と時価額の差額について対物超過修理費用保険金(50万円限度)をお支払いします。	相手方にも過失がある事故の場合には、相手自動車の修理費と時価の差額のうち、被保険者(保険の補償を受けられる方)の過失分に相当する金額のみお支払いします。

### 八. 傷害に関する特約

#### (イ) 自動車人身傷害(正式名称:人身傷害補償特約)

##### (i) 支払保険金

1. 補償の対象となる自動車に乗車中や歩行中等に自動車事故で死傷された場合に、定められた基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

##### 【自動車人身傷害(人身傷害補償特約)の主な補償範囲について】

○はお支払いできる場合を、×はお支払いできない場合を示しています。

補償される事故の範囲	自動車人身傷害 (人身傷害補償特約)
補償の対象となる自動車に乗車中の事故	○
ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)および別居の未婚の子(ご契約者またはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。)の、補償の対象となる自動車乗車中以外の自動車事故(注1)	○
ご家族および別居の未婚の子の自動車以外の交通事故および建物火災(注2)	○

(注1)ご家族所有の自動車のうち補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいたない自動車、二輪自動車、原動機付自転車に乗車中の事故を

除きます。

(注2)自動車人身傷害(人身傷害補償特約)に関する補償に任意に付帯いただける「人身傷害に関する交通事故危険補償特約」を付帯した場合に補償されます。

## 2. 補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。

- (1) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車(注)
- (2) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記(1)以外の自動車ただし、自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
- (3) 許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者))の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車(注)
- (4) 運転されていない間のご家族所有の自動車(注)  
ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいたいない自動車を除きます。  
(注) 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。

### (ii) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害
- ② 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中に生じた損害
- ③ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または極めて重大な過失によって、その本人について生じた損害
- ④ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、無免許運転または酒気帯び運転などで自動車を運転している場合に、その本人について生じた損害
- ⑤ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に、その本人について生じた損害。ただし、その自動車が「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車

であって、被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な権利を有する方以外の承認を得ており、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる方)がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

- ⑥ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害
- ⑦ 保険金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた損害(その方の受け取るべき金額部分)
- ⑧ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、補償の対象となる自動車以外の自動車で、ご家族所有の自動車またはご家族が主として使用している自動車に搭乗中に生じた損害
- ⑨ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、二輪自動車または原動機付自転車に搭乗中に、その本人について生じた損害
- ⑩ 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)による損害
- ⑪ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、被保険者(保険の補償を受けられる方)の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車(「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」を除きます。)を運転している場合に生じた損害
- ⑫ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車に競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。)に、その本人について生じた損害
- ⑬ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転している場合に生じた損害

- (iii) 入院時選べるアシスト特約(正式名称:人身傷害諸費用補償特約)  
自動車人身傷害(人身傷害補償特約)に関する補償に任意付帯できる特約です。

保険金をお支払いする場合	ご注意いただきたいこと
<p>自動車人身傷害（人身傷害補償特約）で補償されるケガで被保険者（保険の補償を受けられる方）が3日以上入院した場合に、補償メニューの中からホームヘルパー派遣やベビーシッター派遣など、ご希望のサービスを以下の被保険者（保険の補償を受けられる方）1名あたり限度額の範囲内で提供します。</p> <p>限度額：入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が発生した場合は1日につき1万円）ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>補償メニューのご利用にあたっては、事前に専用サポートデスクにご連絡いただく必要があります。</li> <li>実際のサービス提供までには、一定の日数を要する場合があります。</li> <li>お住まいの地域等によっては、サービスを提供できない場合があります。</li> <li>各補償メニューには、ご利用可能な期間やご利用可能な上限額があります。</li> </ol>

(d) 自動車搭乗者傷害(正式名称:搭乗者傷害特約)

(i) 支払保険金

- 補償の対象となる自動車に乗車中の方(運転者を含みます。)が死傷された場合にあらかじめ定められた補償額に基づいて保険金をお支払います。
- 補償の対象となる自動車は次のとおりとなります。
  - 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車(注)
  - 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中の前記(1)以外の自動車(注)
  - 許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)の補償が設定されている場合に、その方が運転中のご家族所有の自動車(注)
  - 運転されていない間のご家族所有の自動車(注)

ただし、補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいている自動車を除きます。

(注) 自動車の用途および車種が自家用8車種(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。)であるものに限ります。

3. 死亡保険金

事故発生の日からその日を含めて、180日以内に亡くなられた場合は、1名保険金額(ご契約金額)の全額をお支払いします。

4. 後遺障害保険金

事故発生の日からその日を含めて、180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて1名保険金額の4%～100%をお支払いします。また、特約に定める重度後遺障害を被り、介護を要すると認められる場合は、「重度後遺障害特別保険金」として1名保険金額(ご契約金額)の10%(100万円限度)を、「重度後遺障害介護費用保険金」として後遺障害保険金の50%(500万円限度)をそれぞれ後遺障害保険金に加えてお支払いします。

5. 傷害保険金

次のいずれかの保険金をお支払いします。

(1) 一時金払

事故で傷害を被った場合で、入・通院日数が5日以上となった場合に、ケガの内容に応じて傷害入院給付金を定額でお支払いします。(入・通院日数が4日以内の場合は傷害治療給付金として一律1万円をお支払いします。)

(2) 日数払

事故で傷害を被った場合に、医師が治療を必要と認める治療日数(事故の発生日から180日を限度とします。)に応じて、入院1日につき入院保険金日額、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日分の保険金額を限度とします。

(ii) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた傷害、核燃料物質などによって生じた傷害



- ② 極めて異常かつ危険な方法で補償の対象となる自動車に搭乗中の方に生じた傷害
- ③ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意によって、その本人について生じた傷害
- ④ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が無免許運転、酒気帯び運転等で補償の対象となる自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
- ⑤ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、補償の対象となる自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで補償の対象となる自動車に搭乗中に生じた傷害。ただし補償の対象となる自動車が「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車であって、被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な権利を有する方以外の承認を得ており、かつ、被保険者(保険の補償を受けられる方)がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ⑥ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ⑦ 保険金を受け取るべき方の故意によって生じた傷害(その方の受け取るべき金額部分)
- ⑧ 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)による傷害
- ⑨ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、被保険者(保険の補償を受けられる方)の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車('ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車'を除きます。)を運転している場合に生じた傷害
- ⑩ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が、「ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車」以外の自動車に競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。)に生じた傷害
- ⑪ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が役員(理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転している場合に生じた傷害

## 二. 車両付随損害等の費用補償(費用条項)と積載動産損害(財物条項) お支払いする保険金の種類は次のとおりです。

種類	概要	1事故あたりの お支払いする保険金
a. 対人臨時費用保険金	自動車事故に伴い、被保険者(保険の補償を受けられる方)に対人賠償責任が生じた場合に、臨時に必要となる費用を補償	1名あたり 死亡：15万円 3日以上入院：3万円
b. 自動車事故・故障時レンタカー費用保険金	代替交通手段としてレンタカーを利用するための費用を補償	1日あたりレンタカー費用保険金日額を限度(事故・故障の日(正当な理由があり、弊社が認めた場合は、修理工場に搬入した日)から30日限度)
c. 積載動産損害保険金	車両損害に伴い、車内・トランク内に積載された日常動産に生じた損害を補償	30万円限度
d. 車両全損時諸費用保険金	車両が全損となった場合に臨時に必要となる費用を補償	【運転中の自動車に関する補償】 保険金額と運転車両保険金額のいすれか低い額の10%。ただし、20万円が限度 【保管中の自動車に関する補償】 保険金額の10%。ただし、20万円が限度
e. 車両修理時諸費用保険金	車両が50万円以上の分損となった場合に臨時に必要となる費用を補償	【運転中の自動車に関する補償】 車両損害額の5%。ただし、「新車保険金額、運転車両保険金額×1.2または保険金額×1.2のいすれか低い額」の5% (25,000円未満は25,000円、10万円超は10万円)が限度 【保管中の自動車に関する補償】 車両損害額の5%。ただし、「修理支払限度額(50万円を下回るときは、50万円とします。)の5%」または10万円のいすれか低い額が限度

## ホ.法律相談費用補償特約および弁護士費用等補償特約

種類	概要	1事故あたりの お支払いする保険金
a.法律相談費用補償特約 (自動車に関する補償に自動付帯)	自動車の事故で相手方に法律上の損害賠償を請求するためにかかった弁護士費用等を補償	弁護士、司法書士、行政書士への法律相談費用(被保険者(保険の補償を受けられる方)1名につき10万円限度)
b.弁護士費用等補償特約 (任意付帯)		上記の法律相談費用に加えて、弁護士費用や訴訟費用等(被保険者(保険の補償を受けられる方)1名につき300万円限度)

## ヘ.事故・故障時選べる特約(正式名称:事故・故障時諸費用補償特約)

保険金をお支払いする場合	ご注意いただきたいこと
事故・故障により走行不能となった場合に、車両搬送、緊急宿泊先提供等、補償メニューの中からご希望のサービスを提供またはその費用に対し、保険金をお支払いします。(各補償メニューの上限額を限度とします)	<p>1. 補償メニューのご利用にあたっては、事前に東京海上日動安心110番までご連絡いただく必要があります。</p> <p>2. お住まいの地域等によっては、各種案内や手配を行うことができない場合があります。</p> <p>3. 各補償メニューには、ご利用可能な上限額があります。</p>

## ト.しっかりサポート

### [中途取得自動車の自動補償]

- (イ) ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の入替の場合またはご家族が新たに自動車を追加した場合、一定期間内に、入替・追加の承認請求を行った場合、取得日以降弊社がこれを承認するまでの間、入替・追加自動車をご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車とみなして自動的に補償します。
- (ロ) ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の入替の場合のみ補償する自動付帯の特約(入替自動車の自動補償特約・所有自動車の通知に関する特約(30日))と、入替だけでなく追加の場合も補償する任意付帯の特約(中途取得自動車の自動補償特約・所有自動車の通知に関する特約(90日))の2種類があります。

	入替自動車の自動補償特約・ 所有自動車の通知に関する特約(30日)	中途取得自動車の自動補償特約・ 所有自動車の通知に関する特約(90日)
補償イメージ		
特約の付帯	自動付帯	任意付帯 (保険期間(補償の対象となる期間)の中途で取得した自動車のすべてを補償の対象となる自動車とすることが条件となります。) ※本特約を適用する場合は左記特約は適用しません。
補償する自動車	ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の入替自動車のみとなります。(注1)	ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の入替自動車に限らず、追加した自動車も補償します。ただし、補償の対象外となる自動車の入替に伴う中途取得自動車は対象外となります。
入替・追加の承認請求期間	取得日の翌日から30日以内となります。	取得日の翌日から90日以内となります。
自動補償する期間	取得日から弊社が入替の承認をするまでの間となります。	取得日から弊社が入替・追加の承認をするまでの間となります。
自動補償の内容	入替前の自動車の事故の場合と同様の補償内容(注2)	入替の場合は、入替前の自動車、追加の場合は、既存のご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車(複数ある場合には、その中からあらかじめ特定した自動車)の事故の場合と同様の補償内容となります。(注2)

(注1) 記名運転者(ご契約の運転者)が運転中、許諾運転者(記名運転者(ご契約の運転者)の承諾を得てご家族所有の自動車を使用または管理中の方)が運転中については、追加された自動車も補償の対象となります。

(注2) 入替自動車または追加自動車の保険価額に基づき補償します。

## 【記名運転者の資格対象者の自動補償】

お客様のご家族および別居の未婚の子(ご契約者またはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。)が、運転免許(仮免許ならびに二輪自動車および原動機付自転車のみの運転免許を除きます。)を最初に取得した場合、結婚により運転免許を保有している方が新たにご家族となられた場合、別居の未婚の子がご家族と同居することとなった場合等、保険年度の中途中で記名運転者の資格対象者(注1)となられた方に対して、

- (i) 保険年度の初日時点では記名運転者の資格対象者ではなかったこと
  - (ii) 事故時点では、既に記名運転者の資格対象者であること
- のいずれの事実も公的資料などで確認できる場合には、記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約(自動付帯特約)により、一定期間(注2)内に記名運転者(ご契約の運転者)追加の承認申請日までの間、当該運転者を記名運転者(ご契約の運転者)とみなして自動的に補償します。

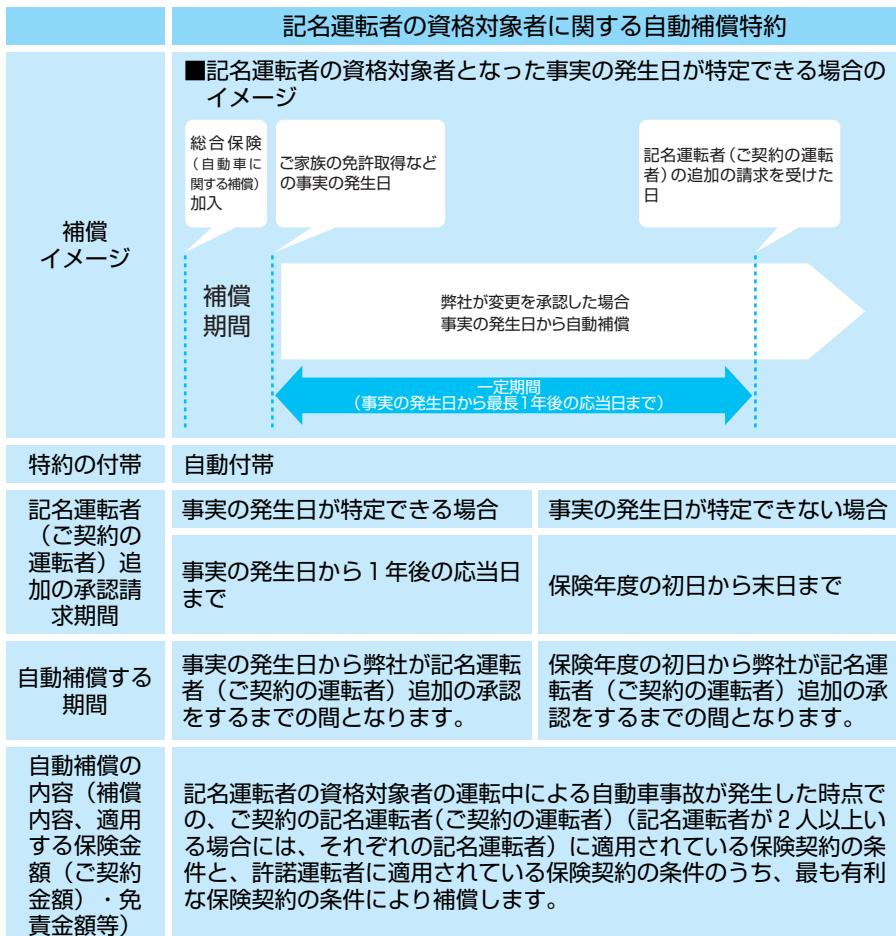
(注1) 記名運転者の資格対象者とは、運転免許を取得している次のいずれかに該当する方をいいます。

- ①ご契約者
- ②ご契約者の配偶者
- ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族
- ④ご契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注2) 一定期間とは、保険年度の中途中で記名運転者の資格対象者となられた日(以下「事実の発生日」といいます。)が公的資料などで特定できる場合にはその日から1年間とし、事実の発生日が特定できない場合には保険年度の初日から保険年度の末日までをいいます。

(注3) これらの方に加えて、保険年度の初日時点で運転免許を保有している「別居の未婚の子」がご家族と同居した場合に、「保険年度の初日時点で別居していたこと」および「保険年度の中途(事故時点)で、同居していたこと」の事実をいずれも公的資料などで確認できるときには、その方は対象となります。

ただし、前記(i)および(ii)の事実が公的資料などで確認できない場合には、記名運転者(ご契約の運転者)として設定をしていただくまでの間は補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。



(注4) ご家族および別居の未婚の子が仮免許取得者(仮免許の資格を取得している方をいいます。)である場合については、運転免許を仮免許と読み替えて上記自動補償を適用します。この場合において、記名運転者(ご契約の運転者)追加の承認請求期間は、事実の発生日が特定できる場合にはその日から仮免許の有効期間の末日までとし、事実の発生日が特定できない場合には保険年度の初日からその末日または仮免許の有効期間の末日のいずれか早い日までとします。

## ② 建物・収容動産損害に関する補償

### (a) 約款構成

普通保険約款		主な特約
第1章 財物条項	・建物・収容動産損害保険金（第1条第4項～第12項）	
第5章 費用条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失火見舞費用保険金（第5節）</li> <li>・地震火災費用保険金（第6節）</li> <li>・財物臨時費用保険金（第7節）</li> <li>・水道管凍結修理費用保険金（第9節）</li> <li>・財物特別費用保険金（第10節）</li> <li>・構内構築物修復費用保険金（第11節）</li> <li>・共用部分修理費用保険金（第12節）</li> <li>・ドアロック交換費用保険金（第13節）</li> <li>・臨時賃借費用（建物臨時賃借費用保険金、家財臨時賃借費用保険金）（第14節）</li> <li>・犯罪行為再発防止費用保険金（第16節）</li> <li>・来訪者傷害見舞費用保険金（第24節）</li> <li>・建物・収容動産損害時諸費用保険金（第28節）</li> <li>・工事対策費用保険金（第29節）</li> </ul>	<p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金の新価払特約</li> <li>・風災等の保険金支払に関する特約</li> <li>・水災の保険金支払に関する特約</li> <li>・移転家財の自動補償特約</li> <li>・類焼損害等担保特約</li> <li>・明記物件条項（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）</li> <li>・高機能住宅割引に関する特約条項</li> </ul> <p>等</p>

### (b) 補償内容

- 建物・収容動産については、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの被害をはじめとして、水災、盗難、建物外部からの物体の衝突、水濡れ、その他の偶然な事故による破損等(注)によって生じた損害に対する補償など、大切なお住まいや家財などを守るために幅広い補償が用意されています。
- (注) 設備・什器等については、「その他の偶然な事故による破損等」で生じた損害は補償の対象となりません。
- 建物・収容動産に生じた損害に対する補償は、お客様のご希望により「基本リスク」、「総合リスク」、「オールリスク」の3タイプの中から「基本リスク」、「基本リスク+総合リスク」、「基本リスク+総合リスク+オールリスク」の組み合わせでご契約することができます。さらに、水災を補償しないこととすることも可能です。
- また上記損害による焼け跡の整理にかかる費用、近所へのおわびにかかる費用等のお支払に加え、選択された建物・収容動産損害に関する補償タイプに応じ、様々な費用に関する補償を用意しております。

## イ. 建物・収容動産損害に関する補償

補償のタイプに応じて、次の①～⑨の事故により保険の目的(ご契約の対象となる財物)とした建物または、建物内収容の家財もしくは設備・什器等(⑦～⑨の事故は対象外となります。)に生じた損害を補償します。

タブ イプの 基本 リスク	事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				(i) ご契約者や被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意もしくは重大な過失または法令違反 (ii) 火災等の事故の際の紛失・盗難 (iii) 家財および設備・什器等が屋外にある間に生じた損害 (iv) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 (v) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (vi) 核燃料物質に起因する事故
総合 リスク	① 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂・爆発事故による損害を補償	損害額 (財物保険金額が限度)	
	② 風・ひょう・雪災	台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水・高潮を除きます）、ひょう災、豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます）による損害を補償	損害額－保険証券記載の免責金額 (財物保険金額が限度)	
	③ 他物落下、水濡れ、騒じょう等	次の事故による損害を補償 ・建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ・給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます）に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ ・騒じょうおよびこれらに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額 (財物保険金額が限度)	
	④ 盗難	盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます）による損害を補償	損害額 (財物保険金額が限度。明記物件（1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝石、美術品等）については、1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度。)	
	⑤ 通貨・預貯金証書の盗難	通貨・預貯金証書（通帳・キャッシュカード等）の盗難を補償。第三者によるデビットカードの不正利用損害も補償。 預貯金証書盗難・デビットカード不正利用損害について は、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書・デビットカードにより預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合	損害額 <限度額> 生活用： 通貨20万円、預貯金証書200万円 業務用： 通貨30万円、預貯金証書300万円 (財物保険金額が限度)	
	⑥ 水災 (水災の補償が選択されている場合)	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、高潮、土砂崩れ等の水災による次の損害を補償 ・保険の目的である建物、家財または設備・什器等にそれぞれの保険金額の30%以上の損害が生じたとき。	損害額 (財物保険金額が限度)	

タ タ イ プ の 保 険 金 を お 支 払 い す る 場 合	事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合		
総合リスク		<p>・保険の目的である建物、家財または設備・什器等が、床上浸水<sup>(※)</sup>または地盤面より45cmをこえる浸水を被ったとき。</p> <p>※「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）をこえる浸水をいいます。</p>				
オールリスク	⑦ 電気的・機械的事故 (建物・家財)	偶然な外来の事故に直接起因する電気的または機械的事故を補償	<p>損害額 - 保険証券記載の免責金額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物：財物保険金額が限度</td> </tr> <tr> <td>家財：収容動産支払限度額が限度</td> </tr> </table>	建物：財物保険金額が限度	家財：収容動産支払限度額が限度	前記(i)、(iii)～(vi)のほか次の事由による場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然の消耗、性質による変色・カビ、ネズミ食い、虫食い等による損害</li> <li>●擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、保険の目的（ご契約の対象となる財物）の機能に直接関係のない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故</li> <li>●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害（保険の目的（ご契約の対象となる財物）の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）</li> <li>●楽器について生じた弦の切断もしくは打皮の破損（保険の目的（ご契約の対象となる財物）の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）または音色もしくは音質の変化</li> <li>●保険の目的（ご契約の対象となる財物）の置き忘れまたは紛失によって生じた損害</li> <li>●詐欺または横領によって保険の目的（ご契約の対象となる財物）に生じた損害</li> <li>●土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害</li> <li>●次の物について生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物</li> <li>・携帯電話（PHSを含みます。）、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品</li> <li>・携帯式電子事務機器（ラップトップまたはノート型パソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。）およびこれらの付属品</li> <li>・ラジオコントロール模型およびその付属品</li> <li>・自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品</li> <li>・ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品</li> <li>・ハンググライダー、パラグライダー、サーフボードおよびウインドサーフィン</li> <li>・動物および植物</li> </ul> </li> </ul>
建物：財物保険金額が限度						
家財：収容動産支払限度額が限度						
⑧ 前記①～⑦以外の偶然な事故 (建物・家財)	前記①～⑦以外の偶然な事故による損害（破損・汚損損害等）を補償					
⑨ 引越し中の事故 (家財)	前記①～④、⑦⑧の事故により、引越し中の家財に生じた損害を補償	対象事故ごとに、前記①～④、⑦⑧と同様に支払います。	事故の種類に応じて、前記①～④、⑦⑧のそれぞれに適用される各事由と同様となります。			

- (イ) 保険金の新価払特約が付帯された場合のお取扱い
- (i) 保険の目的(ご契約の対象となる財物)が建物または家財である場合において上表中の「損害額」は次の算式により算出します。ただし、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の「新価額(再調達価額)<sup>(\*)</sup>」が限度となります。
- [損害額]=[修理費]-[修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額]
- (ii) この特約を付帯された場合、ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)と弊社との間で、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の「新価額(再調達価額)<sup>(\*)</sup>」を評価し、これを「評価額」として保険証券に記載します。お支払いする保険金は、それぞれの保険の目的(ご契約の対象となる財物)についてこの「評価額」(ただし、財物保険金額が「評価額」を下回る場合は、財物保険金額)が限度となります。
- \*「新価額(再調達価額)」とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。
- (ロ) 水災の保険金支払に関する特約を付帯された場合のお取扱い
- 「水災の保険金支払に関する特約」を付帯された場合、水災により生じた損害に対する保険金の支払方法が次のとおりとなります。

損害の程度			
		a 損害の額が保険 価額の30%以上	b 損害の額が保険価額 の15%以上30%未満
水 災 の 保 険 金 支 払 に 関 す る 特 約 付 帶	① 実損型	床上浸水・45cm超浸水	
		損害の額 (財物保険金額が限度) $\text{水災小損害保険金額(1)} \\ \text{次のうち最小額で} \\ \text{契約時設定} \\ \cdot \text{財物保険金額} \times 15\% \\ \cdot \text{保険の目的(ご契約の対象となる財物)の価額} \times 15\% \\ \cdot 300\text{万円}$	
		損害の額 (財物保険金額が限度) $\text{水災小損害保険金額(2)} \\ \text{次のうち最小額で} \\ \text{契約時設定} \\ \cdot \text{財物保険金額} \times 5\% \\ \cdot \text{保険の目的(ご契約の対象となる財物)の価額} \times 5\% \\ \cdot 100\text{万円}$	
② 縮小型		損害の額×70% (財物保険金額が限度) $\text{水災小損害保険金額(1)} \\ \text{次のうち最小額で} \\ \text{契約時設定} \\ \cdot \text{財物保険金額} \times 10\% \\ \cdot \text{保険の目的(ご契約の対象となる財物)の価額} \times 10\% \\ \cdot 200\text{万円}$	

- (注1) 損害の程度bとcの保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故1構内につき、①「実損型」では300万円、②「縮小型」では200万円が、それぞれ限度となります。
- (注2) 設備・什器等について、①「実損型」および②「縮小型」においては、床上浸水・45cm超の浸水で生じた損害であることが支払事由となり、損害の額の保険価額に対する割合にかかわらず、水災小損害保険金額<sup>(2)</sup>が支払われます。
- (注3) 損害の額は、保険金の新価払特約を付帯された場合は前記(イ)によって算出される「損害額」となります。

## □. 費用に関する補償

直接の損害以外の様々な費用を補償します。

(建物・収容動産損害に関する補償タイプにより補償される費用が異なります。保険証券および保険証券別紙(ご契約時には、保険申込書および保険申込書別紙)をご覧ください。)

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
失火見舞費用保険金	失火により建物、家財または設備・什器等に損害が生じたことで建物・収容動産損害保険金が支払われ、かつ、他人の所有物に損害を与えた場合、見舞金等の費用を補償	50万円×被災世帯数 1事故につき、財物保険金額または保険価額のいずれか低い額の20%限度	前記イ、建物・収容動産損害保険金の場合と共に。(ただし、前記イ、(v)は地震火災費用保険金には適用しません。)  このほか次のとおりです。 <失火見舞費用保険金> ・(保険の目的が建物の場合) 当該建物が半焼以上となつたとき ・(保険の目的が家財の場合) 当該家財を収容する建物が半焼以上または当該家財が全焼となつたとき ・(保険の目的が設備・什器等の場合) 当該設備・什器等を収容する建物が半焼以上となつたとき
地震火災費用保険金	地震・噴火・津波に伴い発生した火災により、 ・(保険の目的が建物の場合) 当該建物が半焼以上となつたとき ・(保険の目的が家財の場合) 当該家財を収容する建物が半焼以上または当該家財が全焼となつたとき ・(保険の目的が設備・什器等の場合) 当該設備・什器等を収容する建物が半焼以上となつたとき	地震火災費用保険金額 (地震火災費用保険金額は、次のいずれか低い金額で契約時設定 ・保険価額または財物保険金額のいずれか低い額に5%を乗じた額 ・300万円 一定の条件を満たす場合には、 ・保険価額または財物保険金額のいずれか低い額に30%を乗じた額で設定することも可能です。)	

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
財物臨時費用保険金※	建物、家財または設備・什器等の損害に対して建物・収容動産損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用を補償	建物・収容動産損害保険金×30% 1事故1構内につき、次の金額が限度 住宅物件:100万円 または 300万円 (保険証券記載の財物臨時費用保険金額によります。) 一般物件:500万円	前記イ、建物・収容動産損害保険金の場合と共にです。 このほか次のとおりです。 <水道管凍結修理費用保険金> ・第三者の所有物で被保険者(保険の補償を受けられる方)以外の方が占有する部分の専用水道管の修理費用 <構内構築物修復費用保険金> ・損害が発生してから7日を経過した後に枯死した庭木の修復費用
水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結により損壊した場合の修理費用を補償	実費 1事故1構内につき、10万円が限度	
財物特別費用保険金※	建物、家財または設備・什器等が全損(損害割合80%以上)となった場合の特別費用を補償	建物・収容動産損害保険金×10% 1事故1構内につき、200万円が限度	
構内構築物修復費用保険金※	建物に対して建物・収容動産損害保険金が支払われる場合で、同一事故により、構内構築物に損害(庭木の場合は事故から7日以内に枯死したときに限ります)が生じたとき、その修復費用を補償	実費 1事故1構内につき、10万円が限度	
共用部分修理費用保険金※	共同住宅の管理組合規約に基づき、共用部分に生じた損害に対する修理費用を負担した場合の当該費用を補償	実費 1事故1構内につき、10万円が限度	

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ドアロック交換費用保険金	鍵の盗難や不法侵入されたことに伴い必要になったドアロックの交換費用を補償	実費 〔1事故につき、3万円が限度〕	前記イ、建物・収容動産損害保険金の場合と共に通です。
臨時賃借費用（建物臨時賃借費用保険金、家財臨時賃借費用保険金）※	【建物臨時賃借費用保険金】建物について、建物・収容動産損害保険金が支払われるべき損害が生じ建物の半損以上（20%以上損害）となった場合に伴う使用不能または半損に至らない場合の出入口等の使用不能のほか、電気・ガス・水道事業者に生じた事故による電気・ガス・水道等の供給停止、犯罪等の異常事態や感染症発生時の立入禁止時に伴う使用不能の際に、使用不能となった建物の代替建物にかかる賃借費用および移転費用を補償 【家財臨時賃借費用保険金】家財について、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合で、当該損害に伴って使用不能となった家財（家具、家電、運動用具、寝具等）の代替品の借り入れ費用を補償	【建物臨時賃借費用保険金】 実費 〔1事故につき、「1万円×賃借人人数×支払対象日数」または100万円のいずれか低い額が限度〕  【家財臨時賃借費用保険金】 実費-5,000円 〔1事故につき、7日間相当の賃借費用額、50万円または収容動産支払限度額のいずれか低い額が限度〕	

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
犯罪行為再発防止費用保険金	建物に不法侵入があった場合、その再発防止のために必要となるシャッター、ブザー等の防犯装置の設置費用（不法侵入の発生から180日以内に負担したものに限ります）を補償	実費（20万円が限度）	前記イ、建物・収容動産損害保険金の場合と共に通です。 このほか次のとおりです。 〈犯罪行為再発防止費用保険金〉 ・被保険者（保険の補償を受けられる方）の配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が自ら行い、または加担した犯罪行為の結果生じた費用
来訪者傷害見舞費用保険金	来訪者が、保険の目的（ご契約の対象となる財物）である家財を収容する建物内において偶然な事故により傷害を被った場合に、慣習として支払う見舞金を補償	実費 1事故 1被災者につき、次の額が限度 ・死亡：15万円 ・3日以上入院：3万円 ・通院・2日以内入院：1万円	
建物・収容動産損害時諸費用保険金※	建物、家財または設備・什器等に生じた損害に伴い建物・収容動産損害保険金が支払われる場合、以下の費用を補償 ・損害を受けた保険の目的（ご契約の対象となる財物）の残存物の取片づけに必要な費用 ・損害を受けた保険の目的（ご契約の対象となる財物）の復旧にあたり支出した建築確認申請手数料 ・損害を受けた保険の目的（ご契約の対象となる財物）の復旧にあたり支出した損害の原因の調査費用、損害範囲を確定するための調査費用、保険の目的（ご契約の対象となる財物）の仮修理費用、保険の目的（ご契約の対象となる財物）の代替として使用する仮設物の設置費用等	実費 建物・収容動産損害保険金に相当する額が限度	

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
工コ対策費用保険金※	建物・収容動産損害保険金が支払われるべき場合で保険の目的(ご契約の対象となる財物)である建物が全損(損害割合80%以上)となり、省エネルギーに資する建物に改良して復旧を行った場合の増加費用を補償	実費 建物・収容動産損害保険金の5%相当額または100万円のいずれか低い額が限度	前記イ、建物・収容動産損害保険金の場合と共通です。

※保険金支払の対象となる事故の詳細については下記のとおりとなります。

費用保険金の種類	対象事故
財物特別費用保険金	建物・収容動産損害に関する補償の「基本リスク」および「総合リスク」のうち、建物・収容動産損害の補償の対象として選択したタイプに該当する事故。 ただし、通貨等の盗難は対象外。
財物臨時費用保険金 構内構築物修復費用保険金 建物臨時賃借費用保険金 家財臨時賃借費用保険金 建物・収容動産損害時諸費用保険金 工コ対策費用保険金	建物・収容動産損害に関する補償の「基本リスク」、「総合リスク」および「オールリスク」のうち、建物・収容動産損害の補償の対象として選択したタイプに該当する事故。 ただし、通貨等の盗難は対象外。
共用部分修理費用保険金	建物・収容動産損害に関する補償の「基本リスク」、「総合リスク」および「オールリスク」の事故。 ただし、通貨等の盗難は対象外。

(注1) 財物臨時費用保険金の補償範囲を縮小してご契約された場合、「総合リスク」のうち、盗難(通貨等の盗難を含みます)および水災ならびに「オールリスク」に該当する事故も対象外となります。

(注2) いずれの場合も、引越し中家財の事故は対象外となります。

#### ハ. 地震危険等上乗せ担保特約

- (a) 「地震危険等上乗せ担保特約」を付帯された場合、総合保険とあわせてご契約いただいた地震保険によりお支払いする保険金と同額の保険金をお支払いします。
- (b) なお、総合保険とあわせてご契約いただいた地震保険による保険金の2倍に相当する額が、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の保険価額(※)を超えた場合は、保険価額から地震保険による保険金の額を差し引いた額を、この特約による保険金の額としてお支払いします。  
※「保険金の新価払特約」が付帯された場合は「新価額(再調達価額)」、そうでないときは「時価額」によります。(新価額(再調達価額)とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいい、時価額とは、新価額(再調達価額)から「使用による消耗分」を控除して算出した金額をいいます。)

#### 二. 類焼損害等担保特約

「類焼損害等担保特約」を付帯された場合、次のとおり補償されます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
類焼損害保険金	建物・収容動産損害に関する補償の対象となる建物または家財(家財のみ契約の場合の収容建物を含みます)から発生した火災または破裂・爆発により、他人の居住用建物または家財に滅失、き損または汚損の損害を与えた場合の損害を補償	実費(再調達価額) 損害額から他の保険契約(類焼先の火災保険等)で支払われる保険金を差し引いた残額。 保険年度ごとに、保険証券記載の支払限度額が限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者や類焼損害の補償を受けられる方の故意</li> <li>・類焼損害の補償を受けられる方の重大な過失または法令違反</li> <li>・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>・核燃料物質に起因する事故</li> <li>・煙損害または臭気付着の損害</li> </ul>
類焼傷害見舞費用保険金	上記の事故によって他人を死傷させてしまった場合、見舞金を補償	実費 1事故1被災者につき、次の額が限度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡：15万円</li> <li>・3日以上入院：3万円</li> <li>・通院・2日以内入院：1万円</li> </ul>	

### ③ 携行品損害に関する補償

携行品損害に関する補償には、「家族携行品損害に関する補償」と、対象とする携行品を限定した「個人携行品損害に関する補償」があります。

#### (a) 約款構成

普通保険約款		主な特約
第1章 財物条項	・携行品損害保険金（第1条第13項）	
第5章 費用条項	・家財臨時賃借費用保険金（第14節第1条第2項）	+ ・保険金の新価払特約 ・携行品の範囲限定に関する特約 等

#### (b) 補償内容

補償の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
家族携行品損害  携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）が携行する携行品について、偶然な事故（日本国外で生じた事故を含みます。）により生じた損害を補償。</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）の所有する通貨・預貯金証書（通帳、キャッシュカード等）の盗難損害およびデビットカードの不正利用損害を補償 (預貯金証書盗難・デビットカードの不正利用損害については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書・デビットカードにより預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険証券記載の家族携行品損害に係る携行品被保険者</li> <li>② ①の配偶者</li> <li>③ ①または②の同居の親族</li> <li>④ ①または②と生計を共にする別居の未婚の子</li> </ul>	<p>損害額 - 保険証券記載の免責金額 〔1回の事故につき保険証券記載の携行品支払限度額が限度〕</p>	上記②建物・収容動産損害の「オールリスク」と共通
個人携行品損害 (携行品の範囲限定に関する特約が付帯された場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有する保険証券記載の携行品のうち、テニス用品について偶然な事故により生じた損害を補償</li> <li>テニス用品は、テニス施設に所在する間に生じた損害が対象</li> </ul>	保険証券記載の個人携行品損害に係る被保険者（保険の補償を受けられる方）	<p>損害額 - 保険証券記載の免責金額 〔1回の事故につき保険証券記載の携行品支払限度額が限度〕</p>	上記②建物・収容動産損害の「オールリスク」と共通

イ.「保険金の新価払特約」を付帯された場合、「家族携行品損害に関する補償」において、上表「お支払いする保険金の額」中の「損害額」は次の算式により算出します。ただし、保険の目的(ご契約の対象となる携行品)の「新価額(再調達価額)」(同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。)が限度となります。

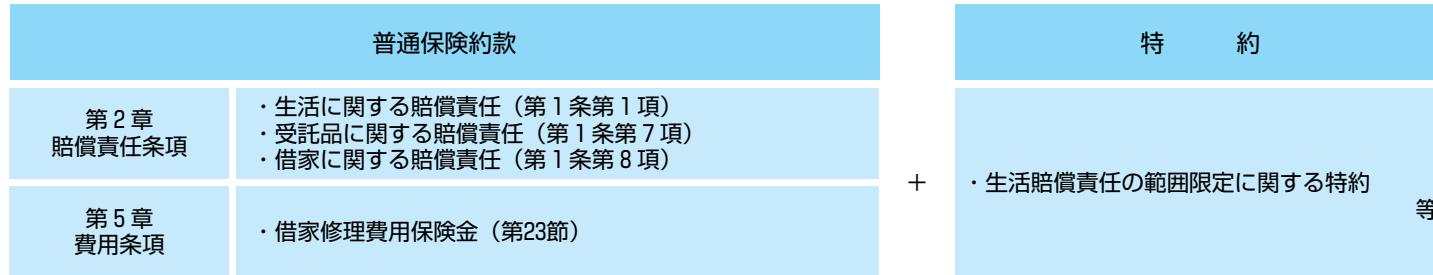
[損害額]=[修理費]-[修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額]

ロ.「家族携行品損害に関する補償」には、同時に「家財臨時賃借費用」(損害が生じた携行品の代替をレンタルした場合に生ずる費用)が補償されます。「お支払いする保険金の額」、「保険金をお支払いできない主な場合」については、前記②ロ.の「家財臨時賃借費用保険金」と同様です。(ただし、「お支払いする保険金の額」の「収容動産支払限度額」を「携行品支払限度額」と読み替えます。)

#### ④ 賠償責任に関する補償

日常生活をとりまく様々な損害賠償責任(生活賠償責任、受託賠償責任、借家賠償責任)およびそれに付随する費用を補償します。

##### (a) 約款構成



##### (b) 補償内容

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
生活賠償責任	日常賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に起因する偶然な事故や右記①の方の居住の用に供される保険証券記載の建物の居住部分の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、次に掲げるものについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害を補償。           <ul style="list-style-type: none"> <li>他人の身体の障害</li> <li>他人の自由の侵害等（不当な身体の拘束、自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害等）</li> <li>他人の財物の損壊または使用不能</li> </ul> </li> <li>日本国外で生じた偶然な事故による損害も対象。</li> </ul>	① 保険証券記載の日常賠償責任に係る生活賠償被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②と生計を共にする同居の親族 ④ ①または②と生計を共にする別居の未婚の子	賠償金額 - 保険証券記載の生活賠償免責金額 1回の事故につき生活賠償保険金額（ご契約金額）が限度  訴訟費用、弁護士費用等は別途お支払いします。	次に係る損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償しません。 (i) ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意 (ii) 地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 (iii) 核燃料物質に起因する事故 (iv) 業務遂行に直接起因するもの (v) 同居する親族に対するもの (vi) 他人から預った物の損壊に関するもの (vii) 自動車の所有・使用・管理に起因するもの
	個人賠償責任 (生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯された場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゴルフ」または「テニス」のうち、保険証券記載のものに伴って、偶然な事故（「ゴルフ」に限り日本国外で生じた事故を含みます。）により、次に掲げるものについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者（保険の補償を受けられる方）が被った損害を補償。           <ul style="list-style-type: none"> <li>他人の身体の障害</li> <li>他人の財物の損壊</li> </ul> </li> </ul>	保険証券記載の個人賠償責任に係る被保険者（保険の補償を受けられる方）	賠償金額 - 保険証券記載の生活賠償免責金額 1回の事故につき生活賠償保険金額（ご契約金額）が限度  訴訟費用、弁護士費用等は別途お支払いします。	

補償の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
受託賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>他人から預った物・レンタル品について、居住建物内または一時的な持ち出しによって保管・管理している間（日本国外を含みます。）に、損壊・紛失または盗取されたことにより、被保険者（保険の補償を受けられる方）が受託品について正当な権利を有する方に対し法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償</li> </ul>	<p>① 保険証券記載の受託賠償被保険者      ② ①の配偶者      ③ ①または②と生計を共にする同居の親族      ④ ①または②と生計を共にする別居の未婚の子</p>	<p>賠償金額      ー保険証券記載の受託賠償免責金額      [ 1回の事故につき受託賠償保険金額（ご契約金額）が限度 ]      訴訟費用、弁護士費用等は別途お支払いします。</p>	<p>上記(i)から(v)のほか、次に係る損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き渡される以前から存在していた瑕疵</li> <li>・屋根、扉等からの雨・雪・ひょうによる損害</li> <li>〈補償対象外の主な受託品〉</li> <li>・日本国外で受託したもの</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券その他これに準ずるもの</li> <li>・貴金属、宝石、美術品その他これらに準ずるもの</li> <li>・自動車、原動機付自転車、船舶、航空機等</li> <li>・動物および植物</li> <li>・建物</li> </ul>
借家賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）の借用する戸室が損壊し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償           <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、破裂・爆発</li> <li>・給排水設備の使用または管理に起因する漏水等による水濡れ</li> <li>・盗難</li> </ul> </li> </ul>	<p>保険証券記載の      借家賠償被保険者      借用戸室の賃借名義人が異なる場合はその賃借名義人を含みます。</p>	<p>賠償金額      [ 1回の事故につき借家賠償保険金額（ご契約金額）が限度 ]      訴訟費用、弁護士費用等は別途お支払いします。</p>	<p>上記(i)から(iii)のほか、次に係る損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改築、増築、取りこわし等の工事による損害</li> <li>・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任を負担することによる損害</li> <li>・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による損害賠償責任を負担することによる損害</li> </ul>
借家修理費用(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事故により被保険者（保険の補償を受けられる方）の借用する戸室が損壊し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合（壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。）、修理費用を補償           <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、落雷、破裂・爆発</li> <li>・建物外部からの物体の落下・衝突・飛来等</li> <li>・給排水設備事故・他戸室事故に伴う漏水等による水濡れ</li> <li>・風災・ひょう災・雪災</li> <li>・騒じよう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為</li> <li>・盗難</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、借家賠償責任による保険金が支払われる場合を除きます。</p>	<p>借家賠償責任と共に</p>	<p>実費      [ 1回の事故につき300万円が限度 ]</p>	<p>次の事由によって生じた損害は補償しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意</li> <li>(ii) 地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動</li> <li>(iii) 核燃料物質に起因する事故</li> <li>(iv) ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または借用戸室の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触</li> </ul>

(注) 借家修理費用は「借家賠償責任」の補償にセットされます。

## ⑤ その他各種費用に関する補償

### (a) 約款構成

普通保険約款	
第5章 費用条項	・ホールインワン・アルバトロス費用保険金（第17節） ・救援者費用保険金（第18節） ・キャンセル費用保険金（第19節） ・被害事故費用（法律相談費用保険金、弁護士費用保険金）（第20節） ・ストーカー対策費用保険金（第21節） 等

### (b) 補償内容

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な費用・事由
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習的に負担した記念パーティー等の費用を補償	保険証券記載の ホールインワン・アルバトロス被保険者	実費 1回につきホールイン ワン・アルバトロス費 用保険金額が限度	・被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ場経営者である場合、その被保険者（保険の補償を受けられる方）が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ・被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ場の使用人である場合、その被保険者（保険の補償を受けられる方）が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ・パーゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
救援者費用保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が次のいずれかの事由に該したことにより、ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または被保険者（保険の補償を受けられる方）の親族が負担した捜索費用、交通費、移送費等を補償 ・被保険者（保険の補償を受けられる方）が搭乗している航空機・船舶が行方不明・遭難したとき ・被保険者（保険の補償を受けられる方）が偶然な事故により生死が確認できないときもしくは緊急の捜索・救助活動をする状態になったことが公的機関により確認されたとき ・被保険者（保険の補償を受けられる方）が外出中の事故により死亡もしくは14日以上の入院をしたとき	① 保険証券記載の救援者費用被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②と生計を共にする同居の親族 ④ ①または②と生計を共にする別居の未婚の子	実費 1事故につき500万円 が限度	・ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、救援者費用保険金を受け取るべき方の故意 ・地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ・核燃料物質に起因する事故 ・山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動を被保険者（保険の補償を受けられる方）が行っている間に生じた事故
キャンセル費用保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）、配偶者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の1親等以内の親族の死亡または入院を直接の原因として生じた旅行、ホテル等の特定のサービスに対するキャンセル費用を補償	① 保険証券記載のキャンセル費用被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②と生計を共にする同居の親族 ④ ①または②と生計を共にする別居の未婚の子	実費－自己負担額 1事故につき50万円が 限度 <自己負担額> 1,000円または実費の 20%相当額のいすれか 高い方の額	・ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）またはキャンセル費用保険金を受け取るべき方の故意 ・地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ・核燃料物質に起因する事故 ・次に規定する期間が開始する前または経過した後においてサービスの全部または一部の提供を受けられた場合 死亡がキャンセル事由である場合は死亡した日から、入院がキャンセル事由である場合は入院した日から、



費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な費用・事由
キャンセル費用保険金				<p>その日を含めて31日以内 ・特定のサービスが被保険者（保険の補償を受けられる方）の職務遂行に関係するものである場合 &lt;補償の対象となるサービス&gt; 業として有償で提供される一定のサービスに限られます。</p>
被害事故費用 (弁護士費用保険金、法律相談費用保険金)	<p>〈弁護士費用保険金〉 被保険者（保険の補償を受けられる方）が日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって被った被害（身体の障害または財物の損壊をいいます。）について、被保険者（保険の補償を受けられる方）、その父母、配偶者または子が法律上の損害賠償請求を行う場合に、あらかじめ弊社の同意を得て、弁護士費用や訴訟費用等を負担したとき</p> <p>〈法律相談費用保険金〉 被保険者（保険の補償を受けられる方）が日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって被った被害（身体の障害または財物の損壊をいいます。）について、被保険者（保険の補償を受けられる方）、その父母、配偶者または子があらかじめ弊社の同意を得て、弁護士、司法書士、行政書士への法律相談費用を負担したとき</p>	<p>① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の未婚の子 ⑤ ①～④以外の方で、ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車に乗車中の方 ⑥ ①～⑤以外の方で、①～④の方が運転中のご家族所有の自動車以外の自動車の所有者およびその自動車に乗車中の方。ただし、①～④の方の使用者の業務（家事を除きます。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車に搭乗中の方およびその使用者を除きます。 ⑦ ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の所有者</p>	<p>実費 弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をあわせて、1事故1名につき、300万円（ただし、この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されていない場合は、300万円に同特約の規定を適用したときに支払われるべき保険金の額をえた額）が限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意によって生じた損害</li> <li>異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害（正当な権利を有する方であると信じたことによる合理的な理由がある場合を除きます。）</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によって生じた損害</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合</li> <li>地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</li> <li>核燃料物質に起因する損害</li> <li>液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出、いっ出により生じた身体の障害または財物の損壊</li> <li>財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊</li> <li>被保険者（保険の補償を受けられる方）が違法に所有・占有する財物の損壊</li> <li>騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害または財物の損壊</li> <li>損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年を超えて開始した場合</li> </ul>
ストーカー対策費用保険金	ストーカー被害にあった被保険者（保険の補償を受けられる方）が、ストーカー規制法に基づく警告や援助の申出を行い、その90日以内に弊社の承認を得て、負担した防犯カメラ設置費用、ドアロック強化費用、転居費用等、被害防止に関する対策費用を補償	保険証券記載のストーカー被害被保険者	実費 〔一連のストーカー行為〕に対して30万円が限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー行為の行為者が被保険者（保険の補償を受けられる方）の配偶者、直系血族、3親等以内の親族、同居の親族である場合</li> <li>保険期間（補償の対象となる期間。補償が継続されている場合には、保険期間も継続されているものとみなします。）の初日から180日以内に申し出が行なわれた場合</li> </ul>

## ⑥ 傷害・疾病に関する補償

### (a) 約款構成

傷害・疾病に関する補償は、傷害条項、疾病条項および特約により構成されています。

普通保険約款		主な特約
第3章 傷害条項 第4章 疾病条項	傷害定額・ 疾病定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害死亡保険金(傷害条項第5条)</li> <li>・傷害後遺障害保険金(傷害条項第6条)</li> <li>・入院保険金(傷害条項第7条、疾病条項第5条)</li> <li>・手術保険金(傷害条項第8条、疾病条項第6条)</li> <li>・入院初期保険金(傷害条項第10条、疾病条項第8条)(注)</li> <li>・通院保険金(傷害条項第14条、疾病条項第12条)</li> <li>・特定傷害診断保険金(傷害条項第9条)(注)</li> <li>・特定疾病診断保険金(疾病条項第7条)</li> <li>・傷害一時金払保険金(傷害条項第15条)</li> <li>・所得補償保険金(傷害条項第18条、疾病条項第15条)</li> </ul>
	人身 傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身傷害保険金(傷害条項第20～22条)</li> </ul>
	人身 疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身疾病保険金(疾病条項第17～18条)</li> </ul>

(注) 保険期間(補償の対象となる期間)の初日が平成19年10月1日以降となる新規の引受けを中止しております。ただし、既にご加入いただいた補償が継続を迎える場合は、継続日が平成19年10月1日以降であっても、引き続き同様の内容でお引受けします。

### (b) 補償内容

#### イ. 人身傷害

被保険者(保険の補償を受けられる方)が日常生活における傷害事故で死傷された場合に、所定の基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

(注1) 1回の事故につき人身傷害保険金額(重い重大障害を負われた場合は、その2倍の金額)を限度にお支払いします。

(注2) 先進医療(主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。)に要した費用も保険金のお支払いの対象となります。

#### ロ. 人身疾病

被保険者(保険の補償を受けられる方)が責任開始期(保険期間(補償の対象となる期間)の初日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。)以後保険期間(補償の対象となる期間)中に疾病を発病し、保険期間(補償の対象となる期間)中に8日以上継続する入院を開始した場合に、所定の基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。(死亡による損害は補償されません。)

(注1) 人身疾病保険金は、保険期間(補償の対象となる期間)を通算して人身疾病保険金額(重い重大障害を負われた場合は、その2倍の金額)を限度にお支払いします。ただし、積極損害および休業損害については、各々人身疾病保険金支払目限度額(積極損害)および同(休業損害)を限度とします。

(注2) 積極損害における治療費の算出については、公的医療保険制度を定める法律の規定により被保険者(保険の補償を受けられる方)がご負担すべき一部負担金に相当する費用をこえる額等を控除します。公的医療保険制度をご利用されない場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注3) 先進医療(主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。)に要した費用も保険金のお支払いの対象となります。

#### ハ. 傷害定額・疾病定額

(重要事項：ハ. 傷害定額・疾病定額～ヘ. 女性医療特約における用語のご説明)

※1 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

① 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(注1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。

② ①の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設

(注1) 傷害に関する補償においては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合は、その施術所を含みます。

※2 「入院」とは、医師(注2)による治療(注2)が必要な場合において、自宅等での治療(注2)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療(注2)に専念することをいい、「治療を直接の目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

※3 「所定の手術」については、普通保険約款をご覧ください。また、「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

※4 「通院」とは、医師(注2)による治療(注2)が必要な場合において、医師の治療(病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療)(注2)を受けること(往診を含みます。)をいい、「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院などは含みません。

(注2) 傷害に関する補償においては、「医師」に当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を、「治療」に柔道整復師による施術を各々含みます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合とその額	
		傷害条項	疾病条項
死亡	傷害死亡保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注)同一保険年度内の事故により、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額＝傷害死亡・後遺障害保険金額－すでに支払われた金額</p>	—
後遺障害	傷害後遺障害保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度により傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>(注)お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	—

保険金の種類	保険金をお支払いする場合とその額	
	傷害条項	疾病条項
入院	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき、傷害入院保険金日額×入院日数をお支払いします。</p> <p>① 保険期間（補償の対象となる期間）中に発生した事故による傷害を直接の原因とする入院であること ② 傷害の治療を目的とすること ③ 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること ④ 所定の病院または診療所における入院であること</p> <p>(注1)1回の入院につき、傷害入院支払限度日数(60日、120日、360日、730日、1,095日のいずれか)を限度とします。保険期間(補償の対象となる期間)を通じて、傷害入院保険金通算限度日数(730日(傷害入院支払限度日数が730日以内の場合)、1,095日(傷害入院支払限度日数が1,095日の場合))を限度とします。</p> <p>(注2)疾病入院保険金が支払われる期間に対しては、重複してお支払いしません。</p> <p>(注2)傷害入院保険金が支払われる期間に対しては、重複してお支払いしません。</p>	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が疾病を発病しその直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、保険期間（補償の対象となる期間）中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき、疾病入院保険金日額×入院日数をお支払いします。</p> <p>① 責任開始期（保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。）以後保険期間（補償の対象となる期間）中に発病した疾病を直接の原因とする入院であること ② 疾病の治療を目的とすること ③ 所定の病院または診療所における入院であること</p> <p>(注1)1回の入院につき、疾病入院支払限度日数(60日、120日、360日、730日、1,095日のいずれか)を限度とします。保険期間(補償の対象となる期間)を通じて、傷害入院保険金通算限度日数(730日(傷害入院支払限度日数が730日以内の場合)、1,095日(疾病入院支払限度日数が730日以内の場合)、1,095日(疾病入院支払限度日数が1,095日の場合))を限度とします。</p> <p>(注2)傷害入院保険金が支払われる期間に対しては、重複してお支払いしません。</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする場合とその額	
		傷害条項	疾病条項
手術	傷害手術 保険金、 疾病手術 保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき、傷害入院保険金日額×手術の種類に応じて定める給付倍率（10倍、20倍または40倍）をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険期間（補償の対象となる期間）中に発生した事故による傷害を直接の原因とする手術であること</li> <li>② 傷害の治療を直接の目的とすること</li> <li>③ 事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術であること</li> <li>④ 所定の手術であること</li> <li>⑤ 所定の病院または診療所における手術であること</li> </ul> <p>(注1)手術の種類によっては、回数の制限があります。 (注2)同時に2種類以上の手術を受けたときには、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。</p>	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が疾病を発病しその直接の結果として保険期間（補償の対象となる期間）中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき、疾病入院保険金日額×手術の種類に応じて定める給付倍率（10倍、20倍または40倍）をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 責任開始期（保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。）以後保険期間（補償の対象となる期間）中に発病した疾病を直接の原因とする手術であること</li> <li>② 疾病の治療を直接の目的とすること</li> <li>③ 所定の手術であること</li> <li>④ 所定の病院または診療所における手術であること</li> </ul> <p>(注1)手術の種類によっては、回数の制限があります。 (注2)同時に2種類以上の手術を受けたときには、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。</p>
保険金の種類		保険金をお支払いする場合とその額	
		傷害条項	疾病条項
	入院	傷害入院 初期保険 金、疾病 入院初期 保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき、傷害入院初期保険金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険期間（補償の対象となる期間）中に発生した事故を直接の原因とする入院であること</li> <li>② 傷害の治療を目的とすること</li> <li>③ 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること</li> <li>④ 入院日数が2日以上継続していること</li> <li>⑤ 所定の病院または診療所における入院であること</li> </ul> <p>(注1)保険金のお支払いは保険期間（補償の対象となる期間）を通じて5回を限度とします。 (注2)疾病入院初期保険金が支払われる入院に対しては、重複してお支払いしません。</p> <p>(注1)保険金のお支払いは保険期間（補償の対象となる期間）を通じて5回を限度とします。 (注2)傷害入院初期保険金が支払われる入院に対しては、重複してお支払いしません。</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする場合とその額	
		傷害条項	疾病条項
通院	傷害通院 保険金、 疾病通院 保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、次の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をしたとき、傷害通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、被保険者（保険の補償を受けられる方）が治療を終了した時以降の通院に対しては、お支払いしません。</p> <p>① 保険期間（補償の対象となる期間）中に発生した事故を直接の原因とする通院であること ② 傷害の治療を目的すること ③ 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した通院であること ④ 事故の日からその日を含めて傷害通院対象日数までの期間における通院であること ⑤ 所定の病院または診療所における通院であること (注1)同一事故につき90日、保険期間（補償の対象となる期間）を通じて1,000日を限度とします。 (注2)同一日に通院を複数したときでも、重複してお支払いしません。 (注3)傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院中の通院に対しては、お支払いしません。</p>	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険期間（補償の対象となる期間）中に疾病入院保険金の支払われる入院をし、かつ、保険期間（補償の対象となる期間）中に次の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をしたとき、疾病通院保険金日額×通院日数をお支払いします。</p> <p>① 疾病入院保険金が支払われる入院の直接の原因となった疾病的治療を目的とする通院であること ② 所定の病院または診療所における通院であること ③ 入院日の前日以前60日間または退院日の翌日からその日を含めて120日間に行われた通院であること (注1)1回の入院のその通院につき30日、保険期間（補償の対象となる期間）を通じて700日を限度とします。 (注2)同一日に通院を複数したときでも、重複してお支払いしません。 (注3)疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院中の通院に対しては、お支払いしません。</p>
	診断	特定傷害 診断保険 金、特定 疾病診断 保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被り脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に所定の病院または診療所において入院したとき、特定傷害診断保険金額をお支払いします。</p> <p>(注)保険金のお支払いは保険期間（補償の対象となる期間）を通じて1回を限度とします。</p> <p>① 急性心筋梗塞 責任開始期（保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後保険期間（補償の対象となる期間）中に発病した疾病を原因として、保険期間（補償の対象となる期間）中に急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断されたとき ② 脳卒中 責任開始期以後保険期間（補償の対象となる期間）中に発病した疾病を原因として、保険期間（補償の対象となる期間）中に脳卒中を発病し、その疾患により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認されたとき ③ 悪性新生物 責任開始期以後保険期間（補償の対象となる期間）中に悪性新生物に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。）されたとき（保険期間の開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときを除きます。） (注1)補償の対象となる悪性新生物の範囲がニ.がん特約の場合と異なりますのでご注意ください。 (注2)保険金のお支払いは保険期間（補償の対象となる期間）を通じて1回を限度とします。</p>

保険金の種類		保険金をお支払いする場合とその額	
		傷害条項	疾病条項
一時金払	傷害一時金払保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院した場合は傷害の部位・症状に応じて所定の保険金をお支払いします。	—
所得補償	傷害所得補償保険金、疾病所得補償保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が傷害を被りその直接の結果として保険期間（補償の対象となる期間）中に就業不能となり、その就業不能が傷害所得補償免責日数をこえて継続したとき、傷害所得補償保険金日額×（就業不能日数－傷害所得補償免責日数）をお支払いします。  (注1)同一の就業不能につき傷害所得補償てん補日数（365日、730日のいずれか）を限度とします。  (注2)疾病所得補償保険金が支払われる期間に対しては、重複してお支払いしません。	被保険者（保険の補償を受けられる方）が疾病を発病しその直接の結果として保険期間（補償の対象となる期間）中に就業不能となり、その就業不能が疾病所得補償免責日数をこえて継続したとき、疾病所得補償保険金日額×（就業不能日数－疾病所得補償免責日数）をお支払いします。  (注1)同一の就業不能につき疾患所得補償てん補日数（365日、730日のいずれか）を限度とします。  (注2)傷害所得補償保険金が支払われる期間に対しては、重複してお支払いしません。

二.がん特約	
保険金の種類	保険金をお支払いする場合とその額
診断保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期（この特約の保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後の保険期間（補償の対象となる期間）中に次のいずれかに該当したとき、診断保険金額をお支払いします。 ① 初めてがんと診断確定されたとき ② すでに診断確定されたがん（以下「原発がん」といいます。）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき ③ 原発がんが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします。）に転移したと診断確定されたとき。ただし、当該転移の以前においてその臓器にすでにがんが生じていた場合を除きます。 ④ 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき (注) 2回目以降の診断保険金については、②、③、④のいずれかに該当した日が前回の診断保険金をお支払いすることとなった日から2年以上経過している場合に限り、お支払いします。
入院保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、責任開始期以後の保険期間（補償の対象となる期間）中に所定の病院または診療所に入院したとき、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。
手術保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、責任開始期以後の保険期間（補償の対象となる期間）中に所定の病院または診療所で所定の手術を受けたとき、入院保険金日額×手術の種類に応じて定める給付倍率（10倍、20倍または40倍）をお支払いします。 (注1)手術の種類によっては、回数の制限があります。 (注2)同時に2種類以上の手術を受けたときには、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合とその額																		
通院保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、責任開始期以後の保険期間（補償の対象となる期間）中に所定の病院または診療所で次の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をしたとき、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、被保険者（保険の補償を受けられる方）が治療を終了した時以降の通院に対しては、お支払いしません。</p> <p>① 入院保険金の支払われる入院日数が20日以上となる継続した入院をしたこと      ② ①の入院の原因となったがんの治療を受けることを直接の目的とした通院であること      ③ 入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内または退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に行われた通院であること</p> <p>(注1) 1回の入院のその通院につき45日、保険期間（補償の対象となる期間）を通じて730日を限度とします。      (注2) 同一日に通院を複数したときでも、重複してお支払いしません。      (注3) がん特約の入院保険金が支払われる入院中の通院に対しては、お支払いしません。</p>																		
重度一時金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期以後の保険期間（補償の対象となる期間）中に、がんと診断確定され、保険期間（補償の対象となる期間）中にその病状が所定の重度状態になったとき重度一時金額をお支払いします。</p> <p>(注) 保険金のお支払いは、保険期間（補償の対象となる期間）を通じて1回を限度とします。</p> <p>（がん特約におけるがんの定義と診断確定）</p> <p>※1 がんとは次の悪性新生物をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類表番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</td> <td>140～149</td> </tr> <tr> <td>消化器および腹膜の悪性新生物</td> <td>150～159</td> </tr> <tr> <td>呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</td> <td>160～165</td> </tr> <tr> <td>骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物</td> <td>170～175</td> </tr> <tr> <td>泌尿生殖器の悪性新生物</td> <td>179～189</td> </tr> <tr> <td>その他および部位不明の悪性新生物</td> <td>190～199</td> </tr> <tr> <td>リンパ組織および造血組織の悪性新生物</td> <td>200～208</td> </tr> <tr> <td>上皮内癌</td> <td>230～234</td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類表番号	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165	骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189	その他および部位不明の悪性新生物	190～199	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208	上皮内癌	230～234
分類項目	基本分類表番号																		
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149																		
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159																		
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165																		
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175																		
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189																		
その他および部位不明の悪性新生物	190～199																		
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208																		
上皮内癌	230～234																		

分類項目の内容は、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものです。

- ※2 がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師（被保険者（保険の補償を受けられる方）が医師または歯科医師である場合は、被保険者（保険の補償を受けられる方）以外の医師または歯科医師をいいます。）の資格を持つ者により、病理組織学的所見（生検を含みます。）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。）されることを要します。
- ※3 被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人がその事実を知っているといないとにかくわらず、がん特約に関する補償は無効となります。

#### ホ.成人病入院特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合とその額
成人病入院保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期（この特約の保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。）以後に発病した所定の成人病を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、保険期間（補償の対象となる期間）中に、所定の病院または診療所で成人病の治療のため継続2日以上入院したとき、成人病入院保険金日額×入院日数をお支払いします。</p> <p>(注) 1回の入院につき成人病入院支払限度日数(60日、120日、360日、730日、1,095日のいずれか)を限度とします。保険期間（補償の対象となる期間）を通じて成人病入院保険金通算限度日数(730日(成人病入院支払限度日数730日以内)、1,095日(成人病入院支払限度日数1,095日の場合))を限度とします。</p>

## へ. 女性医療特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合とその額
女性入院保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が責任開始期（この特約の保険期間（補償の対象となる期間）の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後に発病した所定の女性特定疾病を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、保険期間（補償の対象となる期間）中に、所定の病院または診療所で女性特定疾病的治療のため継続2日以上入院したとき、女性入院保険金日額×入院日数をお支払いします。</p> <p>(注) 1回の入院につき女性入院支払限度日数（60日、120日、360日、730日、1,095日のいずれか）を限度とします。保険期間（補償の対象となる期間）を通じて女性入院保険金通算限度日数（730日（女性入院支払限度日数730日以内）、1,095日（女性入院支払限度日数1,095日の場合））を限度とします。</p>
形成治療保険金	<p>被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険期間（補償の対象となる期間）中に、所定の病院または診療所で、治療を目的とした次のいずれかの手術を受けられたとき、女性入院保険金日額×手術の種類に応じて定める給付倍率（20倍または40倍）をお支払いします。</p> <p>①責任開始期以後に生じた原因による瘢痕に対する所定の手術 ②責任開始期以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形に対する所定の手術 ③責任開始期以後に生じた原因による所定の乳房切除術（保険期間の開始日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物を原因とする場合を除きます。）</p> <p>(注) 同時に2種類以上の手術を受けたときには、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。</p>

## ト. 傷害補償の範囲の限定に関する特約

傷害条項では急激・偶然・外来の事故による傷害を補償の対象としていますが、傷害補償の範囲の限定に関する特約を付帯することにより、ゴルフ、テニス、スキー（スノーボードを含みます。）の行為中の傷害のみ補償の対象となります。

### (c) 保険金をお支払いできない主な場合

- イ. 次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害、疾病、または損害に対しては保険金をお支払いしません。
- (イ) 被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。）ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者（保険の補償を受けられる方）の被った傷害、疾病または損害に限ります。
- (ロ) 保険金を受け取るべき方（保険金を受け取るべき方が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または極めて重大な過失。ただし、その方が保険金の一部の受取人である場合には、他の方が受け取るべき金額については、この限りでありません。
- (ハ) 被保険者（保険の補償を受けられる方）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者（保険の補償を受けられる方）の被った傷害、疾病または損害に限ります。
- (二) 被保険者（保険の補償を受けられる方）が法令に定められた運転資格を持たないで自動車（原動機付自転車を含みます。）を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（原動機付自転車を含みます。）を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車（原動機付自転車を含みます。）を運転している場合に生じた事故。ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者（保険の補償を受けられる方）の被った傷害、疾病または損害に限ります。
- (ホ) 被保険者（保険の補償を受けられる方）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、弊社が保険金を支払うべき傷害または疾病を治療する場合には、この限りでありません。
- (ヘ) 被保険者（保険の補償を受けられる方）に対する刑の執行
- (ト) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（天災危険担保特約を付帯している場合は傷害に関する補償について天災危険担保特約の適用対象として保険証券に記載された保険金をお支払いします。）。ただし、疾病に関する補償について疾病所得補償保険金を除きこれらの事由により保険金の支払事由に該当した被保険者（保険の補償を受けられる方）の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、弊社は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払い、またはその金額を削減してお支払いすることができます。

- (チ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)ただし、疾病に関する補償について疾病所得補償保険金を除きこれらの事由により保険金の支払事由に該当した被保険者(保険の補償を受けられる方)の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、弊社は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払い、またはその金額を削減してお支払いすることができます。
- (イ) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (ア) (リ)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (リ) (ト)～(ス)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 疾病に関する補償について被保険者(保険の補償を受けられる方)の薬物依存によって生じた疾病または損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ハ. 被保険者(保険の補償を受けられる方)の精神病等の精神障害(具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。)による就業不能に対しては、疾病所得補償保険金または人身疾病保険金(休業損害または逸失利益に対する保険金に限ります。)をお支払いしません。
- 二. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、保険金をお支払いしないのは、その被保険者(保険の補償を受けられる方)の被った傷害または損害に限ります。
- (イ) 被保険者(保険の補償を受けられる方)が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間

- (ロ) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の職業がオートライダー(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に該当する場合において、被保険者(保険の補償を受けられる方)が当該職業に従事している間
- (ハ) 被保険者(保険の補償を受けられる方)が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)もしくは試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)(以下「競技等」といいます。)をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間(法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。)については、この限りでありません。

## ⑦ 2次免責金額特約

- (注) 保険期間(補償の対象となる期間)の初日が平成19年10月1日以降となる新規の引受を中止しております。ただし、既に付帯された本特約が継続を迎える場合は、継続日が平成19年10月1日以降であっても、引き続き同内容でお引受けします。
- (a) この特約が付帯された場合、この特約の対象となる保険金については、「対象保険年度(この特約が対象とする期間)に生じた事故により、この特約が付帯されなかったとしたときに支払われるべき額(それぞれの補償に免責金額が設定される場合には、それぞれの補償の免責金額を適用した後の額)」が、対象保険年度を通算して保険証券記載の2次免責金額を上回った場合にそのこえた額を保険金としてお支払いします。
- (b) この特約の対象となる保険金に関する損害等の額が2次免責金額の範囲内となるようなときであっても、ただちにご契約の代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと、その保険金を通算できないことがあります。

(例)「2次免責金額:50万円」を設定した場合

	2次免責金額特約がない場合の保険金支払額	2次免責金額特約付帯時(50万円)の保険金支払額
同一保険年度(対象保険年度)	(事故1) 車両事故が発生、 損害額20万円 (車両免責5万円)	15万円 (損害額20万円-免責5万円(注))
	(事故2) 傷害事故が発生、 損害額20万円 (傷害免責0)	20万円 (損害額20万円-免責0)
	(事故3) 火災事故が発生、 損害額40万円 (財物免責0)	40万円 (損害額40万円-免責0)

(注) 2次免責金額以外に免責金額がある場合は、その免責金額を適用して支払われるべき保険金の額が通算されます。

- (c) この特約はご契約いただいた全ての保険金を対象保険金とします。ただし、次の保険金はこの特約の対象外となります。これらの保険金については、2次免責金額を差し引かずにお支払いします。
- イ. 賠償責任条項およびこれに付帯される特約の規定に従い支払われるべき保険金  
ロ. 傷害条項および疾病条項における次の保険金  
傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、特定傷害診断保険金、人身傷害保険金、

葬祭費用保険金、特定疾病診断保険金、人身疾病保険金、がん特約の規定に従い支払われるべき診断保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金および重度一時金

### ハ. 自動車に関する補償における次の保険金

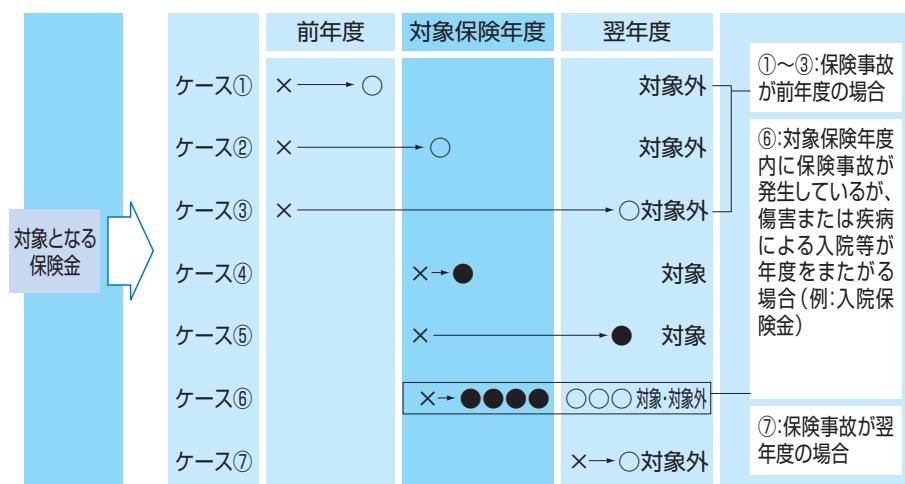
搭乗者傷害特約、人身傷害補償特約、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約の規定に従い支払われるべき保険金

### 二. その他、次の各保険金

レンタカー費用保険金、対人臨時費用保険金、生活賠償臨時費用保険金、借家修理費用保険金、地震保険保険金、地震火災費用保険金、人身傷害諸費用補償特約、事故・故障時諸費用補償特約、類焼損害等担保特約、地震危険等上乗せ担保特約およびファミリーバイク特約の規定に従い支払われるべき保険金

- (d) この特約の対象となるのは対象保険年度内に発生した事故により支払われるべき保険金(ただし、翌保険年度以降の入院、通院等に対して支払われるべき保険金を除きます。)のみです。この特約の対象とならない保険金については2次免責金額を差し引かずにお支払いします。

(例)





## ⑧ 重複危険免責特約

(注) 保険期間(補償の対象となる期間)の初日が平成19年10月1日以降となる新規の引受を中止しております。ただし、既に本特約が付帯された補償が継続を迎える場合は、継続日が平成19年10月1日以降であっても、重複保険契約の満期日(重複保険契約が2つ以上の場合は最も遅い日)までは引き続き本特約を付帯してお受けします。

(a) この特約が付帯された場合には、あらかじめこの特約の対象となる他の保険契約(以下「重複保険契約」といいます。)を特定し、重複保険契約がないものとして算出される保険金の額から、重複保険契約からも重複して支払われるべき保険金の額を差し引いた金額を保険金としてお支払いします。

重複危険免責特約が付帯された総合保険契約の保険金  
= [重複保険契約がないものとして算出される保険金の額]  
- [重複保険契約からも重複して支払われるべき保険金の額]

(例)

◇損害の額:1,000万円

◇重複保険契約がないものとして算出される保険金の額:1,000万円

◇重複保険契約からも重複して支払われるべき保険金の額:800万円

⇒重複危険免責特約が付帯された総合保険契約の保険金:200万円(=1,000万円-800万円)

(注) この特約のご契約時には、重複保険契約に関する次の事項について正確にお申し出ください。

・保険種目 　・保険会社 　・証券番号

・保険期間(補償の対象となる期間)

・保険の目的(契約の対象となる財物)

・被保険者(保険の補償を受けられる方) 　・保険金額(ご契約金額)

・付帯されている特約

### (b) ご契約後にご注意いただきたいこと

この特約のご契約後、あらかじめご契約時にお申し出いただいた重複保険契約の内容に変更があった場合(重複保険契約が満期前に終了した、ご契約金額を変更した、など)は、ただちにご契約の代理店または弊社までご通知ください。ご通知がなかつた場合、重複保険契約の内容に変更がなかつたものとみなして保険金をお支払いしますので、十分な補償が得られないことがあります。

(例)

前記の例で、契約時にお申し出いただいた重複保険契約について、罹災時点では既にご解約されていたにもかかわらず、その旨弊社宛にご通知いただかなかつた場合、お支払いする保険金の額は“200万円”的ままです。

## ④ 保険料払込免除について

### ① 障害状態(一般条項第4条(保険料払込の免除ーその1))による場合

被保険者(保険の補償を受けられる方)が一般条項第4条に定める障害状態となつた場合には、障害状態となつた日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料(注)のお払込を免除します。

(注) お払込が免除される保険料は当該被保険者(保険の補償を受けられる方)に係る次の保険金(障害状態となつた時点において支払責任を有するものに限ります。)に関する保険料とします。

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、葬祭費用保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害入院初期保険金、特定傷害診断保険金、傷害一時金払保険金、人身傷害保険金、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金、疾病入院初期保険金、特定疾病診断保険金、人身疾病保険金、成人病入院特約、女性医療特約およびがん特約の規定に従い支払われるべき保険金

### ② 保険料払込免除特約による場合

被保険者(保険の補償を受けられる方)が責任開始期(保険期間(補償の対象となる期間)の初日からその日を含めて、待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。)以後に保険料払込免除特約第1条第1項の各号のいずれかに定める免除事由に該当した場合には、当該事由に該当した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料(注)のお払込を免除します。

(注) お払込が免除される保険料は当該被保険者(保険の補償を受けられる方)に係る次の保険金(免除事由に該当した時点において支払責任を有するものに限ります。)に関する保険料とします。

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、葬祭費用保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害入院初期保険金、傷害一時金払保険金、人身傷害保険金、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金、疾病入院初期保険金、人身疾病保険金、成人病入院特約および女性医療特約の規定に従い支払われるべき保険金

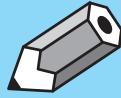
### ③ 保険料のお払込を免除できない主な事由

次に掲げる事由のいずれかによって所定の高度障害状態に該当した場合または傷害により所定の身体障害状態に該当した場合には、保険料のお払込を免除いたしません。

○保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失  
○被保険者(保険の補償を受けられる方)の犯罪行為  
○被保険者(保険の補償を受けられる方)の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故



- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震もしくは噴火または津波。ただし、所定の高度障害状態または傷害により所定の身体障害状態に該当した被保険者(保険の補償を受けられる方)の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、弊社は、保険料のお払込を免除することができます。
- 戦争その他の変乱。ただし、所定の高度障害状態または傷害により所定の身体障害状態に該当した被保険者(保険の補償を受けられる方)の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、弊社は、保険料のお払込を免除することができます。



# III. ご契約時にご注意いただきたいこと

## ① 自動車に関する補償の引受条件について

### ① 保険金額(ご契約金額)、支払限度額について

#### (a) 対人賠償責任

保険金額(ご契約金額)は、2,000万円(1名につき)以上で、お決めください。ただし2億円をこえる場合には「無制限」となります。

#### (b) 対物賠償責任

保険金額(ご契約金額)は、100万円(1事故につき)以上で、お決めください。ただし1億円をこえる場合には「無制限」となります。

#### (c) 自動車人身傷害(人身傷害補償特約)

保険金額(ご契約金額)は、被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢、収入、ご家族の構成等に基づき、下表をご参考に、適正な金額をご設定ください。

【総損害額の目安(年齢別・有職者の場合)】

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	8,000万円	1億5,000万円
	なし	7,000万円	1億5,000万円
35歳	あり	8,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
45歳	あり	8,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億3,000万円
55歳	あり	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円

\* 1名について2,000万円以上1,000万円単位の金額(ただし、2億円超は「無制限」)でのお引受けとなります。なお、重度後遺障害(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合等をいいます。)の場合は、保険金額(ご契約金額)の2倍の金額まで補償されます。

(注) 実際の損害額の算出は、裁判や示談による認定額の有無にかかわらず、約款に基づき弊社が行わせていただきます。

#### (d) 自動車搭乗者傷害(搭乗者傷害特約)

イ. 保険金額(ご契約金額)は、1名について200万円以上でお決めください。

ロ. 入院保険金日額および通院保険金日額は、前記イ.の保険金額(ご契約金額)に基づき、弊社所定の方法で定める金額からお選びください。

#### (e) 車両損害

### イ. 運転中の自動車に関する補償

#### (1) 記名運転者(ご契約の運転者)について

1名ごとに保険金額(ご契約金額)を設定してください。

原則として、ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の中で、最も高い保険価額(時価)で設定してください。

ただし、記名運転者(ご契約の運転者)がもっぱら運転する、ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の保険価額(時価)が、これより低い場合には、その自動車の保険価額(時価)で設定いただくことができます。

#### (ロ) 許諾運転者について

保険金額(ご契約金額)はご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の中で、最も高い保険価額(時価)で設定してください。

### ロ. 保管中の自動車に関する補償

#### (イ) 協定保険価額(時価)

補償の対象となる自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の市場販売価格相当額を弊社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に従い、補償の対象となる自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の市場販売価格相当額としてお決めいただきます。

#### (ロ) 協定新価保険価額(新価)

ご契約の自動車により、協定新価保険価額は以下のとおりとなります。

ご契約の自動車	協定新価保険価額
(i) 平成15年7月31日以前にご契約の自動車	ご契約の自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の新車販売価格相当額を弊社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に従い、補償の対象となる自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の新車販売価格相当額としてお決めいただいた額となります。

(ii) 平成15年8月1日以降にご契約の自動車(車両入替により入れ替えられた自動車を含みます。)	協定保険価額を、補償の対象となる自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額とみなして定めます。
---	--

(注) 保険期間(補償の対象となる期間)満了後に補償が自動的に継続された場合は、協定新価保険価額の取扱いも継続します。

#### (ハ) 修理支払限度額

協定新価保険価額の取扱いにより、修理支払限度額は以下のとおりとなります。

協定新価保険価額	修理支払限度額
(i) 前記(i)に該当する場合	協定保険価額の1.2倍または協定新価保険価額のいずれか低い方（50万円を下回る場合は50万円）となります。
(ii) 前記(ii)に該当する場合	協定保険価額（50万円を下回る場合は50万円）となります。

(注) 保険期間（補償の対象となる期間）満了後に補償が自動的に継続された場合は、修理支払限度額の取扱いも継続します。

## ② 免許証の色、使用目的について

- (a) 保険期間（補償の対象となる期間）の初日における記名運転者（ご契約の運転者）となられた方の免許証の色（「グリーン」、「ブルー」、「ゴールド」）および当該免許証の有効期限をお申し出ください。
- (b) 使用目的（業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用）をお申し出ください。

使用目的	基 準
業務使用	ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を定期的かつ継続して業務（仕事）に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を定期的かつ継続して通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含みます。）に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

(注) 「定期的かつ継続して」とは、年間を平均して月15日以上使用する場合をいいます。

- (c) 上記に定める免許証の色または使用目的が事実と相違している場合には、保険金をお支払いきれないことがありますので十分ご注意ください。

## ③ ご家族（ご契約者、配偶者、同居の親族）所有の自動車について

- (a) ご家族が所有する自動車の用途および車種が自家用8車種（自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車））である自動車は、原則としてその全てを補償の対象としてご契約いただくことになります。補償の対象外としてご契約された自動車およびご家族所有の自動車のうちご申告をいただいていない自動車は補償の対象外となります。
- (b) 補償の対象となるご家族所有の自動車については、1台毎に主たる運転者（プリンシパル・ドライバー=PD）を設定いただきます。設定された主たる運転者（プリンシパル・ドライバー=PD）が日常主に運転される方以外である場合には、保

險金をお支払いきれないことがありますので十分ご注意ください。

## ② 建物・収容動産損害に関する補償の保険の目的（ご契約の対象となる財物）について

### ① ご契約の対象となるもの

住居専用の建物（専用住宅）、店舗、事務所等と住居を併用している建物（併用住宅）および専用店舗、事務所等ならびにこれらの建物に収容される家財、設備・什器等（設備・装置・什器または備品をいいます。）の動産

(注) 建物のみのご契約では、動産の損害は補償されません。建物とあわせてご契約ください。

### ② ご契約の対象とならないもの

自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、商品、製品等

### ③ 保険申込書に明記しないとご契約の対象とならないもの

- (a) 1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とうのような貴重品、美術品

(注) ただし、ご契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）に故意または重大な過失がなく明記されていない場合には、損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。（明記物件条項（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い））

- (b) 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物



### ③ 傷害・疾病に関する補償の被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲について

傷害・疾病に関する補償の被保険者(保険の補償を受けられる方)は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子の中から、お選びいただき、お決めください。

### ④ 保険申込書について

保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認のうえ、署名、押印をお願いいたします。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。

- (a) 特に、被保険者(保険の補償を受けられる方)の満年齢、性別、申込人の住所・氏名、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の所在地、財物条項の被保険者(保険の補償を受けられる方)、傷害条項・疾病条項の被保険者(保険の補償を受けられる方)本人、建物の構造・用法、面積、他の保険契約(保険の目的(ご契約の対象となる財物)を同一とする他の保険)の有無、高機能住宅割引適用対象機器の有無、住宅用防災機器の有無、自動車に関する補償の記名運転者(ご契約の運転者)、記名運転者(ご契約の運転者)の方の満年齢、お車の登録番号・排気量・イモビライザーの装着状況・対象有無・新車価額、前契約の事故の有無・件数、過去3年以内の保険金の請求・受領の有無等にご注意ください。
- (b) 被保険者(保険の補償を受けられる方)が他に同種の保険契約を締結している場合は、「重複契約に関する告知」欄にその内容を必ずご記入ください。

### ⑤ 疾病に関する補償の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態などは正しくお知らせください。傷病歴等がある方でも、特別な条件によってご契約をお引き受けできる場合があります。

※東京海上日動あんしん生命保険株式会社の生命保険を同時に申し込まれる場合には、当該生命保険の「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

#### ① 告知義務について ~ご契約時にお知らせいただくこと

保険は大勢の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、疾病に関する補償において初めて健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが

無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など弊社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

- ② 傷病歴等がある方への引受対応(特別条件)について ~傷病歴等がある方へのご対応  
弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応(特別条件付の引受)を行うことがあります。ご契約をお断りすることもございますが、「特定部位不担保」という特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。(傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件をつけずにお引き受けできる場合があります。)

- ③ 傷病歴、通院事実等を告知された場合 ~傷病歴等の告知があった場合のご対応  
  - 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
  - ご契約の引受について、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
    - ・無条件でご契約をお引き受けさせていただく
    - ・特別な条件(特定部位不担保)つきでご契約をお引き受けさせていただく
    - ・今回の疾病に関する補償のお引き受けはお断りさせていただく

- ④ 告知が事実と相違する場合 ~事実と異なる告知内容があった場合のご対応  
**告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、保険金をお支払いできないことがあります。なお、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の生命保険を同時に申し込まれる場合も同様の取扱いとなります。**

告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

- ・責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年内に発生している場合には、ご契約または特約を解除することができます。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、お払込を免除することはできません。(ただし、「保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いまたは保険料のお払込を免除することができます。)  
この場合には、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

#### ○上記以外で、保険金をお支払いできない場合

なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約

の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

この場合、

・責任開始日からの年数は問いません。

(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となることがあります。)

・また、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

○新たなご契約へお乗換えされる場合

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

・一般的の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

・また、詐欺による契約の無効の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受けができなかつたり、その告知をされなかつたために上記のとおり解除・無効となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

##### ⑤ ご契約の確認について ~ご請求内容等の確認をさせていただく場合

弊社の社員または弊社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、申込内容や告知内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

## ⑥ 保険契約の無効について

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効となります。

- ① 保険契約に関し、ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)もしくは記名運転者(ご契約の運転者)およびこれらの方の代理人に詐欺行為があつたこと。
- ② ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または記名運転者(ご契約の運転者)が、保険金を支払うべき損害、傷害もしくは疾病またはこれらの原因がすでに生じていることを知っていたこと。
- ③ 他人のために保険を契約する場合に、ご契約者がその旨を保険申込書に記載しなかつたこと。

自動車に関する補償のご契約時にご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車が実在しなかつたり他人に譲渡されている場合や、車検が切れていれば登録を抹消している場合は自動車に関する補償が無効となりますのでご注意ください。

## ⑦ 質権設定時の保険証券の質権者への送付について

質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があつたものとして、質権者に証券(本紙)を送付いたしますので、ご了承ください。



# IV. ご契約後にご注意いただきたいこと

## ① ご契約内容に変更が生じた場合等

### ① ご契約後の変更等のご通知

ご契約後に契約内容に次のような事実が発生した場合には、ただちにご契約の代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないまま万一事故・傷害が発生または疾病が発病した場合、保険金をお支払いできること、保険料のお払込を免除できないことならびにご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

#### (a) 同一内容の他の保険契約を結んだ場合

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約(共済契約を含みます。)を締結すること、または、これらの保険契約があることを知ったこと。

#### (b) 契約対象となる財物を譲渡した場合

財物条項の保険の目的(ご契約の対象となる財物)を譲渡すること。

#### (c) 建物の構造変更や家財の移転等を行った場合

建物・収容動産損害に関する補償の場合、

- ・建物の構造または用途を変更すること。または建物を増築・改築もしくは引き続き15日以上にわたる修繕をすること。
- ・家財などを移転すること。
- ・高機能住宅割引の対象でなくなったこと。

#### (d) 補償対象の自動車の変更・入替を行った場合

自動車に関する補償の場合、

- ・自動車を新たに取得し、ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を変更する場合や、ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の廃車・譲渡等にともない所有する別の自動車と入替を行う場合
- ・ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を譲渡される場合
- ・ご家族所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の用途、車種、登録番号(車両番号および標識番号を含みます。)、排気量または新車価額を変更すること。
- ・補償の対象となる自動車を競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用する(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。)こと。
- ・補償の対象となる自動車に危険物を積載すること、または、補償の対象となる自動車が危険物を積載した被けん引自動車をけん引すること。
- ・ご家族所有の自動車を追加すること。
- ・ご家族所有の自動車から補償の対象外とする自動車を設定すること。

・車両の改造、高額な付属品(カーナビゲーションシステム等)の装着または取り外し等により、車両価額が著しく増加または減少すること。

・使用目的を変更すること。

・補償の対象となるご家族所有の自動車を主に運転する方が変更になったこと。

#### (e) 死亡保険金受取人を変更する場合

死亡保険金受取人を変更(新たに指定する場合を含みます。)すること。この場合は必ず被保険者(保険の補償を受けられる方)の同意が必要です。

#### (f) 記載事項に重要な変更が生じた場合

上記(a)～(e)のほか、保険証券または保険申込書の記載事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が増加する場合

#### (g) 住所を変更された場合

上記のほか、ご契約者の住所などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

### ② ご契約者が死亡された場合のお取扱い

ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

### ③ 保険証券の保管

保険証券は大切に保管ください。

## ② 補償の継続について

① 傷害・疾病に関する補償の一部(保険期間(補償の対象となる期間)を「終身」でご契約の場合、または保険期間(補償の対象となる期間)2年以上の契約において当該期間より短い保険料払込期間でご契約されたとき等)を除き、保険期間満了日の属する月の前月10日までに、ご契約者からの当該補償を継続しない旨のお申し出または弊社からご契約者への当該補償を継続しない旨の通知がない限り、各補償は保険期間満了日に自動的に継続されます。

② 傷害・疾病に関する補償の一部の保険金(疾病入院保険金、特定疾病診断保険金、疾病入院初期保険金、疾病通院保険金、人身疾病保険金、成人病入院保険金、女性入院保険金ならびにがん特約の通院保険金および重度一時金)については、継続した場合でも、保険期間(補償の対象となる期間)を通じてのお支払限度は、初めてご契約された補償および継続された全ての補償を通じて適用されます。

③ 継続後の内容は継続前と原則同一ですが、補償内容等の改定または条件により内容を変更する場合があります。

更して継続することや補償が継続されないことがあります。(詳細は下記④～⑦をご覧ください。)

保険料は、継続日現在の補償ごとに保険の目的(ご契約の対象となる財物)の価額の変動、無事故実績、年齢および保険料率等によって計算します。したがって、当該補償の継続後の保険料は、継続前の保険料と異なることがあります。

また、自動車に関する補償の料率クラスにおいて、ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の用途・車種が自家用普通乗用車もしくは自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた料率クラスを使用して保険料を算出しております。料率クラスは型式毎の保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容や無事故割引・割増が同一でも、料率クラスの変更に伴い保険料が前年と異なる場合があります。

④ 弊社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、継続後の補償については継続日における制度または保険料率等が適用されます。この結果、継続前の内容とは異なる内容で継続されることや補償の継続のお取扱いを行えないことがありますのでご了承ください。

⑤ 傷害・疾病に関する補償の一部については、「低解約返れい金割合」(「低返れい割合」)を30%から0%に変更して継続されます。「低解約返れい金割合」を30%から0%に変更して継続される「傷害・疾病に関する補償の一部」とは、疾病入院保険金、疾病手術保険金、特定疾病診断保険金、疾病入院初期保険金、疾病通院保険金、成人病入院特約、女性医療特約またはがん特約の規定により支払われるべき保険金のうち、保険期間(補償の対象となる期間)開始日が平成15年2月28日以前でかつ保険期間(補償の対象となる期間)2年以上の補償をいいます。

⑥ 傷害・疾病に関する補償の保険期間満了日の翌日における被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が次の年齢をこえるときは、補償の継続のお取扱いを行いません。また、傷害・疾病に関する補償の継続後の保険期間(補償の対象となる期間)を継続前の保険期間(補償の対象となる期間)と同一とした場合に、保険期間満了の日における被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が次の年齢をこえるときは、保険期間(補償の対象となる期間)を短縮して継続します。これらの場合、弊社よりその旨をご通知させていただきますのでご了承ください。

- (a) 傷害所得補償保険金または疾病所得補償保険金:70歳
- (b) 人身疾病保険金:79歳
- (c) 上記(a)・(b)以外の傷害・疾病に関する補償:90歳

⑦ 保険料払込免除特約により保険料のお払込が免除されている補償については、継続後の補償の保険料をお払い込みいただける場合に限り、補償の継続のお取扱いを行います。

### ③ 積立期間満了時返れい金等のご請求の手続きについて

- ① 積立期間満了時返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち当社が求めるものをお提出ください。
  - (a) 弊社の定める請求書
  - (b) 保険証券
  - (c) ご契約者の印鑑証明書

※上記以外の書類を提出していただくことがあります。
- ② ご契約者が上記①の書類を提出されないと、または提出書類に知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、積立期間満了時返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- ③ 積立期間満了時返れい金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

### ④ 重複保険契約の内容の変更について

重複危険免責特約のご契約後、あらかじめ特定したこの特約の対象となる他の保険契約(重複保険契約)の内容に変更があった場合は、ただちにご契約の代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと十分な補償が得られないことがあります。詳しくは、II.総合保険の内容 3.補償内容 ⑧ 重複危険免責特約をご覧ください。

## ⑤ リザルトレーティング制度

① 総合保険のご契約では、自動車に関する補償について、記名運転者(ご契約の運転者)1名ごとおよび許諾運転者ごとに、前の保険年度(総合保険の保険年度をいいます。以下、同様とします。)の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数および支払保険金(注1)の大小を保険料に反映させるリザルトレーティング制度が採用されています。初めて自動車に関する補償に加入され、割増引を継承する自動車保険契約等もない場合には、記名運転者(ご契約の運転者)のうちで最も若年の方の年齢に応じた保険料を適用いたします。

割増引を継承すべき自動車保険契約が解除された場合には、割引を継承できません。また、新たなご契約を締結の後に割増引を継承すべき自動車保険契約が解除された場合も同様です(割引を訂正し、差額保険料を請求させていただきます。)。

自動車に関する補償にご加入後1年間(注2)無事故の場合、次の保険年度は保険料が割引となります。その後も、無事故年数に応じて割引が進行します。また、事故を起こされた場合、次の保険年度は(現在の保険料に対して)割増が適用されます。(なお、事故によっては割増されない場合あるいは事故としてカウントしない場合もありますので、詳しくは、ご契約の代理店または弊社におたずねください。)

(注1) 2次免責金額特約が付帯されていて保険金が支払われた場合は、この特約が付帯されなかったとした場合の保険金合計(自動車に関する補償以外の保険金も含みます。)に対するリザルトレーティング制度において支払保険金の大小を保険料に反映させる保険金の割合により割増引算出に用いる支払保険金の額を調整します。対象保険年度(この特約が対象とする期間)内に事故が複数件あり、2回目以降の事故によって2次免責金額を上回った場合においても、支払保険金の額を計算するために通算された事故については、その全てを事故件数にカウントします。

(注2) 自動車に関する補償に加入される時期によっては、次の保険年度に反映させる事故の有無をみる期間が1年未満となるケースもあります。

(注3) ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を解約し自動車保険契約に移行する場合の等級(無事故割引・割増)については、総合保険の各保険年度を自動車保険とみなして決定されます。結果として、総合保険の自動車に関する補償への加入、自動車保険への移行のタイミングによっては、自動車保険をご継続いただいた場合に比べて等級(無事故割引・割増)の進行が遅れることがありますのでご了承ください。なお、弊社以外の保険会社の自動車保険契約に移行される場合には、上記のお取扱いが異なることがありますので、お手数ですがお客様ご自身で直接ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## ② 一時的に自動車に関する補償を中断した場合のお取扱いについて

ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車を廃車・譲渡・リース業者へ返還した場合、車検が切れたため使用しなくなった場合、道路運送車両法第16条の規定による一時抹消登録(軽自動車の場合は一時使用中止による届出済証の返納)したため使用しなくなった場合、ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の廃車・譲渡・返還にともない他のご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車と入替を行った場合、あるいは、記名運転者(ご契約の運転者)の海外渡航に伴い、一時的に自動車に関する補償を中断された場合(ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車が複数ある場合で、そのうちの一部の自動車についての補償を中断する場合を含みます。)、中断後の新たな自動車に関する補償に、中断前の割増引を反映できる場合がありますので、ご契約の代理店または弊社に必ずご通知ください。

なお、中断制度の改定に伴い、すでに中断証明書をお持ちの方につきましては、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず、中断制度が適用できる場合がございます。詳しくはご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。



事故

# V. 事故が起きたときの手続き(保険金ご請求の手続き)

## ① まず、ご連絡を(連絡先は巻末をご覧ください)

- ① 事故が発生した場合には、まず被害者(相手方等)の救護措置をとり、もよりの警察署への届け出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、ご契約の代理店または弊社にただちにご連絡ください。  
(弊社では損害サービススタッフを全国に配置しております。連絡先については巻末をご覧ください。)  
なお、自動車に関する補償における人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故である旨正しく届け出をしていただくようお願いいたします。
- ② その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。
  - (a) 事故の状況
  - (b) 被害者の住所および氏名
  - (c) 目撃者のある場合は、その住所および氏名
  - (d) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容  
上記のご通知がないと、保険金をお支払いできないことがありますのでくれぐれもご注意ください。(自動車に関する補償における対人事故については事故の発生日の翌日から起算して60日以内にこれらの事項を必ずご通知ください。)
- ③ 傷害・疾病に関する補償の被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険金の支払事由に該当したときは、ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または保険金受取人(これらの方の代理人を含みます。)は保険金の支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、疾病または傷害の内容および程度等の詳細を弊社へご通知ください。また、弊社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者(保険の補償を受けられる方)の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 正当な理由がなくて、弊社にご通知のない場合や通知内容について知っている事実を告げなかつたり事実と相違することを告げたときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## ② 必ずご相談を

次の場合は事前に弊社にご相談ください。

- ① 事故にあった自動車を修理される場合  
修理に着手される前に必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認する前に修理に着手しおり - 49

された場合、または補修可能な部品(バンパー等)の損傷にも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります(樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。)。

- ② 被害者と示談される場合  
被害者から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認しないうちにご契約者(被保険者(保険の補償を受けられる方))ご自身で被害者と示談をされた場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。
- ③ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合  
必ず弊社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金の一部または全部が支払われないことがあります。
- ④ 建物・収容動産損害時諸費用、被害事故費用、ストーカー対策費用等を支出される場合  
これらの費用の支出にあたっては、事前に弊社にご相談ください。  
弊社の承認なく支出された費用に対しては、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

## ③ 保険金ご請求の手続き

- ① 保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類(注)を提出していただきますので、ご契約の代理店または弊社にお問い合わせください。  
(注) 交通事故証明書を忘れずに  
自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(自動車に関する補償における人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)を提出していただくことになります。  
お客様に代わって交通事故証明書の取付を行う「交通事故証明書取付サービス」がございますので、弊社損害サービス課・センターにお問い合わせください。(連絡先については巻末をご覧ください。)  
なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がありませんと発行されませんので、事故が起きた場合には警察署への届け出を行ってください。

## ご注意

保険金または損害賠償額の請求については一定期間の時効が設けられておりますのでご注意ください。

- ② 被保険者(保険の補償を受けられる方)または保険金受取人が上記①の書類を提出されないと、または提出された書類について知っている事実を記載されなかつたり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ③ 傷害・疾病に関する補償において、被保険者(保険の補償を受けられる方)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、弊社所定の書類をご提出いただきます。また、被保険者(保険の補償を受けられる方)に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者(保険の補償を受けられる方)の代理人がいない場合は、被保険者(保険の補償を受けられる方)の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者(保険の補償を受けられる方)の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、取扱代理店または弊社までご照会ください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## ④ 賠償事故の解決のために弊社が行う手続きおよび援助等

### ① 賠償事故の解決のために弊社が行う手続きおよび援助

賠償事故の場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者(保険の補償を受けられる方)のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、弊社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたることがあります。(自動車に関する補償における対物事故の場合には、日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたることがあります。)

## ご注意

次の場合には、弊社は被害者と示談交渉することができません。

- ① 保険金をお支払いすることのできない事故
- ② 損害賠償額が明らかに自賠責保険の支払額内でおさまる事故(\*)
- ③ 損害賠償額が明らかに保険金額(ご契約金額)を超える事故
- ④ 損害賠償額が明らかに保険証券記載の免責金額内でおさまる事故
- ⑤ 補償の対象となる自動車に自賠責保険が付いていない場合(\*)
- ⑥ 被保険者(保険の補償を受けられる方)が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合
- ⑦ 弊社が示談交渉を行うことについての被害者の同意が得られない場合
- ⑧ ご家族(ご契約者、配偶者、同居の親族)所有の自動車のうち補償の対象となる自動車の排気量または新車価額について、保険申込書等に知っている事実を記載されなかつたり、または事実と相違することを記載された場合や変更についてご通知がない場合(\*)

上記①～⑧を含め、被保険者(保険の補償を受けられる方)が自身が被害者と示談交渉される場合にも、弊社は交渉の円滑な進め方やその内容についてのご相談、示談書の作成についての援助など解決のためのお手伝いをします。なお、示談の斡旋については交通事故紛争処理センターや日弁連交通事故相談センターをご利用いただくこともできます。

(\*)自動車に関する補償のうち対人賠償責任

(\*\*)自動車に関する補償のうち対人賠償責任、対物賠償責任

### ② 示談・訴訟の場合の費用のお取扱い

- (a) ご契約者ご自身が被害者と示談交渉を行うために要した費用(交通費等)
- (b) 示談交渉がまとまらず調停に付されたり、裁判に持ち込まれたときの訴訟費用  
これらは、保険金とは別枠で弊社の承認した金額が支払われます。

### ③ 被害者からの直接請求制度

賠償事故で弊社が被保険者に保険金をお支払いできるときは、その金額の範囲内で被害者は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

被害者が、損害賠償額を直接弊社へ請求された場合には、弊社は被保険者の同意を得たうえで、被害者との示談交渉によって被保険者の負担する損害賠償責任の額を確定するとともに、損害賠償額を被害者にお支払いいたします。

## ⑤ その他

### ① 被害者には誠意をもって

対人事故(歩行者や他の自動車に乗車している人等を死傷させた場合)または対物事故(他の自動車、家屋や電柱等他人の財物に損害を与えた場合)が発生した場合には、被害者に対するお見舞、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、できるかぎり被害者に対して誠意をつくすことが、円満に解決するためには何よりも必要です。

### ② 自動車に関する補償における保険金の自賠責保険との一括払い

自動車に関する補償における対人事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者(保険の補償を受けられる方)からこの保険の保険金と自賠責保険金(すでに支払われた保険金を除きます。)とを同時に請求された場合には、弊社は一括してお支払いいたします。この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立替えて一括払を行います。

### ③ 自動車に関する補償における保険金の内払い

自動車に関する補償における対人事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担すべき被害者の治療費、看護料および休業損害(自賠責保険で支払い済みの額を除きます。)について、必要書類が整いしだい、内払金をお支払いできます。また人身傷害事故の場合も保険金の内払い制度がございます。

### ④ 自動車に関する補償等についてのご相談または苦情の受付

自動車に関する補償および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、弊社の全国営業・サービス網のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。なお、これらの設置場所および連絡先については、小冊子を用意いたしておりますので、弊社の全国営業・サービス網にお問い合わせください。

#### 1. 自動車保険請求相談センター

日本損害保険協会が全国48ヶ所に設置しており、自動車に関する保険の内容、保険金請求手続き等について、ご説明、ご相談を行っています。

#### 2. そんがいほけん相談室

日本損害保険協会が全国11ヶ所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含めて損害保険全般について、ご説明、ご相談および苦情の受付を行っています。また、上記のほか各都道府県の交通事故相談所、全日本交通安全協会の交通事故相談所等があります。

### ●自動車保険請求相談センター

(2007年12月現在)

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1-2	011(290)1881	福井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025	大津	大津市中央3-1-8	077(525)3954
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495	京都	京都市中京区烏丸通鴨川上ル手洗氷町62	075(211)9601
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922	大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
仙台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022(223)9222	奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589	和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
福島	福島市栄町10-21	024(521)1295	神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
新潟	新潟市中央区万代2-3-16	025(241)9515	鳥取	鳥取市今町1-103	0857(24)4233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693	松江	松江市御手湯場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463	岡山	岡山市幸町8-22	086(232)7020
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316	広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463	山口	山口市泉都町7-11	083(925)0999
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955	高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335	徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582	松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216	高知	高知市堺町2-26	088(825)0318
東京	千代田区神田淡路町2-7	03(3255)1377	福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211	佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
静岡	静岡市葵区吳服町1-1-2	054(252)3334	長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
名古屋	名古屋市中区錦3-23-31	052(971)7161	大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043
岐阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513	熊本	熊本市辛島町8-23	096(324)8740
四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946	宮崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294	鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
金沢	金沢市高岡町2-37	076(232)0214	沖縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

### ⑤ 自動車に関する補償等についての中立の第三者機関による示談斡旋制度

弊社がお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、万一にもご不満が生じたときには、中立でしかも独立した次の機関をご利用いただくことができます。

#### 1. 財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が次表の場所を含め全国148ヶ所(各弁護士会内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。



## 2. 財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るために公正な立場から和解の斡旋を行っています。

## ●財団法人 日弁連交通事故相談センター(示談の斡旋をしている主な相談所)

(2007年12月現在)

相談所名	所 在 地	電話番号
本 部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
札 幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩 手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019(623)5005
仙 台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022(223)7811
山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023(635)3648
水 戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029(221)3501
栃 木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会館内	028(622)2008
前 橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027(234)9321
埼 玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会 法律相談センター内	048(710)5666
千 葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043(227)8530
東 京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横 浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045(211)7700
山 梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055(235)7202
新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025(222)3765
岐 阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058(265)0020
静 岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054(252)0008
沼 津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055(931)1848
浜 松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053(455)3009
名 古 屋	(相談)名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 栄法律相談センター (示談斡旋)名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052(252)0044 052(221)7097
三 重	津市中央3-23 弁護士会内	059(228)2232
京 都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075(231)2378
大 阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06(6364)8289
神 戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078(341)1717
奈 良	奈良市登大路町5 弁護士会内	0742(22)2035
岡 山	岡山市南方1-8-29 弁護士会内	086(223)4401

相談所名	所 在 地	電話番号
広 島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
高 松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087(822)3693
愛 媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089(941)6279
高 知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088(822)4867
福 岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル5階	092(741)3208
北 九 州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐 賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952(24)3411
熊 本	熊本市花畠町7-10 熊本市産業文化会館5階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿 児 島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099(226)3765
那 霸	那霸市楚辺1-5-17 プロフェスビル那霸203号室	098(835)4343

## ●財団法人 交通事故紛争処理センター

(2007年12月現在)

名称	所 在 地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル4階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650



# VI. 地震保険について

## ① 地震保険の内容

### ① 地震保険の対象(地震約款第3条)

(a) 対象となるもの(保険の目的(ご契約の対象となる財物))

- ・居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)
- ・居住用建物に収容されている家財(生活用動産)

(b) 対象とならないもの

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物、およびその建物に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・貴金属、宝石、書画、骨とう等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

※セットでご契約いただく総合保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

### ② 地震保険の補償内容(地震約款第1条・第4条)

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度		お支払いする保険金	
建物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額	[時価限度]
	半損のとき	建物の地震保険金額の50%	[時価の50%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5%	[時価の5%限度]
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の全額	[時価限度]
	半損のとき	家財の地震保険金額の50%	[時価の50%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%	[時価の5%限度]

※以上の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記「2. 損害の認定基準について」をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5.5兆円(平成20年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(地震約款第6条)

お支払いする保険金=全損・半損または一部損の算出保険金

$$\times \frac{5.5\text{兆円}}{\text{算出保険金総額}}$$

### ③ 保険金をお支払いできない主な場合(地震約款第2条)

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的(ご契約の対象となる財物)の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## ② 損害の認定基準について

前記1. ②の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次とおり行います。

### ① 建物の「全損」「半損」「一部損」

認定の基準 (①、②または③)			
損害の程度	① 主要構造部※1(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	② 燃失または流失した床面積	③ 床上浸水
全損※2	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	_____
半損	建物の時価の20%以上 50%未満	建物の延床面積の20%以上 70%未満	_____
一部損	建物の時価の3%以上 20%未満	_____	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

※1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構

造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

#### 【建物の損害程度の認定方法】

##### (a) 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法:表1-1、枠組壁工法:表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

##### (b) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-1、鉄骨造:表2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合には、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-2、鉄骨造:表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

#### ② 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全 損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半 損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

#### 【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取り扱い

①建物: 1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害割合が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

②家財: 家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

#### 【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

##### (表1-1)木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

	被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方
		平家建	2階建	3階建	
主 要 構 造 部	①3%以下	7	8	8	損傷柱本数 全柱本数
	②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
	⑨40%を超える場合	全損とします			
軸 組	①5%以下	3	2	3	損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
	②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
	⑥50%を超える場合	全損とします			
屋 根	①10%以下	2	1	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積
	②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
	⑤50%を超える場合	10	5	3	
外 壁	①10%以下	2	2	2	損傷外壁面積 全外壁面積
	②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
	⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2)枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
外 壁	①3%以下	2	$\frac{1\text{階の損傷外壁水平長さ}}{1\text{階の外周延べ長さ}}$
	②~⑥ 略	4~39	
	⑦25%を超える場合	全損	
主 要 構 造 部 内 壁	①3%以下	3	$\frac{1\text{階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1\text{階の入隅全箇所数}}$
	②~④ 略	5~35	
	⑤15%を超える場合	全損	
基 礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
	②~⑦ 略	2~10	
	⑧35%を超える場合	全損	
屋 根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②~⑧ 略	2~9	
	⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建 物 全 体 の 被 害	被害の程度		損害割合(%)
	最大沈下量 (沈下とは、建 物が地表面よ り沈み込むも の。)	①5cmを超え、10cm以下	
傾 斜 (傾斜とは、沈 下を伴う傾 斜。)	②~⑩ 略		5~45
	⑪100cmを超える場合		全損
	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3	3
	②~⑦ 略	5~40	
	⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損	

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)	
I	近寄らないと見えにくい程度 のひび割れがある	①10%以下	0.5	
		②~⑤ 略	1~4	
II	肉眼ではっきり見える程度の ひび割れがある	⑥50%を超える場合	5	
		①5%以下	0.5	
III	部分的にコンクリートが潰れ たり、鉄筋、接合鉄筋・接合 鋼板が見える程度のひび割れ がある	②~⑩ 略	1~11	
		⑪50%を超える場合	13	
		①3%以下	2	
IV	大きなひび割れやコンクリー トの潰れが広い範囲に生じ、 手で突くとコンクリートが落 下し、鉄筋・接合鉄筋・接合 鋼板が部分的または全部見え るような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈 がある	②~⑪ 略	3~25	
		⑫50%を超える場合	30	
		①3%以下	3	
		②~⑪ 略	5~45	
		⑫50%を超える場合	全損	

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3)非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被害の程度		損害割合(%)
	最大沈下量 (沈下とは、建 物が地表面よ り沈み込むも の。)	①10cmを超え、15cm以下 ②～⑤ 略 ⑥40cmを超える場合	
	①10cmを超え、15cm以下	3	
	②～⑤ 略	10～40	
	⑥40cmを超える場合	全損	
傾 斜 (傾斜とは、沈 下を伴う傾 斜。)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下 ②～⑤ 略 ⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	3 10～40 全損	

(表2-4)非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

	被害の程度		損害割合(%)
	被害の程度(物理的損傷割合)		
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひ び割れ、わずかな不陸がある	①10%以下 ②～④ 略 ⑥50%を超える場合	1 2～4 5
	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れが ある	① 5 %以下 ②～⑨ 略 ⑩50%を超える場合	1 2～12 15
	建具の開閉不能、全面破壊が ある 外壁に大きなひび割れや剥離、 浮きだし、目地や隅角部に破 壊がある	① 3 %以下 ②～⑩ 略 ⑪50%を超える場合	2 3～23 25

	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
	IV	外壁の面外への著しいはらみ 出し、剥落、破壊、崩落があ る	
IV	① 3 %以下	3	
	②～⑨ 略	5～45	
	⑩50%を超える場合	全損	

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいすれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

### ③ご契約時にご注意いただきたいこと

- 1 地震保険の保険金額(ご契約金額)について
  - 建物、家財ごとに下記により算出される金額の範囲内で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
    - 総合保険の財物保険金額が、保険の目的(ご契約の対象となる財物)である建物・家財の合計価額以上の場合
      - 建 物：建物の価額の30%～50%に相当する金額
      - 家 財：家財の価額の30%～50%に相当する金額

□. 総合保険の財物保険金額が、保険の目的(ご契約の対象となる財物)である建物・家財の合計価額未満の場合

(イ) 建 物 :

$$\text{財物保険金額} \times \frac{\text{建物の価額}}{\text{建物・家財の合計価額}} \times (30\% \sim 50\%) \text{に相当する金額}$$

(ロ) 家 財 :

$$\text{財物保険金額} \times \frac{\text{家財の価額}}{\text{建物・家財の合計価額}} \times (30\% \sim 50\%) \text{に相当する金額}$$

(注) 総合保険の保険の目的(ご契約の対象となる財物)に設備・什器等が含まれる場合であっても、建物・家財の地震保険金額は、上記方法によって算出します。

(b) 前記(a)における「価額」は、地震保険がセットされる総合保険の保険支払方法が新価基準による場合は「新価額(再調達価額)」<sup>(※1)</sup>、時価基準による場合は「時価額」<sup>(※2)</sup>とします。

(※ 1) 「新価額(再調達価額)」とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。

(※ 2) 「時価額」とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、「使用による消耗分」を控除して算出した金額をいいます。

(例)

◇前記(a)イ. の例…「建物・家財の合計価額≤財物保険金額」の場合

	価額	財物保険金額	地震保険の保険金額(ご契約金額)の設定範囲
建物	2,000万円		$2,000\text{万円} \times (30\% \sim 50\%) = (600\text{万円} \sim 1,000\text{万円})$
家財	1,000万円	3,000万円	$1,000\text{万円} \times (30\% \sim 50\%) = (300\text{万円} \sim 500\text{万円})$

◇前記(a)ロ. の例…「建物・家財の合計価額>財物保険金額」の場合

	価額	財物保険金額	地震保険の保険金額(ご契約金額)の設定範囲
建物	2,000万円		$1,500\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{(2,000\text{万円} + 1,000\text{万円})} \times (30\% \sim 50\%) = (300\text{万円} \sim 500\text{万円})$
家財	1,000万円	1,500万円	$1,500\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{(2,000\text{万円} + 1,000\text{万円})} \times (30\% \sim 50\%) = (150\text{万円} \sim 250\text{万円})$

② セットでご契約する総合保険との関係(地震約款第23条、保険契約の継続および保険料の払込方法等に関する特約(総合保険付帯地震保険用))

(a) 地震保険は、次の条件を満たす総合保険にセットして契約しなければその効力を生じません。

イ. 総合保険の建物・収容動産損害に関する補償における保険の目的(ご契約の対象となる財物)が、居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)および居住用建物に収容されている家財(生活用動産)であること

ロ. 総合保険で補償の対象とする建物・収容動産損害に関する補償として「基本リスク」が選択されていること

(b) 総合保険が前記(a)に該当している間は、地震保険をセットすることができます。

(c) 総合保険が前記(a)に該当しなくなったとき(保険期間(補償の対象となる期間)の中途で前記(a)ロ. の補償が終了したとき)は、地震保険も同時に終了します。

(d) 総合保険にセットする場合は、地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式により、地震保険の保険期間(補償の対象となる期間)の満了する日の属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり、前記(c)に該当するまで自動的に継続されます。

③ 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について  
地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

(建物の構造)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造※とロ構造※の2つに区分されています。

※セットで契約する総合保険の構造級別により区分されます。(イ構造→総合保険の構造がA・B構造または特・1・2級構造の場合、ロ構造→総合保険の構造がC・D構造または3・4級構造の場合)

(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

## ④ 地震保険の割引制度について

保険の目的(ご契約の対象となる財物)である建物または保険の目的(ご契約の対象となる財物)である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます(地震保険の保険期間(補償の対象となる期間)の開始日により適用できる割引が異なります。)。なお、地震保険の保険期間(補償の対象となる期間)の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

- ① 免震建築物割引(平成19年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)  
対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。

割引率	30%
-----	-----

- ② 耐震等級割引(平成13年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)  
対象建物が、品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または評価指針に基づく耐震性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

- ③ 耐震診断割引(平成19年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)  
対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法

(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合。ただし、耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、または耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)をご契約者よりご提出いただいた場合。

割引率	10%
-----	-----

- ④ 建築年割引(平成13年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)  
対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)もしくは検査済証(写)等の対象建物の新築年月※が確認できる公的機関等が発行する書類(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。

※新築年が昭和57年以降である場合には新築年

割引率	10%
-----	-----

(注1) 上記①または②の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。

(注2) 上記④の公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。

(注3) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)をご提出いただくことができます。

(注4) 注3にかかわらず、継続契約(前契約(弊社契約に限る。)の地震保険期間(補償の対象となる期間)の終期または解約日を保険期間(補償の対象となる期間)の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記①～④のただし書の資料の提出を省略することができます。

(注5) 上記①～④の割引は重複して適用を受けることができません。

## ⑤ ご契約後にご注意いただきたいこと(地震約款第9条)

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちにご契約の代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 他の保険会社と地震等による事故を補償する保険契約を締結するとき
- ② 建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき
- ③ 建物の構造または用途を変更するとき(例:併用住宅が専用店舗に変わった場合、鉄骨造建物に木造部分を増築した場合 等)
- ④ 家財などを引越し等により他の場所に移転するとき
- ⑤ 保険証券に記載されているご契約者様の住所を変更するとき

## ⑥ 事故が起きたときの手続き(地震約款第17条)

地震保険で補償する事故が起きたときは、すみやかにご契約の代理店または弊社にご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

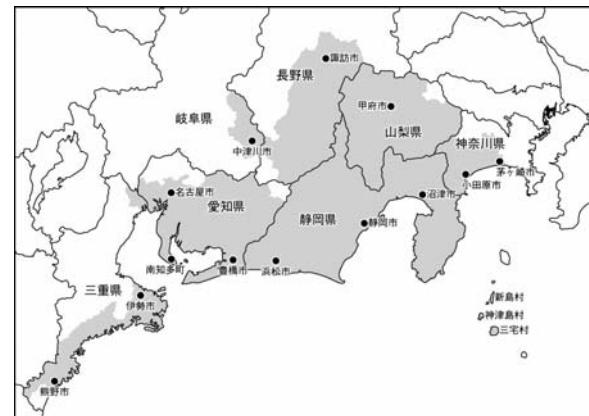
## ⑦ 保険金をお支払いした後のご契約(地震約款第22条)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

## ⑧ 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて(地震約款第10条第2項)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の目的(ご契約の対象となる財物)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者(保険の補償を受けられる方)・保険金額(ご契約金額)が同額以下の自動的に継続される契約は除きます。)のでご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成19年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	<村> 新島、神津島、三宅
神 奈 川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=増穂、鰍沢、早川、身延、南部；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	<市> 岩谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	<市> 中津川
静 岡	全 域
愛 知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富 <町村> 愛知郡=東郷、長久手；海部郡=七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；幡豆郡=一色、吉良、幡豆；額田郡=幸田；西加茂郡=三好北設楽郡=設楽、東栄；宝飯郡=音羽、小坂井、御津
三 重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

## ⑨ 総合保険の建物・収容動産損害に関する補償の保険期間(補償の対象となる期間)の中途で地震保険をご契約になりたい場合

総合保険の建物・収容動産損害に関する補償のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、総合保険の建物・収容動産損害に関する補償の保険期間(補償の対象となる期間)の中途から地震保険をご契約になることができます(ただし、前記8.の場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

## ⑩ 地震保険料控除について

平成19年1月より、損害保険料控除は廃止※され、新たに地震保険料控除が創設されました。地震保険料控除は、従前の損害保険料控除と同様に、その払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれる制度をいいます。総合保険の契約については、以下のとおりとなります。

保険始期が平成19年1月1日以降のご契約

地震保険および地震危険等上乗せ担保特約の保険料

平成19年以降の地震保険料控除の対象

※経過措置として平成18年12月31日以前に保険期間(補償の対象となる期間)が開始する総合保険の契約については、以下のとおりとなります。

保険始期が平成18年12月31日以前のご契約

平成19年以後に充当いただく地震保険および地震危険等上乗せ担保特約の保険料

平成19年以降の地震保険料控除の対象

平成19年以後に充当いただく損害保険料控除の経過措置の対象保険料(長期保険料部分のみ)(注)

平成19年以降の損害保険料控除の経過措置の対象

(注) 保険期間(補償の対象となる期間)10年以上かつ積立口座の満期が10年の契約で所定の条件を満たす保険料部分が対象となります。なお、平成19年1月1日以降に保険料の変更を伴う異動が発生した場合は、経過措置の対象から外れ、異動が発生した年以降は保険料控除の対象とはなりません。

また、地震保険料控除の対象かつ損害保険料控除の経過措置の対象となる契約につきましては、地震保険(含む地震危険等上乗せ担保特約)の保険料または損

害保険料控除の経過措置の対象保険料(長期保険料部分のみ)のいずれか一方のみを保険料控除の対象とすることができます。



# 約 款

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。  
「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内  
容を正確にご理解いただきますようお願ひいたします。

# 総合保険普通保険約款

## 第1章 財物条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

① 当会社は、この章および第6章一般条項（以下この章において「一般条項」といいます。）の規定に従い、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発その他偶然な事故によって保険の目的である運転自動車（第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に規定する運転自動車をいいます。以下この章において同様とします。）に生じた損害（運転自動車の台風、たつ巻、こう水、高潮または盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下この章において同様とします。）による損害を除きます。以下この章において「運転車両損害」といいます。）に対して、運転車両保険金（運転車両損害保険金および運転車両費用をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。ただし、次条第2項の記名運転者または第3項の許諾運転者が運転自動車を運転中（駐車または停車中を除きます。以下この章において同様とします。）に生じた事故による損害に限りります。

② 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる偶然な事故によって保険の目的である被保険自動車（第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に規定する保険証券記載の被保険自動車をいいます。以下この章において同様とします。）に生じた損害（以下この章において「保管車両損害」といいます。）に対して、保管車両保険金（保管車両損害保険金および保管車両費用をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。

(1) 台風、たつ巻、こう水、高潮

(2) 盗難

③ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発その他偶然な事故によって保険の目的である被保険自動車に生じた損害（被保険自動車の台風、たつ巻、こう水、高潮または盗難による損害を除きます。以下この章において「その他車両損害」といいます。）に対して、その他車両保険金（その他車両損害保険金およびその他車両費用をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。ただし、被保険自動車を運転中（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。次条において同様とします。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間の、次条第2項各号および第3項に掲げる者以外の者の運転中を除きます。）に生じた事故による損害を除きます。

④ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる事故のいずれかによって保険の目的である建物、家財または設備・什器等について生じた損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この章において同様とします。）

⑤ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的である建物、家財、設備・什器等のすべてについて、一括して行うものとします。

⑥ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる事故のいずれかによって保険の目的である建物、家財または設備・什器等について生じた損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。

- (1) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前項もしくは第9項の事故による損害を除きます。
- (2) 給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます。）に生じた事故または次条第1項第3号の被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、前項または第9項の事故による損害を除きます。なお、この号において給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、盗難によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。
- ⑧ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、家財が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨もしくは預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下この章において同様とします。）の盗難によって損害が生じたとき、または設備・什器等が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の各号に掲げる事実があったことを条件とします。
- (1) 保険契約者または次条第1項第3号の被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。この場合において、現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。
- ⑨ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財または設備・什器等であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- (1) 保険の目的である建物、家財または設備・什器等にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じたとき。
- (2) 保険の目的である建物、家財または設備・什器等が、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を被ったとき。この場合において、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）をこえる浸水をいいます。
- ⑩ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、偶然な外來の事故に直接起因する電気的事故または機械的事故によって保険の目的である建物または家財について生じた損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。
- ⑪ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、偶然な事故（第4項から第7項までならびに第9項および前項の事故を除きます。）によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等について生じた損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を含みません。
- ⑫ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、家財が保険の目的である場合には、次条第1項第3号の被保険者またはこれと生計を共にする同居の親族が転居するために保険の目的である家財を保険証券記載の建物から日本国内の転居先の建物に運送している間（運搬用具への積込み作業に着手した時に始まり、転居先での荷卸し作業を終了した時までとし、運送業者による運送に付随す

る一時保管を含むものとします。ただし、保険証券記載の建物および転居先の建物の外にある間に限ります。)に生じた第4項から第7項までおよび前2項の損害に対して、当該運送中の家財を保険の目的である家財とみなして、建物・収容動産損害保険金を支払います。この場合において、第13項の携行品損害保険金の支払事由に該当した場合でも、携行品損害保険金は支払いません。

⑬ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる損害に対して、携行品損害保険金を支払います。

- (1) 偶然な事故によって保険の目的である携行品について生じた損害
- (2) 携行品が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物外において次条第1項第4号の被保険者が携行している生活用の通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、第8項各号に掲げる事実があったことを条件とします。
- ⑭ 当会社は、この章および一般条項の規定に従い、第1項から第3項までの規定(補償範囲が限定される旨の特約が適用されている場合は、その特約および第1項から第3項までの規定)に定める車両損害(この章において、第1項に規定する運転車両損害、第2項に規定する保管車両損害および第3項に規定するその他車両損害をいいます。)のうち保険証券に記載された車両損害が生じたことに伴い、保険の目的である積載動産(第7条(保険の目的の範囲))第1項第5号に規定する積載動産をいいます。以下この章において同様とします。)に損害が生じたときは、積載動産損害保険金を支払います。
- ⑮ この章において、第1項から前項までの損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。
- ⑯ 当会社は、第1項から第14項のうち、保険証券に記載された損害についてのみ支払責任を負うものとします。

## 第2条(被保険者の範囲等)

- ① この章において、被保険者の範囲は次の各号の規定に従います。
  - (1) 保険の目的が運転自動車である場合、被保険者とは運転自動車の所有者をいいます。
  - (2) 保険の目的が被保険自動車である場合、被保険者とは被保険自動車の所有者をいいます。
  - (3) 保険の目的が建物、家財または設備・什器等の場合、被保険者とは保険証券記載の建物・収容動産を被保険者をいいます。
  - (4) 保険の目的が携行品である場合、被保険者は次のイ.からニ.に掲げる者とします。
    - イ. 保険証券記載の携行品被保険者(以下この号において「本人」といいます。)
    - ロ. 本人の配偶者(内縁を含みます。以下この章において同様とします。)
    - ハ. 本人またはその配偶者の同居の親族
    - ニ. 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
  - (5) 保険の目的が積載動産である場合、被保険者とは積載動産の所有者(運転自動車または被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転自動車または被保険自動車に搭乗していた者(ただし、正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、その者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。)は含みません。)をいいます。
- ② この章において、記名運転者とは、次の各号の者から保険証券に記載された者とします。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ③ この章において、許諾運転者とは記名運転者の承諾を得て、前項各号に掲げる者のいずれかが所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。以下この章において「所有自動車」といいます。)を使用または管理中の者(前項各号に掲げる者を除きます。)をいいます。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代

行業等自動車を取り扱うことを業としている者が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間を除きます。

## 第3条(保険価額等)

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 保険価額
  - イ. 保険の目的が運転自動車の場合
 

運転自動車に損害が生じた地および時における、運転自動車と同一車種、同一年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
  - ロ. 保険の目的が被保険自動車の場合
 

被保険自動車に損害が生じた地および時における、被保険自動車と同一車種、同一年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
  - ハ. 保険の目的が建物、家財、設備・什器、携行品または積載動産の場合
 

保険の目的に損害が生じた地および時における、保険の目的の価額をいいます。
- (2) 協定保険価額
 

各保険年度の始期応当日における被保険自動車の価額として、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額をいい、この額を協定車両保険金額として被保険自動車ごとに保険証券に記載するものとします。この協定保険価額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。)の自動車の市場販売価格相当額(当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」(以下この章において「車価表」といいます。)等に記載された価格をいいます。)を基準に定めるものとします。
- (3) 新車保険価額
 

運転自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額をいいます。
- (4) 協定新車保険価額
 

次のいずれかにより定めるものとします。
 
  - イ. 各保険年度の始期応当日における被保険自動車の新車保険価額として、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額をいい、被保険自動車ごとに保険証券に記載するものとします。この協定新車保険価額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額(車価表等に記載された価格をいいます。ただし、車価表に被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、車価表に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格とします。)を基準に定めるものとします。
  - ロ. 第2号の協定保険価額を被保険自動車の新車保険価額とみなして定めるものとします。
- (5) 修理支払限度額
  - イ. 前号イ.の場合は、協定新車保険価額または協定保険価額の1.2倍の額のいずれか低い額(50万円を下回るときは、50万円とします。)をいい、この額を修理支払限度額として被保険自動車ごとに保険証券に記載するものとします。
  - ロ. 前号ロ.の場合は、協定保険価額(50万円を下回るときは、50万円とします。)とします。

## 第4条(車両保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた車両損害に対しては、車両保険金(第1条(保険金を支払う場合)第1項に規定する運転車両保険金、第2項に規定する保管車両保険金および第3項に規定するその他車両保険金をいいます。以下この章において同様とします。)を支払いません。
  - (1) 次のいずれかに該当する者の故意
    - イ. 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
    - ロ. 所有権留保条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃貸借契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
    - ハ. 上記イ.およびロ.に定める者の法定代理人

- 二、上記イ、およびロ、に定める者の業務に従事中の使用者  
ホ、上記イ、およびロ、に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下この章において同様とします。）
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この章において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下この章において同様とします。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (2) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する車両損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- (1) 運転自動車または被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
  - (2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない運転自動車または被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。）
  - (3) 運転自動車または被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品（第7条（保険の目的の範囲）第2項に規定する付属品をいいます。以下この項において同様とします。）に生じた損害
  - (4) 付属品のうち運転自動車または被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下この章において同様とします。）されていないものに生じた損害。ただし、運転自動車または被保険自動車の他の部分と一緒に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
  - (5) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、運転自動車または被保険自動車の他の部分と一緒に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
  - (6) 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
- (3) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで運転自動車または被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた車両損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関）
  - (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関）
  - (3) 前2号に定める者の法定代理人
  - (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用者
  - (5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子
- (4) 当会社は、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により生じた車両損害に対しては、車両保険金を支払いません。
- (1) 記名運転者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、所有自動車を除きます。以下この章において同様とします。）を運転しているとき。

- (2) 記名運転者が役員（理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した所有自動車以外の自動車を運転しているとき。
- (4) 記名運転者が、所有自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、所有自動車以外の自動車を運転しているとき。ただし、記名運転者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ておらず、かつ、記名運転者がその者を正当な権利を有する者であるとしたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (5) 記名運転者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために所有自動車以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において、所有自動車以外の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。）とき。
- 第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）**
- (1) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって保険の目的である建物、家財、設備・什器等または携行品に生じた損害に対しては、保険金（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金をいいます。以下この条において同様とします。）を支払いません。
- (1) 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反
    - イ、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関）
    - ロ、被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関）。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - (2) 第1条（保険金を支払う場合）第4項から第6項までの事故または第9項もしくは第5章費用条項第6節地震火災費用条項第1条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故の際ににおける保険の目的の置き忘れもしくは紛失または盗難
- (2) 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって保険の目的である建物、家財、設備・什器等または携行品に生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第10項、第11項または第13項の事故によって保険の目的である建物、家財、設備・什器等または携行品に生じた次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この限りでありません。
  - (2) 保険の目的の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りでありません。
  - (3) 保険の目的の瑕疵によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかつ瑕疵によって生じた損害については、この限りでありません。
  - (4) 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
  - (5) 保険の目的に対する加工（保険の目的が建物の場合には、保険の目的の建築（増築、改築また

- は一部取りこわしを含みます。)をいいます。)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (6) 保険の目的に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、保険の目的の機能に直接関係のない損害
  - (7) 保険の目的の置き忘れまたは紛失によって生じた損害(第1条(保険金を支払う場合)第10項から第13項までの事故の際における保険の目的の置き忘れまたは紛失を含みます。)
  - (8) 詐欺または横領によって保険の目的に生じた損害
  - (9) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
  - (10) 保険の目的のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この限りではありません。
  - (11) 保険の目的のうち、楽器について生じた次のイ、またはロ、の損害
    - イ、弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この限りではありません。
    - ロ、音色または音質の変化
  - (4) 当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた第1条(保険金を支払う場合)第10項の損害に対しては、建物・収容動産損害保険金を支払いません。
    - (1) 保険の目的の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害。この場合において、契約上の責任とは、保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。
    - (2) 不当な修理や改造によって生じた事故
    - (3) 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替え刃、針等を含みます。)および付属部品の交換
    - (4) コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
    - (5) 電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理
    - (6) 一般家庭用以外(業務用に使用されている場合等をいいます。)に使用している間に生じた事故
  - (5) 当会社は、家財もしくは設備・什器等が保険の目的である場合には第1条(保険金を支払う場合)第10項および第11項の事故、または携行品が保険の目的である場合には同条第13項第1号の事故によって次の各号に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
    - (1) 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
    - (2) 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
    - (3) 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
    - (4) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物
    - (5) 動物および植物
    - (6) クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
    - (7) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
    - (8) その他保険証券記載の物
  - (6) 当会社は、偶然な外來の事故に直接起因しない電気的または機械的事故によって保険の目的である建物、家財、設備・什器等または携行品に生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。
- 第6条(積載動産損害保険金を支払わない場合)**
- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって保険の目的である積載動産に生じた損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。
    - (1) 次のいずれかに該当する者の故意
      - イ、保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
      - ロ、所有権留保条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主(これらの者が法人であ

- る場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
- ハ、上記イ、およびロ、に定める者の法定代理人
  - ニ、上記イ、およびロ、に定める者の業務に従事中の使用人
  - ホ、上記イ、およびロ、に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (7) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置として行われた場合を除きます。
  - (8) 詐欺または横領
  - (2) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。
    - (1) 積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
    - (2) 故障損害(偶然な外來の事故に直接起因しない積載動産の電気的または機械的損害をいいます。)
  - (3) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで運転自動車または被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた積載動産の損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。
    - (1) 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
    - (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)
    - (3) 前2号に定める者の法定代理人
    - (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用人
    - (5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子
  - (4) 当会社は、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により生じた積載動産の損害に対しては、積載動産損害保険金を支払いません。
    - (1) 記名運転者の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
    - (2) 記名運転者が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
    - (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した所有自動車以外の自動車を運転しているとき。
    - (4) 記名運転者が、所有自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、所有自動車以外の自動車を運転しているとき。ただし、記名運転者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ております。かつ、記名運転者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
    - (5) 記名運転者が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために所有自動車以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において所有自動車以外の自動車を運転しているとき(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。)

## 第7条(保険の目的の範囲)

① この章における保険の目的は、次の各号に掲げるもののうち、保険証券に保険の目的として明記したものとします。

(1) 運転自動車

次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中の所有自動車

ロ. 記名運転者が運転中の上記イ. 以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)の自動車。ただし、第2条(被保険者の範囲等)第2項各号に掲げる者が所有する自動車を除きます。

(2) 保険証券記載の被保険自動車(その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)であるものに限るものとし、保険証券に記載した自動車をいいます。)

(3) 保険証券記載の建物またはこれに収容される家財もしくは設備・什器等(この章において、設備・什器等とは、設備、装置、什器または備品をいいます。)。ただし、家財または設備・什器等が保険証券記載の建物外にある間(消防または避難に必要な処置によって建物外にある場合を除きます。)は、保険の目的に含みません。

(4) 携行品。この章において、携行品とは、次のいずれかに該当するものをいい、第2条(被保険者の範囲等)第1項第4号の被保険者(この号において「被保険者」といいます。)が居住の用に供する建物(この号において「居住建物」といいます。)外で取得し、居住建物に持ち帰るまでの間の身の回り品(この号において「身の回り品」とは、日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。)を含みます。

イ. 被保険者により居住建物から一時的に持ち出された身の回り品で、他の建築物(アーケード、地下道等もっぱら通路に利用されるものを除きます。)内に収容されているもの

ロ. 居住建物外において被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品

(5) 積載動産(運転自動車または被保険自動車の車室もしくはトランク内に収容またはキャリア(自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型もしくは少量の荷物を積載もしくは運搬するための装置をいいます。)に固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産(次に規定する物を除きます。)をいいます。)

イ. 運転自動車または被保険自動車の付属品、保険証券に付属品または付属機械装置として明記された物および運転自動車または被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料

ロ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

ハ. 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他美術品

ニ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに類する物

ホ. 動物、植物等の生物

ヘ. 商品、見本品および事業用什器・備品、機械装置その他事業を営むために使用される物

ト. 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物

② この章において、運転自動車または被保険自動車に定着または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。以下この章において同様とします。)されている物、および車室内でのみ使用することを目的として運転自動車または被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物(次に規定する物を除きます。以下この章において「付属品」といいます。)は自動車に含みます。

イ. 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

ロ. 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物

ハ. 通常装飾品とみなされる物

ニ. 付属機械装置(医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。)

③ 次に掲げる物は、第1項第3号の家財もしくは設備・什器等または同項第4号の携行品に含まれません。

(1) 自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。ただし、第1項第3号の家財または設備・什器等に該当する原動機付自転車は除きます。)

(2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

(3) 商品、製品、半製品、原材料、機械、器具、工具その他これらに類する物

④ 次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、第1項第3号の家財もしくは設備・什器等または同項第4号の携行品に含まれません。

(1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの

(2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 建物が保険の目的である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、第1項第3号の建物に含まれます。

(1) 疊、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他他の付属設備

(2) 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物

⑥ 家財が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、第1項第3号の家財に含まれます。

⑦ 設備・什器等が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する設備・什器等で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、第1項第3号の設備・什器等に含まれます。

⑧ 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の目的であるときは、第5項第1号に掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、第1項第3号の家財に含まれます。

⑨ 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の目的であるときは、第5項第1号に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、第1項第3号の設備・什器等に含まれます。

⑩ 家財、設備・什器等または携行品が保険の目的である場合において、通貨または預貯金証書に第1条(保険金を支払う場合)第8項または第13項第2号の盗難による損害が生じたときは、第3項の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。

## 第8条(運転車両保険金の支払額)

① 1回の事故につき当会社の支払う運転車両損害保険金の額は、下表のとおりとします。なお、所有自動車に該当する運転自動車の免責金額については、所有自動車ごとに当会社が車両保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めることとし、所有自動車以外の自動車に該当する運転自動車の免責金額については、一律に0円とします。

運転自動車の損害の状態	運転車両損害保険金
(1) 運転自動車の損傷を修理できない場合	保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。） ただし、記名運転者および許諾運転者ごとに保険証券記載の運転車両保険金額（以下この章において「運転車両保険金額」といいます。）を限度とします。
(2) 上記(1)以外で、運転自動車の損傷の修理を行わない場合	運転車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額 ただし、保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。）または運転車両保険金額のいずれか低い額を限度とします。
(3) 上記(1)、(2)以外の場合	運転車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額 ただし、新車保険価額、保険価額の1.2倍の額または運転車両保険金額の1.2倍の額の最も低い額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、修理支払限度額または運転車両保険金額の1.2倍の額のいずれか低い額とします。）を限度（50万円を下回るときは、50万円を限度とします。）とします。

- ② この条において、運転車両損害額とは、次の各号の規定による当会社が保険金を支払うべき運転車両損害の額をいいます。
- (1) 運転自動車の損害の状態が、前項の表中(1)に該当する場合（以下この章において「運転車両全損」といいます。）は、保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。）
  - (2) 運転自動車の損害の状態が、前項の表中(2)または(3)に該当する場合（「運転車両分損」といいます。）は、次の算式によって算出された額

修理費（損害が生じた地および時において、運転自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、運転自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。）

- 修理に際し部分品を交換したために運転自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額。ただし、運転自動車が被保険自動車に該当する場合を除きます。
- 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
- = 損害額

③ 第1項の運転車両損害保険金のほか、保険契約者または被保険者が次の各号の費用（収入の喪失を含みません。以下この章において「運転車両費用」といいます。）を支出した場合は、当会社は、各号の運転車両費用の合計額を被保険者に支払います。ただし、運転車両保険金額の設定がない場合（運転車両保険金額が0円の場合を含みます。）を除きます。

- (1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 当会社が運転車両保険金を支払うべき損害により運転自動車が自力で移動することができない場合に、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、および、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用の合計額。ただし、1回の事故につき、10万円または保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。）の10%のいずれか高い方を限度とします。
- (4) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する運転自動車の分担額
- (5) 当会社は、前項の規定によって支払うべき運転車両費用と第1項の運転車両損害保険金の合計額が運転車両保険金額をこえる場合であっても、前項の運転車両費用を支払います。

⑤ 運転車両損害額および第3項の運転車両費用のうち回収金（第三者が負担すべき金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。以下この章において同様とします。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（運転車両損害額および第3項各号の運転車両費用のうち実際に発生した額の合計額から第1項に定める運転車両損害保険金および第3項に定める運転車両費用の合計額を差し引いた残額をいいます。）を超過するときは、当会社は第1項の運転車両損害保険金と第3項の運転車両費用の合計額からその超過額を差し引いて運転車両保険金を支払います。

#### 第9条（保管車両保険金の支払額）

- ① 1回の事故につき当会社の支払う保管車両損害保険金の額は、下表のとおりとします。なお、免責金額については、所有自動車ごとに、当会社が車両保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めることとします。

被保険自動車の損害の状態	保管車両損害保険金
(1) 被保険自動車の損傷を修理できない場合	事故が発生した日が属する保険年度における協定保険価額
(2) 被保険自動車が盗難され発見されなかった場合	事故が発生した日が属する保険年度における協定保険価額
(3) 上記(1)、(2)以外で、被保険自動車の損傷の修理を行わない場合	保管車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額ただし、協定保険価額を限度とします。
(4) 上記(1)、(2)、(3)以外の場合	保管車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額ただし、修理支払限度額を限度とします。

② この条において、保管車両損害額とは、次の各号に掲げる規定による当会社が保険金を支払うべき保管車両損害の額をいいます。

- (1) 被保険自動車の損害の状態が、前項の表中(1)または(2)に該当する場合（以下この章において「保管車両全損」といいます。）は、事故が発生した日が属する保険年度における協定保険価額
- (2) 被保険自動車の損害の状態が、前項の表中(3)または(4)に該当する場合（「保管車両分損」といいます。）は、次の算式によって算出された額

修理費（損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。次条において同様とします。）

- 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
- = 損害額

③ 第1項の保管車両損害保険金のほか、保険契約者または被保険者が次の各号の費用（収入の喪失を含みません。以下この章において「保管車両費用」といいます。）を支出した場合は、当会社は、各号の保管車両費用の合計額を被保険者に支払います。（ただし、協定車両保険金額の設定がない場合（協定車両保険金額が0円の場合を含みます。）を除きます。）

- (1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 当会社が保管車両保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合に、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、および、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用の合計額。ただし、1回の事故につき、10万円または協定保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。）の10%のいずれか高い方を限度とします。

- (4) 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、前号に定める費用以外の費用。ただし、1回の事故につき、10万円または協定保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。
- (5) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額
- ④ 当会社は、前項の規定によって支払うべき保管車両費用と第1項の保管車両損害保険金の合計額が協定車両保険金額または修理支払限度額をこえる場合であっても、前項の保管車両費用を支払います。
- ⑤ 保管車両損害額および第3項の保管車両費用のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（保管車両損害額および第3項各号の保管車両費用のうち実際に発生した額の合計額から第1項に定める保管車両損害保険金および第3項に定める保管車両費用の合計額を差し引いた残額をいいます。）を超過するときは、当会社は第1項の保管車両損害保険金と第3項の保管車両費用の合計額からその超過額を差し引いて保管車両保険金を支払います。
- ⑥ 前項までの規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号および第2号ごとに保険証券記載の保管車両保険金支払割合（被保険自動車ごとに適用します。以下この章において「保管車両保険金支払割合」といいます。）が100%以外の場合、1回の事故により支払われる保管車両保険金の支払額は、前項までの規定により算出された額に保管車両保険金支払割合を乗じた額とします。

#### 第10条（その他車両保険金の支払額）

- ① 1回の事故につき当会社の支払うその他車両損害保険金の額は、下表のとおりとします。なお、免責金額については、所有自動車ごとに、当会社が車両保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めることとします。

被保険自動車の損害の状態	その他車両損害保険金
(1) 被保険自動車の損傷を修理できない場合	事故が発生した日が属する保険年度における協定保険金額
(2) 上記(1)以外で、被保険自動車の損傷の修理を行わない場合	その他車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額 ただし、協定保険金額を限度とします。
(3) 上記(1)、(2)以外の場合	その他車両損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額 ただし、修理支払限度額を限度とします。

- ② この条において、その他車両損害額とは、次の各号の規定による当会社が保険金を支払うべきその他車両損害の額をいいます。
- (1) 被保険自動車の損害の状態が、前項の表中(1)に該当する場合（以下この章において「その他車両全損」といいます。）は、事故が発生した日が属する保険年度における協定保険金額
- (2) 被保険自動車の損害の状態が、前項の表中(2)または(3)に該当する場合（「その他車両分損」といいます。）は、次の算式によって算出された額

#### 修理費

- 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
- = 損害額

- ③ 第1項のその他車両損害保険金のほか、保険契約者または被保険者が次の各号の費用（収入の喪失を含みません。以下この章において「その他車両費用」といいます。）を支出した場合は、当会社は、各号のその他車両費用の合計額を被保険者に支払います。ただし、協定車両保険金額の設定がない場合（協定車両保険金額が0円の場合を含みます。）を除きます。

- (1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- (3) 当会社がその他車両保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合に、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、および、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用の合計額。ただし、1回の事故につき、10万円または協定保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。
- (4) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額
- ④ 当会社は、前項の規定によって支払うべきその他車両費用と第1項のその他車両損害保険金の合計額が協定車両保険金額または修理支払限度額をこえる場合であっても、前項のその他車両費用を支払います。
- ⑤ その他車両損害額および第3項のその他車両費用のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（その他車両損害額および第3項各号のその他車両費用のうち実際に発生した額の合計額から第1項に定めるその他車両損害保険金および第3項に定めるその他車両費用の合計額を差し引いた残額をいいます。）を超過するときは、当会社は第1項のその他車両損害保険金と第3項のその他車両費用の合計額からその超過額を差し引いてその他車両保険金を支払います。

#### 第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）

- ① 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第12項までの建物・収容動産損害保険金として支払うべき損害の額は、保険金額によって定めます。
- ② 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険金額を限度とします。
- ③ 当会社は、前2項の規定による損害の額を第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項の建物・収容動産損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の財物保険金額（以下この章において「財物保険金額」といいます。）を限度とします。
- ④ 当会社は、第1項および第2項の規定による損害の額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を控除した残額を、第1条（保険金を支払う場合）第10項および第11項の建物・収容動産損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、建物については財物保険金額、家財または設備・什器等については保険証券記載の収容動産支払限度額（以下この章において「収容動産支払限度額」といいます。）を限度とします。この場合において、免責金額および収容動産支払限度額については、建物および収容動産（この項において、保険の目的である家財および設備・什器等をいいます。）でそれぞれ個別に適用し、また、1回の事故で複数の建物（収容動産を含みます。）に損害が及ぶ場合には建物ごとに適用します。

- ⑤ 第7条（保険の目的の範囲）第4項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的（この項において、家財または設備・什器等をいいます。）に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき建物・収容動産損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

- ⑥ 建物・収容動産損害保険金が支払われるべき損害に対して、この保険契約における携行品損害保険金または積載動産損害保険金が支払われる場合には、第3項または第4項の規定中「損害の額」とあるのを「損害の額（携行品損害保険金または積載動産損害保険金が支払われる場合には、これらの額を控除した残額とします。）」と読み替えて適用します。

#### 第12条（建物・収容動産損害保険金の支払額一通貨または預貯金証書の盗難の場合）

- ① 第1条（保険金を支払う場合）第8項の生活用の通貨または業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに生活用の通貨の盗難については20万円を、また、業務用の通貨の盗難については30万円を限度とし、その損害の額を建物・収容動産損害保険金として、支払います。
- ② 第1条（保険金を支払う場合）第8項の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに生活用の預貯金証書の盗難については200万円または財物保険金額のいずれか低い額を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円または財物保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を建物・収容動産損害保険金として、支払います。

#### 第13条（携行品損害保険金の支払額）

- ① 当会社が第1条（保険金を支払う場合）第13項第1号の携行品損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- ② 第7条（保険の目的の範囲）第4項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合で、その物につき盗難による損害が生じたときの損害の額は、1個または1組ごとに、その損害の額または100万円のいずれか低い額を損害の額とみなします。
- ③ 盗難によって損害（第1条（保険金を支払う場合）第13項第2号の損害を除きます。）が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前2項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- ④ 第1条（保険金を支払う場合）第13項第2号の通貨および預貯金証書の盗難の場合には、それぞれ次の各号に掲げる額を損害の額とみなします。

- (1) 通貨の盗難の場合、その損害の額または20万円のいずれか低い額
- (2) 預貯金証書の場合は、その損害の額または200万円のいずれか低い額

- ⑤ 当会社は、前各項の規定による損害の額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を控除了した残額を、第1条（保険金を支払う場合）第13項の携行品損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の携行品支払限度額（以下この章において「携行品支払限度額」といいます。）を限度とします。
- ⑥ 携行品損害保険金が支払われるべき損害に対して、この保険契約における積載動産損害保険金が支払われる場合には、前項の規定中「損害の額」とあるのを「損害の額（積載動産損害保険金として支払われる額を控除了した残額とします。）」と読み替えて適用します。

#### 第14条（積載動産損害保険金の支払額）

- ① 1回の事故につき当会社の支払う積載動産損害保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、1回の事故につき、積載動産保険金額（運転車両損害が生じたことに伴う積載動産の損害の場合は、記名運転者および許諾運転者ごとに保険証券記載の積載動産保険金額、保管車両損害またはその他車両損害が生じたことに伴う積載動産の損害の場合は、被保険自動車ごとにまたは被保険自動車にかかる支払条項（第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号、第2号および第3項をいいます。以下この項において同様とします。）ごとに保険証券記載の積載動産保険金額をいいます。以下この章において同様とします。）を限度とします。

#### 全ての積載動産の損害額の合計額

- 免責金額（運転車両損害が生じたことに伴う積載動産の損害の場合は、記名運転者および許諾運転者ごとに保険証券記載の免責金額、保管車両損害またはその他車両損害が生じたことに伴う積載動産の損害の場合は、被保険自動車ごとにまたは被保険自動車にかかる支払条項ごとに保険証券記載の免責金額をいいます。以下この条において同様とします。）
- = 積載動産損害保険金

- ② 前項の損害額とは、それぞれの積載動産について次の算式によって算出された額をいいます。

- (1) 全損（次の算式によって算出された額が、損害の生じた積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。）の場合は、保険価額
- (2) 前号以外の場合には、次の算式によって算出された額

#### 修理費（積載動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。）

- + 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- + 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- = 損害額

- ③ 前項に規定する損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたもの（以下この条において「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が第1項の免責

金額を超過するときは、その超過額を前項の積載動産保険金の額から差し引きます。

- ④ 1回の事故について被保険者が2名以上いる場合は、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

#### 各被保険者ごとの損害額

（ただし、回収金を差し引いた残額とします）

$$\text{積載動産損害保険金} \times \frac{\text{各被保険者ごとの損害額の合計額}}{\text{各被保険者ごとの損害額}} = \text{被保険者ごとの支払保険金}$$

（ただし、回収金を差し引いた残額とします）

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、積載動産の損害が第1条（保険金を支払う場合）第2項の保管車両損害に伴う場合、保管車両保険金支払割合が0%のときは、当会社は積載動産損害保険金を支払いません。

#### 第15条（保険金の支払限度額）

当会社は、1回の事故につき、第9条（保管車両保険金の支払額）から前条までおよび一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定により算出された保険金（保管車両損害保険金、その他車両損害保険金、建物・収容動産損害保険金、携行品損害保険金および積載動産損害保険金をいいます。）の合計額が財物保険金額をこえるときは、財物保険金額をもって保険金の額とします。

#### 第16条（協定保険価額、協定新価保険価額および修理支払限度額の変更）

- ① 保険契約締結の後、被保険自動車の改造または付属品の装着もしくは取りはずしによって被保険自動車の価額が著しく増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。この場合、当会社と保険契約者または被保険者は、保険証券記載の協定車両保険金額に上記の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定車両保険金額から上記の事由によって減少した価額を差し引いた残額に、協定保険価額および協定車両保険金額を変更するとともに、第3条（保険価額等）第5号の規定により当会社は修理支払限度額を変更するものとします。

- ② 一般条項第11条（被保険自動車の入替）第1項に定める自動車の新規取得の場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、第3条（保険価額等）第2号および第4号の規定により新たに取得し、または借り入れた自動車の価額および新車保険価額を定め、協定保険価額、協定車両保険金額および協定新価保険価額を変更するとともに、第3条（保険価額等）第5号の規定により当会社は修理支払限度額を変更するものとします。

- ③ 当会社は、前2項の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、車両保険金を支払いません。

#### 第17条（協定保険価額または協定新価保険価額が適正でない場合）

- ① 被保険自動車の協定保険価額または協定新価保険価額を定めるに際し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって当会社が被保険自動車の価額または新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げ、その結果として第3条（保険価額等）第2号、第4号および前条の規定に従つて定めるべき額と異なる協定保険価額または協定新価保険価額が定められた場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

- ② 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

- (2) 当会社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合

- (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、被保険自動車の価額または新車保険価額を評価するために必要な事項について、書面をもって更正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、更正の申出を受けた場合には、その更正を申し出た事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締じていたと認める限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が保険契約締結の後、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- (5) 第1項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、車両保険金を支払いません。この場合において、すでに車両保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第18条（現物による支払）

当会社は、保険の目的の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

#### 第19条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合において、当会社が車両全損（運転車両全損、保管車両全損およびその他車両全損をいいます。）として運転車両損害保険金、保管車両損害保険金またはその他車両損害保険金を支払った場合には、当会社は、保険の目的について被保険者が持っているすべての権利を取得します。
- (2) 被保険自動車の一部が盗難にあった場合に、当会社がその保管車両損害に対して保管車両保険金を支払ったときは、当会社は、保管車両保険金の保管車両損害額に対する割合によって被保険者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。
- (3) 前2項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して車両保険金を支払ったときは、運転自動車または被保険自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。
- (4) 保険の目的が建物、家財、設備・什器等または携行品の場合、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金をいいます。以下この条において「保険金」といいます。）を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取り得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (5) 盗取された保険の目的について、当会社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）第2項または第13条（携行品損害保険金の支払額）第3項の費用を除き、盗取の損害は生じなかつるものとみなします。
- (6) 保険の目的である建物、家財、設備・什器等または携行品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、保険金の保険価額に対する割合によって、被保険者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。
- (7) 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）第2項または第13条（携行品損害保険金の支払額）第3項の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。
- (8) 当会社が第14条（積載動産保険金の支払額）第2項第1号に定める全損として積載動産損害保険金を支払った場合には、積載動産について被保険者が持っているすべての権利を取得します。ただし、積載動産保険金額が保険価額に達しない場合には、当会社は、積載動産保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (9) 積載動産の一部が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して積載動産損害保険金を支払ったときは、当会社は、その支払った積載動産損害保険金の損害額に対する割合によって被保険者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。
- (10) 前2項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して積載動産損害保険金を支払ったときは、積載動産について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。
- (11) 当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保管車両保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、すでに受け取った保管車両

保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた保管車両損害に対して保険金を請求することができます。

- (12) 当会社が積載動産の盗難によって生じた損害に対して積載動産損害保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に当該積載動産が発見された場合は、被保険者は、すでに受け取った積載動産損害保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に当該保険の目的に生じた損害に対して積載動産損害保険金を請求することができます。

#### 第20条（積載動産損害保険金への規定適用にあたっての特則）

- (1) 被保険者は、積載動産損害保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとし、当会社は、保険契約者を経由しない同保険金の請求を受けることはできないものとします。
- (2) 当会社は、この章および一般条項における積載動産損害保険金に係る諸規定が、被保険者の委任を受けないで適用される場合があることをあらかじめ承認します。この場合において、保険契約者は、その旨を当会社に告げることを要しません。

## 第2章 賠償責任条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次条第1号に定める被保険者が次の各号に掲げる偶然な事故（以下この章において「生活賠償事故」といいます。）により、他人の身体の障害、自由の侵害等または財物の損壊もしくは使用不能について、法律上の損害賠償責任（以下この章において「生活に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および第6章一般条項（以下この章において「一般条項」といいます。）の規定に従い、保険金を支払います。

- (1) 保険証券記載の生活賠償被保険者（以下この章において「生活賠償被保険者」といいます。）の居住の用に供される保険証券記載の建物の居住部分（その敷地内の不動産および動産で、居住の用に供される部分およびものを含みます。以下この項において「住宅」といいます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

- (2) 次条第1号に定める被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

- (2) 当会社は、次条第2号に定める被保険者が次の各号に掲げる偶然な事故（以下この章において「店舗賠償事故」といいます。）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任（以下この章において「店舗に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。

- (1) 保険証券記載の店舗賠償被保険者（以下この章において「店舗賠償被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する施設（保険証券記載の建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。以下この章において「施設」といいます。）に起因する偶然な事故

- (2) 施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

- (3) 当会社は、次条第3号に定める被保険者が、運転自動車の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害（以下この章において「運転自動車対人事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。ただし、運転自動車の別に、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 運転自動車が所有自動車である場合

1回の運転自動車対人事故による損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（運転自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- (2) 運転自動車が前号以外である場合

1回の運転自動車対人事故による損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、運転自動車対人賠償損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- (4) 当会社は、次条第3号に定める被保険者が、運転自動車の所有、使用または管理に起因する他人の財物の損壊（以下この章において「運転自動車対物事故」といいます。）について、法律上の損害

賠償責任（以下前項に規定する損害賠償責任とあわせて、この章において「運転自動車に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ⑤ 当会社は、次条第4号に定める被保険者が、所有自動車の所有、使用または管理に起因（運転中（駐車または停車中を除きます。以下この章において同様とします。））を除きます。ただし、次の各号に掲げる間の次条第3号イ、（イ）から（ハ）およびロ、に掲げる者以外の者の運転中は含みます。次項において同様とします。）する他人の身体の障害（以下この章において「運転外自動車対人事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。ただし、1回の運転外自動車対人事故による損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（所有自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (1) 所有自動車が盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下この章において同様とします。）にあった時から発見されるまでの間
- (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。）が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間
- ⑥ 当会社は、次条第4号に定める被保険者が、所有自動車の所有、使用または管理に起因する他人の財物の損壊（以下この章において「運転外自動車対物事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任（以下前項に規定する損害賠償責任とあわせて、この章において「運転外自動車に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ⑦ 当会社は、次条第7号に定める被保険者が管理する財物で第3条（用語の定義）第10号に規定するもの（以下この章において「受託品」といいます。）が次の各号に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと（以下この章において「受託賠償事故」といいます。）により、受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任（以下この章において「受託品に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (1) 受託品が、保険証券記載の受託賠償被保険者（以下この章において「受託賠償被保険者」といいます。）の居住の用に供される保険証券記載の建物の居住部分（その敷地内の不動産および動産で、居住の用に供される部分およびものを含みます。以下この項において「住宅」といいます。）内に保管されている間
- (2) 受託品が、次条第7号に定める被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間
- ⑧ 当会社は、次条第8号に定める被保険者（以下この項において「被保険者」といいます。）が借用する保険証券記載の被保険者住所の建物の戸室（以下この章において「借用戸室」といいます。）が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号に掲げる事故（以下この章において「借家賠償事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下この章において同様とします。）に対し、法律上の損害賠償責任（以下この章において「借家に関する賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この章および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
- (3) 給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます。）の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ
- (4) 盗難
- ⑨ 当会社は、前各項のうち、保険証券に記載された賠償責任についてのみ支払責任を負うものとし

ます。

## 第2条（被保険者等）

この章において、次の各号の被保険者はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 生活に関する賠償責任における被保険者  
前条第1項における被保険者は、次に掲げる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
  - イ. 生活賠償被保険者
  - ロ. 生活賠償被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）
  - ハ. 生活賠償被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ニ. 生活賠償被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) 店舗に関する賠償責任における被保険者  
前条第2項における被保険者は、店舗賠償被保険者とします。
- (3) 運転自動車に関する賠償責任における被保険者  
前条第3項および第4項における被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。ただし、所有自動車以外の運転自動車の所有、使用または管理に起因する運転自動車に関する賠償責任を負担することによって被る損害については、次のイ.に掲げる者に限ります。
  - イ. 次に掲げる者
    - (イ) 保険契約者
    - (ロ) 保険契約者の配偶者
    - (ハ) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
    - (ニ) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - ロ. 第5号に規定する記名運転者の承諾を得て、所有自動車を使用または管理中の者（上記イ.（イ）から（ハ）までに掲げる者を除きます。）。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。）が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間を除きます。
  - ハ. 第5号に規定する記名運転者の使用者（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名運転者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下このハ.において同様とします。）。ただし、記名運転者が所有自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
- ニ. 運転自動車に関する賠償責任についてこの章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条（保険金の支払額）第2項第1号および第2号に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (4) 運転外自動車に関する賠償責任における被保険者
  - イ. 前条第5項および第6項における被保険者は、前号イ.からハ.までの者をいいます。
  - ロ. 運転外自動車に関する賠償責任についてこの章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条（保険金の支払額）第2項第1号および第2号に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (5) 記名運転者  
第3号イ.（イ）から（ハ）までの者から保険証券に記載された者をいいます。
- (6) 許諾運転者  
第3号ロ.の者をいいます。
- (7) 受託品に関する賠償責任における被保険者  
前条第7項における被保険者は、次に掲げる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
  - イ. 受託賠償被保険者
  - ロ. 受託賠償被保険者の配偶者
  - ハ. 受託賠償被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ニ. 受託賠償被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(8) 借家に関する賠償責任における被保険者

前条第8項における被保険者は、保険証券記載の借家賠償被保険者（以下この章において「借家賠償被保険者」といいます。）をいいます。ただし、借用戸室の賃借名義人がこれと異なる場合には、その賃借名義人を含みます。

**第3条（用語の定義）**

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

(1) 法律上の損害賠償責任

自動車損害賠償保障法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

(2) 運転自動車

次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中の所有自動車

ロ. 記名運転者が運転中の上記イ. 以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）の自動車。ただし、前条第3号イ. (イ)から(ハ)までに掲げる者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下この章において同様とします。）を除きます。

(3) 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(4) 所有自動車

前条第3号イ. (イ)から(ハ)までに掲げる者のいずれかが所有する自動車をいいます。ただし、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

(5) 親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

(6) 損害賠償請求権者

当会社に対して損害賠償額を直接請求できる者をいい、生活賠償事故または店舗賠償事故で身体の障害を被った直接の被害者、運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の相続人、慰謝料請求権者、生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故または受託賠償事故の被害財物の所有者、借家賠償事故の被害戸室の貸主等をいいます。

(7) 身体の障害

傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。ただし、運転自動車対人事故および運転外自動車対人事故については、生命または身体を害したことを行います。

(8) 自由の侵害等

不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損およびプライバシーの侵害をいいます。

(9) 損壊

滅失、き損もしくは汚損をいいます。

(10) 受託品

受託品は、前条第7号に定める被保険者（以下この号において「被保険者」といいます。）が日本国内において受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

イ. 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

ロ. 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

ハ. 自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空

機およびこれらの付属品

二. 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物

ホ. 被保険者が別表「傷」4に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具

ヘ. 動物、植物等の生物

ト. 建物（畠、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）

チ. 門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物

リ. 公序良俗に反する物

ヌ. その他保険証券記載の物

**第4条（保険金を支払わない場合—その1）**

① 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 台風、こう水または高潮。ただし、運転自動車に関する賠償責任および運転外自動車に関する賠償責任に限ります。

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 前各号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者（第1条（保険金を支払う場合）第8項の借用戸室の貸主を含みます。）との間に特別の約定がある場合は、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

**第5条（保険金を支払わない場合—その2）**

当会社は、第2条（被保険者等）第1号から第8号までに掲げるそれぞれの被保険者が次の各号に掲げるそれぞれの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 生活に関する賠償責任

イ. 保険契約者、第2条（被保険者等）第1号に定める被保険者（以下この号において「被保険者」といいます。）またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任

ロ. 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任

ハ. もっぱら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（建物の一部がもっぱら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

ニ. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ホ. 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

ヘ. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

ト. 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

チ. 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

リ. 航空機、船舶、自動車（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）および原動機付自転車または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

ヌ. 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任

(2) 店舗に関する賠償責任

- イ. 保険契約者、店舗賠償被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任
- ロ. 店舗賠償被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ハ. 店舗賠償被保険者の使用人が店舗賠償被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ニ. 店舗賠償被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ホ. エレベーター、エスカレーター、自動車および原動機付自転車もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ヘ. 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
- ト. 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- チ. 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- リ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売もしくは鑑定または化粧等の美容に起因する損害賠償責任
- ヌ. 店舗賠償被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または店舗賠償被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ル. 業務を完了した後（業務の目的物の引き渡しを要するときは、引き渡した後）または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- (3) 運転自動車に関する賠償責任および運転外自動車に関する賠償責任
- イ. 保険契約者、記名運転者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任
- ロ. 第2条（被保険者等）第3号および第4号に定める被保険者（以下この号において「被保険者」といいます。）のうち記名運転者でない被保険者の故意によって生じた損害賠償責任。ただし、それによってその被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- ハ. 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故による次のいずれかに該当する者の身体の障害について被保険者が被る損害賠償責任
- (イ) 運転自動車もしくは所有自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (ロ) 被保険者の父母、配偶者または子
- (ハ) 被保険者の業務（家事を除きます。以下この項において同様とします。）に従事中の使用者
- ニ. 被保険者が所有自動車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故によりその使用者の業務に従事中の他の使用者の身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が記名運転者であり、その使用者の業務に所有自動車を使用している場合に、当該記名運転者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の身体の障害によって当該記名運転者が被る損害賠償責任については、この限りでありません。
- ホ. 運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故による次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物の損壊について被保険者が被る損害賠償責任
- (イ) 運転自動車もしくは所有自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (ロ) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- ヘ. 被保険者の使用者のために、その使用者の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任
- ト. 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任
- チ. 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した所有自動車以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任
- リ. 被保険者が、所有自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得な

- いで、所有自動車以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であるとしたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ヌ. 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために所有自動車以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において所有自動車以外の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。）ときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任
- (4) 受託品に関する賠償責任
- イ. 保険契約者、第2条（被保険者等）第7号に定める被保険者（以下この号において「被保険者」といいます。）またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任
- ロ. 次に掲げる事由のいずれかによって、被保険者が被る損害賠償責任
- (イ) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (ロ) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下この号において「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (ハ) 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在していた瑕疵
- (ニ) 差し押え、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りでありません。
- (ホ) 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- (ヘ) 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故
- (ト) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由
- (チ) ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
- (リ) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊
- ハ. 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 二. もっぱら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（建物の一部がもっぱら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ホ. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ヘ. 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ト. 航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- チ. 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
- リ. 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことによる損害賠償責任
- (5) 借家に関する賠償責任
- イ. 保険契約者、借家賠償被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任
- ロ. 借用戸室が次の各号に掲げる事由のいずれかによって損壊した場合に、それによって借家賠償被保険者が被る損害賠償責任
- (イ) 借家賠償被保険者の心神喪失または指図
- (ロ) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、借家賠償被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りでありません。

ハ. 借家賠償被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

#### 第6条（支払保険金の範囲）

- ① 生活に関する賠償責任、店舗に関する賠償責任、受託品に関する賠償責任および借家に関する賠償責任において、当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
- (1) 第2条（被保険者等）第1号、第2号、第7号および第8号に定めるそれぞれの被保険者（以下この項において「被保険者」といいます。）が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（ただし、受託品に関する賠償責任については、保険事故の生じた地および時において、もし保険事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。）生活に関する賠償責任、店舗に関する賠償責任、受託品に関する賠償責任および借家に関する賠償責任における損害賠償金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- (2) 被保険者が一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (3) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号の規定によりその権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要な手続または有益な費用
- (4) 賠償損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用
- (5) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (6) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (7) 第9条（当会社による解決）第3項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するため被保険者が直接要した費用
- ② 運転自動車に関する賠償責任および運転外自動車に関する賠償責任において、当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
- (1) 第2条（被保険者等）第3号および第4号に定めるそれぞれの被保険者（以下この項において「被保険者」といいます。）が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- (2) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）
- イ. 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- ロ. 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ハ. 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ニ. 偶然な事故によって運転自動車または所有自動車に積載していた動産（法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。）が落下したことによる起因して、被保険者が落下物を取り片づけるための費用を負担した場合は、被保険者が負担した費用のうち、予め当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用
- ホ. 運転自動車対人事故、運転外自動車対人事故、運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）第3項の規定により被保険者が当会社に協力するた

めに要した費用

ヘ. 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

#### 第7条（保険金の支払額）

- ① 生活に関する賠償責任および店舗に関する賠償責任において、当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、それぞれの賠償責任について、次の各号の合計額とします。
- (1) 前条第1項第1号の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額（以下この章において「生活賠償免責金額」または「店舗賠償免責金額」といいます。）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の保険金額（以下この章において「生活賠償保険金額」または「店舗賠償保険金額」といいます。）を限度とします。
- (2) 前条第1項第2号から第7号までの費用についてはその全額。ただし、同条第1項第1号の損害賠償金の額が生活賠償保険金額または店舗賠償保険金額をこえる場合は、同条第1項第5号および第6号の費用は、それぞれ、生活賠償保険金額または店舗賠償保険金額の前条第1項第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。
- ② 運転自動車に関する賠償責任および運転外自動車に関する賠償責任において、当会社が支払うべき保険金の額は、次の各号に定める額とします。
- (1) 1回の運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のイ. およびロ. の合計額からハ. の額を差し引いた残額とします。ただし、身体の障害を被った者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（運転自動車対人事故については記名運転者および許諾運転者ごとの保険証券記載の保険金額、運転外自動車対人事故については所有自動車の保険証券記載の保険金額。以下この章においてそれぞれ「運転自動車対人保険金額」、「運転外自動車対人保険金額」といいます。）を限度とします。
- イ. 前条第2項第1号の損害賠償金の額
- ロ. 前条第2項第2号イ. からハ. までの費用
- ハ. 自賠責保険等によって支払われる金額
- (2) 1回の運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のイ. およびロ. の合計額からハ. およびニ. の合計額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額（運転自動車対物事故については記名運転者および許諾運転者ごとの保険証券記載の保険金額、運転外自動車対物事故については所有自動車の保険証券記載の保険金額。以下この章においてそれぞれ「運転自動車対物保険金額」、「運転外自動車対物保険金額」といいます。）を限度とします。
- イ. 前条第2項第1号の損害賠償金の額
- ロ. 前条第2項第2号イ. からニ. までの費用
- ハ. 損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額
- ニ. 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額（運転自動車対物事故については記名運転者および許諾運転者ごとの保険証券記載の免責金額、運転外自動車対物事故については所有自動車の保険証券記載の免責金額。以下この章においてそれぞれ「運転自動車対物免責金額」、「運転外自動車対物免責金額」といいます。）
- (3) 当会社は、前2号に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。ただし、前2号に定めるそれぞれの保険金額の設定がない場合（保険金額が0円である場合を含みます。）を除きます。
- イ. 前条第2項第2号ホ. およびヘ. の費用
- ロ. 第9条（当会社による解決）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- ③ 受託品に関する賠償責任において、当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の合計額とします。
- (1) 前条第1項第1号の損害賠償金が保険証券記載の免責金額（以下この章において「受託賠償免責金額」といいます。）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の保険金額（以下この章において「受託賠償保険金額」といいます。）を限度とします。

(2) 前条第1項第2号から第7号までの費用についてはその全額。ただし、同条第1項第1号の損害賠償金の額が受託賠償保険金額をこえる場合は、同条第1項第5号および第6号の費用は、受託賠償保険金額の前条第1項第1号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

④ 借家に関する賠償責任において、当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。

(1) 前条第1項第1号の損害賠償金が保険証券記載の免責金額（以下この章において「借家賠償免責金額」といいます。）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の保険金額（以下この章において「借家賠償保険金額」といいます。）を限度とします。

(2) 前条第1項第2号から第7号までの費用については、その全額。ただし、同条第1項第1号の損害賠償金の額が借家賠償保険金額をこえる場合は、同条第1項第5号および第6号の費用は、借家賠償保険金額の前条第1項第1号の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第8条（当会社による援助）

第2条（被保険者等）に定めるそれぞれの被保険者（以下この条において「被保険者」といいます。）が生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対人事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対人事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定させるため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第9条（当会社による解決）

① 第2条（被保険者等）に定めるそれぞれの被保険者（以下この条において「被保険者」といいます。）が生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対人事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対人事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者ために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。以下この条において同様とします。）を行います。

② 前項の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、所有自動車に生じた損害のそれぞれの所有者および被保険者から相手方への請求に関するものは含みません。

③ 第1項の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。

(1) 生活賠償事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、生活賠償保険金額を明らかに超える場合

(2) 店舗賠償事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、店舗賠償保険金額を明らかに超える場合

(3) 運転自動車対人事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、運転自動車対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

(4) 運転自動車対物事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、運転自動車対物保険金額を明らかに超える場合

(5) 運転外自動車対人事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、運転外自動車対人保険金額および自賠責保険で支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

(6) 運転外自動車対物事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、運転外自動車対物保険金額を明らかに超える場合

(7) 受託賠償事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、受託賠償保険金額を明らかに超える場合

(8) 借家賠償事故に関して、1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法

律上の損害賠償責任の額が、借家賠償保険金額を明らかに超える場合

(9) 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

(10) 正当な理由がなくて被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

(11) 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故に関して、運転自動車または所有自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

(12) 生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故に関して、保険証券に生活賠償免責金額、店舗賠償免責金額、運転自動車対物免責金額、運転外自動車対物免責金額、受託賠償免責金額または借家賠償免責金額の記載がある場合には、それぞれ1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載のそれぞれの免責金額を下回る場合

#### 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

① 生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対人事故、運転外自動車対人事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故によって第2条（被保険者等）に定めるそれぞれの被保険者（以下この条において「被保険者」といいます。）の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、運転自動車対人事故もしくは運転外自動車対人事故により身体の障害を被った者1名または1回の生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故もしくは借家賠償事故につき、当会社がこの章および一般条項の規定に従い被保険者に対してそれぞれ支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

イ. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明  
ロ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(5) 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故の場合、次項に定める損害賠償額が運転自動車対人保険金額または運転外自動車対人保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を超えることが明らかになった場合

③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の各号の規定により算出された額をいいます。

(1) 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故の場合

次のイ. の額からロ、およびハ. の額を差し引いた残額をいいます。

イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

ロ. 自賠責保険等によって支払われる金額（運転自動車または所有自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）

ハ. 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

(2) 生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故の場合

次のイ. の額からロ、およびハ. の額を差し引いた残額をいいます。

イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

ロ. 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

ハ. 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

- ④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- ⑤ 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故により、第2項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して保険金を支払ったものとみなします。
- ⑥ 生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故により第2項または第8項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- ⑦ 1回の生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額のそれぞれの総額(同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。)がそれぞれの保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権行使することはできず、また当会社は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
  - (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
  - (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
  - (3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- ⑧ 前項第2号または第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の生活賠償事故、店舗賠償事故、運転自動車対物事故、運転外自動車対物事故、受託賠償事故または借家賠償事故につき当会社がこの章および一般条項の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)を限度とします。

**第11条 (仮払金および供託金の貸付け等)**

- ① 第8条(当会社による援助)または第9条(当会社による解決)第1項の規定により当会社が第2条(被保険者等)第3号または第4号に定める被保険者(以下この条において「被保険者」といいます。)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
  - (1) 運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故については、身体の障害を被った者1名につき、それぞれ運転自動車対人保険金額または運転外自動車対人保険金額(同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)
  - (2) 運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故については、1回の事故につき、運転自動車対物保険金額または運転外自動車対物保険金額(同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)
- ② 前項により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下この条において同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- ③ 第1項の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第7条(保険金の支払額)第2項第1号ただし書、第2号ただし書、前条第2項ただし書および第8項ただし書の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った保険金とみなして適用します。
- ④ 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の当会社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。
- ⑤ 一般条項第19条(保険金等の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、第

1項の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

### 第3章 傷害条項

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、保険証券記載の被保険者(以下この章において「被保険者」といいます。)が急激かつ偶然な外来の事故(以下この章において「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対して、この章および第6章一般条項(以下この章において「一般条項」といいます。)の規定に従い、傷害定額保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、特定傷害診断保険金、傷害入院初期保険金、重度傷害保険金、傷害長期入院保険金、傷害退院療養保険金、傷害通院保険金、傷害一時金保険金、傷害介護保険金、傷害介護一時保険金または傷害所得補償保険金をいいます。以下この章において同様とします。)を支払います。
- ② 当会社は、被保険者が、事故により、その身体に傷害を被ること(以下この章において「人身傷害事故」といいます。)によって、被保険者またはその父母、配偶者(内縁を含みます。以下この章において同様とします。)もしくは子が被る損害(この損害の額は第21条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。以下この章において同様とします。)に対して、この章および一般条項の規定に従い、人身傷害保険金を支払います。
- ③ 前2項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ④ 第1項および第2項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
- ⑤ 当会社は、第1項の傷害定額保険金および第2項の人身傷害保険金のうち、保険証券に記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

#### 第2条 (用語の定義)

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 病院または診療所  
次のいずれかに該当するものとします。
  - イ. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。以下この章において同様とします。)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
  - ロ. 前号の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設
- (2) 入院  
医師(当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この章において同様とします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下この章において同様とします。)が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (3) 通院  
医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。
- (4) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のイ. またはロ.に該当するものをいいます。
  - イ. 別表「傷-1」に掲げる後遺障害
  - ロ. 別表「傷-1」に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
- (5) 機能障害  
身体の機能が一部または全般にわたり低下し、かつ、日常の生活に支障が生じることをいいま

す。ただし、次号に規定する「認知症」によるものを除きます。

#### (6) 認知症

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

#### (7) 要介護状態

以下の状態のうち、いずれかをいいます。

イ. 機能障害により介護が必要な状態であり、別表「傷-2」に定める項目について全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、かつ、次のいずれかまたは双方に該当することをいいます。

(イ) 寝返り（身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えることをいいます。以下同様とします。）の際に、ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつからなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。

(ロ) 歩行（歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。以下同様とします。）の際に、杖や歩行器を使用したり、壁で手をえたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。

ロ. 認知症により別表「傷-3」に定める問題行動が1項目以上みられる状態であり、かつ、別表「傷-2」に定める項目について全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていることをいいます。

#### (8) 傷害介護支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日（以下この章において「傷害介護支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下この章において「傷害介護支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

#### (9) 就業不能

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

イ. その傷害の治療のため、入院していること。

ロ. 上記イ. 以外で、その傷害につき、医師の治療を受けていること。

ただし、保険証券記載の傷害所得補償てん補日数が730日を超える契約である場合において、傷害所得補償免責期間終了日の翌日から起算して730日経過後については、被保険者がその経験、能力に応じいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。

なお、被保険者が傷害に起因して死亡した後もしくは傷害が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

#### (10) 賠償義務者

被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

#### (11) 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

#### (12) 対人賠償保険等

他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

#### (13) 保険金請求権者

人身傷害事故によって、損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）

ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

#### (14) 労働者災害補償制度

次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

#### イ. 労働者災害補償保険法

#### ロ. 国家公務員災害補償法

#### ハ. 裁判官の災害補償に関する法律

#### ニ. 地方公務員災害補償法

#### ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

#### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害または損害に対しては、保険金（傷害定額保険金または人身傷害保険金をいいます。以下この条および次条において同様とします。）を支払いません。

(1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。）ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害または損害に限ります。

(2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または極めて重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害または損害に限ります。

(4) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下この章において「自動車等」といいます。）を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している場合に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害または損害に限ります。

(5) 被保険者の疾病（脳疾患、心神喪失を含みます。）。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

(6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りでありません。

(7) 被保険者に対する刑の執行

(8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(11) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(12) 前4号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって生じた要介護状態に対しては、傷害介護保険金または傷害介護一時保険金を支払いません。

(1) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りでありません。

(2) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りでありません。

(3) 被保険者の先天性異常

(3) 正當な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために、被保険者が要介護状態となったとき、または、被保険者の要介護状態が傷害介護支払対象期間開始日からその日を含めて、保険証券記載の傷害要介護状態日数（以下この章において「傷害要介護状態日数」といいます。）を超えて継続したときは、当会社は、傷害介護保険金または傷害介護一時保険金を支払いません。

#### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対して、保険契約があらかじめこれらの行為に対応する保険会社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害または損害に限ります。

- (1) 被保険者が別表「傷－4」に掲げる運動等を行っている間
- (2) 被保険者の職業が別表「傷－5」に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者が当該職業に従事している間
- (3) 被保険者が自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この号において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車等を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りではありません。

#### 第5条（傷害死亡保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ② 当会社が、前項の傷害死亡保険金として支払う額は、保険証券記載の傷害死亡・後遺障害保険金額（以下この章において「傷害死亡・後遺障害保険金額」といいます。）の全額（当該事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた残額）を傷害死亡保険金とします。
- ③ 第27条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ④ 第27条（死亡保険金受取人の指定または変更）第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

#### 第6条（傷害後遺障害保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② この条において保険金支払割合とは、普通約款別表「傷－1」に定める保険金支払割合をいいます。
- ③ 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、もっとも重い後遺障害の該当する等級に対応する保険金支払割合を適用します。ただし、次の各号に該当する場合は、同号に規定する保険金支払割合を適用します。

  - (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合。  
ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合の合計の割合がその保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ すでに後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合で、すでにあった後遺障害が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、こ

の保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものであるときは、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合を差し引いた割合を適用します。

- ⑤ 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超える治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ⑥ 前各項の規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、各保険年度ごとに、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

#### 第7条（傷害入院保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を要し、次の各号のすべてを満たす入院をした場合（別表「傷－6」の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合を含みます。）には、傷害入院保険金を被保険者に支払います。ただし、保険証券記載の傷害入院免責日数の適用方法がフランチャイズ型の場合はこの項第4号の規定中「をこえること」とあるのは「以上となること」と読み替え、第2項以降の規定において「傷害入院免責日数」とあるのは「0日」として取り扱います。
  - (1) 保険期間中に発生した事故による傷害を直接の原因とする入院であること。
  - (2) 傷害の治療を目的とすること。
  - (3) 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること。
  - (4) 同一事故による入院日数が継続して保険証券記載の傷害入院免責日数（以下「傷害入院免責日数」といいます。）をこえること。
  - (5) 病院または診療所における入院であること。
- ② 当会社が、前項の傷害入院保険金として支払う額は、1回の入院につき、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の傷害入院保険金日額（以下この条において「傷害入院保険金日額」といいます。）  
×（入院日数－傷害入院免責日数）  
= 傷害入院保険金

- ③ 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして前2項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が2以上の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった事故（以下この項において「主たる事故」といいます。）に対し傷害入院保険金を支払い、主たる事故以外の事故（以下この項において「異なる事故」といいます。）に対し、傷害入院保険金は支払いません。ただし、その入院中に主たる事故に対する傷害入院保険金の支払われる期間が終了したときは、異なる事故に対する傷害入院保険金を支払います。この場合、異なる事故に対して支払う傷害入院保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、傷害入院保険金日額に、主たる事故に対する傷害入院保険金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 被保険者が傷害入院保険金の支払われる入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった事故が同一であるときは、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の傷害入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。
  - (1) 1回の入院についての支払限度は、保険証券記載の傷害入院支払限度日数（傷害入院保険金を支払う日数をいいます。以下この章において同様とします。）とします。
  - (2) 通算支払限度は、傷害入院支払日数を通算して保険証券記載の傷害入院保険金通算限度日数を限度とします。
- ⑦ 第4章疾病条項（以下この章において「疾病条項」といいます。）の規定により疾病入院保険金が支払われる入院中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、治療を開始したときは、傷害入院保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 傷害入院保険金日額が保険証券記載の疾病入院保険金日額（以下この条において「疾病入院保険金日額」といいます。）以上である場合  
 イ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院免責日数を経過した日以降に事故により治療を開始したとき。  
 傷害入院保険金額に、事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額  
 ロ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院免責日数以内に事故により治療を開始したとき。  
 傷害入院保険金額に、疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院免責日数を経過した日以降の日を含めた入院日数を乗じて得た金額  
 (2) 傷害入院保険金日額が疾病入院保険金日額未満である場合で、疾病条項の規定により疾病入院保険金の支払われる期間が終了したときは、傷害入院保険金額に、疾病条項の規定により疾病入院保険金が支払われる期間が終了した日の翌日、または疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院免責日数を経過した日のいずれか遅い日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。  
 (8) 傷害入院保険金が支払われる入院中に、疾病条項の規定により疾病入院保険金が支払われる治療を開始したときは、疾病条項の規定により疾病入院保険金が支払われる期間に対しては、傷害入院保険金は支払いません。

#### 第8条（傷害手術保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、次の各号のすべてを満たす手術を受けた場合には、傷害手術保険金を被保険者に支払います。  
 (1) 保険期間中に発生した事故による傷害を直接の原因とする手術であること。  
 (2) 傷害の治療を直接の目的とすること。  
 (3) 事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術であること。  
 (4) 別表「傷-7」に定めるいずれかの種類の手術であること。  
 (5) 病院または診療所における手術であること。  
 ② 当会社が、前項の傷害手術保険金として支払う額は、1回の手術につき、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の傷害手術保険金額（以下この条において「傷害手術保険金額」といいます。）

- × 手術の種類に応じて別表「傷-7」に定める給付倍率  
 = 傷害手術保険金

- ③ 当会社は、被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、別表「傷-7」に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ傷害手術保険金を支払います。

#### 第9条（特定傷害診断保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、別表「傷-8」に定める脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に入院をした場合には、保険証券記載の特定傷害診断保険金額（以下この条において「特定傷害診断保険金額」といいます。）を特定診断保険金として被保険者に支払います。  
 ② 被保険者が特定傷害診断保険金の支払対象となる入院中に特定傷害診断保険金の支払対象となる傷害の治療を開始したと当会社が認めたときは、その治療を開始した日に特定傷害診断保険金の支払対象となる傷害の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなしてこの条の規定を適用します。  
 ③ 被保険者が同一事故により複数の特定傷害診断保険金の支払事由に該当した場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、当会社はいずれか一つの事由による特定傷害診断保険金を支払うものとし、重複しては支払いません。

- ④ 前項までの規定にかかわらず、特定傷害診断保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

#### 第10条（傷害入院初期保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を要し、次の各号のすべてを満たす入院をした場合には、傷害入院初期保険金を被保険者に支払います。  
 (1) 保険期間中に発生した事故を直接の原因とする入院であること。  
 (2) 傷害の治療を目的とすること。  
 (3) 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること。  
 (4) 入院日数が保険証券記載の傷害入院初期保険金日数（以下この条において「傷害入院初期保険金日数」といいます。）以上継続していること。  
 (5) 病院または診療所における入院であること。  
 ② 当会社が、前項の傷害入院初期保険金として支払う額は、1回の入院につき、保険証券記載の傷害入院初期保険金額（以下この条において「傷害入院初期保険金額」といいます。）とします。  
 ③ 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして前2項の規定を適用します。  
 ④ 被保険者が2以上の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった事故（以下この条において「主たる事故」といいます。）に対し、傷害入院初期保険金を支払い、主たる事故以外の事故に対し、傷害入院初期保険金は支払いません。  
 ⑤ 被保険者が傷害入院初期保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった事故が同一であるときは、1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。  
 ⑥ 当会社は、被保険者が傷害入院初期保険金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、その入院開始の直接の原因となった事故による傷害と異なる事故による傷害が生じていた場合もしくは生じた場合または疾病を併発していた場合もしくは併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった事故による傷害により、継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。  
 ⑦ 疾病条項の規定により疾病入院初期保険金が支払われる入院中に、第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、治療を開始したときは、傷害入院初期保険金の支払は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。  
 (1) 傷害入院初期保険金額が保険証券記載の疾病入院初期保険金額（以下この条において「疾病入院初期保険金額」といいます。）以上の場合  
 イ. その入院が、疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院初期保険金日数に満たないときは、傷害入院初期保険金を支払いません。  
 ロ. その入院が、疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて傷害入院初期保険金日数以上継続したときは、傷害入院初期保険金を支払います。ただし、疾病条項の規定により、すでに疾病入院初期保険金が支払われている場合には、その傷害入院初期保険金がすでに支払われた疾病入院初期保険金を上回るときに限り、その差額を傷害入院初期保険金として支払います。  
 (2) 傷害入院初期保険金額が疾病入院初期保険金額未満の場合には、傷害入院初期保険金を支払いません。  
 ⑧ 傷害入院初期保険金が支払われる入院中に、疾病条項第8条（疾病入院初期保険金の支払）第9項第1号ロ、本文の規定により疾病入院初期保険金が支払われる場合には、傷害入院初期保険金は支払いません。  
 ⑨ 傷害入院初期保険金の支払限度は保険期間を通じて5回とします。

#### 第11条（重度傷害保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合には、保険証券記載の重度傷害保険金額（以下この条において「重度傷害保険金額」といいます。）を重度傷害保険金として被保険者に支払います。  
 (1) 事故の日からその日を含めて180日以内に別表「傷-9」に定める特定障害状態のうち(ア)から(エ)

までのいずれかに該当した場合

- (2) 事故の日からその日を含めて180日以内に別表「傷害」に定める特定障害状態のうち(オ)から(チ)までのいずれかに該当し、その特定障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師により診断確定されたとき。
- (2) 当会社は、被保険者が、保険期間中に傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に別表「傷害」に定める特定障害状態のうち(オ)から(チ)までのいずれかに該当し、保険期間満了の日からその日を含めて180日以内にその特定障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断確定された場合には、被保険者が重度傷害保険金の支払事由に該当したものとして取扱います。
- (3) 当会社は、被保険者が、第1項の支払事由に複数該当した場合でも、重度傷害保険金を重複して支払いません。
- (4) 重度傷害保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

#### 第12条（傷害長期入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が、傷害入院保険金の支払われる入院をし、入院開始の直接の原因となった事故による1回の入院において、傷害入院保険金が支払われる入院日数が保険証券記載の傷害長期入院保険金日数（以下この条において「傷害長期入院保険金日数」といいます。）以上となる場合には、傷害長期入院保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社が、前項の傷害長期入院保険金として支払う額は、1回の入院につき保険証券記載の傷害長期入院保険金日額（以下この条において「傷害長期入院保険金日額」といいます。）に、傷害入院保険金が支払われる入院日数が傷害長期入院保険金日数に該当した日以降（その日を含みます。）に同保険金が支払われる入院日数を乗じて得た額とします。
- (3) 傷害長期入院保険金日額が保険証券記載の疾病長期入院保険金日額以上の場合で、傷害入院保険金の支払われる入院日数または第7条（傷害入院保険金の支払）第7項もしくは第8項の規定によりこの章からの支払にかえて疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われることとなった入院日数があるときは、第1項および第2項の規定中「傷害入院保険金が支払われる入院日数」とあるのは、「傷害入院保険金が支払われる入院日数または傷害入院保険金が支払われる入院日数に疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われる入院日数を加えた日数」と読み替えます。
- (4) 被保険者が2回以上入院した場合で、第7条（傷害入院保険金の支払）第3項、第5項または疾病条項第5条（疾病入院保険金の支払）第4項、第5項の規定により1回の入院とみなされる場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。

#### 第13条（傷害退院療養保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が、傷害入院保険金の支払われる入院をし、次の各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときには、傷害退院療養保険金を被保険者に支払います。
  - (1) 傷害入院保険金の支払われる入院日数が保険証券記載の傷害退院療養保険金日数以上となる入院
  - (2) 傷害入院保険金の支払われる入院日数に、第7条（傷害入院保険金の支払）第7項または第8項の規定によりこの章からの支払にかえて、疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が保険証券記載の傷害退院療養保険金日数以上となる入院
- (2) 当会社が前項の傷害退院療養保険金として支払う額は、1回の入院につき保険証券記載の傷害退院療養保険金額（以下この条において「傷害退院療養保険金額」といいます。）とします。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時から730日（保険証券記載の傷害入院支払限度日数が730日をこえる場合にはその傷害入院支払限度日数）以内のその継続している入院の退院は、保険期間の有効中の退院とみなします。
- (4) 傷害退院療養保険金額が保険証券記載の疾病退院療養保険金額以上である場合で、傷害入院保険金の支払われる入院日数または第7条（傷害入院保険金の支払）第7項もしくは第8項の規定によりこの章からの支払にかえて疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われることとなった入院日数があるときは、第1項第2号の規定中「第7条（傷害入院保険金の支払）第7項または第8項の規定によりこの章からの支払にかえて、疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われることとなつた入院日数」とあるのは、「疾病条項に規定する疾病入院保険金が支払われる入院日数」と読み替

えます。

- (5) 被保険者が2回以上入院した場合で、第7条（傷害入院保険金の支払）第3項、第5項または疾病条項第5条（疾病入院保険金の支払）第4項、第5項の規定により1回の入院とみなされる場合は、継続した1回の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。この場合、傷害退院療養保険金または疾病条項の規定により疾病退院療養保険金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後傷害退院療養保険金の支払事由に該当しても、当会社は、傷害退院療養保険金を支払いません。ただし、その傷害退院療養保険金がすでに支払われた傷害退院療養保険金または疾病退院療養保険金を上回るときはその差額を支払います。
- (6) 前項の規定にかかわらず、傷害退院療養保険金または疾病退院療養保険金が支払われることとなつた退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- (7) 傷害退院療養保険金額が保険証券記載の疾病退院療養保険金額未満である場合、疾病条項の規定により疾病退院療養保険金が支払われる退院に対しては、傷害退院療養保険金は支払いません。

#### 第14条（傷害通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を要し、次の各号のすべてを満たす通院をした場合には、傷害通院保険金を被保険者に支払います。ただし、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
  - (1) 保険期間中に発生した事故を直接の原因とする通院であること。
  - (2) 傷害の治療を目的とすること。
  - (3) 事故の日からその日を含めて180日以内に開始した通院であること。
  - (4) 事故の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院対象日数までの期間（以下この条において「通院期間」といいます。）における通院であること。
  - (5) 同一事故による通院日数が保険証券記載の傷害通院免責日数（以下この条において「傷害通院免責日数」といいます。）をこえること。
  - (6) 病院または診療所における通院であること。
- (2) 当会社が、同一事故による通院につき、前項の傷害通院保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の傷害通院保険金日額（以下この条において「傷害通院保険金日額」といいます。）

×（通院日数 - 傷害通院免責日数）

= 傷害通院保険金

- (3) 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。
  - (1) 長管骨（上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下この章において同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギブス
  - (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス
- (4) 第2項の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の傷害通院保険金の支払限度は、次のとおりとします。
  - (1) 同一事故による通院についての支払限度は、保険証券記載の傷害通院支払限度日数（傷害通院保険金を支払う日数をいいます。）とします。
  - (2) 通算支払限度は、傷害通院支払日数を通算して保険証券記載の傷害通院保険金通算限度日数を限度とします。
- (5) 被保険者が、第1項に定める通院を同一日に複数したときでも、通院日数は1日として取り扱い、傷害通院保険金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数には含めません。
- (6) 被保険者が、第1項に定める通院を同一の日に複数し、その通院の原因となった事故が異なるときは、その日については、先に生じた事故に対する傷害通院保険金を第1項および第2項の規定に

従つて支払い、他の通院については傷害通院保険金を支払いません。この場合、他の通院の通院日数の計算にあたり、支払われないこととなる通院については、傷害通院免責日数を限度に通院日数に含めます。

⑦ 第7条（傷害入院保険金の支払）第1項に定める傷害入院保険金の支払事由または疾病条項第5条（疾病入院保険金の支払）第1項に定める疾病入院保険金の支払事由に該当する入院中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、当会社は傷害通院保険金は支払いません。この場合、支払われることとなる通院については、傷害通院免責日数を限度に通院日数に含めます。

#### 第15条（傷害一時金払保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院した場合は、傷害一時金払保険金を被保険者に支払います。

② 当会社が、前項の傷害一時金払保険金として支払う額は、別表「傷-10」の各症状に応じた額とします。

③ 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を治療日数に含めます。

(1) 長管骨骨折および脊柱の骨折によるギプス

(2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス

④ 別表「傷-10」の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。

⑤ 同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表「傷-10」の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払うべき保険金のうち、もっとも高い額を傷害一時金払保険金として支払います。

#### 第16条（傷害介護保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に要介護状態となり、その要介護状態が傷害介護支払対象期間開始日からその日を含めて傷害要介護状態日数以上継続した場合には、傷害介護保険金を被保険者に支払います。

② 当会社が、前項の傷害介護保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の傷害介護保険金日額（以下この条において「傷害介護保険金日額」といいます。）

× 傷害介護支払対象期間日数

= 傷害介護保険金

③ 前項の支払額算出にあたって、傷害介護保険金日額の変更があった場合には、第1項の支払事由に該当する要介護状態が開始した日現在の傷害介護保険金日額を基準とします。

④ 被保険者が2以上の事故による傷害により要介護状態となった場合は、要介護状態が開始された直接の原因となった事故（以下この項において「主たる事故」といいます。）に対し傷害介護保険金を支払い、主たる事故以外の事故（以下この項において「異なる事故」といいます。）に対し、傷害介護保険金は支払いません。ただし、主たる事故に対する傷害介護保険金の支払われる期間が終了したときは、異なる事故に対する傷害介護保険金を支払います。

⑤ 第2項の規定にかかわらず当会社が保険金を支払う日数は、傷害介護支払対象期間にかかわらず、保険証券記載の傷害介護てん補日数とします。

⑥ 疾病条項により疾病介護保険金と傷害介護保険金が同時に支払われる事由が発生した場合は、どちらか保険金額が高額なもの1つを支払うものとします。また、同額の場合は傷害介護保険金を支払うものとします。

⑦ 疾病条項の規定により疾病介護保険金が支払われる期間中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り要介護状態となったときは、傷害介護保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 傷害介護保険金日額が保険証券記載の疾病介護保険金日額（以下この条において「疾病介護保険金日額」といいます。）以上である場合  
傷害介護保険金日額に、事故による傷害を直接の原因として要介護状態となった日から要介護状態でなくなった日までの日数を乗じて得た額

(2) 傷害介護保険金日額が疾病介護保険金日額未満である場合で、疾病介護保険金の支払われる期間が終了したときは、傷害介護保険金日額に、疾病介護保険金が支払われる期間が終了した日から要介護状態でなくなった日までの日数を乗じて得た額とします。

(3) 傷害介護保険金が支払われる期間中に、疾病介護保険金が支払われる要介護状態となったときは、疾病介護保険金が支払われる期間に対しては、傷害介護保険金は支払いません。

(4) 傷害介護保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、傷害介護保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する傷害介護支払対象期間を決定して保険金を支払います。

(5) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で傷害介護保険金を支払います。

#### 第17条（傷害介護一時保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に要介護状態となり、その要介護状態が傷害介護支払対象期間開始日からその日を含めて傷害要介護状態日数以上継続した場合（保険期間開始前に要介護状態であると医師に診断されたことがない場合で、その被保険者に対して傷害介護一時保険金もしくは疾病条項の規定により疾病介護一時保険金が支払われていない場合に限ります。）には、保険証券記載の傷害介護一時保険金額（以下この章において「傷害介護一時保険金額」といいます。）を被保険者に支払います。

② 前項の支払額算出にあたって、傷害介護一時保険金額の変更があった場合には、前項の支払事由に該当する要介護状態が開始した日現在の傷害介護一時保険金額を基準とします。

③ 傷害介護一時保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

④ 傷害介護支払対象期間開始日と疾病条項に規定する疾病介護支払対象期間開始日が同じで、第1項の支払事由に該当した日現在において傷害介護一時保険金額が保険証券記載の疾病介護一時保険金額未満である場合には、疾病条項の規定により疾病介護一時保険金が支払われる要介護状態に対しては、当会社は、傷害介護一時保険金は支払いません。

#### 第18条（傷害所得補償保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能となり、その就業不能が保険証券記載の傷害所得補償免責日数（以下この章において「傷害所得補償免責日数」といいます。）をこえて継続した場合には、傷害所得補償保険金を被保険者に支払います。

② 当会社が、前項の傷害所得補償保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の傷害所得補償保険金日額（以下この章において「傷害所得補償保険金日額」といいます。）

× (就業不能日数 - 傷害所得補償免責日数)

= 傷害所得補償保険金

③ 前項の支払額算出にあたって、傷害所得補償保険金日額の変更があった場合には、第1項の支払事由に該当する就業不能が開始した日現在の傷害所得補償保険金日額を基準とします。

④ 被保険者が2以上の事故による傷害により就業不能となった場合は、就業不能開始の直接の原因となった事故（以下この項において「主たる事故」といいます。）に対し傷害所得補償保険金を支払い、主たる事故以外の事故（以下この項において「異なる事故」といいます。）に対し、傷害所得補

傷害保険金は支払いません。ただし、その就業不能期間中に主たる事故に対する傷害所得補償保険金の支払われる期間が終了したときは、異なる事故に対する傷害所得補償保険金を支払います。この場合、異なる事故に対して支払う傷害所得補償保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、傷害所得補償保険金額に、主たる事故に対する傷害所得補償保険金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額とします。

- ⑤ 傷害所得補償保険金が支払われる就業不能でなくなった後、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに傷害所得補償免責日数の規定を適用しません。  
⑥ 前項の規定にかかわらず、就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について傷害所得補償保険金を支払うべきときは、新たに傷害所得補償免責日数および第8項の支払限度日数の規定を適用します。

- ⑦ 被保険者の就業不能が継続している間に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している就業不能は、保険期間中の就業不能とみなします。  
⑧ 同一の就業不能についての支払限度日数は、保険証券記載の傷害所得補償免責日数とします。  
⑨ 疾病条項の規定により疾病所得補償保険金が支払われる期間中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り就業不能となったときは、傷害所得補償保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 傷害所得補償保険金額が保険証券記載の疾病所得補償保険金額（以下この条において「疾病所得補償保険金額」といいます。）以上である場合  
イ. 疾病を原因として就業不能となった日からその日を含めて傷害所得補償免責日数を経過した日以降に事故により就業不能となったとき。  
傷害所得補償保険金額に、事故により就業不能となった日からその日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額  
ロ. 疾病を原因として就業不能となった日からその日を含めて傷害所得補償免責日数以内に事故により治療を開始したとき。  
傷害所得補償保険金額に、疾病を原因として就業不能となった日からその日を含めて傷害所得補償免責日数を経過した日以降その日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額  
(2) 傷害所得補償保険金額が疾病所得補償保険金額未満である場合で、疾病所得補償保険金の支払われる期間が終了したときは、傷害所得補償保険金額に、疾病所得補償保険金が支払われる期間が終了した日の翌日、または疾病を原因として就業不能となった日からその日を含めて傷害所得補償免責日数を経過した日のいずれか遅い日からその日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額とします。  
⑩ 傷害所得補償保険金が支払われる期間中に、疾病所得補償保険金が支払われる就業不能となったときは、疾病所得補償保険金が支払われる期間に対しては、傷害所得補償保険金は支払いません。

#### 第19条（傷害定額保険金における他の身体障害の影響）

- ① 傷害定額保険金または疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病定額保険金の支払い対象となっていない身体障害の影響によって、第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。  
② 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは傷害定額保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害の程度が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。  
③ 保険契約者、被保険者または傷害定額保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって、第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害の程度が重大となったときも、前2項と同様の方法で支払います。

#### 第20条（人身傷害保険金の支払）

- ① 1回の人身傷害事故につき、当会社の支払う第1条（保険金を支払う場合）第2項の人身傷害保険金の額は、次の算式によって算出された額とします。ただし、1回の人身傷害事故について当会

社の支払う人身傷害保険金の額は、保険証券記載の人身傷害保険金額（以下この条において「人身傷害保険金額」といいます。）を限度とします。

次条第1項の規定により決定された損害の額

$$\begin{aligned} &+ \text{ 第22条（費用）の費用} \\ &- \text{ 次の各号の合計額} \\ &= \text{ 人身傷害保険金の額} \end{aligned}$$

- (1) 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業によってすでに給付が決定または支払われた額  
(2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、すでに給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額  
(3) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額  
(4) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下同様とします。）  
(5) 次条第1項の規定により決定された損害の額および第22条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額  
(6) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金額等が定額である傷害保険等の保険金を含みません。）

- ② 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者が、次条第4項の規定による請求をした場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出された額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金額を限度とします。

次条第4項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額

$$\begin{aligned} &+ \text{ 第22条（費用）の費用} - \text{ 次の各号の合計額} \\ &= \text{ 人身傷害保険金の額} \end{aligned}$$

- (1) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額  
(2) 次条第4項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額および第22条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額  
(3) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金額等が定額である傷害保険等の保険金を含みません。）  
(3) 第1項ただし書および前項ただし書の規定にかかわらず、別表「傷-11」の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる重大障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で人身傷害保険金額が無制限以外のときは、1回の人身傷害事故につき、当会社が支払う人身傷害保険金の額は、被保険者1名ごとに人身傷害保険金額の2倍の額を限度とします。

#### 第21条（損害額の決定）

- ① 前条第1項の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表「傷-12」に定める人身傷害保険金損害額基準ならびに次項および第3項の規定により算定された金額の合計額（以下この条において「算定額」といいます。）とします。ただし、賠償義務者がある場合において、算定額が自賠責保険等によって支払

われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

(1) 第2号および第3号以外の傷害

医師の治療を要した場合

(2) 重大障害

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した場合

(3) 死亡

死亡した場合

(2) 同一人身傷害事故により、別表 傷-11に掲げる2種以上の重大障害が生じた場合には、当会社は、もっとも重い重大障害の該当する等級により損害を算定します。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に規定する等級に従い損害を算定するものとします。

(1) 第1級から第5級までに掲げる重大障害が2種以上ある場合

もっとも重い重大障害に該当する等級の3級上位の等級

(2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる重大障害が2種以上あるとき

もっとも重い重大障害に該当する等級の2級上位の等級

(3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる重大障害が2種以上あるとき

もっとも重い重大障害に該当する等級の1級上位の等級

(3) すでに重大障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害を被ったことによって、同一部位について重大障害の程度を加重した場合は、別表 傷-11に掲げる加重後の重大障害に該当する等級により算定した損害から、すでにあった重大障害に該当する等級により算定した損害を差し引いて損害を算定します。

(4) 賠償義務がある場合には、保険金請求権者は、算定額から当該賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分（算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額をいいます。）を除いた金額のみを請求することができます。ただし、算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額が自賠責保険等によって給付される金額を下回る場合を除きます。

(5) 前項の場合には、一般条項第25条（代位）第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が当該賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

**第22条（費用）**

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

(1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

(2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

**第23条（人身傷害保険金における他の身体障害の影響）**

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害の影響により、または同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体障害の影響により同項の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する額を損害の額として決定しそれを支払います。

(2) 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって、第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害が重大となったときも、前2項と同様の方法で支払います。

**第24条（人身傷害保険金請求の手続）**

人身傷害保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

**第25条（保険金の支払による請求権の移転）**

(1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共

済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、当該請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

(2) 保険金請求権者は、前項により移転した請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

**第26条（死亡の推定）**

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項または第2項の傷害によって死亡したものと推定します。

**第27条（死亡保険金受取人の指定または変更）**

(1) 保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。

(2) 第5条（傷害死亡保険金の支払）第1項の規定により傷害死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(3) 保険契約締結の後において、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。

(4) 前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(5) 第5条（傷害死亡保険金の支払）第1項の規定により傷害死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人がすでに死亡しており、かつ、第3項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、順次の法定相続人とします。）で生存している者を死亡保険金受取人とします。

**第28条（被保険者の適用）**

この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

**第29条（保険契約が継続された場合の取扱い）**

保険契約が継続された場合には、次の各号によって取扱います。

(1) 第5条（傷害死亡保険金の支払）から第18条（傷害所得補償保険金の支払）までおよび第20条（人身傷害保険金の支払）に関しては、継続前の保険期間と継続後の保険期間とは継続されたものとします。ただし、保険期間を通じての支払限度の規定に関しては、この限りではありません。

(2) 継続前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当会社は、継続後の保険契約を解除することができます。

## 第4章 疾病条項

**第1条（保険金を支払う場合）**

(1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（以下この章において「被保険者」といいます。）が被った疾病に対して、この章および第6章一般条項（以下この章において「一般条項」といいます。）の規定に従い、疾病定額保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、特定疾病診断保険金、疾病入院初期保険金、重度疾病保険金、疾病長期入院保険金、疾病退院療養保険金、疾病通院保険金、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金または疾病所得補償保険金をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。

(2) 当会社は、被保険者が疾病を被ったこと（以下この章において「人身疾病発病」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第18条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下この章において同様とします。）に対して、この章および一般条項の規定に従い、人身疾病保険金を支払います。

(3) 第1項および第2項の疾病には、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに

足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

- (4) 当会社は、第1項の疾病定額保険金および第2項の人身疾病保険金のうち、保険証券に記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

## 第2条 (用語の定義)

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

### (1) 傷害

イ. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害

ロ. 上記イ. の傷害には、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

ハ. 上記イ. およびロ. の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

### (2) 疾病

被保険者が被った前号の傷害以外の身体の障害（当会社が認めた異常分娩を含みます。）をいいます。ただし、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この章において同様とします。）によりその発病が診断されたものに限ります。

### (3) 病院または診療所

次のいずれかに該当するものとします。

イ. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。

ロ. 前号の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設

### (4) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### (5) 通院

医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。

### (6) 機能障害

身体の機能が一部または全般にわたり低下し、かつ、日常の生活に支障が生じることをいいます。ただし、次号に規定する「認知症」によるものを除きます。

### (7) 認知症

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

### (8) 要介護状態

以下の状態のうち、いずれかをいいます。

イ. 機能障害により介護が必要な状態であり、別表 疾-1 に定める項目について全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、かつ、次のいずれかまたは双方に該当することをいいます。

(イ) 寝返り（身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えることをいいます。以下同様とします。）の際に、ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。

(ロ) 歩行（歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。以下同様とします。）の際に、杖や歩行器を使用したり、壁で手をえたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。

ロ. 認知症により別表 疾-2 に定める問題行動が1項目以上みられる状態であり、かつ、別表 疾-1 に定める項目について全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、

そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていることをいいます。

### (9) 疾病介護支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日（以下この章において「疾病介護支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下この章において「疾病介護支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

### (10) 就業不能

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

イ. その疾病的治療のため、入院していること。

ロ. 上記イ. 以外で、その疾病につき、医師の治療を受けていること。

ただし、保険証券記載の疾病所得補償てん補日数が730日を超える契約である場合において、疾病所得補償免責期間終了日の翌日から起算して730日経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。

なお、被保険者が疾病に起因して死亡した後もしくは疾病が治ゆした後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

### (11) 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

イ. 健康保険法

ロ. 国民健康保険法

ハ. 国家公務員共済組合法

ニ. 地方公務員等共済組合法

ホ. 私立学校教職員共済法

ヘ. 船員保険法

ただし、被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律または介護保険法に定める医療を受ける資格を得たときは、高齢者の医療の確保に関する法律または介護保険法に基づく医療給付制度を含みます。

### (12) 「療養の給付」等

公的医療保険制度を定める法律に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

### (13) 一部負担金

「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法律の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用（ただし、食事の提供である療養に要した費用に限ります。）のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。

### (14) 賠償義務者

被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

### (15) 対人賠償保険等

他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

### (16) 労働者災害補償制度

次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

イ. 労働者災害補償保険法

ロ. 国家公務員災害補償法

ハ. 裁判官の災害補償に関する法律

ニ. 地方公務員災害補償法

## ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

### 第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害、疾病、または損害に対しては、保険金（疾病定額保険金または人身疾病保険金をいいます。以下この条において同様とします。）を支払いません。
- (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。）。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害、疾病または損害に限ります。
  - (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または極めて重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
  - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害、疾病または損害に限ります。
  - (4) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下この章において「自動車等」といいます。）を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している場合に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害、疾病または損害に限ります。
  - (5) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害または疾病を治療する場合には、この限りでありません。
  - (6) 被保険者に対する刑の執行
  - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金および疾病所得補償保険金を除きこれらの事由により保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
  - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。ただし、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金および疾病所得補償保険金を除きこれらの事由により保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
  - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (10) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (11) 前4号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ② 当会社は、被保険者の薬物依存によって生じた疾病または損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ③ 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって生じた要介護状態に対しては、疾病介護保険金または疾病介護一時保険金を支払いません。
    - (1) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りでありません。
    - (2) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りでありません。
    - (3) 被保険者の先天性異常  - ④ 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために、被保険者が要介護状態となったとき、または、被保険者の要

介護状態が疾病介護支払対象期間開始日からその日を含めて、保険証券記載の疾病要介護状態日数（以下この章において「疾病要介護状態日数」といいます。）を超えて継続したときは、当会社は、疾病介護保険金または疾病介護一時保険金を支払いません。

- ⑤ 当会社は、被保険者の精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存等の精神障害（具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。）による就業不能に対しては、疾病所得補償保険金または人身疾病保険金（休業損害または逸失利益に対する保険金に限ります。）を支払いません。

### 第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対して、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険会社所定の保険料を支払っていないときは、疾病定額保険金を支払いません。ただし、疾病定額保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害に限ります。

- (1) 被保険者が別表 疾-3に掲げる運動等を行っている間
- (2) 被保険者の職業が別表 疾-4に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者が当該職業に従事している間
- (3) 被保険者が自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この号において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様式により乗用具を使用している間。ただし、自動車等を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りでありません。

### 第5条 (疾病入院保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、その直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、保険期間中に次の各号のすべてを満たす入院をした場合には、疾病入院保険金を被保険者に支払います。ただし、保険証券記載の疾病入院免責日数の適用方法がフランチャイズ型の場合はこの項第3号の規定中「をこえること」とあるのは「以上となること」と読み替え、第2項以降の規定において「疾病入院免責日数」とあるのは「0日」として取り扱います。
- (1) 保険期間中に発病した疾病を直接の原因とする入院であること。
  - (2) 疾病の治療を目的とすること。
  - (3) 入院日数が継続して保険証券記載の疾病入院免責日数（以下この条において「疾病入院免責日数」といいます。）をこえること。
  - (4) 病院または診療所における入院であること。
- ② 当会社が、前項の疾病入院保険金として支払う額は、1回の入院につき、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の疾病入院保険金日額（以下この条において「疾病入院保険金日額」といいます。）

$$\times \text{ (入院日数 - 疾病入院免責日数)} \\ = \text{ 疾病入院保険金}$$

- (3) 前項の支払額算出にあたって、疾病入院保険金日額の変更があった場合には、各日現在の疾病入院保険金日額を基準とします。
- (4) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
- (5) 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると当会社が認めた疾病を含みます。以下同様とします。）の治療を目的として、第1項に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院

とみなします。ただし、同一の疾病による入院でも、疾病入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第1項および第2項の規定を適用します。

- ⑥ 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
- ⑦ 当会社は、被保険者が第1項に規定する疾病入院保険金の支払事由に該当する入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- ⑧ 保険期間中に発生した事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、疾病的治療を目的とする入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。

⑨ 前各項の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の疾病入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、保険証券記載の疾病入院支払限度日数（疾病入院保険金を支払う日数をいいます。以下この章において同様とします。）とします。
- (2) 通算支払限度は、疾病入院支払日数を通算して保険証券記載の疾病入院保険金通算限度日数を限度とします。

⑩ 第3章傷害条項（以下この章において「傷害条項」といいます。）の規定により傷害入院保険金が支払われる入院中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病により治療を開始したときは、疾病入院保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 疾病入院保険金日額が保険証券記載の傷害入院保険金日額（以下この条において「傷害入院保険金日額」といいます。）をこえる場合  
イ. 傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院免責日数を経過した日以降に疾病的治療を開始したとき。  
　　疾病入院保険金日額に、疾病的治療を開始した日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額
- ロ. 傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院免責日数以内に疾病的治療を開始したとき。  
　　疾病入院保険金日額に、傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院免責日数を経過した日以降その日を含めた入院日数を乗じて得た金額

- (2) 疾病入院保険金日額が傷害入院保険金日額以下である場合で、傷害条項の規定により傷害入院保険金の支払われる期間が終了したときは、疾病入院保険金日額に、傷害条項の規定により傷害入院保険金の支払われる期間が終了した日の翌日、または傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院免責日数を経過した日のいずれか遅い日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- ⑪ 疾病入院保険金が支払われる入院中に、傷害条項の規定により傷害入院保険金が支払われる入院を開始したときは、傷害条項の規定により傷害入院保険金が支払われる期間に対しては、疾病入院保険金は支払いません。

## 第6条（疾病手術保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、その直接の結果として、被保険者が保険期間中に、次の各号のすべてを満たす手術を受けた場合には、疾病手術保険金を被保険者に支払います。

- (1) 保険期間中に発病した疾病を直接の原因とする手術であること。
  - (2) 疾病の治療を直接の目的とすること。
  - (3) 別表 疾-5に定めるいざれかの種類の手術であること。
  - (4) 病院または診療所における手術であること。
- ② 当会社が、前項の疾病手術保険金として支払う額は、1回の手術につき、次の算式によって算出された額とします。

約款 - 25

保険証券記載の疾病手術保険金額（以下この条において「疾病手術保険金額」といいます。）

- × 手術の種類に応じて別表 疾-5に定める給付倍率
- = 疾病手術保険金

- ③ 前項の支払額算出にあたって、疾病手術保険金額の変更があった場合には、手術を受けた日現在の疾病手術保険金額を基準とします。
- ④ 当会社は、被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第2項の規定にかかわらず、別表 疾-5に定める給付倍率の高いいざれか1種類の手術についてのみ疾病手術保険金を支払います。
- ⑤ 保険期間中に発生した事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日を経過した後に被保険者が手術を受けた場合には、疾病的治療を目的とする手術とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。

## 第7条（特定疾病診断保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が保険期間中に保険証券記載の疾病（以下この条において「特定疾病」といいます。）を発病し、次の各号のいざれかに該当したときは、保険証券記載の特定疾病診断保険金額（以下この条において「特定疾病診断保険金額」といいます。）を特定疾病診断保険金として被保険者に支払います。

- (1) 特定疾病が急性心筋梗塞の場合には、被保険者が保険期間中に発病した疾病を原因として、保険期間中に別表 疾-6に定める急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療を直接の目的として病院または診療所において入院を開始したとき。
- (2) 特定疾病が脳卒中の場合には、被保険者が保険期間中に発病した疾病を原因として、保険期間中に別表 疾-6に定める脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として病院または診療所において入院を開始したとき。
- (3) 特定疾病が悪性新生物の場合には、被保険者が保険期間中に別表 疾-6に定める悪性新生物に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検を含みます。以下同様とします。）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、その他の所見による診断確定も認めることがあります。以下この号において同様とします。）され、その治療を直接の目的として病院または診療所において入院を開始したとき（保険期間の開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表 疾-6の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物。以下この号において同様とします。）に罹患し、医師により診断確定されたときを除きます。ただし、その後（乳房の悪性新生物については保険期間の開始日から起算して90日経過後）、保険期間中に、被保険者が新たに別表 疾-6に定める悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、入院を開始したときは、この限りではありません。ただし、被保険者が責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定（この号において、被保険者が医師である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合はこの保険金を支払いません）。

- ② 前項の支払額算出にあたって、特定疾病診断保険金額の変更があった場合には、前項の支払事由に該当した日現在の特定疾病診断保険金額を基準とします。

- ③ 被保険者が特定疾病診断保険金の支払対象とならない入院中に特定疾病診断保険金の支払対象となる疾病的治療を開始したと当会社が認めたときは、その治療を開始した日に特定疾病診断保険金の支払対象となる疾病的治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなしてこの条の規定を適用します。

- ④ 前項までの規定にかかわらず、特定疾病診断保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

## 第8条（疾病入院初期保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、その直接の結果として、医師の治療を要し、かつ、保険期間中に次の各号のすべてを満たす入院をした場合には、疾病入院初期保険金を被保険者に支払います。

- (1) 保険期間中に発病した疾病を直接の原因とする入院であること。
- (2) 疾病の治療を目的とすること。
- (3) 入院日数が保険証券記載の疾病入院初期保険金日数（以下この条において「疾病入院初期保険金日数」といいます。）以上継続していること。
- (4) 病院または診療所における入院であること。
- (2) 当会社が、前項の疾病入院初期保険金として支払う額は、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院初期保険金額（以下この条において「疾病入院初期保険金額」といいます。）とします。
- (3) 前項の支払額算出にあたって、疾病入院初期保険金額の変更があった場合には、疾病入院初期保険金の支払事由に該当した日現在の疾病入院初期保険金額を基準とします。
- (4) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。
- (5) 被保険者が同一の疾病的治療を目的として、第1項に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、疾病入院初期保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
- (6) 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- (7) 当会社は、被保険者が疾病入院初期保険金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していた場合もしくは併発した場合または不慮の事故による傷害が生じていた場合もしくは生じた場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- (8) 保険期間中に発生した事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日を経過した後に開始した入院は、疾病的治療を目的とする入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- (9) 傷害条項の規定により傷害入院初期保険金が支払われる入院中に、疾病的治療を開始したときは、疾病入院初期保険金の支払は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- (1) 疾病入院初期保険金額が保険証券記載の傷害入院初期保険金額（以下この条において「傷害入院初期保険金額」といいます。）をこえる場合
- イ. その入院が、傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院初期保険金日数に満たないときは、疾病入院初期保険金を支払いません。
- ロ. その入院が、傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて疾病入院初期保険金日数以上継続したときは、疾病入院初期保険金を支払います。ただし、傷害条項の規定により、すでに傷害入院初期保険金が支払われている場合には、その疾病入院初期保険金がすでに支払われた傷害入院初期保険金を上回るときに限り、その差額を疾病入院初期保険金として支払います。
- (2) 疖病入院初期保険金額が傷害入院初期保険金額以下の場合には、疾病入院初期保険金を支払いません。
- (10) 疖病入院初期保険金が支払われる入院中に、傷害条項第10条（傷害入院初期保険金の支払）第7項第1号ロ. 本文の規定により傷害入院初期保険金が支払われる場合には、疾病入院初期保険金は支払いません。
- (11) 疖病入院初期保険金の支払限度は保険期間を通じて5回とします。

#### 第9条（重度疾病保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が、保険期間中に別表 疾-7に定める疾病（別表 疾-8に定める精神作用物質の有害な使用および依存症候群を原因としたものを除きます。以下この条において「別表 疾-7に定める疾病」といいます。）を発病し、その疾病を原因として、被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合には、保険証券記載の重度疾病保険金額（以下この条において「重度疾病保険金額」といいます。）を重度疾病保険金として被保険者に支払います。

- (1) 別表 疾-9に定める特定障害状態のうち（ア）から（エ）までのいずれかに該当したとき。
- (2) 別表 疾-9に定める特定障害状態のうち（オ）から（チ）までのいずれかに該当し、その特定障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師により診断確定されたとき。
- (3) 保険期間中に発病した疾病（別表 疾-8に定める精神作用物質の有害な使用および依存症候群を原因としたものを除きます。以下この条において「疾病」といいます。）を原因として、保険期間中に永続的な人工透析療法を開始したとき。
- (2) 前項の支払額算出にあたって、重度疾病保険金額の変更があった場合には、前項の支払事由に該当した日現在の重度疾病保険金額を基準とします。
- (3) 当会社は、被保険者が、保険期間中に別表 疾-7に定める疾病を発病して、別表 疾-9に定める特定障害状態のうち（オ）から（チ）までのいずれかに該当し、保険期間満了の日からその日を含めて180日以内にその特定障害状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師により診断確定された場合には、被保険者が重度疾病保険金の支払事由に該当したものとして取扱います。
- (4) 当会社は、被保険者が、第1項の支払事由に複数該当した場合でも、重度疾病保険金を重複して支払いません。
- (5) 重度疾病保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。

#### 第10条（疾病長期入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が、保険期間中に疾病入院保険金の支払われる入院をし、入院開始の直接の原因となった疾病による1回の入院において、疾病入院保険金が支払われる入院日数が保険証券記載の疾病長期入院保険金日数（以下この条において「疾病長期入院保険金日数」といいます。）以上となる場合には、疾病長期入院保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社が、前項の疾病長期入院保険金として支払う額は、1回の入院につき保険証券記載の疾病長期入院保険金額（以下この条において「疾病長期入院保険金額」といいます。）に、疾病入院保険金が支払われる入院日数が疾病長期入院保険金日数に該当した日以降（その日を含みます。）に同保険金が支払われる入院日数を乗じて得た額とします。
- (3) 前項の支払額算出にあたって、疾病長期入院保険金額の変更があった場合には、入院日数が疾病長期入院保険金の支払事由に該当した日現在の疾病長期入院保険金額を基準とします。
- (4) 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- (5) 第1項の支払事由に該当した日現在において疾病長期入院保険金額が保険証券記載の傷害長期入院保険金日額をこえる場合で、疾病入院保険金の支払われる入院日数または第5条（疾病入院保険金の支払）第10項もしくは第11項の規定によりこの章からの支払にかえて傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われることとなった入院日数があるときは、第1項および第2項の規定中「疾病入院保険金が支払われる入院日数」とあるのは、「疾病入院保険金が支払われる入院日数または疾病入院保険金が支払われる入院日数に傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われる入院日数を加えた日数」と読み替えます。
- (6) 被保険者が2回以上入院した場合で第5条（疾病入院保険金の支払）第4項、第5項または傷害条項第7条（傷害入院保険金の支払）第3項、第5項の規定により1回の入院とみなされる場合は、継続した1回の入院とみなして第1項および第2項の規定を適用します。

#### 第11条（疾病退院療養保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が、保険期間中に、疾病入院保険金の支払われる入院をし、次の各号のいずれかに該当する継続した入院をした後、生存して退院したときには、疾病退院療養保険金を被保険者に支払います。
- (1) 疖病入院保険金の支払われる入院日数が保険証券記載の疾病退院療養保険金日数以上となる入院
- (2) 疖病入院保険金の支払われる入院日数に、第5条（疾病入院保険金の支払）第10項または第11項の規定によりこの章からの支払にかえて、傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われることとなった入院日数を加えた日数が保険証券記載の疾病退院療養保険金日数以上となる入院
- (2) 当会社が前項の疾病退院療養保険金として支払う額は、1回の入院につき保険証券記載の疾病退

院療養保険金額（以下この条において「疾病退院療養保険金額」といいます。）とします。

- ③ 前項の支払額算出にあたって、疾病退院療養保険金額の変更があった場合には、退院日現在の疾病退院療養保険金額を基準とします。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時から730日（保険証券記載の疾病入院支払限度日数が730日をこえる場合にはその疾病入院支払限度日数）以内のその継続している入院の退院は、保険期間の有効中の退院とみなします。この場合の疾病退院療養保険金額は、保険期間が満了した日現在の疾病退院療養保険金額を基準とします。
- ⑤ 退院日現在において疾病退院療養保険金額が保険証券記載の傷害退院療養保険金額をこえる場合で、疾病入院保険金の支払われる入院日数または第5条（疾病入院保険金の支払）第10項もしくは第11項の規定によりこの章からの支払にかえて傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われることとなった入院日数があるときは、第1項第2号の規定中「第5条（疾病入院保険金の支払）第10項または第11項の規定によりこの章からの支払にかえて、傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われることとなった入院日数」とあるのは、「傷害条項に規定する傷害入院保険金が支払われる入院日数」と読み替えます。
- ⑥ 被保険者が2回以上入院した場合で、第5条（疾病入院保険金の支払）第4項、第5項または傷害条項第7条（傷害入院保険金の支払）第3項、第5項の規定により1回の入院とみなされる場合は、継続した1回の入院とみなして、第1項および第2項の規定を適用します。この場合、疾病退院療養保険金または傷害条項の規定により傷害退院療養保険金が支払われた退院日以後に開始した入院については、その後疾病退院療養保険金の支払事由に該当しても、当会社は、疾病退院療養保険金を支払いません。ただし、その疾病退院療養保険金がすでに支払われた疾病退院療養保険金または傷害退院療養保険金を上回るときはその差額を支払います。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、疾病退院療養保険金または傷害退院療養保険金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- ⑧ 退院日現在において疾病退院療養保険金額が保険証券記載の傷害退院療養保険金額以下である場合、傷害条項の規定により傷害退院療養保険金が支払われる退院に対しては、疾病退院療養保険金は支払いません。

## 第12条（疾病通院保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が保険期間中に疾病入院保険金の支払われる入院をし、保険期間中に次の各号のすべてを満たす通院をした場合には、疾病通院保険金を被保険者に支払います。
  - (1) 疾病入院保険金が支払われる入院の直接の原因となった疾病的治療を目的とする通院であること。
  - (2) 病院または診療所における通院であること。
  - (3) 通院日数が保険証券記載の疾病通院免責日数（以下この条において「疾病通院免責日数」といいます。）をこえること。
  - (4) 次のいずれかの期間（以下この条において「通院期間」といいます。）における通院であること。
    - イ. 疾病入院保険金が支払われる入院の入院日の前日以前60日間
    - ロ. 疾病入院保険金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて120日間
- ② 当会社が、前項の疾病通院保険金として支払う額は、1回の入院のその通院につき、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の疾病通院保険金日額（以下この条において「疾病通院保険金日額」といいます。）

$$\begin{aligned} \times & \quad (\text{通院日数} - \text{疾病通院免責日数}) \\ = & \quad \text{疾病通院保険金} \end{aligned}$$

- ③ 前項の支払額算出にあたって、疾病通院保険金日額の変更があった場合には、各日現在の疾病通院保険金日額を基準とします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の疾病通院保険金の支払限度は、次の

とおりとします。

- (1) 1回の入院のその通院についての支払限度は、保険証券記載の疾病通院支払限度日数（疾病通院保険金を支払う日数をいいます。）とします。
- (2) 通算支払限度は、疾病通院支払日数を通算して保険証券記載の疾病通院保険金通算限度日数を限度とします。
- ⑤ 被保険者が、第1項に定める通院を同一の日に複数したときでも、通院日数は1日として取り扱い、疾病通院保険金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数には含めません。
- ⑥ 第5条（疾病入院保険金の支払）第1項に定める疾病入院保険金の支払事由または傷害条項第7条（傷害入院保険金の支払）第1項に定める傷害入院保険金の支払事由に該当する入院中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、当会社は疾病通院保険金は支払いません。この場合、支払われないこととなる通院については、疾病通院免責日数を限度に通院日数に含めます。
- ⑦ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、第5条（疾病入院保険金の支払）の規定により1回の入院とみなされるときは、その入院にかかる通院については次のとおり取り扱います。
  - (1) 最初の入院の入院日を第1項に定める入院日とします。
  - (2) 最終の入院（1回の入院の支払日数が疾病入院支払限度日数をこえる場合は、その支払日数が疾病入院支払限度日数となる日を含んだ入院をいいます。以下この条において同様とします。）の退院日を第1項に定める退院日とします。

⑧ 前項の場合、最初の入院の退院日後最終の入院の入院日前までの間に、その入院開始と同一の事由で通院したときは、その通院については、第1項の通院に含めます。

- ⑨ 被保険者が入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると当会社が認めたときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。
- ⑩ 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなし、その入院の入院前における通院期間中の通院について、第1項の規定を適用します。

⑪ 被保険者の退院後の通院期間中に、保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続しているその退院後における通院期間中の通院は、保険期間中の通院とみなして取り扱います。

## 第13条（疾病介護保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病により要介護状態となり、その要介護状態が疾病介護支払対象期間開始日からその日を含めて疾病要介護状態日数以上継続した場合には、疾病介護保険金を被保険者に支払います。
- ② 当会社が、前項の疾病介護保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の疾病介護保険金日額（以下この条において「疾病介護保険金日額」といいます。）

$$\begin{aligned} \times & \quad \text{疾病介護支払対象期間日数} \\ = & \quad \text{疾病介護保険金} \end{aligned}$$

- ③ 前項の支払額算出にあたって、疾病介護保険金日額の変更があった場合には、各日現在の疾病介護保険金日額を基準とします。
- ④ 被保険者の要介護状態が継続している間に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している要介護状態は、保険期間中の要介護状態とみなします。
- ⑤ 第2項の規定にかかわらず当会社が保険金を支払う日数は、疾病介護支払対象期間にかかわらず、保険証券記載の疾病介護てん補日数を限度とします。
- ⑥ 傷害条項の規定により傷害介護保険金と疾病介護保険金が同時に支払われる事由が発生した場合は、どちらか保険金額が高額なもの1つを支払うものとします。また、同額の場合は傷害介護保険金を支払うものとします。

- ⑦ 傷害条項の規定により傷害介護保険金が支払われる期間中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病（以下この項において「保険金が支払われる疾病」といいます。）により要介護状態となつたときは、疾病介護保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- (1) 疾病介護保険金額が保険証券記載の傷害介護保険金日額（以下この条において「傷害介護保険金日額」といいます。）をこえる場合  
　　疾病介護保険金額に、保険金が支払われる疾病により要介護状態となつた日から要介護状態でなくなった日までの日数を乗じて得た額
  - (2) 疾病介護保険金額が傷害介護保険金日額以下である場合で、傷害介護保険金の支払われる期間が終了したときは、疾病介護保険金日額に、傷害介護保険金が支払われる期間が終了した日から要介護状態でなくなった日までの日数を乗じて得た額とします。
  - (3) 疾病介護保険金が支払われる期間中に、傷害介護保険金が支払われる要介護状態となつたときは、傷害介護保険金が支払われる期間に対しては、疾病介護保険金は支払いません。
  - (4) 保険期間中に発生した傷害の事故の日から180日を経過した後に傷害により要介護状態となりその日を含めて保険証券記載の疾病要介護状態日数を超えて継続した場合には、疾病により要介護状態となつたものとみなして第1項の規定を適用します。
  - (5) 疾病介護保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、疾病介護保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなつたときに相当する疾病介護支払対象期間を決定して保険金を支払います。
  - (6) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で疾病介護保険金を支払います。

#### 第14条（疾病介護一時保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病により保険期間中に要介護状態となり、その要介護状態が疾病介護支払対象期間開始日からその日を含めて疾病要介護状態日数以上継続した場合（保険期間開始前に要介護状態であると医師に診断されたことがない場合で、その被保険者に対して疾病介護一時保険金もしくは傷害条項に定める傷害介護一時保険金が支払われていない場合に限ります。）には、保険証券記載の傷害介護一時保険金額（以下この章において「傷害介護一時保険金額」といいます。）を被保険者に支払います。
- (2) 前項の支払額算出にあたって、疾病介護一時保険金額の変更があった場合には、前項の支払事由に該当した日現在の疾病介護一時保険金額を基準とします。
- (3) 疾病介護一時保険金の支払は、保険期間を通じて1回とします。
- (4) 保険期間中に発生した傷害の事故の日から180日を経過した後に傷害により要介護状態となりその日を含めて保険証券記載の疾病要介護状態日数を超えて継続した場合には、疾病により要介護状態となつたものとみなして第1項の規定を適用します。
- (5) 疾病介護支払対象期間開始日と傷害条項に規定する傷害介護支払対象期間開始日が同じで、第1項の支払事由に該当した日現在において疾病介護一時保険金額が保険証券記載の傷害介護一時保険金額以下である場合には、傷害条項の規定により傷害介護一時保険金が支払われる要介護状態に対しては、当会社は、疾病介護一時保険金は支払いません。

#### 第15条（疾病所得補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中に就業不能となり、その就業不能が保険証券記載の疾病所得補償免責日数（以下この条において「疾病所得補償免責日数」といいます。）を超えて継続した場合には、疾病所得補償保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当会社が、前項の疾病所得補償保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。

保険証券記載の疾病所得補償保険金日額（以下この条において「疾病所得補償保険金日額」といいます。）

$$\times \text{ (就業不能日数 - 疾病所得補償免責日数)}$$

$$= \text{ 疾病所得補償保険金}$$

- (3) 前項の支払額算出にあたって、疾病所得補償保険金日額の変更があった場合には、各日現在の疾病所得補償保険金日額を基準とします。
- (4) 当会社は、被保険者が第1項に規定する就業不能となった時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその就業不能中に異なる疾病を併発した場合には、その就業不能開始の直接の原因となった疾病による就業不能が継続したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用します。
- (5) 疾病所得補償保険金が支払われる就業不能でなくなった後、その就業不能の原因となつた疾病によって再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに疾病所得補償免責日数の規定を適用しません。
- (6) 前項の規定にかかわらず、就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能とは異なつた就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について疾病所得補償保険金を支払うべきときは、新たに疾病所得補償免責日数および第8項の支払限度日数の規定を適用します。
- (7) 被保険者の就業不能が継続している間に保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している就業不能は、保険期間中の就業不能とみなします。
- (8) 同一の就業不能についての支払限度日数は、保険証券記載の疾病所得補償てん補日数とします。
- (9) 傷害条項の規定により傷害所得補償保険金が支払われる期間中に第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病（以下この項において「保険金が支払われる疾病」といいます。）を直接の原因として就業不能となつたときは、疾病所得補償保険金の支払額は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
  - (1) 疾病所得補償保険金額が保険証券記載の傷害所得補償保険金日額（以下この条において「傷害所得補償保険金日額」といいます。）をこえる場合
    - イ. 事故により就業不能となった日からその日を含めて疾病所得補償免責日数を経過した日以降に保険金が支払われる疾病により就業不能となつたとき。  
　　疾病所得補償保険金額に、保険金が支払われる疾病により就業不能となった日からその日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額
    - ロ. 事故により就業不能となった日からその日を含めて疾病所得補償免責日数以内に保険金が支払われる疾病により治療を開始したとき。  
　　疾病所得補償保険金額に、事故により就業不能となった日からその日を含めて疾病所得補償免責日数を経過した日以降その日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額
  - (2) 疾病所得補償保険金額が傷害所得補償保険金額以下である場合で、傷害所得補償保険金の支払われる期間が終了したときは、疾病所得補償保険金額に、傷害所得補償保険金が支払われる期間が終了した日の翌日、または事故により就業不能となった日からその日を含めて疾病所得補償免責日数を経過した日のいずれか遅い日からその日を含めた就業不能日数を乗じて得た金額とします。
- (10) 疾病所得補償保険金が支払われる期間中に、傷害所得補償保険金が支払われる就業不能となつたときは、傷害所得補償保険金が支払われる期間に対しては、疾病所得補償保険金は支払いません。

#### 第16条（疾病定額保険金における他の身体障害の影響）

- (1) 疾病定額保険金または傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害定額保険金の支払い対象となっていない身体障害の影響によって、第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病的程度が重大となつた場合は、当会社は、その影響がなつたときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは疾病定額保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病的程度が重大となつたときも、前項と同様の方法で支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または疾病定額保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって、第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病的程度が重大となつたときも、前2項と同様の方法

で支払います。

#### 第17条（人身疾病保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）第2項の疾病を発病し、その直接の結果として、保険証券記載の人身疾病基準日数を超えて継続する入院を保険期間中に開始した場合には、人身疾病保険金を被保険者に支払います。
- ② 当会社が、前項の人身疾病保険金として支払う額は、次の算式によって算出された額とします。ただし、保険期間を通じて前項の支払事由に該当したすべての人身疾病発病について、当会社が支払う人身疾病保険金は、保険証券記載の人身疾病保険金額（以下この条において「人身疾病保険金額」といいます。）を限度とします。

次条第1項の規定により決定された損害の額

- 次の各号の合計額
- = 人身疾病保険金の額

- (1) 別表 疾-10に定める人身疾病保険金損害額基準 第1（疾病による損害）1（積極損害）(1)（治療関係費）c（診察料）からe（投薬料・手術料・処置費用等）までにおける治療費について、公的医療保険制度を定める法律の規定により被保険者が負担すべき一部負担金に相当する費用を超える額（あらかじめ当会社が承認した費用を除きます。）
- (2) 公的医療保険制度を定める法律の規定により支払われるべき高額療養費
- (3) 公的医療保険制度を定める法律の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）
- (4) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、すでに給付が決定しましたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- (5) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額
- (6) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下同様とします。）
- (7) 次条第1項の規定により決定された損害の額のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額
- (8) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である医療保険等の保険金を含みません。）
- (9) 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者が、次条第5項の規定による請求をした場合は、同一の人身疾病発病につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出された額とします。ただし、同一の人身疾病発病について当会社の支払う人身疾病保険金の額は、人身疾病保険金額を限度とします。

次条第5項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額

- 次の各号の合計額
- = 人身疾病保険金の額

- (1) 別表 疾-10に定める人身疾病保険金損害額基準 第1（疾病による損害）1（積極損害）(1)（治療関係費）c（診察料）からe（投薬料・手術料・処置費用等）までにおける治療費について、公的医療保険制度を定める法律の規定により被保険者が負担すべき一部負担金に相当する費用を超える額（あらかじめ当会社が承認した費用を除きます。）
- (2) 公的医療保険制度を定める法律の規定により支払われるべき高額療養費
- (3) 公的医療保険制度を定める法律の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）

(4) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額

- (5) 次条第5項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額
- (6) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第2項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である医療保険等の保険金を含みません。）
- (7) 第2項ただし書および前項ただし書の規定にかかわらず、別表 疾-11の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる重大障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で人身疾病保険金額が無制限以外のときは、当会社が支払う人身疾病保険金の額は、人身疾病保険金額の2倍の額を限度とします。

#### 第18条（損害額の決定）

- (1) 前条第2項の損害の額は、被保険者が人身疾病発病の直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合（ただし、いずれの場合も前条第1項の入院を開始した日以後に生じた場合に限ります。）に、その区分ごとに、それぞれ別表 疾-10に定める人身疾病保険金損害額基準および次項から第4項までの規定により算定された金額の合計額（以下この条において「算定額」といいます。）とします。ただし、同基準第1（疾病による損害）1（積極損害）および2（休業損害）については、それぞれ保険証券記載の人身疾病保険金支払費目限度額（積極損害）および同（休業損害）を限度とします。
  - (1) 次号以外の疾病 医師の治療を要した場合
  - (2) 重大障害 身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した場合
- (2) 同一の人身疾病発病により、別表 疾-11に掲げる2種以上の重大障害が生じた場合には、当会社は、もっとも重い重大障害の該当する等級により損害を算定します。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に規定する等級に従い損害を算定するものとします。
  - (1) 第1級から第5級までに掲げる重大障害が2種以上ある場合 もっとも重い重大障害に該当する等級の3級上位の等級
  - (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる重大障害が2種以上あるとき もっとも重い重大障害に該当する等級の2級上位の等級
  - (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる重大障害が2種以上あるとき もっとも重い重大障害に該当する等級の1級上位の等級
- (3) すでに重大障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の疾病を被ったことによって、同一部位について重大障害の程度を加重した場合は、別表 疾-11に掲げる加重後の重大障害に該当する等級により算定した損害から、すでにあった重大障害に該当する等級により算定した損害を差し引いて損害を算定します。
- (4) この保険契約が継続されない場合において、被保険者が保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては重大障害に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了する日において、その回復の見込みがないことが明らかでない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し保険期間の満了後180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったとき、または、保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したとき、保険期間の満了時に重大障害に該当したものとみなして前各項の規定を適用します。
- (5) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、算定額から当該賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分（算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額をいいます。）を除いた金額のみを請求することができます。
- (6) 前項の場合には、一般条項第25条（代位）第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が当該賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

#### 第19条（人身疾病保険金における他の身体障害の影響）

- ① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の疾病を被ったときすでに存在していた身体障害の影響により、または同項の疾病を被った後にその疾病と関係なく発生した身体障害の影響により同項の疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する額を損害の額として決定しこれを支払います。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために第1条（保険金を支払う場合）第2項の疾病が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって、第1条（保険金を支払う場合）第2項の疾病が重大となったときも、前2項と同様の方法で支払います。

#### 第20条（人身疾病保険金請求の手続）

人身疾病保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

#### 第21条（被保険者の適用）

この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第22条（疾病条項における保険期間と支払責任の関係）

- ① 被保険者が疾病を被った時が、保険期間の初日からその日を含めて、保険証券記載の待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当会社は、保険金（疾病定額保険金または人身疾病保険金をいいます。）を支払いません。
- ② 前項の規定は、疾病介護保険金および疾病介護一時金については適用しません。

#### 第23条（保険契約が継続された場合の取扱い）

保険契約が継続された場合には、次の各号によって取扱います。

- (1) 第5条（疾病入院保険金の支払）から第15条（疾病所得補償保険金の支払）まで、第17条（人身疾病保険金の支払）および第22条（疾病条項における保険期間と支払責任の関係）に関しては、継続前の保険期間と継続後の保険期間とは継続されたものとします。
- (2) 継続前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当会社は、継続後の保険契約を解除することができます。

### 第5章 費用条項

当会社は、次に掲げる各節のうち、保険証券に記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

#### 第1節 自動車事故・故障時レンタカー費用条項

##### 第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、運転自動車に車両損害が生じ、かつ、被保険者が代車を使用することが必要となった場合で、被保険者からの書面または当会社の定める通信方法による請求があり、当会社が承認したときは、当会社が指定するレンタカー会社（以下この節において「指定業者」といいます。）において当会社が指定するレンタカー（保険証券記載のタイプに応じたレンタカーをいいます。以下この節において「指定レンタカー」といいます。）を借り入れることによって被保険者に生じる費用（以下この節において「運転車両レンタカー費用」といいます。）に対して、この節および第6章一般条項（以下この節において「一般条項」といいます。）の規定に従い、運転車両レンタカー費用保険金を支払います。この場合において運転自動車とは、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に定める運転自動車をいいます（以下この節において「運転自動車」といいます。）。
- ② 当会社は、被保険自動車（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に定める被保険自動車をいいます。以下この節において同様とします。）に車両損害が生じ、かつ、被保険者が代車を使用することが必要となった場合で、被保険者からの書面または当会社の定める通信方法による請求があり、当会社が承認したときは、指定業者において指定レンタカーを借り入れることによって被保険者に生じる費用（以下この節において「保管等車両レンタカー費用」といいます。）に対して、

この節および一般条項の規定に従い、保管等車両レンタカー費用保険金を支払います。

- ③ 当会社は、次の各号に定めるところに従い、前2項の規定を適用します。
- (1) 自動車用電子式航法装置等のレンタカー付属品（運転自動車または被保険自動車に装着されている付属品と同種のものに限ります。）および四輪駆動機能（運転自動車または被保険自動車が四輪駆動車である場合に限ります。）にかかる費用をレンタカー費用（運転車両レンタカー費用または保管等車両レンタカー費用をいいます。以下この節において同様とします。）に含みます。
- (2) 指定レンタカーの使用に必要な燃料にかかる費用、指定レンタカーを滅失、破損または汚損したことにより、当該指定レンタカーを借りるために通常支払うべき費用を超えて指定業者に対して負担すべき費用、または指定レンタカーのかしに起因して生じた費用はレンタカー費用に含みません。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、運転自動車または被保険自動車に車両損害が生じ、かつ、被保険者が代車を使用することが必要となった場合で、被保険者が自ら代車としてレンタカーを借り入れたときは、当会社は、当該レンタカーを借り入れることによって被保険者に生じる費用（保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的な内容について明らかとされたものに限ります。）について、当該レンタカーを指定レンタカーとみなして、この節および一般条項の規定に従い、レンタカー費用保険金（第1項の運転車両レンタカー費用保険金または第2項の保管等車両レンタカー費用保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払います。
- (5) 第1項、第2項および前項の車両損害とは、次の各号のいずれかをいいます。
- (1) 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までおよび一般条項（これらに付帯される他の特約を含みます。）の規定により保険金の支払われるべき損害が生じたこと。
- (2) 故障（運転自動車または被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。以下この節において同様とします。）により運転自動車または被保険自動車が自力で走行できなくなること（法令等により走行が禁じられる場合を含みます。以下この節において「自力走行不能」といいます。）にともない、運転自動車または被保険自動車が修理工場または当会社の指定する場所（以下「修理工場等」といいます。）へ運搬されること。
- (6) この節において被保険者とは、運転自動車または被保険自動車の所有者をいいます。
- (7) 前項の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 運転自動車または被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- (2) 運転自動車または被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- (3) 前2号以外の場合は、運転自動車または被保険自動車を所有する者
- (8) この節において代車とは、運転自動車または被保険自動車の代替としての他の自動車をいいます。
- 第2条（保険金を支払わない場合）**
- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損傷が原因となって生じた故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- (1) 財物条項第4条（車両保険金を支払わない場合）第1項各号のいずれかに該当する事由によって生じた損傷
- (2) 同条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する損傷
- (3) 同条第3項各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで運転自動車または被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた損傷
- (4) 同条第4項各号のいずれかに該当するときによって生じた損傷
- ② 当会社は、運転自動車または被保険自動車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

- ③ 当会社は、運転自動車または被保険自動車について、法令により定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された損傷による故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由により運転自動車または被保険自動車が自力走行不能となった場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- (1) 燃料の不足または費消
  - (2) 蓄電池の充電不足および放電
- ⑤ 当会社は、運転自動車または被保険自動車が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験またはその他の運転自動車または被保険自動車に過度な負担をかける状態で生じた故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ⑥ 当会社は、財物条項第7条（保険の目的の範囲）第2項により運転自動車または被保険自動車の付属品に含まれない物のみの損傷に起因する故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ⑦ 当会社は、故障が保険証券記載の保険期間内に発生しても、当該故障にともなう自力走行不能が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- ⑧ 当会社は、運転自動車または被保険自動車が修理のために修理工場に入庫し、故障にともなう自力走行不能の原因となった損傷の修理が可能であるにもかかわらず、修理されなかったときのレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。ただし、被保険者が運転自動車または被保険自動車の代替として使用する自動車（以下この節において「代替自動車」といいます。）を新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づき購入する場合および1年以上を期間とする貸借契約に基づき借り入れる場合を含みます。以下この節において同様とします。）するときは、この規定は適用しません。
- ⑨ 当会社は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第3条の保管場所等、車庫、空地その他運転自動車または被保険自動車を通常保管するための場所において生じた故障にともなう自力走行不能が発生した場合のレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
- 第3条（支払保険金の計算）**
- ① 1回の事故につき当会社の支払うレンタカー費用保険金の額は、指定業者において指定レンタカーを借り入れるために必要な1日あたりの費用（第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第4項に定める場合は、被保険者が自ら代車としてレンタカーを借り入れることによって被保険者に生じる1日あたりの費用をいいます。ただし、いずれの場合も保険証券記載の保険金日額を限度とします。）に被保険者が指定レンタカーを使用した日数を乗じて得られた金額とします。
  - ② この節において保険金日額とは、記名運転者（財物条項第2条（被保険者の範囲等）第2項に定める記名運転者をいいます。）および許諾運転者（財物条項第2条（被保険者の範囲等）第3項に規定する許諾運転者をいいます。）ごとに、被保険自動車ごとにまたは被保険自動車にかかる支払条項（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号および第3項をいいます。）ごとに保険証券記載の保険金日額をいいます。
  - ③ 第1項の指定レンタカーは車両損害が生じた日以後、第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第1項または同条第2項に定める請求があり、当会社が、当該請求に対して承認を行った日（「承認日」といいます。）からその日を含めて30日以内に使用されたものに限ります。
  - ④ 前項の規定にかかわらず、第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第4項の規定によりレンタカー費用保険金を支払う場合は、第1項および第2項の指定レンタカーは車両損害が生じた日からその日を含めて30日以内に使用されたものに限ります。
  - ⑤ 正当な理由があり、車両損害が生じた日の翌日以降に運転自動車または被保険自動車を修理工場等に搬入した場合であって、保険契約者がその旨を当会社に書面または当会社の定める通信方法により通知し、当会社が承認したときは、「車両損害が生じた日」とあるのを「修理工場等に搬入した日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
  - ⑥ 前3項の規定にかかわらず、当会社は、次の各号のいずれかに該当する日以後の指定レンタカー

の使用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が運転自動車または被保険自動車を修理する場合は、修理完了後運転自動車または被保険自動車が被保険者の手元に戻った日
- (2) 被保険者が代替自動車を新たに取得した日

#### 第4条（回収金の取扱い）

レンタカー費用のうち、回収金（第三者が負担すべき金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。以下この条において同様とします。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（レンタカー費用から前条に定めるレンタカー費用保険金の額を差し引いた額をいいます。）を超過するときは、当会社は前条に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第5条（現物による支払）

当会社は、第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第1項から第3項までに定める費用の全部または一部に対して、指定業者からの指定レンタカーの貸与をもって保険金の支払に代えることができます。

#### 第2節（削除）

#### 第3節（削除）

#### 第4節 残存物取片づけ費用条項

##### 第1条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金のうち、保険証券記載の建物・収容動産損害保険金（以下この節において「対象保険金」といいます。）が支払われる場合（同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。）において、それぞれの事故によって損害を受けた財物条項の保険の目的である建物、家財または設備・什器等の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下この節において「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

##### 第2条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

当会社は、残存物取片づけ費用の額を、前条の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。ただし、対象保険金の10%に相当する額を限度とします。

#### 第5節 失火見舞費用条項

##### 第1条（失火見舞費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次に掲げる第1号の事故によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。ただし、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項の建物・収容動産損害保険金が支払われる場合に限ります。

- (1) 財物条項の保険の目的である建物または財物条項の保険の目的である家財もしくは設備・什器等を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、財物条項の建物・収容動産被保険者（以下この節において「建物・収容動産被保険者」といいます。）と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）の所有物で建物・収容動産被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- (2) 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

##### 第2条（失火見舞費用保険金の支払額）

当会社は、前条の失火見舞費用保険金として、前条第2号の損害が生じた世帯または法人（以下この節において「被災世帯」といいます。）の数に保険証券記載の失火見舞費用保険金額を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、前条第1号の事故が生じた構内に所在する財物条項の保険の目的の財物保険金額（財物保険金額が財物条項の保険の目的である建物、家財または設備・什器等の保険価額をこえるときは、保険価額とし、また、建物・収容動産被保険者が2名以上あるときは、それぞれの建物・収容動産被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき財物保険金額とします。）の20%に相当する額を限度とします。

## 第6節 地震火災費用条項

### 第1条（地震火災費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）の保険の目的である建物、家財または設備・什器等が損害（財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第1項または第2項第1号、第3号もしくは第4号に掲げる事由によって生じた損害を除きます。）を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、財物条項の保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、財物条項の保険の目的が家財または設備・什器等であるときはこれらを収容する建物ごとに、それぞれを行い、また、門、へいまたはかきが財物条項の保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- (1) 財物条項の保険の目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。以下この項において同様とします。）。
- (2) 財物条項の保険の目的が家財である場合には、当該家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または当該家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、当該家財の保険価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には財物条項第7条（保険の目的の範囲）第4項第1号に掲げる物は含みません。）。
- (3) 財物条項の保険の目的が設備・什器等である場合には、当該設備・什器等を収容する建物が半焼以上となったとき。

### 第2条（地震火災費用保険金の支払額）

- ① 当会社は、1回の事故につき、1構内ごとに、保険証券記載の地震火災費用保険金額を、前条の地震火災費用保険金として、支払います。
- ② 前項においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

## 第7節 財物臨時費用条項

### 第1条（財物臨時費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金のうち、保険証券記載の建物・収容動産損害保険金（以下この節において「対象保険金」といいます。）が支払われる場合（同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。）において、それぞれの事故によって財物条項の保険の目的である建物、家財または設備・什器等が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、財物臨時費用保険金を支払います。

### 第2条（財物臨時費用保険金の支払額）

当会社は、対象保険金の30%に相当する額を、前条の財物臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに、保険証券記載の財物臨時費用保険金額を限度とします。

## 第8節 財物修理付帯費用条項

### 第1条（財物修理付帯費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの事故のうち、保険証券記載の事故によって財物条項の保険の目的である建物、家財または設備・什器等（以下この節において「保険の目的」といいます。）に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり次の各号に掲げる費用のいずれかが発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下この節において「財物修理付帯費用」といいます。）に対して、財物修理付帯費用保険金を支払います。ただし、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金が支払われる場合（同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。）に限ります。

- (1) 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（財物条項の建物・収容動産被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人であるときに、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。次号において同様とします。）
- (2) 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間（保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をこえないものとします。第5号において「復旧期間」といいます。）をこえる期間に対応する費用を除きます。
- (3) 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- (4) 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
- (5) 損害が生じた保険の目的である設備・什器等の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他の賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間をこえる期間に対応する費用を除きます。以下この号および次号において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の目的である設備・什器等をその地において借用する場合に要する賃借費用をこえるものを除きます。
- (6) 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の目的の復旧完了時ににおける仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- (7) 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

### 第2条（財物修理付帯費用保険金の支払額）

当会社は、財物修理付帯費用の額を、前条の財物修理付帯費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに、損害が生じた保険の目的の所在する構内にかかる財物条項の財物保険金額（財物保険金額が保険の目的の保険価額をこえるときは、保険価額とし、また、財物条項の建物・収容動産被保険者が2名以上あるときは、それぞれの建物・収容動産被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき財物保険金額とします。）に保険証券記載の財物修理付帯費用割合を乗じて得た額または保険証券記載の財物修理付帯費用保険金額のいずれか低い額を限度とします。

## 第9節 水道管凍結修理費用条項

### 第1条（水道管凍結修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）の保険の目的である建物または財物条項の保険の目的である家財もしくは設備・什器等を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊（パッキングのみに生じた損壊および財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第1項から第3項までに掲げる事由によって生じた損壊を除きます。）を受け、これを修理したときは、水道管凍結修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分

(区分所有建物の共用部分を含みます。) の専用水道管にかかる水道管凍結修理費用保険金は支払いません。

## 第2条 (水道管修理費用保険金の支払額)

当会社は、凍結によって損壊が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を、前条の水道管凍結修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに10万円を限度とします。

## 第10節 財物特別費用条項

### 第1条 (財物特別費用保険金を支払う場合)

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項(以下この節において「財物条項」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの事故のうち、保険証券記載の事故(以下この節において「対象事故」といいます。)によって財物条項の保険の目的である建物、家財または設備・什器等(以下この節において「保険の目的」といいます。)が全損(この節において、保険の目的である建物、家財または設備・什器等の区分ごとに、対象事故によって生じた損害の額が保険価額の80%以上となることをいいます。)である場合(同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。)に限り、財物特別費用保険金を、支払います。

### 第2条 (財物特別費用保険金の支払額)

当会社が財物特別費用保険金として支払う額は、全損となった保険の目的について、財物条項の規定によって算出された建物・収容動産損害保険金の10%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに200万円を限度とします。

## 第11節 構内構築物修復費用条項

### 第1条 (構内構築物修復費用保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次条に定める構内構築物が、第1章財物条項(以下この節において「財物条項」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの事故のうち、保険証券記載の事故(以下この節において「対象事故」といいます。)によって損害を受け、これを修復したときは、修復するために要した費用に対して構内構築物修復費用保険金を支払います。ただし、財物条項の保険の目的である建物について対象事故によって建物・収容動産損害保険金が支払われる場合に限ります。
- ② 前項において、構内構築物が庭木の場合は、損害発生後7日以内に枯死(枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については、樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。)し、これを修復した場合に限ります。

### 第2条 (構内構築物の範囲)

この節において、構内構築物とは、財物条項の保険の目的である建物の所在する構内に設置された物干、庭木、遊具、井戸その他これらに類する付属構築物をいいます。この場合の庭木とは、立木竹をいい、かき、鉢植および草花等を除きます。また、財物条項第7条(保険の目的の範囲)第5項第2号に掲げるものは構内構築物から除きます。

### 第3条 (構内構築物修復費用保険金の支払額)

当会社は、構内構築物を修復するために要した費用の額を、第1条(構内構築物修復費用保険金を支払う場合)の構内構築物修復費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに10万円を限度とします。

## 第12節 共用部分修理費用条項

### 第1条 (共用部分修理費用保険金を支払う場合)

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項(以下この節において「財物条項」といいます。)の保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、財物条項第1条(保険金を支払う場合)第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの事故のうち、保険証券記載の事故によって、

もっぱら財物条項の建物・収容動産被保険者(以下この節において「建物・収容動産被保険者」といいます。)が使用または管理する共用部分が損害(財物条項第5条(建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合)第1項から第4項までに掲げる事由によって生じた損害を除きます。)を受け、当該共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづき、建物・収容動産被保険者に修復の義務が生じた場合、建物・収容動産被保険者が負担した当該共用部分の修復に要した費用に対して、共用部分修理費用保険金を支払います。

### 第2条 (共用部分修理費用保険金の支払額)

当会社は、建物・収容動産被保険者が負担した前条の費用の額を、前条の共用部分修理費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに10万円を限度とします。

## 第13節 ドアロック交換費用条項

### 第1条 (ドアロック交換費用保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる事由(第1章財物条項(以下この節において「財物条項」といいます。)第5条(建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合)第1項および第2項に掲げる事由を除きます。)の直接の結果として必要なドアロックの交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。
  - (1) 日本国内において、保険証券記載の建物のドアのかぎが盗難されたこと。
  - (2) 保険期間中に犯罪行為が発生したこと。
- ② この節において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。
  - (1) ドアロック  
保険証券記載の建物のドアの錠
  - (2) ドア  
建物または戸室の出入りに通常使用するドア
  - (3) 犯罪行為  
保険証券記載の建物への不法侵入を伴うもので未遂のものを含み、その形跡が明らかなものをいい、保険契約者または財物条項の建物・収容動産被保険者が当該犯罪行為がなされたことを知った後、直ちに所轄警察署にその旨届け出たものに限ります。

### 第2条 (ドアロック交換費用保険金の支払額)

当会社は、ドアロックの交換に要した費用の額を、前条のドアロック交換費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。

## 第14節 臨時賃借費用条項

### 第1条 (臨時賃借費用保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、この節および第6章一般条項(以下この節において「一般条項」といいます。)の規定に従い、次の第1号の事由によって第2号の損害が生じた場合には、それによって生ずる費用に対して、建物臨時賃借費用保険金を支払います。
  - (1) 次のいずれかの事由
    - イ. 第1章財物条項(以下この節において「財物条項」といいます。)の保険の目的である建物または財物条項の保険の目的である家財もしくは設備・什器等を収容する建物(この節において「財物条項の建物」といいます。)この財物条項の建物は、この号に掲げる事由が発生する時まで被保険者が居住していたものに限り、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分を除きます。)について、財物条項第1条(保険金を支払う場合)第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金のうち、保険証券記載の建物・収容動産損害保険金が支払われるべき損害(当該建物が財物条項の保険の目的でない場合は、当該建物を保険の目的としていたときに建物・収容動産損害保険金が支払われるべき損害をいいます。)が生じた場合において、その建物・収容動産損害保険金が支払われるべき事故を原因として当該建物が半損以上(この節において、当該建物の損害の額が当該建物の保険価額の20%以上となつたときをいいます。)となったことまたは半損に至らない場合で、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当し、一時的に当該建物に居住することが不可能となったこと。

- (イ) 屋外から居住部分への経路であるすべての出入口が使用不能であること。  
 (ロ) 洗面または排泄にかかるすべての設備が使用不能であること。  
 (ハ) 外壁（この節において、窓ガラスを除きます。）または屋根の当該事故による損傷部分から  
     居住内に風雨が吹き込む状態であること。
- ロ. 偶然な事故（財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第1項および第2項に掲げる事由を除きます。）によって財物条項の建物と配管または配線により接続している次の（イ）から（ハ）までに掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線で当該事業者の占有するもの（この節において、日本国内に所在するものに限ります。）の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が12時間以上継続した場合に限ります。
- （イ）電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者  
 （ロ）ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者  
 （ハ）水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ハ. 犯罪、事件等の異常事態（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第5項および第9項ならびに財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第1項および第2項の事由による場合を除きます。）が発生したことにより、財物条項の建物またはその所在する構内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われたこと。
- ニ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めにより、財物条項の建物またはその所在する構内への立ち入りが制限または禁止されたこと。
- （2）次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した費用（以下この節において「建物臨時賃借費用」といいます。）  
 イ. 代替建物（この節において、財物条項の建物の代替として被保険者または被保険者と同居の親族が居住する建物をいいます。）にかかる賃借費用（この節において、旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金等借家権の対価を含みます。）  
 ロ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用（この節において、被保険者および被保険者と同居の親族の住居の移転のための交通費を含みます。）  
 ② 当会社は、この節および一般条項の規定に従い、財物条項の保険の目的である家財および携行品に対して、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金ならびに第13項の携行品損害保険金のうち、保険証券記載の建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金が支払われる場合（同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。）において、当該保険の目的の代替手段として被保険者が保険の目的と同程度の質、用途、規模、型、能力の次に掲げる代替品（以下この節において「代替品」といいます。）をレンタル業者（業としてレンタル用品を賃貸する者をいいます。）から借り入れたときに生ずる費用（以下この節において「家財臨時賃借費用」といいます。）に対して、家財臨時賃借費用保険金を支払います。  
 (1) 家具（食器棚、洋服箪笥、整理箪笥、ダイニングセット、ベッド等）  
 (2) 家庭用電気器具等（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、テレビ、ビデオテープレコーダー、ビデオカメラ、カメラ、暖房装置、空気調節装置、扇風機、洗濯機、掃除機等）  
 (3) 運動用具（テニスラケット、スキー用具、ゴルフクラブ等）  
 (4) 寝具類  
 (5) その他当会社が認めた物  
 ③ 当会社は、第1項の建物臨時賃借費用または前項の家財臨時賃借費用のうち、保険証券に記載された費用についてのみ支払責任を負うものとします。

## 第2条（建物臨時賃借費用の支払額）

当会社は、次の各号に定める支払対象期間に発生した建物臨時賃借費用の額を、前条第1項の建物臨時賃借費用保険金として、支払います。ただし、1回の事由につき、臨時賃借を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度としま

す。なお、前条第1項第1号ハ、の事由が生じた場合で、賃借費用が発生しなかった期間については、建物臨時賃借費用の額を、1回の事由につき、臨時賃借を要する者の人数に賃借費用が発生しなかった期間1日あたり2,000円を乗じた額とみなします。

- （1）前条第1項第1号イ、の場合、財物条項の建物を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間  
 （2）前条第1項第1号ロ、の場合、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されている期間に1日を加算した期間  
 （3）前条第1項第1号ハ、の場合、財物条項の建物およびその所在する構内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われている期間に1日を加算した期間  
 （4）前条第1項第1号ニ、の場合、財物条項の建物およびその所在する構内への立ち入り制限または禁止されている期間に1日を加算した期間

## 第3条（家財臨時賃借費用の支払額）

- ① 当会社は、第1条（臨時賃借費用保険金を支払う場合）第2項の家財臨時賃借費用保険金として、家財臨時賃借費用の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を支払います。ただし、1回の事故につき、賃借期間が7日に相当する額または保険証券記載の支払限度額のいずれか低い額を限度とします。  
 ② 前項の場合において、保険の目的が一組または一対のものからなり、その一部に損害が生じた結果として保険の目的本来の性能を發揮できなくなったために、被保険者が保険の目的と同程度の代替品を借り入れたときでも、支払います。

## 第15節 再築時諸費用条項

### 第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）に保険金の新価払特約が付帯されている場合で、財物条項および保険金の新価払特約の規定により財物条項の保険の目的である建物（以下この節において「建物」といいます。）について建物・収容動産損害保険金が支払われる場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たすときは、財物条項の建物・収容動産被保険者（以下この節において「建物・収容動産被保険者」といいます。）が建物を建てかえるために負担する費用に対して、この節および第6章一般条項（以下この節において「一般条項」といいます。）の規定に従い、再築差額費用保険金を支払います。  
 (1) 保険金の新価払特約第3条（この特約の支払責任）の規定による損害の額の再調達価額に対する割合が70%以上で、かつ100%未満であること。  
 (2) 損害を受けた建物（床面積66m<sup>2</sup>未満の物置、車庫その他の付属建物を含みます。）と同一用途の建物に建てかえる（再取得を含みます。以下この節において同様とします。）こと。  
 ② 当会社は、財物条項に保険金の新価払特約が付帯されている場合で、前項の建てかえに際して損害を受けた建物を取りこわす場合は、取りこわしのために建物・収容動産被保険者が負担する取りこわし費用に対して、この節および一般条項の規定に従い、再築時取りこわし費用保険金を支払います。  
 ③ この節において、再調達価額とは、建物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

### 第2条（再築時諸費用保険金を支払わない場合）

当会社は、建物に損害が生じた日から2年の期間内に建てかえを完了しない場合については、再築時諸費用保険金（再築差額費用保険金および再築時取りこわし費用保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、建てかえの期間を変更することができます。

### 第3条（建てかえの通知）

保険契約者または建物・収容動産被保険者は、建てかえを開始したときは、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第4条（再築差額費用保険金の支払額）

- ① 当会社は、第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第1項に規定する再築差額費用保険金と

して、建物の建てかえに要する建築費用を支払います。ただし、再調達価額（再調達価額が保険金の新価格特約の規定による建物の評価額に満たない場合は、当該評価額とします。）から建物の損害に対して支払われるべき建物・収容動産損害保険金を差し引いた残額を限度とします。

② 前項の建物・収容動産損害保険金には、この節の規定を適用する損害発生後の損害による支払額を含みます。また、財物条項第15条（保険金の支払限度額）の規定が適用される場合は、財物保険金額に、同条の規定がないものとして算出された同条に掲げる保険金の合計額に占める同条の規定がないものとして算出された建物にかかる建物・収容動産損害保険金の割合を乗じた額とします。

以下この節において同様とします。

#### 第5条（再築時取りこわし費用保険金の支払額）

当会社は、第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第2項に規定する再築時取りこわし費用保険金として、建物の取りこわしに要する費用（当該費用に対して建物・収容動産損害保険金および残存物取扱費用保険金（この場合において、第28節建物・収容動産損害時諸費用条項の規定による保険金を含みます。）が支払われる場合にはその金額を差し引くものとします。以下この節において同様とします。）を支払います。ただし、前条の規定によって算出された再築差額費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

#### 第6条（罹災建物に残存価値がある場合または第三者に譲渡する場合の取扱）

当会社が、この節の規定により保険金を支払う場合で、損害を受けた建物を取りこわすことなくいずれかの用途に使用するか、または第三者に譲渡する場合は、譲渡額等（いずれかの用途に使用した建物の価額または被保険者が譲渡によって得た金額をいいます。以下この節において同様とします。）を再築差額費用保険金から差し引くものとします。

#### 第7条（保険金の支払額—他に保険契約がある場合の取扱）

① 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があるときで、第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第1項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がないときは、第4条（再築差額費用保険金の支払額）の規定において、当会社は、再調達価額から建物・収容動産損害保険金および他の保険契約の保険金の合計額ならびに譲渡額等を差し引いた残額を限度として、再築差額費用保険金を支払います。

② 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があるときは、第5条（再築時取りこわし費用保険金の支払額）ただし書きにかかわらず、当会社は、次の算式によって算出された額を限度として、再築時取りこわし費用保険金を支払います。

前項の規定によって算出された再築差額費用保険金の額×10%

=再築時取りこわし費用保険金の支払限度額

#### 第8条（再築差額費用保険金を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第1項の再築差額費用保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、同項の建てかえるために負担する費用の額から建物・収容動産損害保険金および他の保険契約の保険金の合計額ならびに譲渡額等を差し引いた残額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を、再築差額費用保険金として支払います。

（第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第1項の建てかえるために負担する費用の額

-建物・収容動産損害保険金および他の保険契約の保険金の合計額-譲渡額等）

×再築差額費用保険金を支払うべき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額

/それぞれの保険契約につき、再築差額費用保険金を支払うべき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額

=再築差額費用保険金の支払額

#### 第9条（再築時取りこわし費用保険金を支払う他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第2項の再築時取りこわし費用保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき再築時取りこわし費用保険金を支払うべき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、建物の取りこわしに要する費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を再築時取りこわし費用保険金として支払います。

建物の取りこわしに要する費用の額

×再築時取りこわし費用保険金を支払うべき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額  
/それぞれの保険契約につき、再築時取りこわし費用保険金を支払うべき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額  
=再築時取りこわし費用保険金の額

#### 第10条（保険金の支払時期）

- ① 当会社は、保険契約者または建物・収容動産被保険者が建てかえの完了を当会社に通知した日から30日以内に、再築時諸費用保険金を支払います。
- ② 当会社は、建物・収容動産被保険者の要求がある場合は、前項の規定にかかわらず、取りこわしの完了を通知した日から30日以内に、第1条（再築時諸費用保険金を支払う場合）第2項の再築時取りこわし費用保険金を支払います。
- ③ 当会社が第1項または前項の期間内に必要な調査を終えることができないときはこれを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

### 第16節 犯罪行為再発防止費用条項

#### 第1条（犯罪行為再発防止費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）の保険の目的である建物において保険期間中に犯罪行為（不法侵入を伴うもので未遂のものを含み、その形跡が明らかなもので、保険契約者または保険証券記載の再発防止被保険者（以下この節において「再発防止被保険者」といいます。）が当該犯罪行為がなされたことを知った後、直ちに所轄警察署にその旨を届け出たものに限ります。以下この節において同様とします。）が生じたことを直接の結果として、再発防止被保険者が、財物条項の保険の目的である建物の改造を行った場合に負担した費用に対して、犯罪行為再発防止費用保険金を支払います。

#### 第2条（犯罪行為再発防止費用保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由によって犯罪行為が発生した結果再発防止被保険者が負担した費用に対しては、犯罪行為再発防止費用保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。以下この節において同様とします。）または再発防止被保険者の故意
  - (2) 犯罪行為再発防止費用保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が犯罪行為再発防止費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
  - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この節において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (7) 第5号以外の放射線照射または放射性汚染
- ② 当会社は、第1条（犯罪行為再発防止費用保険金を支払う場合）の費用について、再発防止被保

険者の配偶者、再発防止被保険者の同居の親族または別居の未婚の子が自ら行いましたは加担した犯罪行為の結果負担した費用に対しては、犯罪行為再発防止費用保険金を支払いません。

### 第3条 (犯罪行為再発防止費用保険金の支払額)

① 当会社は、第1条（犯罪行為再発防止費用保険金を支払う場合）の犯罪行為再発防止費用保険金として、再発防止被保険者が当該犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために負担した必要かつ有益な次の各号に掲げる財物条項の保険の目的である建物の改造費用で、当会社が妥当と認めた費用の額を、20万円を限度として支払います。ただし、当該犯罪行為発生の日から、その日を含めて180日以内に負担したものに限ります。

- (1) 窓への防犯シャッター、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用
- (2) 侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用
- (3) 前項の場合において、当会社は、再発防止被保険者に次の各号に掲げるいずれかの給付等があるときは、その額を再発防止被保険者が負担した前項の費用から差し引くものとします。
  - (1) 前項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
  - (2) 前項の費用をてん補するために行われたその他の給付（他の保険契約により支払われる保険金は除きます。）

## 第17節 ホールインワン・アルバトロス費用条項

### 第1条 (ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払う場合)

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次条に定めるホールインワン・アルバトロス被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習として次の各号に掲げる費用を負担することによって被る損害に対して、1回のホールインワン・アルバトロスにつき、保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用保険金額（以下この節において「ホールインワン・アルバトロス保険金額」といいます。）を限度に、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。

- (1) 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。
  - イ. 貨幣、紙幣
  - ロ. 有価証券
  - ハ. 商品券等の物品切手
  - ニ. プリベイドカード（ホールインワン・アルバトロス被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したもの）を除きます。）
- (2) 祝賀会費用
- (3) ゴルフ場に対する記念植樹費用
- (4) 同伴キャディに対する祝儀
- (5) その他慣習として負担することが適当であると当会社が認める費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス保険金額の10%を限度とします。

### 第2条 (ホールインワン・アルバトロス被保険者の定義)

この節においてホールインワン・アルバトロス被保険者とは、保険証券記載のホールインワン・アルバトロス被保険者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

### 第3条 (用語の定義)

この節において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) ゴルフ場  
日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- (2) ゴルフ競技  
ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合はこの限りではありません。）、基準打数（パー）35以上の中9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。

### (3) ホールインワン

各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。

### (4) アルバトロス

各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。

### (5) 贈呈用記念品購入費用

ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。

### (6) 祝賀会費用

ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内（祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズ（ゴルフ競技を全くできなかったことをいいます。）した期間のうち当会社の認める期間を延長します。）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。

### (7) ゴルフ場に対する記念植樹費用

ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。

### (8) 同伴キャディに対する祝儀

同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金額をいいます。

### (9) ゴルフの指導

他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

### 第4条 (ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払わない場合)

当会社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払いません。

- (1) ホールインワン・アルバトロス被保険者がゴルフ場の経営者である場合、そのホールインワン・アルバトロス被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- (2) ホールインワン・アルバトロス被保険者がゴルフ場の使用人（臨時雇いを含みます。）である場合、そのホールインワン・アルバトロス被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

## 第18節 救援者費用条項

### 第1条 (救援者費用保険金を支払う場合)

① 当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次条に定める被保険者（以下この節において「被保険者」といいます。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、その費用の負担者に救援者費用保険金を支払います。

- (1) 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- (2) 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- (3) 保険期間中に被保険者の居住の用に供される住宅（敷地を含みます。）外において被った急激かつ偶然な外来の事故による傷害（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。）を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この節において同様とします。）が必要と認めた場合に限ります。）した場合

- (2) この節において入院とは、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、

病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 第2条（被保険者）

この節における被保険者は、次の各号に掲げる者をいいます。

- (1) 保険証券記載の救援者費用被保険者（以下この条において「救援者費用被保険者」といいます。）
- (2) 救援者費用被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）
- (3) 救援者費用被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- (4) 救援者費用被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

## 第3条（費用の範囲）

第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項の費用とは、次の各号に掲げるものをいいます。

### (1) 搜索救助費用

遭難した被保険者を搜索、救助または移送（以下この条において「搜索等」といいます。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

### (2) 交通費

被保険者の搜索等、看護または事故処理を行うために事故発生地または被保険者の収容地（以下この条においてこれらを「現地」といいます。）へ赴く被保険者の親族（これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

### (3) 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項第2号の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

### (4) 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所もしくは当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引くものとします。

### (5) 諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、これらの費用が、被保険者が日本国内において第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円を限度とします。

## 第4条（救援者費用保険金を支払わない場合）

① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 救援者費用保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が救援者費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

### (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下この号において「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

### (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が救援者費用保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

### (6) 被保険者に対する刑の執行

地震もしくは噴火またはこれらによる津波

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

### (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

### (13) 被保険者が別表「傷害」に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

② 当会社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項第3号の入院をしたことにより発生した費用に対しては、当該症状の原因のいかんを問わず、救援者費用保険金を支払いません。

## 第5条（救援者費用保険金の支払額）

① 当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、当会社が妥当と認めた費用についてのみ救援者費用保険金を支払います。ただし、保険証券記載の救援者費用保険金額を限度とします。

② 前項の場合において、当会社は、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額を前項の費用から差し引くものとします。

## 第19節 キャンセル費用条項

### 第1条（キャンセル費用保険金を支払う場合）

① 当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次条に定める被保険者（以下この節において「被保険者」といいます。）が特定のサービスの予約をした後、保険期間中に生じた被保険者、被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この節において同様とします。）または被保険者の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院（以下この節において「キャンセル事由」といいます。）によって、当該サービスの全部または一部を受けられなくなった場合に被保険者が負担する取消料、違約料その他の名目において当該サービスに係る契約に基づき、払戻しが受けられない費用または支払を要する費用（以下この節において「キャンセル費用」といいます。）に対し、キャンセル費用保険金を支払います。

② 前項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、被保険者の職務遂行に関係しないものに限ります。

### (1) 国内旅行契約または海外旅行契約に基づくサービス

### (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス

### (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送

### (4) 宴会またはパーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス

### (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供

### (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示または興行

③ 特定のサービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める費用に限り、当会社は、キャンセル費用保険金を支払います。

④ キャンセル費用保険金を支払う対象となる特定のサービスは、キャンセル事由が死亡の場合には

死亡の日、キャンセル事由が入院の場合には入院を開始した日からその日を含めて31日以内の期間内に提供されるものに限ります。

- ⑤ 当会社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合または受けられる場合には、キャンセル費用保険金を支払いません。
- ⑥ 第2項のサービスのうち旅行に係るもので第4項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で居を出発してから居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。
- ⑦ 当会社は、第1項および第2項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、キャンセル費用保険金を支払います。ただし、サービスを予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当会社は、キャンセル費用保険金を支払いません。
- ⑧ この節において入院とは、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この節において同様とします。）による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ⑨ 第1項に規定する被保険者と被保険者以外の者のとの統柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

## 第2条（被保険者）

この節における被保険者は、次の各号に掲げる者をいいます。

- (1) 保険証券記載のキャンセル費用被保険者（以下この条において「キャンセル費用被保険者」といいます。）
- (2) キャンセル費用被保険者の配偶者
- (3) キャンセル費用被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- (4) キャンセル費用被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

## 第3条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、第1条（キャンセル費用保険金を支払う場合）第1項の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、保険金を支払いません。
- ② 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

  - (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）または被保険者の故意
  - (2) キャンセル費用保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者がキャンセル費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
  - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りでありません。
  - (5) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下この号において「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
  - (6) 妊娠、出産、早産または流産による入院
  - (7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問いません。）
  - (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴

動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

## 第4条（支払保険金の計算）

- ① 当会社は、被保険者が負担したキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額（保険証券記載のキャンセル費用免責金額または当該キャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。以下、第3項の適用がある場合を除き、この節において同様とします。）を被保険者ごとにそれぞれ差し引いた残額を、キャンセル費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき保険証券記載のキャンセル費用保険金額を限度とします。
- ② 前項のキャンセル費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたもの（以下この項において「回収金」といいます。）がある場合は、前項の規定中「被保険者が負担したキャンセル費用の額」とあるのを「被保険者が負担したキャンセル費用の額（回収金がある場合には、その額を控除した残額とします。）」と読み替えて適用します。

## 第20節 被害事故費用条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、この節および第6章一般条項（以下この節において「一般条項」といいます。）の規定に従い、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に次項に規定する弁護士費用を負担したことによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
- ② 弁護士費用とは、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用とします。
- ③ 当会社は、この節および一般条項の規定に従い、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用（法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。以下同様とします。）を負担したことによって被る損害（この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の規定により支払われるべき保険金の額を超える額とします。）に対して、法律相談費用保険金を支払います。
- ④ 当会社が支払うべき保険金（弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。以下この節において同様とします。）の額は、1回の対象事故につき、被保険者1名あたり300万円（ただし、この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されていない場合は、300万円に同特約の規定を適用したときに支払われるべき保険金の額を加えた額とします。）を限度とします。
- ⑤ 当会社は、対象事故が保険期間（保険期間が継続されている場合には、保険契約は継続されているものとみなすものとします。以下この項において同様とします。）中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が身体の障害である場合には、身体の障害を被った時が保険期間中である場合に限ります。
- ⑥ 当会社は、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- ⑦ 当会社は、弁護士費用および法律相談費用のうち第2章賠償責任条項およびこの保険契約に適用されている他の特約において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

### 第2条（被保険者）

- ① この節において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この節において同様とします。）
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - (5) 前各号以外の者で、この普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に規定する所有自動車（以下この節において「所有自動車」といいます。）の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この項において同様とします。）に搭乗中の者
  - (6) 前各号以外の者で、第1号から第4号までに規定する者が自ら運転者として運転中（駐車中または停車中を除きます。）の所有自動車以外の自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。）の所有者およびその自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者。ただし、第1号から第4号までに規定する者の使用者の業務（家事を除きます。以下この節において同様とします。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
  - (7) 前各号以外の者で、所有自動車の所有者。ただし、所有自動車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。
- ② 前項第6号および第7号の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者
- ③ 第1項の規定にかかわらず、同項第1号から同項第7号までに定める被保険者のうち、極めて異常かつ危険な方法で自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に搭乗している者は被保険者に含みません。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。）が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。
- ⑤ この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって前条第4項に定める当会社の支払うべき被保険者1名あたりの保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（用語の定義）

- この節において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。
- (1) 対象事故  
日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
  - (2) 身体の障害  
被保険者が身体に傷害または疾病を被ることをいいます。
  - (3) 財物の損壊  
被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（詐取を含みません。）されることをいいます。
  - (4) 被害  
身体の障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
  - (5) 賠償義務者  
被保険者が被る被害にかかる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
  - (6) 保険金請求権者  
対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
    - イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）
    - ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

### (7) 法律相談

法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。

- イ. 弁護士が行う法律相談
- ロ. 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談
- ハ. 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談

### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する対象事故
  - (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (5) 前各号の事由に随伴して生じた対象事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた対象事故
  - (6) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
  - (7) 被保険者に対する刑の執行
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による対象事故による損害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に、その本人に生じた損害
  - (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害
- ③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する身体の障害または財物の損壊が発生した場合は、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した身体の障害または財物の損壊
  - (2) 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害または財物の損壊。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この限りではありません。
  - (3) 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊
  - (4) 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊
  - (5) 労働災害により生じた身体の障害。ただし、所有自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中に生じた事故による身体の障害を除きます。
  - (6) 被保険者が次の行為（不作為を含みます。）を受けたことによって生じた身体の障害
    - イ. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
    - ロ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
    - ハ. 身体の整形

- 二. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- (7) 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
  - (8) 外因性内分泌擾乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
  - (9) 電磁波障害に起因する身体の障害
  - (10) 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害または財物の損壊
- ④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
- (1) 第2条（被保険者）第1項第1号から第4号までに規定する者
  - (2) 被保険者の父母、配偶者または子
- 第5条（支払保険金の返還）**
- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。
    - (1) 弁護士または司法書士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
    - (2) 対象事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者から当該訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次の口. の額がイ. の額を超過する場合
      - イ. 保険金請求権者が当該訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
      - ロ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った保険金の合計額
  - ② 前項の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次の各号に定めるとおりとします。
    - (1) 前項第1号の場合には返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
    - (2) 前項第2号の場合には超過額に相当する金額。ただし、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

## 第21節 ストーカー対策費用条項

### 第1条（ストーカー対策費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、保険証券記載のストーカー被害被保険者（以下この節において「ストーカー被害被保険者」といいます。）が、第1号に掲げる被害を受けたため、第2号に掲げる申出を行った場合に、ストーカー被害被保険者が負担する第3号の対策費用（この節において「ストーカー対策費用」といいます。）に対して、ストーカー対策費用保険金を支払います。

- (1) ストーカー被害被保険者が保険期間中に被った、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（以下「ストーカー規制法」といいます。）第2条第1項に規定するつきまとい等による被害または同条第2項に規定するストーカー行為による被害
- (2) ストーカー被害被保険者が保険期間中に行った次に掲げるいずれかの申出
  - イ. ストーカー規制法第4条の規定に基づく、つきまとい等に係る警告を求める申出
  - ロ. ストーカー規制法第7条の規定に基づく、ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出
- (3) ストーカー被害被保険者が前号の申出を行った日からその日を含めて90日以内に当会社の承認を得て負担した次に掲げる費用
  - イ. ストーカー被害被保険者の住居のドアおよび窓の錠の交換および機能強化に必要な費用
  - ロ. ストーカー被害被保険者の住居の移転に必要な費用（賃貸借契約にかかる仲介手数料ならびに礼金等借家権の対価、および住居の移転に通常必要な引越費用をいいます。）
  - ハ. 防犯設備の設置および稼働に必要な費用（窓への防犯シャッター、ブザーその他これらに類する防犯装置、および侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置に関

する費用をいいます。）

### 二. その他当会社が認めるもの

#### 第2条（ストーカー対策費用保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次に掲げる者の故意もしくは極めて重大な過失（前条第1号の被害の直接の原因となる過失であって、通常の不注意で説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。以下この節において同様とします。）または法令違反によって生じた被害に対しては、ストーカー対策費用保険金を支払いません。ただし、第2号に掲げる者の故意もしくは極めて重大な過失または法令違反によって被害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
  - (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、ストーカー被害被保険者またはこれらの者の法定代理人
  - (2) ストーカー対策費用保険金を受け取るべき者またはその法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）で前号に掲げる者以外の者
- ② 当会社は、前条第1号に規定する被害の発生時において、当該つきまとい等の行為者または当該ストーカー行為等の行為者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
  - (1) ストーカー被害被保険者の配偶者（内縁を含みます。）
  - (2) ストーカー被害被保険者の直系血族
  - (3) ストーカー被害被保険者の3親等以内の親族
  - (4) ストーカー被害被保険者の同居の親族
- ③ 当会社は、ストーカー被害被保険者が保険期間（保険契約が継続されている場合には、保険期間は継続されているものと見なしてこの項の規定を適用します。）の初日から180日以内に前条第1項第2号の申出を行った場合には、ストーカー対策費用保険金を支払いません。

#### 第3条（ストーカー対策費用保険金の支払額）

- ① 当会社は、第1条（ストーカー対策費用保険金を支払う場合）第1項第3号のストーカー対策費用の額を、ストーカー対策費用保険金として、支払います。ただし、1回のストーカー行為等（行為者が同一である一連のストーカー行為等をいいます。）に対し、保険証券記載のストーカー対策費用保険金額を限度とします。
- ② この節の支払対象となる第1条（ストーカー対策費用保険金を支払う場合）第1項第3号のストーカー対策費用の額について、第13節ドアロック交換費用条項に基づくドアロック交換費用保険金または第16節犯罪行為再発防止費用条項に基づく犯罪行為再発防止費用保険金（以下この節において「他の費用保険金」といいます。）が支払われる場合は、当会社は、当該他の費用保険金の額を差し引いた額を、同号のストーカー対策費用の額とします。

## 第22節（略）

## 第23節 借家修理費用条項

### 第1条（借家修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、次の各号に掲げる事故（以下この節において「事故」といいます。）により、保険証券記載の借家修理費用被保険者（以下この節において「借家修理費用被保険者」といいます。）の借用する保険証券記載の建物または住戸室（以下この節において「借用住宅」といいます。）に損害が生じた場合において、借家修理費用被保険者がその貸主（転貸人を含みます。以下この節において同様とします。）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下この節において「借家修理費用」といいます。）に対して、借家修理費用保険金を支払います。ただし、第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第8項の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発

- (4) 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災（以下「水災」といいます。）、土砂崩れもしくは第7号の事故による損害を除きます。
- (5) 給排水設備（スプリンクラ設備・装置を含みます。）に生じた事故または借家修理費用被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災または第7号の事故による損害を除きます。
- (6) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、第1章財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第2項第1号の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害（雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。）に限ります。
- (8) 盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）

## 第2条（借家修理費用保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、借家修理費用保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者、借家修理費用被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または借家修理費用被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - (2) 借家修理費用被保険者でない者が借家修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。
  - (3) 保険契約者、借家修理費用被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ② 当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、借家修理費用保険金を支払いません。
  - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
  - (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

## 第3条（借家修理費用保険金支払の対象となる借家修理費用の範囲）

借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の借家修理費用とします。

- (1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- (2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、塀、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

## 第4条（借家修理費用保険金の支払額）

当会社が第1条（借家修理費用保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき借家修理費用保険金の額は、借家修理費用の額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の借家修理費用保険金額を限度として支払います。

## 第24節 来訪者傷害見舞費用条項

### 第1条（来訪者傷害見舞費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、保険証券記載の建物（当該建物が一戸建ての場合は当該建物が所在する構内を含むものとし、当該建物が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分、および専用使用権のある部分に限ります。以下この節において「建物」といいます。）内において、保険契約者、被保険者もしくはその者と生計を共にする親族またはその使用者（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員をいいます。）以外の者でこれらの者の許諾を得て建物に来訪した者が、第1号に規定する傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に、第2号に掲げる事由が生じた場合に、被保険者が当該傷害を被った者（以下この節において「被災者」といいます。）または被災者の遺族に対して慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。）の費用に対して、来訪者傷害見舞費用保険金を支払います。

(1) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問いません。）を除きます。また、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。）

(2) 死亡、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この節において同様とします。）または通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この節において同様とします。）

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第1章財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）第1項および第2項に該当する事由ならびに次の各号に掲げる事由により生じた傷害に対する費用については、来訪者傷害見舞費用保険金を支払いません。

(1) 被保険者または被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、来訪者傷害見舞費用保険金を支払わないのは、その被災者の被った傷害に対する費用に限ります。

(2) 被保険者または被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、来訪者傷害見舞費用保険金を支払わないのは、その被災者の被った傷害に対する費用に限ります。

(3) 被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が来訪者傷害見舞費用保険金を支払うべき事故による傷害を治療する場合には、この限りでありません。

(4) 被保険者または被災者の職務遂行中の事故。ただし、来訪者傷害見舞費用保険金を支払わないのは、その被災者の被った傷害に対する費用に限ります。

### 第3条（来訪者傷害見舞費用保険金の支払額）

当会社は、第1条（来訪者傷害見舞費用保険金を支払う場合）の来訪者傷害見舞費用保険金として、被保険者が負担した見舞金の費用の額を、被災者1名につき、次の各号に掲げる額を限度に、被保険者に支払います。

(1) 被災者が死亡した場合は、15万円

(2) 被災者が3日以上入院した場合は、3万円

(3) 被災者が通院または2日以内の入院をした場合は、1万円

## 第25節 生活賠償臨時費用条項

### 第1条（生活賠償臨時費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第2章賠償責任条項（以下この節において「賠償責任条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項の規定による保険金（以下この節において「生活賠償保険金」といいます。）が支払われる場合には、賠償責任条項第2条（被保険者等）第1号に定める被保険者（以下この節において「被保険者」といいます。）が負担する次

の各号に掲げる費用（以下この節において「生活賠償臨時費用」といいます。）に対して、生活賠償臨時費用保険金を支払います。

(1) 被保険者が他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この節において同様とします。）について法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、その身体の障害を被った者が次のいずれかに該当するときに、被保険者が臨時に必要とする費用

イ. 賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項の規定による生活賠償事故（以下この号において「事故」といいます。）の直接の結果として、死亡したとき。

ロ. 事故の直接の結果として、病院または診療所に3日以上入院したとき。

ハ. 事故の直接の結果として、病院または診療所に通院または2日以内の入院をしたとき。ただし、上記ロ. の規定に該当する場合を除きます。

(2) 次に掲げるイ. の事故によってロ. の損害が発生した場合に、それによって生ずる見舞金等の費用

イ. 賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号に規定する住宅において発生した給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出、いっ出またはスプリンクラからの内容物の漏出、いっ出

ロ. 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。）の滅失、き損または汚損

## 第2条（生活賠償臨時費用保険金の支払額）

当会社が、前条の生活賠償費用保険金として支払うべき額は、次の各号に掲げる額とします。

(1) 前条第1号の規定による臨時に必要とする費用の額。ただし、1回の事故により身体の障害を被った者1名につき、次の額を限度とします。

イ. 前条第1号イ. に該当するときは、15万円

ロ. 前条第1号ロ. に該当するときは、3万円

ハ. 前条第1号ハ. に該当するときは、1万円

(2) 前条第2号の規定による見舞金等の費用の額。ただし、1回の事故につき、生活賠償保険金の10%に相当する額または10万円のいずれか低い額を限度とします。

## 第26節 自動車賠償臨時費用条項

### 第1条（臨時費用保険金を支払う場合）

① 当会社は、第2章賠償責任条項（以下この節において「賠償責任条項」といいます。）第2条（被保険者等）第3号に定める被保険者が、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に定める運転自動車対人事故（以下この節において「運転自動車対人事故」といいます。）により法律上の損害賠償責任（自動車損害賠償保険法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。以下この節において同様とします。）を負担する場合に、身体の障害（生命または身体を害したことをいいます。以下この節において同様とします。）を被った者が運転自動車対人事故の直接の結果として次の各号のいずれかに該当するときは、第4条（保険金の支払額）に定める額（以下この節において「運転自動車対人臨時費用」といいます。）を、この節および第6章一般条項（以下この節において「一般条項」といいます。）の規定に従い、運転自動車対人臨時費用保険金として支払います。

(1) 死亡したとき。

(2) 病院または診療所に3日以上入院したとき。

② 当会社は、賠償責任条項第2条（被保険者等）第4号に定める被保険者が、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第5項に定める運転外自動車対人事故（以下この節において「運転外自動車対人事故」といいます。）により法律上の損害賠償責任を負担する場合に、身体の障害を被った者が運転外自動車対人事故の直接の結果として前項各号のいずれかに該当するときは、第4条（保険金の支払額）に定める額（以下この節において「運転外自動車対人臨時費用」といいます。）を、この節および一般条項の規定に従い、運転外自動車対人臨時費用保険金として支払います。

③ 当会社は、前2項の費用のうち、保険証券に記載された費用についてのみ支払責任を負うものとします。

### 第2条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって法律上の損害賠償責任が発生した場合の臨時費用（運転自動車対人臨時費用および運転外自動車対人臨時費用をいいます。以下この節において同様とします。）に対しては、臨時費用保険金（前条第1項の運転自動車対人臨時費用保険金および同条第2項の運転外自動車対人臨時費用保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 台風、こう水または高潮

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 前各号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、賠償責任条項第2条（被保険者等）第3号および第4号に定める被保険者（以下この節において「被保険者」といいます。）が次に掲げる損害賠償責任を負担する場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、記名運転者（賠償責任条項第2条（被保険者等）第5号に定める記名運転者をいいます。以下この節において同様とします。）またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた損害賠償責任

(2) 被保険者のうち記名運転者でない被保険者の故意によって生じた損害賠償責任。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担する場合に限ります。

(3) 次のいずれかに該当する者の身体の障害について被保険者が被る損害賠償責任

イ. 運転自動車（賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号に定める運転自動車をいいます。以下この条において同様とします。）もしくは所有自動車（賠償責任条項第3条（用語の定義）第4号に定める所有自動車をいいます。以下この条において同様とします。）を運転中の者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）もしくは子

ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

ハ. 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用者

(4) 被保険者が所有自動車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、その使用者の業務に従事中の他の使用者の身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が記名運転者であり、その使用者の業務に所有自動車を使用している場合に、当該記名運転者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の身体の障害によって当該記名運転者が被る損害賠償責任については、この限りではありません。

(5) 被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、所有自動車を除きます。次号において同様とします。）を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任

(6) 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任

(7) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した所有自動車以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任

(8) 被保険者が、所有自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ない

で、所有自動車以外の自動車を運転しているときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であるとしたに合理的な理由がある場合を除きます。

(9) 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために所有自動車以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において所有自動車以外の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。）ときに生じた事故により被保険者が被る損害賠償責任

#### 第4条（保険金の支払額）

1回の運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故につき、当会社が支払う臨時費用保険金の額は、身体の障害を被った者1名につき、次の各号に掲げる金額とします。

- (1) 第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項第1号に該当するときは、15万円
- (2) 第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項第2号に該当するときは、3万円

#### 第5条（臨時費用保険金請求の特則）

被保険者は、臨時費用保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとします。

#### 第6条（個別適用）

この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第4条（保険金の支払額）の臨時費用保険金の額が増額されるものではありません。

### 第27節 自動車損害時諸費用条項

#### 第1条（諸費用保険金を支払う場合）

① 当会社は、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項（補償範囲が限定される旨の特約が適用されている場合は、その特約および財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項）に定める損害（以下この節において「運転車両損害」といいます。）が財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第2項第1号に定める運転車両全損である場合は、次条に定める被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「運転車両全損時諸費用」といいます。）に対して、この節および第6章一般条項（以下この節において「一般条項」といいます。）の規定に従い、運転車両全損時諸費用保険金を支払います。

② 当会社は、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項に定める損害（以下この節において「保管車両損害」といいます。）が財物条項第9条（保管車両保険金の支払額）第2項第1号に定める保管車両全損である場合は、被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「保管車両全損時諸費用」といいます。）に対して、この節および一般条項の規定に従い、保管車両全損時諸費用保険金を支払います。

③ 当会社は、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に定める損害（以下この節において「その他車両損害」といいます。）が財物条項第10条（その他車両保険金の支払額）第2項第1号に定めるその他車両全損である場合は、被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「その他車両全損時諸費用」といいます。）に対して、この節および一般条項の規定に従い、その他車両全損時諸費用保険金を支払います。

④ 当会社は、運転車両損害が財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第2項第2号に定める運転車両分損であり、かつ、同項の運転車両損害額（以下この節において「運転車両損害額」といいます。）が50万円以上となる場合は、被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「運転車両修理時諸費用」といいます。）に対して、この節および一般条項の規定に従い、運転車両修理時諸費用保険金を支払います。

⑤ 当会社は、保管車両損害が財物条項第9条（保管車両保険金の支払額）第2項第2号に定める保管車両分損であり、かつ、同項の保管車両損害額（以下この節において「保管車両損害額」といいます。）が50万円以上となる場合は、被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「保管車両修理時諸費用」といいます。）に対して、この節および一般条項の規定に従い、保管車両修理時諸費用保険金を支払います。

⑥ 当会社は、その他車両損害が財物条項第10条（その他車両保険金の支払額）第2項第2号に定め  
約款 - 43

るその他車両分損であり、かつ、同項のその他車両損害額（以下この節において「その他車両損害額」といいます。）が50万円以上となる場合は、被保険者が臨時に必要とする費用（以下この節において「その他車両修理時諸費用」といいます。）に対して、この節および一般条項の規定に従い、その他車両修理時諸費用保険金を支払います。

⑦ 第2項および第5項の規定にかかわらず、保管車両損害が財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号または第2号の事故によって生じた場合、財物条項第9条（保管車両保険金の支払額）第6項に定める保管車両保険金支払割合が100%未満のときは、当会社は、保管車両全損時諸費用保険金および保管車両修理時諸費用保険金を支払いません。

⑧ 当会社は、第1項から第6項までの費用のうち、保険証券に記載された費用についてのみ支払責任を負うものとします。ただし、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第16項に基づき保険証券に記載された損害に対する費用についてのみ支払責任を負うものとします。

#### 第2条（被保険者）

この節において、被保険者は運転自動車（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に定める運転自動車をいいます。以下この節において同様とします。）または被保険自動車（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に定める被保険自動車をいいます。以下この節において同様とします。）の所有者をいいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって車両損害（運転車両損害、保管車両損害およびその他車両損害をいいます。以下この条において同様とします。）が生じた場合の諸費用（運転車両全損時諸費用、保管車両全損時諸費用、その他車両全損時諸費用、運転車両修理時諸費用、保管車両修理時諸費用およびその他車両修理時諸費用をいいます。以下この条において同様とします。）に対しては、諸費用保険金（第1条（諸費用保険金を支払う場合）第1項の運転車両全損時諸費用保険金、同条第2項の保管車両全損時諸費用保険金、同条第3項のその他車両全損時諸費用保険金、同条第4項の運転車両修理時諸費用保険金、同条第5項の保管車両修理時諸費用保険金および同条第6項のその他車両修理時諸費用保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

イ. 保険契約者、被保険者、記名運転者（財物条項第2条（被保険者の範囲等）第2項に定める記名運転者をいいます。以下この節において同様とします。）または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ロ. 所有権留保条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ハ. 上記イ. およびロ. に定める者の法定代理人

ニ. 上記イ. およびロ. に定める者の業務に従事中の使用者

ホ. 上記イ. およびロ. に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 証拠または横領
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害にともなう諸費用に対しては、諸費用保険金を支払いません。
- (1) 運転自動車または被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗
  - (2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない運転自動車または被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます）
  - (3) 運転自動車または被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第2項に規定する付属品をいいます。以下この項において同様とします。）に生じた損害
  - (4) 付属品のうち運転自動車または被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、運転自動車または被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合は火災によって損害が生じた場合を除きます。
  - (5) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、運転自動車または被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合は火災もしくは盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）によって損害が生じた場合を除きます。
  - (6) 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
- ③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで運転自動車または被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた車両損害に伴う諸費用に対しては、諸費用保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  - (2) 所有権保留条項付売買契約に基づく運転自動車または被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃貸契約に基づく運転自動車または被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  - (3) 前2号に定める者の法定代理人
  - (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用人
  - (5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子
- ④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当するときに生じた車両損害にともなう諸費用に対しては、諸費用保険金を支払いません。
- (1) 記名運転者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有権保留条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、財物条項第2条（被保険者の範囲等）第3項に定める所有自動車（以下この項において「所有自動車」といいます。）を除きます。次号において同様とします。）を運転しているとき。
  - (2) 記名運転者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
  - (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した所有自動車以外の自動車を運転しているとき。
  - (4) 記名運転者が、所有自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、所有自動車以外の自動車を運転しているとき。ただし、記名運転者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、記名運転者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
  - (5) 記名運転者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために所有自動車以外の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において所有自動車以外の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。）とき。

掃等のために所有自動車以外の自動車を運転している場合を除きます。）とき。

#### 第4条（保険金の支払額）

- ① 1回の事故につき当会社の支払う運転車両全損時諸費用保険金の額は、運転車両全損時諸費用（記名運転者および許諾運転者（財物条項第2条（被保険者の範囲等）第3項に定める許諾運転者をいいます。以下この節において同様とします。）ごとに保険証券記載の運転車両全損時諸費用をいいます。）に対して、次の各号の金額とします。ただし、20万円を限度とします。
  - (1) 保険価額（財物条項第3条（保険価額等）第1号イ、に定める保険価額をいいます。ただし、運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、同条第2号に定める協定保険価額をいいます。以下この条において同様とします。）が運転車両保険金額（財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第1項の表中(1)に定める運転車両保険金額をいいます。以下この条において同様とします。）を下回る場合 保険価額の10%
  - (2) 保険価額が運転車両保険金額と同額あるいは上回る場合 運転車両保険金額の10%
- ② 1回の事故につき当会社の支払う保管車両全損時諸費用保険金およびその他車両全損時諸費用保険金の額は、保管車両全損時諸費用またはその他車両全損時諸費用（被保険自動車ごとにもしくは被保険自動車にかかる支払条項（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号および第2号をいいます。以下この条において同様とします。）ごとに保険証券記載の保管車両全損時諸費用または被保険自動車ごとに保険証券記載のその他車両全損時諸費用をいいます。）に対して、協定車両保険金額（財物条項第3条（保険価額等）第2号に定める協定車両保険金額をいいます。）の10%とします。ただし、20万円を限度とします。
- ③ 1回の事故につき当会社の支払う運転車両修理時諸費用保険金の額は、運転車両修理時諸費用（記名運転者および許諾運転者ごとに保険証券記載の運転車両修理時諸費用をいいます。）に対して、運転車両損害額の5%とします。ただし、新車保険価額（財物条項第3条（保険価額等）第3号に定める新車保険価額をいいます。）、保険価額の1.2倍の額もしくは運転車両保険金額の1.2倍の額の最も低い額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、修理支払限度額（財物条項第3条（保険価額等）第5号に定める修理支払限度額をいいます。次項において同様とします。）または運転車両保険金額の1.2倍の額のいずれか低い額とします。）の5%（10万円を超えるときは10万円、25,000円を下回るときは25,000円とします。）を限度とします。
- ④ 1回の事故につき当会社の支払う保管車両修理時諸費用保険金およびその他車両修理時諸費用保険金の額は、保管車両修理時諸費用またはその他車両修理時諸費用（被保険自動車ごとにもしくは被保険自動車にかかる支払条項ごとに保険証券記載の保管車両修理時諸費用または被保険自動車ごとに保険証券記載のその他車両修理時諸費用をいいます。）に対して、損害額（保管車両損害額およびその他車両損害額をいいます。）の5%とします。ただし、修理支払限度額の5%または10万円のいずれか低い方を限度とします。

#### 第28節 建物・収容動産損害時諸費用条項

##### 第1条（建物・収容動産損害時諸費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの建物・収容動産損害保険金のうち、保険証券記載の建物・収容動産損害保険金（以下この節において「対象保険金」といいます。）が支払われる場合（同条第12項の規定に従い、建物・収容動産損害保険金が支払われる場合を除きます。）において、次の各号に掲げる費用に対して、建物・収容動産損害時諸費用保険金を支払います。

- (1) 損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）
- (2) 損害を受けた保険の目的の復旧に際して必要かつ有益な建築確認申請手数料で、当会社の承認を得て支出した費用
- (3) 保険の目的の復旧にあたり当会社の承認を得て支出した次に掲げる必要かつ有益な費用
  - イ. 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（財物条項の建物・収容動産が被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人

であるときに、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。次のロ、において同様とします。)

ロ. 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間（保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をこえないものとします。以下ホ、において「復旧期間」といいます。）をこえる期間に対応する費用を除きます。

ハ. 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼動するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

ニ. 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了における価額を除きます。

ホ. 損害が生じた保険の目的である設備・什器等の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間をこえる期間に対応する費用を除きます。以下ホ、およびヘ、において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の目的である設備・什器等をその地において借用する場合に要する賃借費用を除きます。

ヘ. 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の目的の復旧完了における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

ト. 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

## 第2条（建物・収容動産損害時諸費用保険金の支払額）

当会社は、前条各号に掲げる費用の合計額を、前条の建物・収容動産損害時諸費用保険金として、支払います。ただし、損害が生じた保険の目的ごとに、それぞれ対象保険金に相当する額を限度とします。

## 第29節 エコ対策費用条項

### 第1条（エコ対策費用保険金を支払う場合）

当会社は、この節および第6章一般条項の規定に従い、第1章財物条項（以下この節において「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第11項までの事故のうち、保険証券記載の事故（以下この節において「対象事故」といいます。）によって財物条項の保険の目的である建物が全損（この節において、対象事故によって生じた損害の額が保険価額の80%以上となることをいいます。）となった場合には、保険の目的の復旧にあたり、当会社の承認を得て支出した次の各号の費用の合計額（以下この節において「エコ対策費用」といいます。）に対して、エコ対策費用保険金を支払います。

(1) 損害発生時点における「エネルギーの使用的の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号）第73条第1項の規定に基づく「住宅に係るエネルギーの使用的の合理化に関する建築主の判断の基準」に関する最新の告示内容の基準を満たす建物に改良して復旧する場合の増加費用

(2) 太陽光発電設備（独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準を満たす性能を有するものに限ります。）を備える建物に改良して復旧する場合の増加費用

### 第2条（エコ対策費用保険金の支払額）

当会社は、前条各号に掲げる費用の合計額について、建物の損害に対して支払われるべき建物・収容動産損害保険金の5%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とし、エコ対策費用の額を、前条のエコ対策費用保険金として支払います。

## 第6章 一般条項

### 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）

① 第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項における保険金の支払に関する条項（以下「支払条項」といいます。）についての当会社の保険責任は、保険証券記載の各保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

約款 - 45

② 保険契約者は、下表に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

区分	期日
第1回保険料	各保険期間のうち最も早く始まるものの初日の属する月の翌月の払込期日（以下「第1回保険料払込期日」といいます。）
第2回目以降の保険料	第1回保険料払込期日以降に到来する毎月の払込期日

③ 当会社は、保険契約者が当会社の定める方法により所定の保険契約申込書を提出し、当会社がこれを受領する前に生じた事故による損害または傷害もしくは保険契約申込書を受領する前に発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

④ 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に支払うべき保険料の支払を怠った場合は、当会社は下表に定める日以後に生じた事故による損害または傷害もしくは下表に定める日以後に発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

区分	免責が開始する日
第1回保険料の払込を怠った場合	各保険期間のうち最も早く始まるものの初日
第2回目以降の保険料の払込を怠った場合	当該保険料の払込期日の翌日

⑤ 保険契約者が、事故発生の日または疾病発病の日以前に到来した払込期日に支払うべき保険料の支払を怠っていた場合において、最初に支払を怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に支払うべき保険料の全額を支払ったときに限り、当該事故または発病に対する保険金を支払います。また、保険契約者が支払うべき保険料の全額を支払う前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は、すでに支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

⑥ 事故発生の日または疾病発病の日が第1回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、第1回保険料を第1回保険料払込期日に支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が支払われたものとして当該事故または発病に対して保険金を支払います。

⑦ 前項の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の支払を怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその支払を怠った場合は、当会社は、すでに支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

⑧ 保険契約者が第4項の保険料の支払を怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、第5項および前項ならびに第28条（保険契約の解除）第1項第1号および同条第12項の規定中「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの章の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

### 第2条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、次の各号に掲げる損害または傷害もしくは発病した疾病に対してのみ保険金を支払います。

(1) 第1章 財物条項（以下「財物条項」といいます。）

日本国内において生じた事故により、保険の目的が日本国内において被った損害

(2) 第2章 賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）

日本国内において生じた事故により、被保険者が日本国内において被った賠償損害

(3) 第3章 傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）

被保険者が日本国内において被った傷害

(4) 第4章 疾病条項（以下「疾病条項」といいます。）

被保険者が日本国内において発病した疾病

(5) 第5章 費用条項（以下「費用条項」といいます。）

日本国内において生じた事故または事由により、被保険者が日本国内において被った費用損害

### 第3条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の各号の用語は、各担保条項において、別に定めのない限り、それぞれ次の定義によります。

#### (1) 保険契約の保険年度

初年度については、各保険期間のうち最も早く始まるものの初日から1年間、次年度以降については、各年度の初日応当日から1年間をいいます。

#### (2) 支払条項の保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、各年度の初日応当日から1年間をいいます。ただし、次の各号の場合の初年度については、それぞれ次のとおりとします。

##### イ. 保険期間が1年未満の場合

保険期間の初日から末日まで

ロ. 保険期間を1年超2年未満とし、かつ、保険期間の末日が保険契約の保険年度の末日と同じ日である場合

保険期間の初日からその初日が属する保険契約の保険年度の末日まで

#### (3) 保険料払込方法

保険証券記載の各支払条項の保険料払込方法をいいます。

#### (4) 保険料払込期間

保険証券記載の各支払条項の保険料払込期間をいいます。

### 第4条（保険料払込の免除一その1）

① 被保険者が次の各号のいずれかの障害状態になった場合には、障害状態となった日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込を免除します。

(1) この保険契約の保険責任が開始したとき（以下「責任開始期」といいます。）以後に生じた事故による傷害または発病した疾病（以下「責任開始期以後の傷害または疾病」といいます。）を直接の原因として、保険期間中に別表-1に定める高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって別表-1に定める高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 責任開始期以後に生じた事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表-2に定める身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって別表-2に定める身体障害の状態に該当したときを含みます。

② 前項の規定により払込が免除される保険料は当該被保険者に関する次の各号に規定する保険金（前項の障害状態となった時点において支払責任を有するものに限ります。）に関する保険料とします。

(1) 傷害条項第5条（傷害死亡保険金の支払）、第6条（傷害後遺障害保険金の支払）、第7条（傷害入院保険金の支払）、第8条（傷害手術保険金の支払）、第9条（特定傷害診断保険金の支払）、第10条（傷害入院初期保険金の支払）、第11条（重度傷害保険金の支払）、第12条（傷害長期入院保険金の支払）、第13条（傷害退院療養保険金の支払）、第14条（傷害通院保険金の支払）、第15条（傷害一時金保険金の支払）および第20条（人身傷害保険金の支払）

(2) 疾病条項第5条（疾病入院保険金の支払）、第6条（疾病手術保険金の支払）、第7条（特定疾患診断保険金の支払）、第8条（疾病入院初期保険金の支払）、第9条（重度疾病保険金の支払）、第10条（疾病長期入院保険金の支払）、第11条（疾病退院療養保険金の支払）、第12条（疾病通院保険金の支払）および第17条（人身疾病保険金の支払）

③ 前2項の規定により保険料の払込が免除された場合には、その保険料は以後払込期日ごとに払込があつたものとして取り扱います。

④ 第1項および第2項の規定により保険料の払込が免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

⑤ 第1項および第2項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料払込の免除事由の

発生時以後第2項各号に規定する保険金に関する契約内容の変更はできません。

### 第5条（保険料の払込を免除しない場合）

① 被保険者が次のいずれかによって前条に定める障害状態になった場合には、前条の規定にかかわらず、当会社は、保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

(3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

(4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

(5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(6) 地震もしくは噴火または津波

(7) 戦争その他の変乱

② 前項第6号または第7号の原因によって別表-1に定める高度障害状態または別表-2に定める身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除することができます。

### 第6条（保険料払込の免除一その2）

① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき傷害条項または疾病条項に定める要介護状態（以下「要介護状態」といいます。）となった場合には、傷害介護支払対象期間または疾病介護支払対象期間（以下この条において「支払対象期間」といいます。）開始日の属する支払条項の保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込を免除し、その後の支払条項の保険年度に対する保険料については、当該支払条項の保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込を免除します。

② 前項の規定により払込が免除されるべき保険料は、当該被保険者に関する次の各号に規定する保険金（前項の要介護状態となった時点において支払責任を有するものに限ります。）に関する保険料とします。

(1) 傷害条項第16条（傷害介護保険金の支払）および第17条（傷害介護一時保険金の支払）

(2) 疾病条項第13条（疾病介護保険金の支払）および第14条（疾病介護一時保険金の支払）

③ 前2項の規定により保険料の払込が免除された場合には、その保険料は以後払込期日ごとに払込があつたものとして取り扱います。

④ 第1項および第2項の規定により保険料の払込が免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

⑤ 第1項および第2項の規定により保険料の払込が免除されている期間中は、第2項各号に規定する保険金の支払に関する契約内容の変更はできません。

### 第7条（保険料払込方法等の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険料払込方法および保険料払込期間を変更することができます。

### 第8条（告知義務）

① 保険契約締結の際、当会社が保険契約申込書またはその他の書面もしくはそれに代わる方法で告知を求めた事項について、保険契約者、支払条項の被保険者もしくは財物条項または賠償責任条項の記名運転者（以下「支払条項の被保険者等」といいます。）およびこれらの者の代理人は、書面等当会社の定める方法により告知しなければなりません。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することとします。

② 前項の規定にかかわらず保険契約の締結の際、この保険契約の傷害条項または疾病条項（この保険契約の傷害条項または疾病条項に付帯される特約を含みます。）の規定により支払われる保険金（傷害介護保険金、傷害介護一時保険金、傷害所得補償保険金、人身傷害保険金、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金、疾病所得補償保険金、人身疾病保険金、リハビリ費用保険金、家族介護者支援保険金および介護者等転居費用保険金を除きます。）と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または特約に関する事項について、保険契約者または支払条項の被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面等当会社の定める方法により告知することを要します。

### 第9条（通知義務）

- ① 保険契約締結の後、次の各号に掲げる事実のいずれかが発生した場合には、保険契約者または支払条項の被保険者等（これらの者の代理人を含みます。）は、事実の発生がその責めに帰すべき事由による場合はあらかじめ、責めに帰すことのできない事由による場合はその発生を知った後、遅滞なく、書面等当会社の定める方法によりその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- (1) この保険契約によって保険金を支払うべき損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払うべき他の保険契約等を締結すること。
  - (2) 財物条項の保険の目的を譲渡すること。ただし、被保険自動車を譲渡する場合は、この限りではありません。
  - (3) 財物条項の保険の目的が建物またはその収容動産である場合
    - イ. 保険の目的または保険の目的を収容する建物の構造を変更し、またはこれを改築もししくは増築し、または引き続き15日以上にわたって修繕すること。
    - ロ. 保険の目的または保険の目的を収容する建物の用途を変更すること。
  - (4) 財物条項の保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の場合
    - イ. 被保険自動車の用途、車種または登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）を変更すること。
    - ロ. 運転自動車、所有自動車または被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または、運転自動車、所有自動車または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用する（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。）こと。
    - ハ. 運転自動車、所有自動車または被保険自動車に危険物（「道路運送車両の保安基準」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。以下この号において、同様とします。）を積載すること、または、運転自動車、所有自動車または被保険自動車が、危険物を積載した被けん引自動車をけん引すること。
  - ニ. 所有自動車を追加すること。
  - ホ. 運転自動車または所有自動車から除外する自動車を追加すること。
  - (5) 財物条項の保険の目的が建物またはその収容動産である場合に、保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までの事故または第9項の事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
  - (6) 前各号のほか、保険証券または保険契約申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生し、かつ、危険が著しく増加すること。
  - (7) 保険契約者が支払条項の追加の申出を行う際、当会社が保険契約申込書またはその他の書面もしくはそれに代わる方法で通知を求めた事項について、保険契約者または支払条項の被保険者等（これらの者の代理人を含みます。）は、書面等当会社の定める方法により通知しなければなりません。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により通知することとします。
  - ② 前項の規定による手続を怠った場合には、当会社は、同項の事実が発生した時または保険契約者または支払条項の被保険者等（これらの者の代理人を含みます。）がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号または第4号イ. の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときもしくは危険の増加が生じなかつたときまたは同項第4号ニ. の事実が発生した場合は、この限りではありません。
  - ③ 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
  - ④ 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかった場合は、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 第10条（被保険自動車の譲渡）

- ① 被保険自動車が譲渡（次の各号のいずれかに該当する者が、所有権留保条項付売買契約に基づく買主である場合または貸借契約に基づく借主である場合の被保険自動車の返還を含みます。以下この条において同様とします。）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。）に移転しません。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ② 当会社は、被保険自動車が譲渡された後に、被保険自動車について生じた事故による損害に対しては、次の各号に掲げる保険金を支払いません。
  - (1) 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の保管車両保険金
  - (2) 同条第3項のその他車両保険金
  - (3) 同条第2項の保管車両損害または同条第3項のその他車両損害が生じたことに伴う同条第14項の積載動産損害保険金
  - (4) 費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第2項または第4項のレンタカー費用保険金
  - (5) 費用条項第27節自動車損害時諸費用条項第1条（諸費用保険金を支払う場合）第2項の保管車両全損時諸費用保険金
  - (6) 同条第3項のその他車両全損時諸費用保険金
  - (7) 同条第5項の保管車両修理時諸費用保険金
  - (8) 同条第6項のその他車両修理時諸費用保険金

## 第11条（被保険自動車の入替）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者が、被保険自動車と同一の用途および車種（別表-3に掲げる用途および車種をいいます。）の自動車を新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。以下この条において同様とします。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（以下この条において「自動車の新規取得」といいます。）に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新たに取得したまたは借り入れた自動車（以下この条において「新規取得自動車」といいます。）と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車について、この保険契約を適用します。
  - (1) 被保険自動車の所有者
  - (2) 保険契約者
  - (3) 保険契約者の配偶者
  - (4) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ② 前項の所有者は次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- ③ 当会社は、自動車の新規取得があった後（第1項の書面を受領した後を除きます。）に、新規取得自動車について生じた事故による損害に対しては、前条第2項各号の保険金を支払いません。

## 第12条（損害防止義務および損害防止費用）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の代理人を含みます。以下「事故発生時義務者」といいます。）は財物条項、賠償責任条項および費用条項に規定する事故が生じたときまたは傷害条項に規定する傷害が発生したときもしくは疾病条項に規定する疾病が発病したときは、損害の防止および軽減につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の防止および軽減につとめさせなければなりません。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 財物条項、賠償責任条項および費用条項の被保険者
  - (3) 財物条項または賠償責任条項の記名運転者および許諾運転者

## (4) 傷害条項または疾病条項の被保険者

② 前項の場合において、保険契約者および財物条項の被保険者が、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第13項までの損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、財物条項第5条（建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

## (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用

(3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

③ 第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項の規定は、前項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同項の規定中「別表-4に掲げる支払限度額」とあるのは「第12条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

④ 第2項の場合において、当会社は、同項の負担金と他の保険金との合計額が財物保険金額をこえるときでも、負担します。

## 第13条（事故発生時の義務）

① 事故発生時義務者は財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節の損害について、事故が生じたことを知ったときは、前条に規定する他に次のことを履行しなければなりません。

(1) 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

(2) 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

イ. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

ロ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ハ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(3) 財物条項の保険の目的である被保険自動車および積載動産が盗難にあった場合には遅滞なく警察官に届け出ること。

(4) 財物条項の保険の目的である運転自動車もしくは被保険自動車または積載動産を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当については、この限りではありません。

(5) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この項において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

(6) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置については、この限りではありません。

(7) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

(8) 第2号のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害もしくは疾病的調査に協力すること。

② 事故発生時義務者は財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第13項までならびに費用条項第4節から第25節まで、第28節および第29節の損害について当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知ったときは、遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。

③ 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第13項までまたは費用条項第4節から第16節

まで、第28節もしくは第29節の損害が生じたときは、当会社は、保険の目的もしくはその保険の目的が所在する構内を調査し、またはその構内に所在する財物条項の被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査もしくは一時他に移転することができます。

## 第14条（事故発生時の義務違反）

① 事故発生時義務者が正当な理由がなくて前条第1項第1号（事故発生の通知）、第2号（事故内容の通知）、第3号（盗難の届出）、第7号（訴訟の通知）、第8号（書類の提出等）または同条第2項の規定に違反した場合は、当会社は、保険金を支払いません。

② 事故発生時義務者が、正当な理由がなくて前条第1項第4号（修理着工の事前承認）の規定に違反した場合は、当会社は、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、当会社に対して事故によって生じた損傷の程度および範囲を示す資料を提出し、妥当な修理費であることを立証した場合には、この限りではありません。

③ 事故発生時義務者が、正当な理由がなくて第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項、前条第1項第5号（請求権の保全等）または第6号（責任の無断承認の禁止）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

(1) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に違反した場合は、防止または軽減することができたと認められる損害の額

(2) 前条第1項第5号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

(3) 前条第1項第6号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

④ 事故発生時義務者が、前条第1項第2号（事故内容の通知）、第3号（盗難の届出）、第8号（書類の提出等）または同条第2項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

## 第15条（対人事故通知の特則）

賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に規定する運転自動車対人事故および同条第5項に規定する運転外自動車対人事故の場合において、当会社が事故発生時義務者から第13条（事故発生時の義務）第1項第2号の規定に定める通知を受けることなく、事故発生の日の翌日から起算して60日を経過したときは、当会社は、その事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、事故発生時義務者が、過失がなくて事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、上記の期間内に通知できなかった場合は、この限りではありません。

## 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）

① 次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の代理人を含みます。以下「傷害発生時等義務者」といいます。）は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときもしくは被保険者が要介護状態または就業不能となったときはその日を含めて30日以内に、疾病または傷害の内容および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。

(1) 保険契約者

(2) 傷害条項および疾病条項の被保険者

(3) 保険金を受け取るべき者

② 傷害発生時等義務者は傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項に規定する人身傷害事故または疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第2項に規定する人身疾病発病の場合において、傷害または疾病の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

③ 傷害条項および疾病条項の被保険者は、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）に定める傷害を被った場合および疾病条項第1条（保険金を支払う場合）に定める疾病を被った場合には治療を怠ってはなりません。また、保険契約者または保険金を受け取るべき者は傷害条項および疾病条項の被保険者を治療させなければなりません。

④ 傷害条項第18条（傷害所得補償保険金の支払）または疾病条項第15条（疾病所得補償保険金の支払）に規定する保険金を受け取る場合において就業不能期間が1か月以上継続するときは、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

⑤ 傷害条項第5条（傷害死亡保険金の支払）または傷害条項第6条（傷害後遺障害保険金の支払）を担保する場合において、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、傷害発生時等義務者は当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

#### 第17条（傷害発生・疾病発病時の義務違反）

- ① 傷害発生時等義務者が正当な理由がなくて前条第1項、第4項もしくは第5項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。
- ② 傷害発生時等義務者が正当な理由がなくて前条第3項の規定に違反したことにより保険金の支払われる原因となった傷害または疾病が悪化した場合は、当会社は、その悪化の影響がなかったときに支払われるべき金額を決定してこれを支払います。

#### 第18条（その他の義務）

- ① 当会社は、いつでも財物条項における保険の目的またはこれを収容する建物もしくは構内に関し調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明または証明を求めることができます。
- ② 保険契約者、支払条項の被保険者等もしくはこれらの者の代理人または運転自動車、所有自動車または被保険自動車の運行を管理する者は、運転自動車、所有自動車または被保険自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはなりません。

#### 第19条（保険金等の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権および保険料払込免除の請求権は、次の時から、それぞれに発生し、これを行使することができるものとします。ただし、当会社が特に認め、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下「保険金等請求権者」といいます。）が合意した場合は、次の時よりも早く保険金請求権または保険料払込の免除の請求権が発生するものとします。

- (1) 財物条項に係る保険金の請求に関しては、事故発生の時
- (2) 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (3) 傷害条項および疾病条項に係る保険金の請求および保険料払込の免除の請求に関しては、次の時

イ. 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

ロ. 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

ハ. 被保険者が傷害を被った場合または疾病を発病した場合には、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ニ. 被保険者が要介護状態となった場合は、その要介護状態が傷害条項に規定する傷害介護支払対象期間開始日からその日を含めて傷害要介護状態日数を経過した時またはその要介護状態が疾病条項に規定する疾病介護支払対象期間開始日からその日を含めて疾病要介護状態日数を経過した時

(4) 費用条項に係る保険金の請求に関しては、各節に定める損害が発生した時。ただし、第1節に定めるレンタカー費用保険金の請求に関しては、運転自動車または被保険自動車が修理完了後被保険者の手元に戻った時、被保険者が代替自動車（運転自動車または被保険自動車の代替として使用する自動車をいいます。）を新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づき購入する場合および1年以上を期間とする貸借契約に基づき借り入れる場合を含みます。）した時、または承認日（第1節第3条（支払保険金の計算）第3項に定める承認日をいいます。）からその日を含めて30日以上経過した時のいずれか早い時とします。

(2) 保険金等請求権者が保険金または保険料払込の免除を請求する場合は、前項に定める保険金の請求権発生の時または保険料払込の免除の請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書について提出できない相当な理由がある場合はこの

限りではありません。

- (1) 保険金または保険料払込免除の請求書
  - (2) 損害の額もしくは傷害または疾病的程度を証明する書類
  - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をともなう事故または運転自動車、所有自動車または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊をともなう事故の場合に限ります。以下同様とします。）
  - (4) 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - (5) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 前項の規定にかかわらず、傷害条項第16条（傷害介護保険金の支払）に規定する傷害介護保険金または疾病条項第13条（疾病介護保険金の支払）に規定する疾病介護保険金の支払を請求する場合もしくは第6条（保険料払込の免除－その2）に規定する保険料払込の免除を請求する場合は、次の各号の時から起算して30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、次項に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 第1項第3号ニ. に定める保険金の請求権発生の時または保険料払込の免除権発生の時の翌日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、第1項に定める保険金等の請求権発生の時の翌日の6ヶ月ごとの応当日
  - (2) 第6条（保険料払込の免除－その2）第1項に規定する支払対象期間の終了日
- ④ 前項の規定により当会社に提出する書類は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 保険金または保険料払込免除の請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 当会社の定める要介護状態報告書
  - (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
  - (5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当会社の定める様式とします。）
  - (6) 被保険者の戸籍抄本
  - (7) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
  - (8) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑤ 保険金等請求権者が第2項または第4項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合もしくは提出を拒んだ場合には、当会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。

#### 第20条（保険金の支払）

- ① 当会社は、保険金等請求権者が前条第2項または第3項の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。
- ② 当会社の責に帰すことのできない事由により、前項の期間内に保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は、前項の規定にかかわらず、当会社は、前項の保険金等請求権者に対して延長する理由および期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、保険金等請求権者が前条第2項または第3項の手続をした日からその日を含めて120日を限度とします。

#### 第21条（損害賠償額の請求および支払）

- ① 損害賠償請求権者が賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第2号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこの限りでありません。

  - (1) 損害賠償額の請求書
  - (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
  - (3) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

- ② 損害賠償請求権者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- ③ 当会社は、賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）第2項または同条第7項の各

号のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払います。

④ 当会社の責に帰すことのできない事由により、前項の期間内に保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は、前項の規定にかかわらず、当会社は、前項の損害賠償請求権者に対して延長する理由および期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を含めて120日を限度とします。

## 第22条（指定代理請求人）

① 損害条項または疾病条項の保険金について被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第19条（保険金等の請求）第1項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

② 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

## 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

① 当会社は、第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項の規定による通知を受けた場合で、当会社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した傷害条項もしくは疾病条項の被保険者の診断書もしくは要介護状態の内容を証明する診断書（当会社の定める様式とします。）または死体検案書の提出を求めることができます。

② 前項の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

③ 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当会社は、保険金の支払または保険料払込の免除は行いません。

## 第24条（評価人および裁定人）

① 保険額または損害の額もしくは傷害または疾病の程度について、当会社と保険金請求権者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

② 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。

## 第25条（代位）

① 被保険者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

② 前項の損害賠償の請求が車両損害（費用条項第1節に定めるレンタカー費用保険金を支払うべき損害を含みます。）に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により運転自動車または被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利行使しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、この限りでありません。

- (1) 正当な権利により運転自動車または被保険自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害
- (2) 正当な権利により運転自動車または被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- (3) 正当な権利により運転自動車または被保険自動車を使用または管理していた者が、麻薬、大麻、

あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転自動車または被保険自動車を運転している場合に生じた損害

④ 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した運転自動車または被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

## 第26条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約の全部または一部を無効とします。

- (1) 保険契約に関し保険契約者、支払条項の被保険者等またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があつたこと。
- (2) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、その旨を書面等当会社の定める方法により告げなかつたこと。
- (3) 保険契約者または支払条項の被保険者等が、当会社が保険金を支払うべき事故による損害または傷害もしくは発病した疾病またはこれらの原因がすでに生じていることを知っていたこと。

## 第27条（保険契約等の失効）

保険契約締結の後、保険の目的の全部が滅失し、かつ、支払条項の被保険者等の全員が死亡した場合にのみ、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。

## 第28条（保険契約の解除）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険証券記載の保険契約者の住所または通知先にあてた書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込がない場合
- (2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込がなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込がない場合
- (3) 第8条（告知義務）第1項の告知の際に、故意または重大な過失によって、当会社に知っている事実を告げなかつた場合または不実のことを告げた場合。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、支払条項の被保険者等の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかつたときまた不実のことを告げたときも、また同様とします。
- (4) 第9条（通知義務）第1項の事実が発生した場合（この事実がなくなつた場合を除きます。）、または第9条（通知義務）第1項および第11条（被保険自動車の入替）第1項の規定により承認の請求があつた場合。ただし、第9条（通知義務）第1項第4号イ.について、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなつた場合または危険の増加が生じた場合に限ります。
- (5) 正当な理由がなくて第18条（その他の義務）に規定する当会社の求めに応じない場合または違反した場合
- (6) 保険金または保険料払込の免除の請求に関し、保険金等請求権者に詐欺の行為があつた場合
- (7) 第8条（告知義務）第2項の告知の際に、当会社に知っている事実を告げなかつた場合または不実のことを告げた場合
- (8) 前項第3号または第7号の規定に基づく当会社の解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、前項第7号の場合において、保険契約者または支払条項の被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、第3号および第4号の規定はこの限りでありません。
- (1) 前項第3号または第7号の告げなかつた事実または告げた不実のことがなくなつた場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、前項第3号または第7号の告げなかつた事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合

- (3) 保険契約者または支払条項の被保険者等（これらの者の代理人を含みます。）が、この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害もしくは傷害または発病した疾病が発生する前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認める場合に限り、当会社は、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項第3号または第7号の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- (5) 前項第3号の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合。ただし、その告げなかった事実または告げた不実のことがこの保険契約によって保険金を支払うべき損害または傷害もしくは疾病に対して保険金を支払うべき他の保険契約等に関する事項であった場合を除きます。
- (6) 第1項第4号に基づく当会社の解除権は、当会社が同号に規定する事実を知った日からその日を含めて30以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約の全部または一部の解除の場合において、保険契約者または支払条項の被保険者等（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失により第9条（通知義務）第1項第1号の規定による申出を怠り、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。
- (7) 第1項のほか、当会社は、この保険契約の全部または一部を解除する相当な理由があると認めた場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合には、当会社は、解除する日の前日から遡って10日前までに書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所または通知先にあてて通知するものとします。
- (8) 第1項または第4項において、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、支払条項の被保険者等または死亡保険金受取人あてに通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (9) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもってこの保険契約の全部または一部を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- (10) 第1項から第6項までの解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。ただし、第1項第1号または第2号による解除の場合は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- (1) 第1項第1号による解除の場合は、当該保険料を払い込むべき払込期日。ただし、当該保険料が第1回保険料である場合は、各保険期間のうち最も早く始まるものの初日とします。
- (2) 第1項第2号による解除の場合は、次回払込期日
- (11) 前項の規定にかかわらず、第1項第3号、第4号または第7号に基づく解除が行われた場合は、解除の効力が生じた日までの間に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
- (12) 第7項の規定にかかわらず、第1項第3号、第4号または第7号に基づく解除が行われた場合は、解除の効力が生じた日までの間に生じた事故による傷害または発病した疾病により保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- (13) 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が第1項第3号または第7号の規定に基づく解除の原因となった事実によらなかったことを保険金請求権者が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- (14) 第1項第1号および第2号の規定により第1回保険料の払込がないことにより解除された保険契約について、第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第6項の規定により当会社がすでに支払った保険金がある場合には、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。
- (15) 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込を免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込を怠ったと当会社が認めるときには、当会社は、第1項第1号の規定に

定にかかわらず、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合における解除の効力は、当該払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみ生じます。

- (16) 前項の場合において、当該保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害もしくは当該保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発病した疾病に対して、当会社がすでに支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第29条（保険料の返還または請求）

- (1) 当会社は、第9条（通知義務）第1項、前条第2項第3号または第11条（被保険自動車の入替）第1項の承認をする場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病に対しては、次の各号の規定に従います。
- (1) 財物条項、賠償責任条項または費用条項に係る保険金については、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 傷害条項または疾病条項に係る保険金については、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (3) 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、支払条項の被保険者等または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。この場合において、領収した保険料の額が当会社の定める額に満たないときは、当会社は、その差額を請求できます。
- (4) 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、支払条項の被保険者等および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (5) 前条第1項第3号の規定により当会社が保険契約の全部または一部を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。この場合において、領収した保険料の額が当会社の定める額に満たないときは、当会社は、その差額を請求できます。ただし、前条第1項第7号の規定に基づき当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。なお、この保険契約の解除の場合において、保険契約者または支払条項の被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 前条第1項第3号および第7号以外の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (7) 前条第6項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (8) 前2項の規定にもとづき、傷害条項および疾病条項の保険料を返還する場合において、保険証券に低返れい割合が記載されている場合は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算出された額に、低返れい割合を乗じて得た額を返還します。
- (9) 前項の規定は、成人病入院特約、女性医療特約、がん特約、がん特定手術特約、がん女性手術特約、がん退院後ケア特約、リハビリ費用担保特約、家族介護者支援特約および介護者等転居費用担保特約の保険料を返還する場合にこれを準用します。

### 第30条（その他の手続等）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険契約の全部または一部について、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- (2) 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

- ④ 前項の法定相続人が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は代表者以外の法定相続人を代理するものとします。
- ⑤ 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。
- ⑥ 第3項の法定相続人が2名以上ある場合には、各法定相続人は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。
- 第31条（支払条項の被保険者等の年齢および性別の誤りの処置）**
- ① 支払条項の被保険者等の年齢は保険期間の初日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
  - ② 保険契約締結後の支払条項の被保険者等の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
  - ③ 保険契約締結の際に告げられた支払条項の被保険者等の年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
    - (1) 保険契約の初日における実際の年齢が、当会社の定める年齢の範囲内であった場合は、当会社の定めるところにより処理します。
    - (2) 保険契約の初日における実際の年齢が、当会社の定める年齢の範囲外であった場合は、その支払条項を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約の初日においては最低年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低年齢に達していた場合には、最低年齢に達した日に契約したものとして当会社の定めるところにより処理します。
    - (3) 保険契約締結の際に告げられた支払条項の被保険者等の性別に誤りがあった場合には、当会社の定めるところにより処理します。

**第32条（時効）**

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第19条（保険金等の請求）第2項または同条第3項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第19条（保険金等の請求）第2項または同条第3項に定める手続が行われた場合には、当会社が同条第2項または同条第3項の書類もしくは証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

**第33条（損害賠償額請求権の行使期限）**

賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

**第34条（支払条項の継続）**

- ① 保険期間が満了する場合、当会社または保険契約者のいずれか一方よりその満了日の日の属する月の前月10日までにその支払条項を継続しない旨を通知しない限り、その支払条項は、保険期間満了日の内容と同一の内容で継続されるものとし、この日を継続日とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険料払込期間が保険期間より短い場合はその支払条項は継続されません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、財物条項第3条（保険額等）第2号の協定保険額、同条第4号の協定新価保険額および同条第5号の修理支払限度額は次のとおりとします。

## (1) 協定保険額

被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。）の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した被保険自動車の価額見積額

## (2) 協定新価保険額

- イ. 財物条項第3条（保険額等）第4号イ. の場合は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額
- ロ. 財物条項第3条（保険額等）第4号ロ. の場合は、前号の協定保険額
- (3) 修理支払限度額
  - イ. 財物条項第3条（保険額等）第4号イ. の場合は、前号イ. の協定新価保険額または第1号の協定保険額の1.2倍の額のいずれか低い額（50万円を下回るときは、50万円とします。）
  - ロ. 財物条項第3条（保険額等）第4号ロ. の場合は、第1号の協定保険額（50万円を下回るときは、50万円とします。）
- ④ 傷害条項または疾病条項の支払条項を継続する場合において、継続後の保険期間満了の日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるときは、当会社の定めるところにより保険期間を変更して継続します。この場合、継続後の保険期間が当会社の定める保険期間に満たないときは、その支払条項は継続されません。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、継続前の保険期間が2年に満たない場合は継続後の保険期間は1年とします。
- ⑥ 継続後の保険料は、支払条項ごとに保険額の変動、無事故実績等を勘案して定めるものとします。
- ⑦ 当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下この項において「制度または料率等」といいます。）を改定した場合には、継続後の支払条項については継続日における制度または料率等が適用されるものとします。
- ⑧ 前各項の規定によって支払条項が継続された場合においても継続前の支払条項において告知義務違反等による解除の理由があるときは、当会社は、継続後の支払条項を解除することができます。

**第35条（保険料率の変更）**

当会社は主務官庁の認可を得た内容に従って、無事故実績等を勘案して保険期間の中途において自動車の補償の保険料を変更することがあります。

**第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）**

- ① 財物条項の保険金（運転車両保険金、保管車両保険金、その他車両保険金、建物・収容動産損害保険金、携行品損害保険金および積載動産損害保険金をいいます。以下この項において「財物保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の財物保険金の支払額は、次の各号の規定によります。
  - (1) それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この項において同様とします。）につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表-4に定める支払限度額（以下この項において「支払限度額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を財物保険金として支払います。

他の保険契約等がないものとして算出された

この保険契約の支払責任額

$$\text{支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された}} = \text{財物保険金の額}$$

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

- (2) 前号の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出された損害の額からこの保険契約によって支払われるべき財物保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払う旨の約定があるときは、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第12項までの建物・収容動産損害保険金ならびに第13項第1号の携行品損害保険金については、その保険契約がないものとして算出された額を支払います。
- ② 賠償責任条項の保険金（以下この項において「賠償保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の賠償保険金の支払額は、次の各号の規定によります。

(1) それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この項において同様とします。）につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を賠償保険金として支払います。

他の保険契約等がないものとして算出された

$$\frac{\text{損害の額} \times \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{賠償保険金の額}$$

(2) 前号の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

- (3) 傷害条項の人身傷害保険金（以下この項において「人身傷害保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の人身傷害保険金の支払額は、次の各号の規定によります。
- (1) それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この項において同様とします。）につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を人身傷害保険金として支払います。

他の保険契約等がないものとして算出された

$$\frac{\text{損害の額} \times \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{人身傷害保険金の額}$$

(2) 前号の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

- (4) 疾病条項の人身疾病保険金（以下この項において「人身疾病保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の人身疾病保険金の支払額は、次の各号の規定によります。
- (1) それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この項において同様とします。）につき、他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を人身疾病保険金として支払います。

他の保険契約等がないものとして算出された

$$\frac{\text{損害の額} \times \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{人身疾病保険金の額}$$

(2) 前号の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

- (5) 費用条項のレンタカー費用保険金（以下この項において「費用保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の費用保険金の支払額は、次の各号の規定によります。
- (1) それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表-5に定める支払限度額（以下この項において「支払限度額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を費用保険金として支払います。

$$\frac{\text{支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{費用保険金の額}$$

(2) 前号の支払限度額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

- (6) 費用条項第26節の各費用保険金および第27節の各費用保険金（以下この項において「費用保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合には、次の算式によって算出された額を費用保険金として支払います。

$$\frac{\text{それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この項において同様とします。）について他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額のうち、最も高い額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{この保険契約の支払責任額}} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{費用保険金の額}$$

- (7) 費用条項各節の規定による保険金のうち第1号に掲げる保険金（以下この項において「費用保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含むものとします。また、この保険契約において第1号イ、ロの保険金が支払われるべき場合は、財物条項の保険の目的（以下この項において「保険の目的」といいます。）である建物、家財または設備・什器等と同一の構内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の目的以外のものについて締結された保険契約であってもこれを含むものとし、財物修理付帯費用保険金、建物臨時賃借費用保険金および家財臨時賃借費用保険金を支払うべき費用については、利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約を除きます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の費用保険金の支払額は、第2号および第3号の規定によります。

- (1) 次のイ、およびロ、に掲げる保険金

- イ、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、財物臨時費用保険金、財物修理付帯費用保険金、水道管凍結修理費用保険金、財物特別費用保険金
- ロ、残存物取片づけ費用保険金、構内構築物修復費用保険金、共用部分修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金、建物臨時賃借費用保険金、家財臨時賃借費用保険金、犯罪行為再発防止費用保険金、救援者費用保険金、法律相談費用保険金、弁護士費用保険金、ストーカー対策費用保険金、借家修理費用保険金、来訪者傷害見舞費用保険金、生活賠償臨時費用保険金、建物・収容動産損害時諸費用保険金、エコ対策費用保険金

- (2) それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表-5に定める支払限度額（以下この項において「支払限度額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を費用保険金として支払います。

$$\frac{\text{支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{この保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{費用保険金の額}$$

- (3) 前号の場合において、他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、

- 財物条項の建物・収容動産損害保険金の額は、第1項の規定を適用して算出された額とします。
- (4) この保険契約において、同一の損害に対してドアロック交換費用保険金または犯罪行為再発防止費用保険金とストーカー対策費用保険金が同時に支払われる場合には、当該保険金の額を合計した額を、この保険契約の支払責任額とします。
- (8) 費用条項のホールインワン・アルバトロス費用保険金および才能開花祝賀会等費用保険金（以下この項において「費用保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合には、次の算式によって算出された額を費用保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{それぞれの保険契約のうち最も} \\ \text{限度額の高い保険契約において} \\ \text{他の保険契約等がないものとし} \\ \text{て算出された支払責任額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{この保険契約の支払責任額} \end{array}$$


---


$$\begin{array}{l} \text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{array}$$

= 費用保険金の額

- (9) 費用条項のキャンセル費用保険金（以下この項において「費用保険金」といいます。）を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合の費用保険金の支払額は、次の各号の規定によります。
- (1) それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出された支払責任額の合計額が、費用条項第19節キャンセル費用条項第1条（キャンセル費用保険金を支払う場合）第1項の規定により被保険者が負担したキャンセル費用の額（以下この項において「キャンセル費用の額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を費用保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{キャンセル費用の額} \times \begin{array}{l} \text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{この保険契約の支払責任額} \end{array} \end{array}$$


---


$$\begin{array}{l} \text{他の保険契約等がないものとして算出された} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{array}$$

= 費用保険金の額

- (2) 前号のキャンセル費用の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
- (10) 前各項の規定において、保険金等請求権者の請求があり、かつ当会社がこれを承認した場合は、前各項の規定による他の保険契約等（以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額として他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金（共済金を含みます。以下この項において同様とします。）が支払われた場合は、損害の額が他の保険契約等によって支払われた保険金の合計額を超える額について、前各項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

### 第37条（情報の利用）

当会社は、保険契約者または支払条項の被保険者等について、保険契約の内容、申込書記載事項その他の知り得た情報を、業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲で東京海上日動あんしん生命保険株式会社その他関連会社に提供し利用させることができます。

### 第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

### 第40条（契約内容の登録）

- ① 当会社は、この保険契約の締結または支払条項の追加の際、傷害条項または疾病条項もしくはこれらに付帯する特約に関して、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録することができるものとします。

- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 支払条項の被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 保険証券記載の保険金額等
- (4) 保険契約または支払条項の保険期間
- (5) 当会社名

- ② 各損害保険会社は、前項の規定により登録された支払条項の被保険者について、この保険契約によって保険金を支払うべき生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払うべき他の保険契約等の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の全部または一部の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。

- ③ 各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の全部または一部の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- ④ 協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された支払条項の被保険者に係る保険契約の締結または支払条項の追加に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。
- ⑤ 保険契約者または支払条項の被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

### 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）

- ① 財物条項の保険の目的が運転自動車である場合（被保険自動車に該当する場合を除きます。）および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の適用がある場合には、前条までの規定に加え、次の規定を適用します。

- (1) 第8条（告知義務）第1項の告知の際に当会社に知っている事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合に、その告げなかった事実または告げた不実のことが、所有自動車の排気量または新車価額であるときに、当該所有自動車に事故が生じ、当会社が保険金を支払う場合は、事故が生じた支払条項（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、第4項、費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第1項、第4項、費用条項第26節自動車賠償臨時費用条項第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項、第27節自動車損害時諸費用条項第1条（諸費用保険金を支払う場合）第1項および第4項をいいます。以下同様とします。）の保険料（それぞれの支払条項に係る保険料とします。以下この号において「変更前保険料」といいます。）が、告げなかつた事実または告げた不実の更正があつたものとした場合の保険料（それぞれの支払条項に係る保険料とします。以下この号において「変更後保険料」といいます。）よりも低い場合は、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により保険金を削減し、変更前保険料が変更後保険料よりも高い場合は保険金を削減せずに支払います。ただし、第28条（保険契約の解除）第2項第3号の更正の申し出を当会社が承認する場合に、保険契約者が第29条（保険料の返還または請求）第1項の追加保険料の支払を怠らなかった場合は、保険金を削減せずに支払います。
- (2) 第9条（通知義務）第1項第4号イ、を「イ. 所有自動車の登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）、排気量または新車価額を変更すること」と読み替えます。

- ② 前項第1号において当会社が保険金を削減して支払う場合に、その保険金が賠償責任条項に係る保険金であるときは、当会社は、賠償責任条項第8条（当会社による援助）、第9条（当会社による解決）および第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかる費用に対しては、保険金を支払いません。

別表 傷－1

## 1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	89%
	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

## 2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

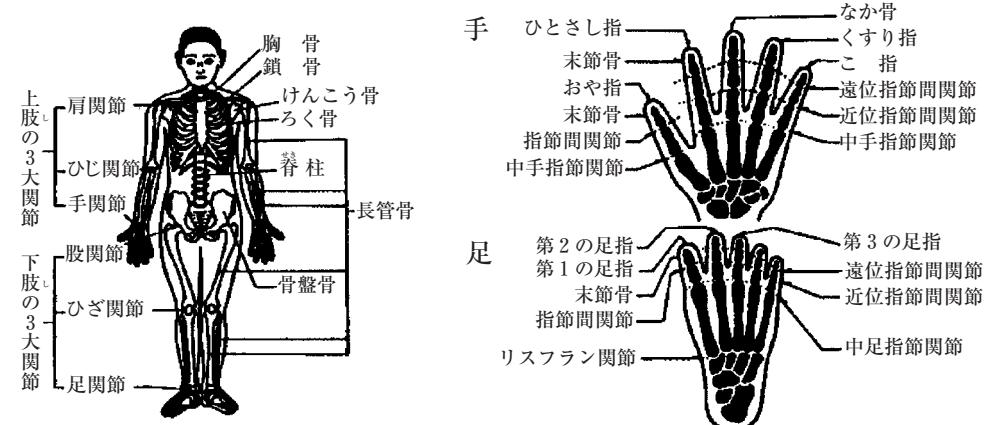
等級	後遺障害	保険金支払割合
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のこ指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のこ指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外貌に醜状を残すもの	4%

各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節などの説明図



別表 傷一2

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ①一般家庭用浴槽に入り出す際に、介護者が抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ②洗身（浴室でスponジや手拭い等に石鹼等を付けて全身を洗うこと）を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①一般家庭用浴槽に入り出す際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ②洗身の際に、介護者が石鹼等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ①おむつ等を使用している。 ②身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不充分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ②排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を自分では全くできない。 ②洗顔を自分では全くできない。 ③整髪を自分では全くできない。 ④つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ②洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ②上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ②上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。

別表 傷一3

問 題 行 動
1. ひどい物忘れがある。
2. まわりのことに関心を示さないことがある。
3. 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的になることがある。
4. 作り話を周囲に言いふらすことがある。
5. 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
6. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
7. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
8. 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
9. しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたててことがある。
10. 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
11. 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
12. 目的もなく動き回ることがある。
13. 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
14. 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
15. 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
16. いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
17. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
18. 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
19. 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
20. 食べられないものを口に入れることができる。
21. 周囲が迷惑している性的行動がある。

別表 傷一4

第3章傷害条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）第1号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

## 別表 傷－5

第3章傷害条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）第2号の職業とは、次に掲げるものをいいます。

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

## 別表 傷－6

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること
3. 両耳の聴力を失っていること
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
5. 1下肢の機能を失っていること
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注1) 第4号の規定中「手関節」および「関節」については別表 傷－1（注2）の関節の説明図によります。

(注2) 第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

## 別表 傷－7

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手 術 の 種 類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く。）		20
2. 乳房切開術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎮骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 觀血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 頸下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術		20
33. ヘルニア根本手術		10

手術番号	手術の種類	給付倍率
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	
35. 直腸脱根手術	20	
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20	
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10	
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40	
39. 腎臓・腎孟・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
42. 陰茎切斷術	40	
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20	
44. 陰嚢水腫根本手術	10	
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40	
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10	
47. 帝王切開娩出術	10	
48. 子宮外妊娠手術	20	
49. 子宮脱・臍脱手術	20	
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20	
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20	
52. その他の卵管・卵巣手術	10	
§ 内分泌器の手術		
53. 下垂体腫瘻摘除術	40	
54. 甲状腺手術	20	
55. 副腎全摘除術	20	
§ 神経の手術		
56. 頭蓋内観血手術	40	
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20	
58. 観血的脊髄腫瘻摘出手術	40	
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20	
§ 感覚器・視器の手術		
60. 眼瞼下垂症手術	10	
61. 涙小管形成術	10	
62. 涙囊鼻腔吻合術	10	
63. 結膜囊形成術	10	
64. 角膜移植術	10	
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10	
66. 虹彩前後瘻着剥離術	10	
67. 緑内障観血手術	20	
68. 白内障・水晶体観血手術	20	
69. 硝子体観血手術	10	

手術番号	手術の種類	給付倍率
70. 網膜剥離症手術	10	
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
72. 眼球摘除術・組織充填術	20	
73. 眼窩腫瘻摘出術	20	
74. 眼筋移植術	10	
§ 感覚器・聴器の手術		
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20	
76. 乳様洞削開術	10	
77. 中耳根本手術	20	
78. 内耳観血手術	20	
79. 聽神経腫瘻摘出術	40	
§ 悪性新生物の手術		
80. 悪性新生物根治手術	40	
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
82. その他の悪性新生物手術	20	
§ 上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術	20	
84. 上記以外の開胸術	20	
85. 上記以外の開腹術	10	
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20	
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	

## 別表 傷－8

対象となる脳挫傷、脊髄損傷、内臓損傷とは、表1によって定義づけられる傷害とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる脳挫傷、脊髄損傷、内臓損傷の定義

傷害名	傷害の定義
1. 脳挫傷	頭部に加えられた衝撃によって脳が器質的損傷を負ったもの（ただし、その治療を直接の目的として開頭術を伴う手術を行なったものに限り、慢性硬膜下血腫は除く）
2. 脊髄損傷	脊椎（背骨）に加えられた衝撃によって脊椎（背骨）の脱臼・骨折が生じ、受傷直後の神経症状がFrankel分類のA、BまたはCに該当したもの
3. 内臓損傷	身体外部から加えられた衝撃等によって内臓（心臓、肺、胃、腸、肝臓、脾臓、膀胱、腎臓、膀胱）が器質的損傷を受けたもの（ただし、その治療を直接の目的として開胸・開腹術を伴う手術を行なったものに限る）

表2 対象となる脳挫傷、脊髄損傷、内臓損傷の基本分類表番号

傷害名	分類項目	基本分類表番号
1. 脳挫傷	頭蓋の骨折（800～804）のうち、 ・頭蓋穹隆部の骨折 ・頭蓋底の骨折 ・その他および部位不明の頭蓋骨折 ・その他の骨を含む頭蓋または顔面の多発骨折	800 801 803 804
	頭蓋内損傷、頭蓋骨折を伴うものを除く（850～854） のうち、 ・脳の裂傷及び挫傷 ・くも膜下、硬膜下および硬膜外出血、損傷に続発するもの ・その他および詳細不明の頭蓋内出血、損傷に続発するもの ・その他および性質不明の頭蓋内損傷	851 852 853 854
2. 脊髄損傷	頸部および体幹の骨折（805～809）のうち、 ・脊髄損傷の記載のない脊椎の骨折 ・脊髄損傷を伴う脊椎の骨折	805 806
	神経および脊髄の損傷（950～957）のうち、 ・椎骨損傷ありとみとめられない脊髄損傷 ・神経根および脊髄神経そう（叢）の損傷	952 953
3. 内臓損傷	胸、腹および骨盤の内部損傷（860～869）のうち、 ・心（臓）および肺への損傷 ・その他および詳細不明の胸内臓器への損傷 ・胃腸管への損傷 ・肝（臓）への損傷 ・脾（臓）への損傷 ・腎（臓）への損傷 ・骨盤内臓器への損傷 ・その他の腹腔内臓器への損傷 ・詳細不明または診断名不明確の臓器への内部損傷	861 862 863 864 865 866 867 868 869

## 別表 傷－9

特定障害状態とは、別表 傷－8に掲げる傷害を原因として、国民年金法施行令第4条6別表の障害等級1級または2級に定める程度の障害の状態（下表）をいいます。

- (ア) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
- (イ) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (ウ) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (エ) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (オ) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (カ) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (キ) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (ク) そしゃくの機能を欠くもの
- (ケ) 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- (コ) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- (サ) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (シ) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (ス) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (セ) 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
- (リ) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (タ) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (チ) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 注

#### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「両眼の視力の和」とは、それぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 聴力の障害

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メーターで行います。
- (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、  

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値をいいます。

#### 3. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能、または、閉眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

#### 4. そしゃく機能（嚥下機能を含む）の障害

「そしゃくの機能を欠くもの」とは、口腔内で食物をかみくだくことが不可能であるため、流动食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、そしゃく機能の障害もしくは嚥下困難のため、一日の大半を食事に費や

さなければならない程度のものをいいます。

#### 5. 言語機能の障害

- 「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
- ① 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するため身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの。
  - ② 口唇音、歯音、口蓋音、舌音の4種のうち3種以上が発音不能、または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの。

#### 6. 上肢の障害

- (1) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
- (2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指に加え、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (3) 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
  - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
  - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (4) 「上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

#### 7. 下肢の障害

- (1) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。
- (2) 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上が次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
  - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (3) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リストラン関節以上で欠くものをいいます。

#### 8. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内において杖、松葉杖、他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、屋外ではこれらに補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

#### 9. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の身体の機能の障害

「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 両耳の平均聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、次の式により算出した語音明瞭度の最も高い値（最良語音明瞭度）が30%以下のもの。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- ② 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの、または、一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人でできてもうまくできない場合、または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ③ 四肢の機能に障害を残すもの。「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ④ 人工肛門を造設し、かつ、人工膀胱の造設または尿路変更術を行ったもの、または、人工肛門を造設し、かつ、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの。

#### 10. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められている程度のもの」とは、器質精神病または症状精神病で、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状がある程度のものをいいます。

別表 傷-10

## 保険金支払額基準

以下の給付金の規定に従い、傷害一時金払保険金として支払います。

## 1 傷害治療給付金

医師の治療を要した場合で、病院または診療所に入院または通院した治療日数（通院した治療日数には、医師による往診日数を含みます。以下「治療日数」といいます。）の合計が1日以上5日未満となったときに、傷害治療給付金として1回の事故につき1万円を支払います。

## 2 傷害入通院給付金

治療日数の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。）となった場合に、傷害入通院給付金として1回の事故につき10万円を支払います。ただし、被保険者が被った傷害が次の各号に該当する症状の場合は、傷害入通院給付金の額を各号に定められた額とします。

- (1) 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神經断裂、上肢・下肢（手指・足指を除く）の腱・筋・韌帯の損傷・断裂……………30万円
- (2) 上肢・下肢（手指・足指を除く）の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂……………50万円
- (3) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含む）、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷 ………………100万円

別表 傷-11

等級	重大障害
第1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼が失明したもの</li> <li>(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(8) 両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>
第3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの</li> <li>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>
第4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>(7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの</li> </ul>
第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>

等級	重 大 障 害
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったものの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したるもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの

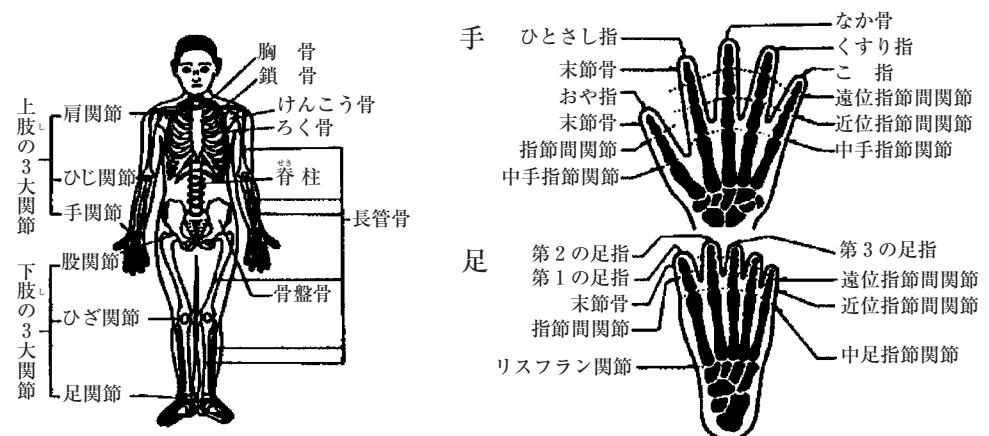
等級	重 大 障 害
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

等級	重大障害
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 1手のこ指を失ったもの</li> <li>(10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの</li> <li>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指を失ったもの</li> <li>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(15) 女子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>(3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(6) 1手のこ指の用を廃したもの</li> <li>(7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>(9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>

等級	重大障害
第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</li> <li>(9) 局部に神経症状を残すもの</li> <li>(10) 男子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>

各等級の重大障害に該当しない重大障害であって、各等級の重大障害に相当するものは、当該等級の重大障害とする。

#### 注 関節などの説明図



別表 傷-12

## 人身傷害保険金損害額基準

## 第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒もしくは症状固定（治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。以下同様とします。）するまでの間に被保険者が被った積極損害（救助搜索費、治療関係費、その他の費用）、休業損害および精神的損害とする。

なお、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。）であるときには、当該処置に伴い生じた損害を含む。

## 1. 積極損害

## (1) 救助搜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

## (2) 治療関係費

## a 応急手当費

緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費とする。

## b 護送費

事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とする。

## c 診察料

初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

## d 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合には、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。

## e 投薬料・手術料・処置費用等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

## f 通院費・転院費・入院費または退院費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

## g 看護料

## (a) 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。

12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り1日につき4,100円とする。

## (b) 自宅看護料または通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次の通りとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者が付き添った場合には医師の証明は要しない。

イ 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者  
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

## ロ 近親者等

1日につき2,050円とする。

## h 入院中の諸雜費

療養に直接必要なある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とする。

## i 柔道整復師等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

## j 義肢等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む）、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。

## k 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とする。

## (3) 文書料

交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

## (4) その他の費用

上記(1)から(3)以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

## 2. 休業損害

受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として下記の算式による。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

## (1) 有職者の場合

下記の算定方法による。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とする。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

## a 給与所得者

$$\frac{\text{事故直前 } 3 \text{か月間の月例給与等}}{90 \text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

(a) 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額（本給及び付加給）とする。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とする。

(b) 賞与等について、現実に生じた収入の減少があればその額を含める。

(c) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引く。

(d) 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含める。

## b 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者

$$\frac{\text{事故前 } 1 \text{か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365 \text{日}} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

(a) 過去1年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表Ⅲに定める年齢別平均給与額の年相当額を上限として決定する。

(b) 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。

(c) 自由業者（報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者

をいう。)

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{\text{(固定給を除く)}} \times \frac{\text{対象休業日数}}{365\text{日}}$$

とする。

過去1か年間の収入額、必要経費については、「b商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準ずる。

d アルバイト・パートタイマー

$$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

(a) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。

(b) 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

(c) 家業の手伝いを行っているが、上記bの家業従事者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。

(2) 家事従事者の場合

現実に家事に従事できなかった日数に対して、1日につき5,700円とする。

(3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

### 3. 精神的損害

対象日数 入院1日につき8,400円、通院1日につき4,200円

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とする。

通院対象日数は各期間区分ごとの総日数から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数の2倍を上限として決定する。

ただし、各期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算する。

事故から3か月超6か月までの期間	: 75%
事故から6か月超9か月までの期間	: 45%
事故から9か月超13か月までの期間	: 25%
事故から13か月超の期間	: 15%

## 第2 重大障害による損害

重大障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。なお、重大障害の等級は別表傷-11、年齢別平均給与額は付表Ⅲによる。

### 1. 逸失利益

被保険者に重大障害が残存したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかりし経済的利益の損失とし、原則として、下記の(1)、(2)および(3)に従い次の算式で計算する。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

a 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とする。

- (a) 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
(b) 年齢別平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

b 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

c 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、18歳平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

d 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とする。

- (a) 18歳平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
(b) 年齢別平均給与額の年相当額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

(2) 支払方法

下記aの方法とする。ただし、下記「3. 将来の介護料」の(1)において「(a)定期金による支払」の規定に従い介護料を定期金として支払う場合にはbの方法とすることができる。

a 一時金による支払

上記(1)の算式で算出した額を一時金として支払う。

b 定期金による支払

重大障害の症状固定日から6ヶ月毎に常に介護を要する状態が継続する限り、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間支払う。なお、収入額は上記(1)のaからdの被保険者区分に従い決定する。

ただし、定期金の支払開始後に重大障害者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式で算出した額を一時金として支払う。この場合、収入額は被保険者の重大障害の症状固定日時点での上記(1)のaからdの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状固定日時点での状況等により決定する。

収入額×労働能力喪失期間から症状固定日以降生存していた期間を控除した期間に対応するライプニッツ係数

(3) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記(1)および(2)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとする。

a 収入額

(a) 「現実収入額」は、事故前1か年間または重大障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。

なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとする。

(b) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表Ⅲによる。

「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定時の年齢による。

b 労働能力喪失率

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、付表Iに定める各等級に対応する喪失率を上限とする。

c 労働能力喪失期間

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、付表IVに定める就労可能年数の範囲内とする。

d ライブニックス係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニックス係数は、付表IIによる。

2. 精神的損害

重大障害等級別に下記の金額とする。

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	900万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とする。

3. 将来の介護料

将来の介護料は重大障害の症状固定後に生ずる看護または監視にかかる費用とし、下記のとおり算定する。

(1) 重大障害別等級第1級3号または4号に該当する重大障害者で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合

a 介護料

1か月につき16万円とする。

b 支払方法

原則として下記(a)による。ただし、障害の態様、医師の診断等に照らし、当会社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(b)による。

(a) 定期金による支払

重大障害の症状固定日から6か月毎に、常に介護を要する状態が継続する限り、介護料を定期金として支払う。

(b) 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライブニックス係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

c 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Vに定める平均余命の範囲内で決定する。

d ライブニックス係数

介護期間に対応するライブニックス係数は、付表IIによる。

(2) 重大障害別等級第1級、第2級、第3級3号または4号に該当する重大障害者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

a 介護料

1か月につき、8万円とする。

b 支払方法

介護料に介護期間に対応するライブニックス係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

c 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Vに定める平均余命の範囲内で決定する。

d ライブニックス係数

介護期間に対応するライブニックス係数は、付表IIによる。

4. その他の損害

上記1.から3.以外の重大障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とする。

### 第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬祭費

60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とする。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかりし経済的利益の損失（年金および恩給を除く）とし、下記の(1)および(2)に従い次の算式で計算する。  
(収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

a 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とする。

(a) (現実収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

(b) (年齢別平均給与額の年相当額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

b 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額の年相当額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

c 幼児および18歳未満の学生

(全年齢平均給与額の年相当額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

d 上記a、b、c以外の者で十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とする。

(a) (18歳平均給与額の年相当額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

(b) (年齢別平均給与額の年相当額の50% - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニックス係数

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライブニックス係数は、下記のとおりとする。

#### a 収入額

(a) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。

なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとする。

(b) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表Ⅲによる。

「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定時の年齢による。

#### b 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

(a) 被扶養者がない場合 50%

(b) 被扶養者が1人の場合 40%

(c) 被扶養者が2人の場合 35%

(d) 被扶養者が3人以上の場合 30%

「被扶養者」とは被保険者に現実に扶養されていた者をいう。

#### c 就労可能年数

就労可能年数は、付表Ⅳによる。

#### d ライブニッツ係数

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表Ⅳによる。

### 3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とする。

被保険者が一家の支柱である場合 2,000万円

被保険者が65歳以上の者である場合 1,500万円

被保険者が上記以外の場合 1,600万円

### 4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

付表 I 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表II ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の重大障害による逸失利益を算定するに当たり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

付表III 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68~	314,800	236,600

付表IV 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニックス係数表

〔1〕18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライブニックス係数	就労可能年数	ライブニックス係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数およびライブニックス係数は、下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の幼児

(1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 19.119

(2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.380

(3) 就労可能年数49年(64年-15年)

(4) 適用する係数 8.739 (19.119-10.380)

〔2〕18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニックス係数	年齢	就労可能年数	ライブニックス係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	11	8.306
19	48	18.077	59	11	8.306
20	47	17.981	60	11	8.306
21	46	17.880	61	10	7.722
22	45	17.774	62	10	7.722
23	44	17.663	63	9	7.108
24	43	17.546	64	9	7.108
25	42	17.423	65	9	7.108
26	41	17.294	66	8	6.463
27	40	17.159	67	8	6.463
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	7	5.786
30	37	16.711	70	7	5.786
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	6	5.076
33	34	16.193	73	6	5.076
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	5	4.329
36	31	15.593	76	5	4.329
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	4	3.546
40	27	14.643	80	4	3.546
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	3	2.723
44	23	13.489	84	3	2.723
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	2	1.859
50	17	11.274	90	2	1.859
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	13	9.394	94	2	1.859
55	13	9.394	95	2	1.859
56	12	8.863	96	2	1.859
57	12	8.863	97～	2	1.859

付表V 第18回生命表による平均余命

(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	76.38	75.73	74.78	73.82	72.85	71.87	70.88	69.90	68.92	67.93
女	82.85	82.17	81.21	80.25	79.27	78.29	77.30	76.31	75.33	74.34
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.94	65.95	64.97	63.98	62.99	62.00	61.02	60.05	59.08	58.12
女	73.34	72.35	71.36	70.37	69.38	68.39	67.40	66.42	65.43	64.45
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	57.16	56.21	55.25	54.29	53.33	52.37	51.40	50.44	49.48	48.51
女	63.46	62.48	61.50	60.52	59.54	58.56	57.57	56.59	55.61	54.63
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.55	46.59	45.62	44.66	43.70	42.74	41.78	40.82	39.87	38.91
女	53.65	52.67	51.69	50.72	49.74	48.77	47.79	46.82	45.85	44.88
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.96	37.02	36.08	35.14	34.21	33.28	32.36	31.45	30.55	29.65
女	43.91	42.95	41.99	41.03	40.07	39.12	38.18	37.23	36.30	35.36
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.75	27.87	26.99	26.12	25.26	24.41	23.56	22.72	21.89	21.08
女	34.43	33.50	32.58	31.65	30.74	29.82	28.91	28.00	27.10	26.20
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.28	19.49	18.72	17.96	17.21	16.48	15.76	15.04	14.34	13.65
女	25.31	24.42	23.54	22.67	21.80	20.94	20.09	19.24	18.40	17.58
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.97	12.30	11.65	11.02	10.40	9.81	9.23	8.67	8.14	7.62
女	16.76	15.95	15.16	14.38	13.62	12.88	12.16	11.45	10.77	10.11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	7.13	6.67	6.23	5.81	5.42	5.05	4.71	4.40	4.11	3.84
女	9.47	8.86	8.27	7.71	7.17	6.67	6.20	5.77	5.36	4.99
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.58	3.35	3.14	2.95	2.77	2.60	2.44	2.30	2.16	2.04
女	4.64	4.33	4.04	3.78	3.54	3.33	3.14	2.96	2.80	2.65
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.92	1.81	1.71	1.61	1.52	1.44	1.36	1.28	1.21	1.15
女	2.51	2.38	2.26	2.16	2.05	1.96	1.87	1.79	1.71	1.64
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳	115歳				
男	1.09	—	—	—	—	—				
女	1.57	1.50	1.44	1.39	1.33	1.28				

別表 痖-1

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ①一般家庭用浴槽に入り出する際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ②洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹼等をつけて全身を洗うこと）を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①一般家庭用浴槽に入り出する際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ②洗身の際に、介護者が石鹼等をつけて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ①おむつ等を使用している。 ②身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ①排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不充分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ②排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を自分では全くできない。 ②洗顔を自分では全くできない。 ③整髪を自分では全くできない。 ④つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ②洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ②上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ①ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ②上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ズボン、パンツ等の着脱の途中まで自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。

別表 疾－2

問 領 行 動
1. ひどい物忘れがある。
2. まわりのことに関心を示さないことがある。
3. 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的になることがある。
4. 作り話を周囲に言いふらすことがある。
5. 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
6. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
7. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
8. 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
9. しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
10. 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
11. 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
12. 目的もなく動き回ることがある。
13. 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
14. 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
15. 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
16. いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
17. 火の始末や火元の管理ができないことがある。
18. 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
19. 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
20. 食べられないものを口に入れることがある。
21. 周囲が迷惑している性的行動がある。

別表 疾－3

第4章疾病条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）第1号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表 疾－4

第4章疾病条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）第2号の職業とは、次に掲げるものをいいます。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

別表 疾－5

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手 術 の 種 類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm未満は除く。）	20	
2. 乳房切斷術	20	
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術	20	
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20	
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20	
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10	
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20	
8. 脊椎・骨盤観血手術	20	
9. 鎮骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10	
10. 四肢切斷術（手指・足指を除く。）	20	
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20	
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10	
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10	
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10	
15. 喉頭全摘除術	20	
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20	
17. 胸郭形成術	20	
18. 縦隔腫瘍摘出術	40	
§ 循環器・脾の手術		
19. 觀血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20	
20. 静脈瘤根本手術	10	
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40	
22. 心膜切開・縫合術	20	
23. 直視下心臓内手術	40	
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20	
25. 脾摘除術	20	
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20	
27. 頸下腺腫瘍摘出術	10	
28. 食道離断術	40	
29. 胃切除術	40	
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20	
31. 腹膜炎手術	20	
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20	
33. ヘルニア根本手術	10	

手術番号	手術の種類	給付倍率
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	
35. 直腸脱根手術	20	
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20	
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10	
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40	
39. 腎臓・腎孟・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20	
42. 陰茎切斷術	40	
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20	
44. 陰嚢水腫根本手術	10	
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40	
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10	
47. 帝王切開娩出術	10	
48. 子宮外妊娠手術	20	
49. 子宮脱・臍脱手術	20	
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20	
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20	
52. その他の卵管・卵巣手術	10	
§ 内分泌器の手術		
53. 下垂体腫瘻摘除術	40	
54. 甲状腺手術	20	
55. 副腎全摘除術	20	
§ 神経の手術		
56. 頭蓋内観血手術	40	
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20	
58. 観血的脊髄腫瘻摘出手術	40	
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20	
§ 感覚器・視器の手術		
60. 眼瞼下垂症手術	10	
61. 涙小管形成術	10	
62. 涙囊鼻腔吻合術	10	
63. 結膜囊形成術	10	
64. 角膜移植術	10	
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10	
66. 虹彩前後瘻着剥離術	10	
67. 緑内障観血手術	20	
68. 白内障・水晶体観血手術	20	
69. 硝子体観血手術	10	

手術番号	手術の種類	給付倍率
70. 網膜剥離症手術	10	
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
72. 眼球摘除術・組織充填術	20	
73. 眼窩腫瘻摘出術	20	
74. 眼筋移植術	10	
§ 感覚器・聴器の手術		
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20	
76. 乳様洞削開術	10	
77. 中耳根本手術	20	
78. 内耳観血手術	20	
79. 聽神経腫瘻摘出術	40	
§ 悪性新生物の手術		
80. 悪性新生物根治手術	40	
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
82. その他の悪性新生物手術	20	
§ 上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術	20	
84. 上記以外の開胸術	20	
85. 上記以外の開腹術	10	
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20	
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10	
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	

別表 疾－6

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

疾 病 名	疾 痘 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織の無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾患(ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾 病 名	分 類 項 目	基 本 分 類 表 番 号
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物(170～175)のうち ・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織および他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(410～414)のうち、 ・急性心筋梗塞
3. 脳卒中	脳血管疾患(430～438)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳動脈の狭窄	430 431 434

別表 疾－7

重度疾病保険金の支払の対象とする疾病および疾病分類

対象とする疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10準拠」によるものとします。

疾 病 名	分 類 項 目	基 本 分 類 コ ー ド
(1) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60～I 69
(2) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52
(3) 腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全 尿路結石症 腎および尿管のその他の障害	N 00～N 08 N 10～N 16 N 17～N 19 N 20～N 23 N 25～N 29
(4) 肝疾患	ウィルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
(5) 糖尿病	糖尿病	E 10～E 14
(6) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性性器の悪性新生物 男性性器の悪性新生物 尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 00～C 14 C 15～C 26 C 30～C 39 C 40～C 41 C 43～C 44 C 45～C 49 C 50 C 51～C 58 C 60～C 63 C 64～C 68 C 69～C 72 C 73～C 75 C 76～C 80 C 81～C 96 C 97
(7) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15

別表 疾一8

## 精神作用物質の有害な使用および依存症候群

精神作用物質の有害な使用および依存症候群とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10準拠」によるものとします。

	分類項目	基本分類コード
精神作用物質の有害な使用および依存症候群	(1) アヘン類使用による精神および行動の障害 (F11) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 11.1 F 11.2
	(2) 大麻類使用による精神および行動の障害 (F12) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 12.1 F 12.2
	(3) 鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害 (F13) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 13.1 F 13.2
	(4) コカイン使用による精神および行動の障害 (F14) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 14.1 F 14.2
	(5) カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害 (F15) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 15.1 F 15.2
	(6) 幻覚薬使用による精神および行動の障害 (F16) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 16.1 F 16.2
	(7) 振発性溶剤使用による精神および行動の障害 (F18) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 18.1 F 18.2
	(8) 多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害 (F19) 中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 19.1 F 19.2

別表 疾一9

## 特定障害状態

特定障害状態とは、別表 疾一7に掲げる疾病を原因として、国民年金法施行令第4条6別表の障害等級1級または2級に定める程度の障害の状態（下表）をいいます。

- (ア) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
- (イ) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (ウ) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (エ) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (オ) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (カ) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (キ) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (ク) そしゃくの機能を欠くもの
- (ケ) 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- (コ) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- (サ) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (シ) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (ス) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (セ) 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
- (リ) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (タ) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (チ) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 注

## 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「両眼の視力の和」とは、それぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

## 2. 聴力の障害

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メーターで行います。
- (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、c デシベルとしたとき、  

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値をいいます。

## 3. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能、または、閉眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

## 4. そしゃく機能（嚥下機能を含む）の障害

「そしゃくの機能を欠くもの」とは、口腔内で食物をかみくだくことが不可能であるため、流動

食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならぬもの、または、そしゃく機能の障害もしくは嚥下困難のため、一日の大半を食事に費やすなければならない程度のものをいいます。

## 5. 言語機能の障害

- 「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
- ① 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するため身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの。
  - ② 口唇音、歯音、口蓋音、舌音の4種のうち3種以上が発音不能、または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの。

## 6. 上肢の障害

- (1) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
- (2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指に加え、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (3) 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
  - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
  - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (4) 「上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

## 7. 下肢の障害

- (1) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。
- (2) 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上が次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
  - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (3) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リストラン関節以上で欠くものをいいます。

## 8. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、屋外ではこれらに補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

## 9. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の身体の機能の障害

「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 両耳の平均聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、次の式により算出した語音明瞭度の最も高い値（最良語音明瞭度）が30%以下のもの。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- ② 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの、または、一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人できてもうまくできない場合、または一人できてもうまくできない場合の状態をいいます。
  - ③ 四肢の機能に障害を残すもの。「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合、または、一人できてもうまくできない場合の状態をいいます。
  - ④ 人工肛門を造設し、かつ、人工膀胱の造設または尿路変更術を行ったもの、または、人工肛門を造設し、かつ、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの。
10. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の病状
- 「長期にわたる安静が必要な症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、以下に疾患別に例示する程度のものをいいます。
- なお、以下の「(2)腎疾患、(3)肝疾患、(4)悪性新生物、(5)高血圧性疾患」における「一般状態区分」とは、次のものをいいます。

### 一般状態区分

- a. 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- b. 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- c. 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- d. 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就寝している
- e. 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就寝を必要としている

### (1) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記のA. 心臓疾患重症度区分のc、dまたはeに該当し、かつ、下記のB. 心臓疾患検査所見区分等のうちいずれか1つ以上の所見等があるもの。

### A. 心臓疾患重症度区分

- a. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
- b. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- c. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- d. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- e. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの

### B. 心臓疾患検査所見区分等

- a. 明らかな器質的雑音が認められるもの
- b. X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- c. 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
- d. 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- e. 心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- f. 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- g. 心電図で、第2以上のお完全房室ブロック所見のあるもの
- h. 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- i. 心電図で、S-Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの
- j. 心電図で、第Ⅲ誘導およびV<sub>1</sub>以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
- k. 心臓ペースメーカーを装着したもの
- l. 人工弁を装着したもの

(2) 腎疾患

下記のA. 腎疾患臨床所見区分のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 腎疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 腎疾患臨床所見区分

- a. 腎不全に基づく末梢神経症
- b. 腎不全に基づく消化器症状
- c. 水分電解質異常
- d. 腎不全に基づく精神異常
- e. X線上における骨異常症
- f. 肾性貧血
- g. 代謝性アチドージス
- h. 重篤な高血圧性疾患
- i. 腎疾患に直接関連するその他の症状

B. 腎疾患検査所見区分

- a. 内因性クレアチニクリアランス値  
20 (ml/分) 未満
- b. 血清クレアチニン濃度  
5 (mg/dl) 以上
- c. 血液尿素窒素  
40 (mg/dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(3) 肝疾患

- ① 下記のA. 肝疾患臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。
- ② 下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 肝疾患臨床所見区分

- a. 腹水が1か月以上存続するもの
- b. 明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- c. 高度の腹壁静脈怒張のあるもの

B. 肝機能異常度指表

系列	検査項目	単位	異常	高度異常
ア	アルブミン（電気泳動法）	g./	2.8以上 3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン（電気泳動法）	g./	1.8以上 2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上 20未満	20以上
イ	I C G (15分値)	%	10以上 30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg./	1.0以上 5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	-	10以上 30未満	30以上
ウ	GOT (Karmen法)	単位	50以上 200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上 200未満	200以上
エ	アルカリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上 10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上 30未満	30以上

(4) 悪性新生物

- ① 悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%未満になり、かつ、下記のA. 悪性新生物検査区分のすべてに該当するもの。
- ② 下記のB. 造血器腫瘍群臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、C. 造血器腫瘍群検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 悪性新生物検査区分

- |            |                          |    |
|------------|--------------------------|----|
| a. 赤血球数    | 350 (万/mm <sup>3</sup> ) | 未満 |
| b. 血色素量    | 10 (g/dl)                | 未満 |
| c. ヘマトクリット | 25 (%)                   | 未満 |
| d. 総蛋白     | 5 (g/dl)                 | 未満 |

B. 造血器腫瘍群臨床所見区分

- a. 発熱、骨・間接痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫張、易感染性、肝脾腫等のあるもの
- b. 輸血を日々必要とするもの
- c. 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの

C. 造血器腫瘍群検査所見区分

- a. 病的細胞が出現しているもの
- b. 白血球数が正常化し難いもの
- c. 末梢血液中の赤血球数が300万/mm<sup>3</sup>未満のもの
- d. 末梢血液中の血小板数が5万/mm<sup>3</sup>未満のもの
- e. 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/mm<sup>3</sup>未満のもの
- f. 末梢血液中の正常リンパ球数が600/mm<sup>3</sup>未満のもの

(5) 高血圧性疾患

1年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しません。)

11. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められている程度のもの」とは、器質精神病または症状精神病で、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状がある程度のものをいいます。

別表 疾-10

人身疾病保険金 損害額基準

第1 疾病による損害

疾病による損害は、被保険者の被った積極損害(治療関係費、その他の費用)、休業損害および精神的損害とする。

なお、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。)であるときには、当該処置に伴い生じた損害を含む。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

- a 応急手当費  
緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費とする。
- b 護送費  
疾病発病場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とする。
- c 診察料  
初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
- d 入院料  
入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。ただし、被害者の疾病の態様等から医師が必要と認めた場合には、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
- e 投薬料・手術料・処置費用等  
治療のために必要かつ妥当な実費とする。
- f 通院費・転院費・入院費または退院費  
社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
- g 看護料
  - (a) 入院中の看護料  
原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。  
12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実状、疾病的態様等からやむを得ない理由がある場合に限り1日につき4,100円とする。
  - (b) 自宅看護料または通院看護料  
医師が看護の必要性を認めた場合に次の通りとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者が付き添った場合には医師の証明は要しない。
    - イ 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者  
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
    - ロ 近親者等  
1日につき2,050円とする。
- h 入院中の諸雑費  
療養に直接必要なある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とする。
- i 義肢等の費用  
疾病を発病した結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡(コンタクトレンズを含む)、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。

- j 診断書等の費用  
必要かつ妥当な実費とする。
- (2) 文書料  
印鑑証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。
- (3) その他の費用  
上記(1)および(2)以外の損害については、疾病との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

## 2. 休業損害

発病により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として下記の算式による。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

- (1) 有職者の場合  
下記の算定方法による。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とする。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の疾病の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

### a 給与所得者

$$\frac{\text{入院直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

- (a) 入院直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額（本給及び付加給）とする。ただし、発病前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とする。
- (b) 賞与等について、現実に生じた収入の減少があればその額を含める。
- (c) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引く。
- (d) 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含める。

### b 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者

$$\frac{\text{入院前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

- (a) 過去1年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての入院前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、別表傷-12付表Ⅲに定める年齢別平均給与額の年相当額を上限として決定する。
- (b) 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。
- c 自由業者（報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいう。）

$$\frac{\text{入院前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

過去1か年間の収入額、必要経費については、  
「b 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準ずる。

### d アルバイト・パートタイマー

$$\frac{\text{入院直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

- (a) 就労日数が極めて少ないと判断される場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。
- (b) 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

$$\frac{\text{入院直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

- (c) 家業の手伝いを行っているが、上記bの家業従事者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。

### (2) 家事従事者の場合

現実に家事に従事できなかった日数に対して、1日につき5,700円とする。

- (3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

## 3. 精神的損害

対象日数 入院1日につき8,400円、通院1日につき4,200円  
入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とする。

通院対象日数は各期間区分ごとの総日数から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数の2倍を上限として決定する。

ただし、各期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算する。

入院から3か月超6か月までの期間	: 75%
入院から6か月超9か月までの期間	: 45%
入院から9か月超13か月までの期間	: 25%
入院から13か月超の期間	: 0%

## 第2 重大障害による損害

重大障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。なお、重大障害の等級は別表疾-11、年齢別平均給与額は別表傷-12付表Ⅲによる。

### 1. 逸失利益

被保険者に重大障害が残存したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかりし経済的利益の損失とし、原則として、下記の(1)、(2)および(3)に従い次の算式で計算する。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

#### (1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

##### a 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とする。

- (a) 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数  
(b) 年齢別平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

- b 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

- c 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、18歳平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とする。

- d 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者  
下記のいずれか高い額とする。

(a) 18歳平均給与額の年相当額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数  
(b) 年齢別平均給与額の年相当額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

## (2) 支払方法

下記aの方法とする。ただし、下記「3. 将來の介護料」の(1)において「(a)定期金による支払」の規定に従い介護料を定期金として支払う場合にはbの方法とすることができる。

- a 一時金による支払

上記(1)の算式で算出した額を一時金として支払う。

- b 定期金による支払

重大障害の症状決定日から6か月毎に常に介護をする状態が継続する限り、収入額に労働能力喪失率を乗じた額を定期金として労働能力喪失期間支払う。なお、収入額は上記(1)のaからdの被保険者区分に従い決定する。

ただし、定期金の支払開始後に重大障害者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式で算出した額を一時金として支払う。この場合、収入額は被保険者の重大障害の症状決定日時点での上記(1)のaからdの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状決定日時点での状況等により決定する。

収入額×労働能力喪失期間から症状決定日以降生存していた期間を控除した期間に対応するライプニッツ係数

(注) 人身疾病発病による継続入院が人身疾病基準日数を経過した日からその日を含めて180日を超える、なお医師による症状固定（治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。以下同様とします。）の診断がなされていない場合は、180日を超える前日における身体障害の症状に基づき重大障害の等級を決定します。この日を症状決定日といいます。

## (3) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記(1)および(2)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとする。

- a 収入額

(a) 「現実収入額」は、入院前1か年間または重大障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。

なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとする。

(b) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、別表傷-12付表Ⅲによる。

「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状決定時の年齢による。

- b 労働能力喪失率

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、別表傷-12付表Ⅰに定める各等級に対応する喪失率を上限とする。

- c 労働能力喪失期間

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、別表傷-12付表Ⅳに定める就労可能年数の範囲内とする。

- d ライプニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、別表傷-12付表Ⅱによる。

## 2. 精神的損害

重大障害等級別に下記の金額とする。

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	900万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とする。

## 3. 将來の介護料

将来の介護料は重大障害の症状決定後に生ずる看護または監視にかかる費用とし、下記のとおり算定する。

(1) 重大障害別等級第1級3号または4号に該当する重大障害者で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合

- a 介護料

1か月につき16万円とする。

- b 支払方法

原則として下記(a)による。ただし、障害の様子、医師の診断等に照らし、当会社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(b)による。

- (a) 定期金による支払

重大障害の症状決定日から6か月毎に、常に介護をする状態が継続する限り、介護料を定期金として支払う。

- (b) 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

- c 介護期間

障害の様子、医師の診断等を勘案し、別表傷-12付表Vに定める平均余命の範囲内で決定する。

## d ライブニックス係数

介護期間に対応するライブニックス係数は、別表傷-12付表IIによる。

(2) 重大障害別等級第1級、第2級、第3級3号または4号に該当する重大障害者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

## a 介護料

1か月につき、8万円とする。

## b 支払方法

介護料に介護期間に対応するライブニックス係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

## c 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、別表傷-12付表Vに定める平均余命の範囲内で決定する。

## d ライブニックス係数

介護期間に対応するライブニックス係数は、別表傷-12付表IIによる。

## 4. その他の損害

上記1.から3.以外の重大障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とする。

別表 疾-11

等級	重 大 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害(別表 疾-11-①)を残し、別表 疾-11-②に該当するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害(別表 疾-11-①)を残し、別表 疾-11-③に該当するもの (5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害(別表 疾-11-①)を残し、別表 疾-11-④に該当するもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中指関節もしくは第1指関節(おや指にあっては指関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残すもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害(別表 疾-11-①)を残すもの (4) 1上肢を腕関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)

等級	重 大 障 害
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの  (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの  (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの  (5) 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの  (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの  (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの  (8) 1手の5の手指またはおや指およびひとさし指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの  (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの  (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの  (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの  (5) 1手のおや指およびひとさし指を失ったものまたはおや指もしくはひとさし指を含み3以上の手指を失ったもの  (6) 1手の5の手指またはおや指およびひとさし指を含み4の手指の用を廃したもの  (7) 1足をリストラン関節以上で失ったもの  (8) 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの  (9) 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの  (10) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったものまたは中足指関節もしくは第1指関節（第1の足指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）  (11) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの  (12) 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの  (2) 脊柱に運動障害を残すもの  (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの  (4) 1手のおや指およびひとさし指またはおや指もしくはひとさし指を含み3以上の手指の用を廃したもの  (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの  (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの  (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの  (8) 1上肢に仮関節を残すもの  (9) 1下肢に仮関節を残すもの  (10) 1足の足指の全部を失ったもの  (11) 脾臓または1側の腎臓を失ったもの</p>

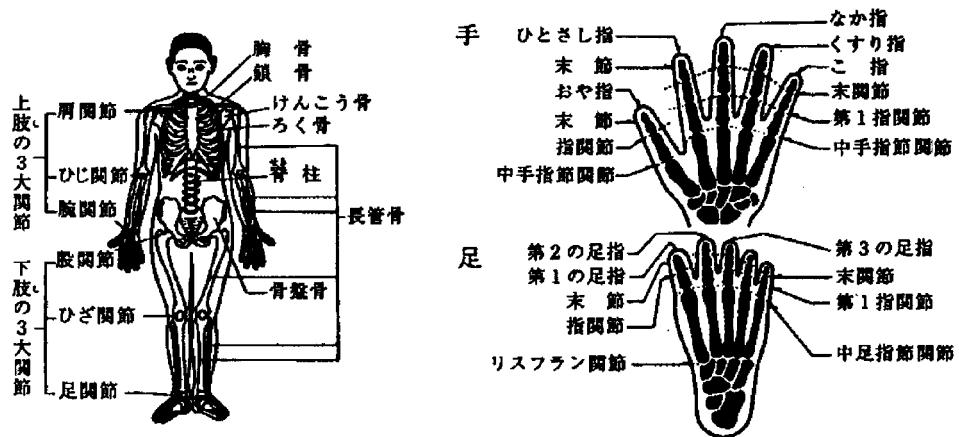
等級	重 大 障 害
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの  (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの  (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの  (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの  (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの  (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの  (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの  (8) 1耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になったもの  (9) 1耳の聴力を全く失ったもの  (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの  (11) 1手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み2の手指を失ったものまたはおや指およびひとさし指以外の3の手指を失ったもの  (12) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの  (13) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの  (14) 1足の足指の全部の用を廃したもの  (15) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの  (2) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの  (3) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの  (4) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になったもの  (5) 1耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  (6) 1手のひとさし指を失ったものまたはおや指およびひとさし指以外の2の手指を失ったもの  (7) 1手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指およびひとさし指以外の3の手指の用を廃したもの  (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの  (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの  (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの  (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

等級	重 大 障 害
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に奇形を残すもの</li> <li>(8) 1手のなか指またはくすり指を失ったもの</li> <li>(9) 1手のひとさし指の用を廃したもとのまたはおや指およびひとさし指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>(10) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> </ul>
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい奇形を残すもの</li> <li>(6) 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に奇形を残すもの</li> <li>(9) 1手のなか指またはくすり指の用を廃したもの</li> <li>(10) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>(11) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>(12) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(13) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(14) 女子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(3) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの</li> <li>(4) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 1手のこ指を失ったもの</li> <li>(6) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(7) 1手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(8) 1手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>(9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</li> <li>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもとの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> </ul>

等級	重 大 障 害
第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの</li> <li>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(6) 1手のこ指の用を廃したもの</li> <li>(7) 1手のおや指およびひとさし指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(8) 1手のおや指およびひとさし指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>(9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 局部に神経症状を残すもの</li> <li>(11) 男子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>

各等級の重大障害に該当しない重大障害であって、各等級の重大障害に相当するものは、当該等級の重大障害とする。

#### 注 関節などの説明図



別表 疾-11-①

## 胸腹部臓器の機能の著しい障害

分類	内容
心臓機能の障害	以下のいずれかに該当し、かつ身体活動を制限する必要のあるもの ○恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの ○心臓に人工弁を置換したもの
腎臓機能の障害	以下をともに満たすもの ○腎臓の機能を全く永久に失ったもの ○人工透析療法または腎移植を受けたもの
呼吸器機能の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、かつ酸素療法を受けたもの
膀胱または直腸機能の障害	以下のいずれかを満たすもの ○膀胱を全摘出し、かつ、人工膀胱を造設したもの ○膀胱を全摘出し、かつ、尿路変更術を受けたもの ○直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
代謝機能の障害	インスリン治療を受け、かつ、代謝の障害による合併症を原因とする所定の状態に該当したもの
肝臓機能の障害	以下のいずれかを満たすもの ○肝臓の機能に著しい障害を永久に残し、かつ腹水穿刺排液を受けたものの ○肝移植を受けたもの
消化器機能の障害	以下をともに満たすもの ○栄養維持が困難となるため栄養所要量の40%以上を常時中心静脈栄養法で行なう必要があり、回復の見込みがないこと ○小腸を切除したことにより、残存空・回腸が手術時150cm未満となるか、または小腸機能の一部または全部を永久に失ったもの
血液・造血器疾患	血液・造血器の疾患により骨髄移植を受けたものまたはこれに準ずるもの ただし、放射線障害や固形腫瘍に対する抗がん剤治療に伴う骨髄移植は除く

## 備考

## 1. 心臓機能の障害

- (1) 「身体活動を制限する必要のあるもの」とは家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるものをいいます。
- (2) 「恒久的心臓ペースメーカーの装着」には、次の場合を除きます。  
 ① 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合  
 ② 既に装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合
- (3) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。ただし、次の場合を除きます。  
 ① 人工弁を再置換する場合  
 ② 人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合

## 2. 腎臓機能の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失ったもの」とは、腎機能検査において次のいずれかに該当した場合で、回復の見込みのないものをいいます。  
 ① 内因性クレアチニクリアランス値が50m l／分未満の場合  
 ② 血清クレアチニン濃度が3.0 mg／d l 以上の場合
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう療法をいいます。

ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。

- (3) 「腎移植」とは、自家腎移植および再移植を除きます。

## 3. 呼吸器機能の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、次のいずれかに該当した場合で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込みがないものをいいます。  
 ① 予測肺活量1秒率が30%以下の場合  
 ② 動脈血酸素分圧が55Torr以下の場合
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行なうことが必要と医師が認める酸素療法を180日以上継続して受けたものをいいます。

## 4. 膀胱または直腸機能の障害

- (1) 「人工膀胱」とは、空置した腸管に尿管を吻合して、膀胱の蓄尿を代行して、その腸管を体外に開放し、尿を体外に排出するものをいいます。  
 (2) 「直腸の切断」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。  
 (3) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

## 5. 代謝機能の障害

- (1) 「インスリン治療を受ける」とは、血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によるインスリン治療を、その開始日から起算して、180日以上継続して受けたものをいいます。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値コントロールができない場合に限ります。
- (2) 「所定の状態」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。  
 ① 増殖性糖尿病網膜症に該当する場合  
 ② 神經または血行の障害により手指または足指が次のいずれかの状態に該当した場合  
 (a) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの  
 (b) 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの  
 (c) 10足指を失ったかまたは10足指の用を全く永久に失ったもの  
 • 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱います。  
 • 「手指を失ったもの」とは第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。  
 • 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。  
 • 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。  
 • 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合は中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

## 6. 肝臓機能の障害

- (1) 「肝臓の機能に著しい障害を永久に残す」とは、ICG試験において15分値が15%以上で回復の見込みがないものをいいます。  
 (2) 「肝移植術を受けたもの」には、再移植は含みません。

## 7. 消化器機能の障害

- 「栄養所要量」とは、平成元年9月厚生省公衆衛生審議会答申「日本人の栄養所要量」に示されているエネルギー量をいいます。

## 8. 血液・造血器疾患

- (1) 「血液・造血器疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

- ・C90 多発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍
- ・C91 リンパ性白血病
- ・C92 骨髓性白血病
- ・C93 単球性白血病
- ・C94 その他の細胞型の明示された白血病
- ・C95 細胞型不明の白血病
- ・D45 真性赤血球増加症
- ・D46 骨髓異形成症候群
- ・D50～89 血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害

(2) 「これに準ずるもの」とは骨髄移植が必要で骨髄バンクに申請しているもので、次のいずれにも該当するものをいいます。

- ・末梢血液中の赤血球像で、血色素量が9.0 g / dL未満または赤血球数が300万 / mm<sup>3</sup>未満
- ・末梢血液中の血小板数が5万 / mm<sup>3</sup>未満
- ・「骨髄バンク」とは、財団法人骨髄移植推進財団が行なう骨髄バンク事業によるものをいいます。

#### 別表 疾-11-②

胸腹部臓器の機能障害により介護が必要な状態であり、かつ以下の各号のすべてに該当する状態をいいます。

- イ. 別表 疾-1に定める項目のうち1.入浴、3.身の回りおよび4.衣類着脱についてすべてが全面的介助状態に該当すること。
- ロ. 別表 疾-1に定める項目のうち2.排せつについて部分的介助状態または全面的介助状態であること。
- (イ) 寝返り（身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えることをいいます。）の際に、ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまつても他人の介助なしでは寝返りができない状態であること。
- (ロ) 歩行（歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。）の際に、杖や歩行器を使用したり、壁で手をえたりしても歩行ができない状態であること。

#### 別表 疾-11-③

胸腹部臓器の機能障害により介護が必要な状態であり、別表 疾-1に定める項目について全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、かつ、次のいずれかまたは双方に該当することをいいます。ただし、別表 疾-11-②に該当する場合を除きます。

- イ. 寝返り（身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えることをいいます。）の際に、ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。
- ロ. 歩行（歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。）の際に、杖や歩行器を使用したり、壁で手をえたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態であること。

#### 別表 疾-11-④

胸腹部臓器の機能障害により介護が必要な状態であり、別表 疾-1に定める項目について全面

的介助状態または部分的介助状態に該当する状態をいいます。ただし、別表 疾-11-②または別表 疾-11-③に該当する場合を除きます。

#### 別表-1

##### 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 別表-2

##### 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

## 備考【別表－1、別表－2】

### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

### 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聽力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

### 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

### 7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表－3

被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表

被保険自動車
--------

自家用普通乗用車	→ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→ 自家用軽四輪乗用車
自家用普通貨物車	→ 自家用普通貨物車
（最大積載量0.5トン超2トン以下）	（最大積載量0.5トン超2トン以下）
自家用普通貨物車	→ 自家用普通貨物車
（最大積載量0.5トン以下）	（最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
特種用途自動車	→ 特種用途自動車
（キャンピング車）	（キャンピング車）

新たに取得し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車

注：特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表4

## 支払限度額（財物条項）

保 险 金 の 種 類		支 払 限 度 頓
1 第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項までの保険金		損害の額（それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額）
2 第1条（保険金を支払う場合）第4項から第6項および第9項の建物・収容動産損害保険金		損害の額
3 第1条（保険金を支払う場合）第7項の建物・収容動産損害保険金	(1)第7条（保険の目的的範囲）第4項第1号に掲げるもの	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
	(2)上記以外のもの	損害の額
4 第1条（保険金を支払う場合）第8項の建物・収容動産損害保険金	(1)通貨	(イ) 生活用 1回の事故につき、1構内ごとに20万円（他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		(ロ) 業務用 1回の事故につき、1構内ごとに30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
	(2)預貯金証書	(イ) 生活用 1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		(ロ) 業務用 1回の事故につき、1構内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
5 第1条（保険金を支払う場合）第10項および第11項の建物・収容動産損害保険金	(1)建物	損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額）を差し引いた残額
	(2)家財および設備・什器等	1回の事故につき、損害の額から保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額）を差し引いた残額または保険証券記載の収容動産支払限度額（他の保険契約等に、この保険契約の収容動産支払限度額を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）のいずれか低い額

保 险 金 の 種 類	支 払 限 度 頓
6 第1条（保険金を支払う場合）第12項の建物・収容動産損害保険金	(1)第1条（保険金を支払う場合）第4項から第6項の損害
	(2)第1条（保険金を支払う場合）第7項の損害
	(3)第1条（保険金を支払う場合）第10項および第11項の損害
7 第1条（保険金を支払う場合）第13項第1号の携行品損害保険金	(1)第7条（保険の目的的範囲）第4項第1号に掲げるもの
	(2)上記以外のもの
8 第1条（保険金を支払う場合）第13項第2号の携行品損害保険金	(1)通貨 上記7(2)の規定を、「損害の額」とあるのを「20万円（他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額」と読み替えて適用します。
	(2)預貯金証書 上記7(2)の規定を、「損害の額」とあるのを「200万円（他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額」と読み替えて適用します。
9 第1条（保険金を支払う場合）第14項の積載動産損害保険金	損害の額（それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額）

別表5

## 支払限度額（費用条項）

保 险 金 の 種 類		支 払 限 度 額
1	第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）のレンタカー費用保険金	被保険者が負担したレンタカー費用の額（第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第4条（回収金の取扱い）の回収金を差し引いた残額とします。）
2	第4節残存物取片づけ費用条項第1条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
3	第5節失火見舞費用条項第1条（失火見舞費用保険金を支払う場合）の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、保険証券記載の失火見舞費用保険金額（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が保険証券記載の失火見舞費用保険金額をこえるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額
4	第6節地震火災費用条項第1条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに保険証券記載の地震火災費用保険金額（他の保険契約等に、限度額が保険証券記載の地震火災費用保険金額をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
5	第7節財物臨時費用条項第1条（財物臨時費用保険金を支払う場合）の財物臨時費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに保険証券記載の財物臨時費用保険金額（他の保険契約等に、限度額が保険証券記載の財物臨時費用保険金額をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
6	第8節財物修理付帯費用条項第1条（財物修理付帯費用保険金を支払う場合）の財物修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに保険証券記載の財物修理付帯費用保険金額（他の保険契約等に、限度額が保険証券記載の財物修理付帯費用保険金額をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または財物修理付帯費用の額のいずれか低い額
7	第9節水道管凍結修理費用条項第1条（水道管凍結修理費用保険金を支払う場合）の水道管凍結修理費用保険金	凍結による損壊が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額
8	第10節財物特別費用条項第1条（財物特別費用保険金を支払う場合）の財物特別費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに200万円（他の保険契約等に、限度額が200万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）
9	第11節構内構築物修復費用条項第1条（構内構築物修復費用保険金を支払う場合）の構内構築物修復費用保険金	構内構築物を修復するために要した費用の額

	保 险 金 の 種 類	支 払 限 度 額
10	第12節共用部分修理費用条項第1条（共用部分修理費用保険金を支払う場合）の共用部分修理費用保険金	建物・収容動産被保険者が負担した共用部分の修復に要した費用の額
11	第13節ドアロック交換費用条項第1条（ドアロック交換費用保険金を支払う場合）のドアロック交換費用保険金	1回の事故につき、3万円（他の保険契約等に、限度額が3万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはドアロックの交換に要した費用の額のいずれか低い額
12	第14節臨時賃借費用条項第1条（臨時賃借費用保険金を支払う場合）第1項の建物臨時賃借費用保険金	1回の事由につき100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または建物臨時賃借費用の額のいずれか低い額
13	第14節臨時賃借費用条項第1条（臨時賃借費用保険金を支払う場合）第2項の家財臨時賃借費用保険金	1回の事故につき、家財臨時賃借費用の額から保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額）を差し引いた残額または保険証券記載の支払限度額（他の保険契約等に、この保険契約の支払限度額をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）のいずれか低い額
14	第16節犯罪行為再発防止費用条項第1条（犯罪行為再発防止費用保険金を支払う場合）の犯罪行為再発防止費用保険金	犯罪行為の発生ごとに20万円（他の保険契約等に、限度額が20万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または再発防止被保険者が負担した費用の額のいずれか低い額
15	第18節救援者費用条項第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項の救援者費用保険金	救援者費用被保険者が負担した第18節救援者費用条項第2条（費用の範囲）の費用の額
16	第20節被害事故費用条項第1条（保険金を支払う場合）第1項の弁護士費用保険金および同条第3項の法律相談費用保険金	弁護士費用および法律相談費用（この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の規定により支払われるべき法律相談費用の額を超える額）の合計額
17	第21節ストーカー対策費用条項第1条（ストーカー対策費用保険金を支払う場合）のストーカー対策費用保険金	1回のストーカー行為等につき、保険証券記載の限度額（他の保険契約等に、限度額が保険証券記載の限度額をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはストーカー被害被保険者が負担した費用の額のいずれか低い額
18	第23節借家修理費用条項第1条（借家修理費用保険金を支払う場合）の借家修理費用保険金	借家修理費用の額から保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額）を差し引いた残額

	保 険 金 の 種 類	支 払 限 度 額
19	第24節来訪者傷害見舞費用条項第1条（来訪者傷害見舞費用保険金を支払う場合）の来訪者傷害見舞費用保険金	被保険者が負担した見舞金の費用の額
20	第25節生活賠償臨時費用条項第1条(生活賠償臨時費用保険金を支払う場合)の生活賠償臨時費用保険金	生活賠償臨時費用の額
21	第28節建物・収容動産損害時諸費用条項第1条（建物・収容動産損害時諸費用保険金を支払う場合）の建物・収容動産損害時諸費用保険金	1回の事故につき、被保険者が負担した第28節建物・収容動産損害時諸費用条項第1条（建物・収容動産損害時諸費用保険金を支払う場合）各号に掲げる費用の額
22	第29節エコ対策費用条項第1条（エコ対策費用保険金を支払う場合）のエコ対策費用保険金	1回の事故につき、1構内ごとに100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)またはエコ対策費用の額のいずれか低い額

## 保険金の新価払特約

### 第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第12項までの建物・収容動産損害保険金ならびに同条第13項の携行品損害保険金のうち保険証券記載のもの、および財物条項の保険の目的のうち、保険証券記載の保険の目的について適用されます。

### 第2条（保険の目的の評価）

- ① 契約締結時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的の価額を評価し、その額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。
- ② 保険契約締結後、次の事実が発生し、それによって保険の目的の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に通知し、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の目的を再評価し、評価額を修正するものとします。
  - (1) 保険の目的である建物の増築、改築または一部取りこわし
  - (2) この保険契約において担保しない事故による保険の目的の一部滅失
- ③ 普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第34条（支払条項の継続）の規定に基づきこの保険契約が継続される旨の約定がある場合には、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしたがって保険の目的の価額を再評価し、評価額を修正するものとします。この場合において、一般条項第34条（支払条項の継続）第1項の規定にかかわらず、必要に応じて財物保険金額を調整するものとします。
- ④ 前各項および次条第1項ただし書の規定は、保険の目的が携行品である場合には、適用しません。

### 第3条（この特約の支払責任）

- ① この特約により、財物条項第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）第1項および第13条（携行品損害保険金の支払額）第1項の規定にかかわらず、当会社が建物・収容動産損害保険金または携行品損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式によって算出した額または再調達価額のいずれか低い額とします。ただし、評価額を限度とします。

$$\text{修理費} - \text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

- ② 前項の修理費とは、損害が生じた地および時において、保険の目的を損害発生直前の状態（構造、質、用途、規模、型、能力において事故発生直前と同一の状態をいいます。）に復旧するために保険の目的の修理に必要な費用（復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用）をいい、普通約款第5章費用条項第4節残存物取片づけ費用条項の残存物取片づけ費用、第8節財物修理付帯費用条項の財物修理付帯費用、第11節構内構築物修復費用条項第1条（構内構築物修復費用保険金を支払う場合）第1項に定める費用および第28節建物・収容動産損害時諸費用条項第1条（建物・収容動産損害時諸費用保険金を支払う場合）各号の費用を除きます。この場合、保険の目的の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- ③ 盗難によって生じた盗取の損害（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第13項第2号の損害を除きます。）については、保険の目的の再調達価額によって損害の額を定めます。この場合、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額（保険の目的が携行品以外である場合において、再調達価額が評価額をこえるときは、評価額とします。）を限度とします。
- ④ 前3項の規定は、明記物件（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第4項に掲げる物をいいます。以下同様とします。）については、適用しません。

### 第4条（再調達価額の定義）

この特約において、再調達価額とは、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

### 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までの損害または第9項から第13項までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この条において「他の保険契約」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この条において同様とします。）につき他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに第3条（この特約の支払責任）の規定を適用した普通約款別表-4に掲げる支払限度額（以下この項において「支払限度額」といいます。）をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第12項までの建物・収容動産損害保険金ならびに同条第13項の携行品損害保険金（以下この条において「支払保険金」といいます。）として支払います。

$$\frac{\text{他の保険契約がないものとして算出されたこの保険契約の支払責任額}}{\text{支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出されたその他の保険契約の支払責任額}}{\text{支払限度額}}} = \text{支払保険金の額}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、保険の目的が明記物件以外のものである場合において、その保険の目的について時価額を基準として算出された額を支払う旨の約定がある他の保険契約があるときは、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までおよび第9項から第12項までの建物・収容動産損害保険金ならびに同条第13項の携行品損害保険金（以下この項において「支払保険金」といいます。）については、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、他の保険契約がないものとして算出された支払額を限度とします。

- (1) 他の保険契約に再調達価額を基準として算出された額を支払う旨の約定のある保険契約がない場合

$$\frac{\text{時価額を基準として算出された額を支払う旨の約定がある}}{\text{損害の額} - \text{他の保険契約によって支払われるべき保険金の額}} = \text{支払保険金の額}$$

- (2) 前号以外の場合

$$\left[ \frac{\text{時価額を基準として算出された額を支払う旨の約定がある他の保険契約によって支払われるべき保険金の額}}{\text{損害の額} - \text{他の保険契約によって支払われるべき保険金の額}} \times \text{この保険契約の支払責任額} \right] = \text{支払保険金の額}$$
$$\frac{\text{再調達価額を基準として算出された額を支払う旨の約定のある保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{再調達価額を基準として算出された額を支払う旨の約定のある保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{支払保険金の額}$$

- ③ 損害が2種類以上の事故によって生じた時は、同種の事故による損害について、前2項の規定をそれぞれ別に適用します。

- ④ 前各項の規定において、一般条項第19条（保険金等の請求）第1項の規定による保険金等請求権者の請求があり、かつ当会社がこれを承認した場合は、前各項の規定による他の保険契約がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額として他の保険契約に優先して支払い、また、他の保険契約によってこの保険契約に優先して保険金（共済金を含みます。以下この項において同様とします。）が支払われた場合は、損害の額が他の保険契約によって支払われた保険金の合計額を超える額について、前各項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

### 第6条（水災の保険金支払に関する特約が適用される場合の取扱い）

- 水災の保険金支払に関する特約の規定が適用される場合においては、第3条（この特約の支払責任）第1項の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約により、水災の保険金支払に関する特約第3条（建物・収容動産損害保険金の支払額）第1項の規定にかかわらず、当会社が建物・収容動産損害保険金として支払うべき損害の額

額は、次の算式によって算出した額または再調達価額のいずれか低い額とします。ただし、評価額を限度とします。

修理費

- 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
- = 損害の額

」

**第7条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、財物条項および一般条項の規定を準用します。この場合において、保険の目的が明記物件以外のものであるときは、財物条項およびこれに付帯される特約の規定中「保険の目的の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の目的の再調達価額」と読み替えて適用するものとします。

## 風災等の保険金支払に関する特約

**第1条（保険金を支払う場合）**

当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第5項の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「当会社は、この章および一般条項の規定に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等について生じた損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。」

**第2条（保険金の支払額）**

当会社は、この特約の規定に従い、財物条項第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）第3項の規定にかかわらず、同条第1項および第2項の規定による損害の額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を、前条の建物・収容動産損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、財物保険金額を限度とします。この場合において、免責金額は、構内ごとに保険の目的である建物、家財および設備・什器等のすべてについて、一括して適用します。

**第3条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 水災の保険金支払に関する特約

### 第1条 (この特約の支払責任)

当会社は、台風・暴風雨・豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）の保険の目的（以下「保険の目的」といいます。）である建物、家財または設備・什器等に損害が生じた場合は、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第9項および財物条項第11条（建物・収容動産損害保険金の支払額）の規定にかかわらず、この特約の規定に従い、建物・収容動産損害保険金を支払います。

### 第2条 (水災に対する建物・収容動産保険金を支払う場合)

当会社は、この特約の規定に従い、前条の規定による水災によって保険の目的である建物、家財または設備・什器等が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、建物・収容動産損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の目的が建物であるときはその建物ごとに、保険の目的が家財または設備・什器等であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれを行い、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- (1) 保険の目的である建物または家財にそれぞれの保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的的価額をいいます。以下同様とします。）の30%以上の損害が生じたとき。
- (2) 保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。この場合において、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）をこえる浸水をいいます。以下同様とします。
- (3) 前2号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を被った結果、保険の目的である建物または家財に損害が生じたとき。
- (4) 保険の目的である設備・什器等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を被った結果、保険の目的である設備・什器等に損害が生じたとき。

### 第3条 (建物・収容動産損害保険金の支払額)

- ① 当会社が前条第1号の建物・収容動産損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- ② 当会社は、前条第1号の建物・収容動産損害保険金として、次の算式によって算出された額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の財物保険金額を限度とします。

前項の規定による損害の額×保険証券記載の水害支払割合

- ③ 当会社は、前条第2号の建物・収容動産損害保険金として、1回の事故につき、1構内ごとに、保険証券記載の水災小損害保険金額(1)を支払います。
- ④ 当会社は、前条第3号または第4号の建物・収容動産損害保険金として、1回の事故につき、1構内ごとに、保険証券記載の水災小損害保険金額(2)を支払います。
- ⑤ 前2項の規定に基づいて、当会社が支払うべき前条第2号から第4号までの建物・収容動産損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1構内ごとに(A)を限度とします。
- ⑥ 前4項の規定に基づいて、当会社が支払うべき前条各号の建物・収容動産損害保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券記載の財物保険金額を限度とします。

### 第4条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- ① 第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下この条において「他の保険契約」といいます。）がある場合には、同条各号の損害ごとに次の各号によります。

### (1) 第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第1号の損害

それぞれの保険契約（共済契約を含みます。以下この条において同様とします。）につき他の保険契約がないものとして算出された第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第1号の損害に対する支払責任額の合計額が、次のイ.に掲げる支払限度額をこえるときは、当会社は次のロ.に掲げる算式によって算出された額を、同号の建物・収容動産損害保険金（以下この号において「保険金」といいます。）として支払います。

#### イ. 支払限度額

損害の額に保険証券記載の水害支払割合（他の保険契約に、支払割合が保険証券記載の水害支払割合をこえるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額  
ロ. 算式

他の保険契約がないものとして算出されたこの保険契約の支払責任額

$$\text{イ. の支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出されたその他の保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

### (2) 第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第2号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出された第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第2号の損害に対する支払責任額の合計額が、次のイ.に掲げる支払限度額をこえるときは、当会社は次のロ.に掲げる算式によって算出された額を、同号の建物・収容動産損害保険金（以下この号において「保険金」といいます。）として支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、前条第3項の規定を適用して算出された額とします。

#### イ. 支払限度額

1回の事故につき、1構内ごとに(A)(他の保険契約に、この損害に対する限度額が(A)をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険価額に(B)(他の保険契約に、保険金額等に乘ずるこの損害に対する支払割合が(B)をこえるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額

#### ロ. 算式

他の保険契約がないものとして算出されたこの保険契約の支払責任額

$$\text{イ. の支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出されたその他の保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

### (3) 第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第3号または第4号の損害

それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出された第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金）第3号または第4号の損害に対する支払責任額の合計額が、次のイ.に掲げる支払限度額をこえるときは、当会社は次のロ.に掲げる算式によって算出された額を、同条第3号または第4号の建物・収容動産損害保険金（以下この号において「保険金」といいます。）として支払います。この場合において、支払責任額の算出にあたっては、前条第4項の規定を適用して算出された額とします。

#### イ. 支払限度額

1回の事故につき、1構内ごとに100万円（他の保険契約に、この損害に対する限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険価額に5%(他の保険契約に、保険金額等に乘ずるこの損害に対する支払割合が5%をこえるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額

#### ロ. 算式

他の保険契約がないものとして算出されたこ

$$\text{イ. の支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出されたそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ② 同一構内において、1回の事故につき、第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金を支払う場合）第2号の損害と第3号または第4号の損害が生じた場合には、それぞれの保険契約につき前条第3項および第4項、前項第2号および第3号ならびにこれらと同旨の規定によって算出された支払責任額の合計額が、次のイ. に掲げる支払限度額をこえるときは、当会社は、次のロ. に掲げる算式によって算出された額を第2条（水災に対する建物・収容動産損害保険金を支払う場合）第2号から第4号までの建物・収容動産損害保険金（以下この項において「保険金」といいます。）として、支払います。

#### イ. 支払限度額

1回の事故につき、1構内ごとに  (A) (他の保険契約に、1構内ごとの限度額が  (A) をこえるものがあるときは、これらの1構内ごとの限度額のうち最も高い額)

#### ロ. 算式

他の保険契約がないものとして算出されたこ

$$\text{イ. の支払限度額} \times \frac{\text{他の保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出されたそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ③ 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、前2項の規定をそれぞれ別に適用します。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 地震危険等上乗せ担保特約

#### 第1条（この特約の支払責任）

当会社は、この特約により、保険証券記載のこの特約の保険の目的（以下「保険の目的」といいます。）について、この保険契約に付帯されている地震保険普通保険約款（これに付帯されている特約を含みます。以下この特約において「地震保険普通約款」といいます。）の規定により保険金が支払われる場合に、地震危険等上乗せ保険金を支払います。

#### 第2条（地震危険等上乗せ保険金の支払額）

当会社が前条の地震危険等上乗せ保険金として支払う額は、地震保険普通約款の規定により支払われる額と同額とします。ただし、地震保険普通約款の規定により支払われる額とこの地震危険等上乗せ保険金の合計額が保険の目的の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。）を超える場合には、次の算式によって算出された額とします。

地震危険等上乗せ保険金の支払額

= 保険の目的の保険価額 - 地震保険普通約款の規定により支払われる額

#### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合保険普通保険約款および地震保険普通約款の規定を準用します。

## 携行品の範囲限定に関する特約

### 第1条（携行品の範囲の限定）

当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第7条（保険の目的の範囲）第1項第4号の規定にかかわらず、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が所有する保険証券記載の携行品について生じた損害に限り、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第13項第1号の携行品損害保険金を支払います。

### 第2条（範囲限定の特則）

前条において、保険証券記載の携行品の範囲として、ゴルフ用品、テニス用品、スキー用品、スケート用品、獵具、つり用品と記載されている場合はそれぞれ次の定義によります。

#### (1) ゴルフ用品

ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類（ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。）。ただし、前条における損害は、ゴルフ場構内において生じたものに限ります。

#### (2) テニス用品

テニスラケット、テニスボールその他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類（ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。）。ただし、前条における損害は、これらの物がテニス施設内に所在する間に生じたものに限ります。

#### (3) スキー用品

雪上滑走スポーツ用に設計された板またはボード（材質の如何を問いません。またビンディング等付属品を含みます。以下同様とします。）、ストック、スキー用に設計されたその他の物および被服類。ただし、前条における損害は、被保険者が雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じたものに限ります。

#### (4) スケート用品

アイススケートシューズ、アイススケート用に設計されたその他の物および被服類。ただし、前条における損害は、スケート場に所在する間に生じたものに限ります。

#### (5) 獵具

銃器、銃袋、弾帯または弾チョッキ（弾丸および薬きょうを含みません。）。ただし、前条における損害は、被保険者が狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じたものに限ります。

#### (6) つり用品

釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具。ただし、前条における損害は、被保険者が釣魚の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着する時までの行程中に生じたものに限ります。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

#### (1) ゴルフ場

ゴルフ場とは、ゴルフ（ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。以下同様とします。）の練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

#### (2) ゴルフ場構内

ゴルフ場構内とは、ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

#### (3) テニス施設

テニス施設とは、もっぱらテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。

#### (4) 雪上滑走スポーツ

雪上滑走スポーツとは、スキー、モノスキー、スノーボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます。）上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり（そりに類似するものを含みます。）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。

#### (5) スケート場

スケート場とは、アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。

#### (6) 釣魚

釣魚とは、海、河川、湖沼、池等において釣り糸を用いて魚を漁獲することをいいます。ただし、釣堀における漁獲および職業的漁獲を除きます。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 運転車両保険金額に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、総合保険普通保険約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第2条（被保険者の範囲等）第2項に定める記名運転者が運転中の運転自動車（財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に定める運転自動車をいいます。ただし、財物条項第2条（被保険者の範囲等）第3項に定める所有自動車を除きます。以下同様とします。）について、次の各号のいずれにも該当する場合に適用されます。

- (1) 運転車両保険金（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に定める運転車両保険金をいいます。以下同様とします。）が支払われる場合
- (2) 運転自動車の保険価額（財物条項第3条（保険価額等）第1号イ.に定める保険価額をいいます。以下同様とします。）が運転車両保険金額（財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第1項の表中(1)の運転車両保険金額をいいます。以下同様とします。）を超える場合

### 第2条（運転車両保険金額についての特則）

前条の規定によりこの特約が適用される場合は、運転車両保険金の額の算出に適用する運転車両保険金額は運転自動車の保険価額（運転自動車の保険価額が1億円を上回る場合には、1億円とします。）とします。

## 車対車「運転車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

### 第1条（この特約の補償内容）

① 当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかわらず、運転自動車と相手自動車との衝突または接触によって生じた運転車両損害に対してのみ、財物条項、普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）および運転自動車について適用される他の特約の規定に従い、運転車両保険金（財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する運転車両保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。ただし、運転自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

② 運転自動車に生じた次の各号のいずれかに該当する運転車両損害に対しては、当会社は、前項の規定を適用しません。

- (1) 運転自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって運転自動車が被爆した場合の運転車両損害
- (2) 騒じょうまたは労働争議にともなう暴力行為または破壊行為によって生じた運転車両損害
- (3) 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の運転車両損害（いたずらの運転車両損害には、運転自動車の運行によって生じた運転車両損害および運転自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた運転車両損害を含みません。また、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。）
- (4) 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた運転車両損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による運転車両損害を除きます。
- (5) 前各号のほか、偶然な事故によって生じた運転車両損害。ただし、運転自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた運転車両損害または運転自動車の転覆もしくは墜落によって生じた運転車両損害を除きます。

③ この特約の規定は、財物条項第2条（被保険者の範囲等）第2項に規定する記名運転者および第3項に規定する許諾運転者ごとに保険証券にこの特約の適用がある旨記載された場合のみ適用します。

### 第2条（定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 運転自動車  
財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に規定する運転自動車をいいます。
- (2) 相手自動車  
その所有者が運転自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。以下この条において同様とします。）をいいます。
- (3) 運転車両損害  
財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する運転車両損害をいいます。
- (4) 所有者  
次のいずれかに該当する者をいいます。  
イ. 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主  
ロ. 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主  
ハ. 上記イ. およびロ. 以外の場合は、自動車を所有する者

### 第3条（費用）

当会社は、この特約の適用においては、財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第3項の規定にかかわらず、同項第4号に規定する費用に対しては保険金を支払いません。

### 第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、第1条（この特約の補償内容）第1項の規定に基づき運転車両保険金の支払を請求

する場合、一般条項第19条（保険金等の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- (1) 運転自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- (2) 運転自動車の損傷部位の写真
- (3) 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

## 地震・噴火・津波危険「保管車両損害」補償特約

### 第1条（この特約の補償内容）

① 当会社は、この特約および総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）の規定により、普通約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第4条（車両保険金を支払わない場合）第1項第3号および第6号の規定にかかわらず、保険の目的である財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に規定する被保険自動車（以下「被保険自動車」といいます。）について次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害を、財物条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の保管車両損害として、同項の保管車両保険金（以下「保管車両保険金」といいます。）を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② この特約の規定は、被保険自動車ごとに保険証券にこの特約の適用がある旨記載された場合のみ適用します。

### 第2条（保管車両保険金の支払額）

当会社がこの特約の規定によって支払う保管車両保険金の額は、財物条項第9条（保管車両保険金の支払額）および一般条項（保険の目的である被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）の規定により算出した支払うべき保管車両保険金に保険証券記載の保管車両保険金支払割合を乗じた額とします。

### 第3条（保管車両全損時・修理時諸費用保険金の特則）

前条の保管車両保険金支払割合が100%の場合、当会社は、普通約款第5章費用条項（以下「費用条項」といいます。）第27節自動車損害時諸費用条項第3条（保険金を支払わない場合）第1項第3号および第6号の規定を適用しません。

### 第4条（自動車事故・故障時レンタカー費用条項の不適用）

当会社は、この特約により、第1条（この特約の補償内容）各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項の規定を適用しません。

## 移転家財の自動補償特約

### 第1条（家財の移転における自動担保）

当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）の保険の目的である家財を他の場所に移転した場合には、普通約款一般条項第9条（通知義務）第1項第5号の規定にかかわらず、次の各号に定める条件をいずれも満たす場合に限り、移転日（住民票の転出日をいいます。以下同様とします。）以降当会社が承認請求書を受領するまでの間、移転後の場所（保険の目的である家財の全部が移転された場所で、かつ住民票の転入地をいいます。以下同様とします。）を「保険証券記載の建物」とみなします。

- (1) 財物条項第2条（被保険者の範囲等）第1項第3号の建物・収容動産被保険者（以下「被保険者」といいます。）の住居が移転すること。
- (2) 保険の目的である家財の全部が移転後の場所に移転すること。
- (3) 移転日から30日以内に、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に申し出て、当会社が承認請求書を受領したこと。

### 第2条（保険料の返還または請求）

- ① 前条の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、移転日以降の期間に対し、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故（移転日から30日以内に生じた事故を除きます。）による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 類焼損害等担保特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

① 当会社は、次に掲げる第1号の事故（以下「事故」といいます。）によって生じた第2号の損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約条項が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項に従い、類焼損害保険金を支払います。

- (1) 普通約款第1章財物条項に基づく保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険の目的である建物（区分所有建物の場合は、主契約の保険の目的である戸室をいいます。以下「主契約建物」といいます。）もしくはこれに収容される家財または主契約における保険の目的である家財（以下「主契約家財」といいます。）もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約における被保険者（保険証券記載の建物・収容動産被保険者をいいます。以下「主契約被保険者」といいます。）と生計を共にする同居の親族を除きます。）の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

この場合において、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通約款に定める保険の目的の範囲の規定によります。

- (2) 類焼補償対象物の滅失、き損または汚損（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (2) 当会社は、前項第1号に規定する第三者が、第1号に規定する傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に第2号に掲げる事由が生じた場合に、主契約被保険者が当該傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）または被災者の遺族に対して慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。）の費用に対して、普通約款およびこの特約条項に従い、類焼傷害見舞費用保険金を支払います。ただし、普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定によりこれと同旨の保険金が支払われる場合を除きます。

- (1) 前項第1号の事故によって身体に被った傷害（頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問いません。）を除きます。また、身体外部からの有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。）

- (2) 死亡、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。）または通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下同様とします。）

### 第2条（類焼補償対象物の範囲）

- ① 前条の類焼補償対象物とは、この特約条項における保険の目的であって、全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住の用に供する建物（畳・建具その他の従物、電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備および門・へい・かき・物置・車庫その他の付属建物を含みます。以下「建物」といいます。）または建物に収容される家財（以下「家財」といいます。）をいいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる物は、建物に含まれます。
  - (1) 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用の貸別荘を除きます。）
  - (2) 居住の用に供しうる状態にある空家（建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。）

- ③ 次に掲げる建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。
  - (1) 建物
    - イ. 主契約建物
    - ロ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物（長屋または共同住宅建物の場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。）
    - ハ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（共有で

ある場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有部分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。)

ニ. 建築中または取り壊し中の建物（損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。）

ホ. 国、地方公共団体等の所有する建物

(2) 家財

イ. 主契約家財

ロ. 主契約建物に収容される家財

ハ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有（共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。）、使用または管理する家財

ニ. 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）

ホ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

ヘ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの

ト. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

チ. 動物、植物

リ. 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

### 第3条（被保険者の範囲）

① この特約条項における被保険者（以下「類焼補償被保険者」といいます。）は、類焼補償対象物の所有者とします。

② 類焼補償被保険者が類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第18条（損害防止義務および損害防止費用）に定める類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故が発生した場合とします。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

① 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（1）保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または主契約被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）の故意

（2）類焼補償被保険者またはその法定代理人（類焼補償被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。

（3）類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

② 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）地震もしくは噴火またはこれらによる津波

（3）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

③ 当会社は、前2項に掲げる事由のほか、次の各号に掲げる事由により生じた傷害に対する費用について、第1条（保険金を支払う場合）第2項の類焼傷害見舞費用保険金を支払いません。

（1）被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被災者の被った傷害に対する費用に限ります。

（2）被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのは、その被災者の被った傷害に対する費用に限ります。

（3）被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が保険金を支払うべき事故による傷害を治療する場合には、この限りではありません。

### 第5条（類焼損害保険金の支払額）

① 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額（類焼補償対象物が建物の場合は、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）によって定めます。

② 当会社は、保険証券記載の支払限度額（当会社が類焼損害保険金を支払ったときは、保険証券記載の支払限度額からその類焼損害保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。以下「支払限度額」といいます。）を限度として前項の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。

③ 保険期間が1年をこえる保険契約においては、当会社は、保険契約の保険年度ごとに前項の規定を適用します。

### 第6条（類焼傷害見舞費用保険金の支払額）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）第2項の類焼傷害見舞費用保険金として、被災者1名につき、次の各号に掲げる額を限度に、主契約被保険者に支払います。

（1）被災者が死亡した場合は、15万円

（2）被災者が3日以上入院した場合は、3万円

（3）被災者が通院または2日以内の入院をした場合は、1万円

### 第7条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額—その1）

当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（類焼補償対象物の全部または一部を保険の目的とし、類焼補償被保険者の全部または一部を被保険者とする保険契約（共済契約を含みます。）をいいます。以下同様とします。）があるときは、当会社は、支払限度額を限度に、第5条（類焼損害保険金の支払額）第1項によって算出した損害の額から他の保険契約の保険金の支払責任額（事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。以下同様とします。）の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。

### 第8条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額—その2）

前条の規定にかかわらず、当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。）をいいます。以下本条および次条において同様とします。）があり、それらの中に前条と同様の保険金支払額の算出方法に関する規定（以下「他保険優先支払条項」といいます。）を有する保険契約があるときで、次の第1号に該当する場合は、第2号に規定する額を類焼損害保険金として、支払います。

（1）他保険優先支払条項を有する他の保険契約およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額をこえる場合

（2）次の算式により算出した額。ただし、支払限度額を限度とします。

他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前条の規定によって算出した支払責任額

×

他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前条の規定によって算出した支払責任額

他保険優先支払条項を有する他の保険契約およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額

= 類焼損害保険金の額

#### 第9条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）

- ① 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額をこえる場合において、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないときは、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

支払限度額 ×

類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれ類焼補償被保険者に対する支払責任額

類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合のそれぞれの類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額

= その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額

- ② 当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額をこえるときで、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があり、それらの中に他保険優先支払条項を有する他の保険契約がある場合で、次の第1号に該当するときは、その類焼補償被保険者に対して第2号に規定する額を類焼損害保険金として支払います。

- (1) 他保険優先支払条項を有する他の保険契約およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払責任額の合計額が、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前項の規定により算出したこの保険契約の支払責任額をこえる場合

- (2) 次の算式により算出した額

他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして第7条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額－その1）の規定によって算出した支払責任額

×

他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして前項の規定によって算出した支払責任額

他保険優先支払条項を有する保険契約およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額

= その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額

- ③ 類焼補償被保険者ごとに、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないものとして第1項によって算出した類焼損害保険金の額と、前項によって算出した他保険優先支払条項を有する他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の額に差額が生じた場合は、それぞれの差額の合計額を、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないそれぞれの類焼補償被保険者に対し、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。

ただし、いかなる場合も当会社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第5条（類焼損害保険金の支払額）の規定による損害の額をこえることはありません。

差額の合計額 ×

他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がないものとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額

他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がないものとした場合の、他保険優先支払条項を有する他の保険契約がないすべての類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額

= その類焼補償被保険者に対して追加して支払う類焼損害保険金の額

- ④ 当会社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額をこえることで前各項の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

#### 第10条（他の保険契約がある場合の類焼傷害見舞費用保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合） 第2項の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額が、保険の種類ごとに第1号に掲げる支払限度額をこえるときは、第2号の規定により算出した額を類焼傷害見舞費用保険金として、支払います。

- (1) 支払限度額

イ. 被災者が死亡した場合は、被災者1名につき15万円（他の保険契約に限度額が15万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）

ロ. 被災者が3日以上入院した場合は、被災者1名につき3万円（他の保険契約に限度額が3万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）

ハ. 被災者が通院または2日以内の入院をした場合は、被災者1名につき1万円（他の保険契約に限度額が1万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）

- (2) 次の算式により算出した額

第1号の支払限度額 ×

この保険契約の支払責任額

それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

= 類焼傷害見舞費用保険金の額

#### 第11条（告知義務）

- ① この特約締結の当時、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。

- ② 前項の規定は、次の場合には適用しません。

(1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

(2) 当会社がこの特約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかつた場合

(3) 保険契約者または主契約被保険者が、事故による損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。更正の申し出を受けた場合において、この特約締結の当時、保険契約者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

(4) 当会社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの特約を解除しないで30日を経過した場合

- ③ 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定を適用しません。ただし、主契約の保険の目的と同一の構内に所在する主契約被保険者所有の建物または家財について締結された類焼損害契約 - 100

害保険金を支払うべき他の保険契約または特約に関する事項については、この限りでありません。  
④ 損害が発生した後に第1項の解除が行われた場合でも、当会社は、類焼損害保険金を支払いません。もし、すでに類焼損害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、この特約条項が付帯された普通約款における保険契約解除の効力に関する規定とはかかわりありません。

⑤ 前項の規定は、損害が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が証明したときは、適用しません。

## 第12条（この特約の無効）

この特約締結の当時、保険契約者または主契約被保険者が、類焼補償対象物にすでに損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたときは、この特約は無効とします。

## 第13条（保険料の返還または請求—告知事項の承認の場合）

第11条（告知義務）第2項第3号の承認をする場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

## 第14条（保険料の返還—この特約の無効の場合）

① この特約が無効の場合において、保険契約者または主契約被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、保険料を返還しません。

② この特約が無効の場合において、保険契約者および主契約被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、保険料の全額を返還します。

## 第15条（保険料の返還—この特約の解除の場合）

第11条（告知義務）第1項の規定により、当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しません。この場合において、領収した保険料の額が当会社の定める額に満たないときは、当会社は、その差額を請求できます。

## 第16条（類焼補償対象物の損害発生の場合の手続）

① 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

② 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容（第7項に定める通知締切日に関する取扱を含みます。）を遅滞なく通知するものとします。

③ 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に通知するものとします。

④ 類焼補償対象物について損害が生じたときは、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約（または類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約）の内容の調査について協力しなければなりません。

⑤ 保険契約者または類焼補償被保険者は、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内に当会社に提出しなければなりません。

⑥ 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がないのに前5項の規定に違反したときはまたは提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、類焼損害保険金を支払いません。

⑦ 当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害は、次の各号に定める日（以下「通知締切日」といいます。）までに、類焼補償被保険者から当会社に対してその発生が通知されたものに限ります。ただし、通知締切日は事故の日の翌日から2年をこえないものとします。

（1）類焼補償被保険者から当会社に対して損害の発生がはじめて通知された日からその日を含めて60日目

（2）前号の場合において、前号に定める日までに、類焼補償被保険者から当会社に対して複数の損害の発生が通知された場合には、類焼補償被保険者から当会社に対して損害の発生が最も遅く通知された日からその日を含めて60日目。ただし、当該事故が発生した日以後に新たな事故が発生していない場合に限ります。

## 第17条（類焼傷害見舞費用の傷害発生の場合の手続）

# 約款 - 101

① 保険契約者または主契約被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）第2項の類焼傷害見舞費用保険金の傷害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、次の書類のうち当会社の要求するものを、傷害の発生を通知した日から30日以内に当会社に提出しなければなりません。

（1）保険金請求書

（2）当会社の定める傷害状況報告書

（3）その他当会社が要求する書類

② 保険契約者または主契約被保険者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したときまたは提出種類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

## 第18条（損害防止義務および損害防止費用）

① 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

② 前項の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、第4条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

（1）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

（2）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

③ 類焼補償被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

④ 第7条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額—その1）および第8条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額—その2）の規定は、第2項の負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条（他の保険契約がある場合の類焼損害保険金の支払額—その1）の規定中「第5条（類焼損害保険金の支払額）第1項によって算出した損害の額」とあるのは「第18条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

⑤ 第2項の場合において、当会社は、第2項の負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度額をこえるときでも、負担します。

## 第19条（残存物の帰属）

当会社が類焼損害保険金を支払ったときでも、類焼補償対象物の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

## 第20条（評価人および裁定人）

① 類焼補償対象物の再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、類焼補償被保険者、類焼損害保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

② 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。

## 第21条（代位）

① 当会社は、類焼損害保険金を支払ったときは、その支払った類焼損害保険金の額を限度として、かつ、類焼補償被保険者の権利を害さない範囲内で、類焼補償被保険者がその損害につきこの特約条項における第三者（当該類焼補償被保険者以外の者をいいます。）に対して有する権利を代位取得します。

② 類焼補償被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

## 第22条（代位求償権不行使）

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。

#### 第23条（保険金の支払時期）

当会社は、通知締切日までに通知を受けたすべての損害のうち、保険契約者または類焼補償被保険者が第16条（類焼補償対象物の損害発生の場合の手続）第5項の規定による手続を最も遅く終了した日から30日以内に類焼損害保険金を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、類焼損害保険金を支払います。

#### 第24条（借用戸室等における場合の読み替え規定）

主契約建物が借用に供される戸室（以下「借用戸室」といいます。）を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建（以下「借用一戸建」といいます。）である場合には、この特約条項の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号の規定中「主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約における被保険者（保険証券記載の建物・収容動産被保険者をいいます。以下「主契約被保険者」といいます。）と生計を共にする同居の親族を除きます。）」とあるのは「主契約における第三者（主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約における被保険者（保険証券記載の建物・収容動産被保険者をいいます。以下「主契約被保険者」といいます。）と生計を共にする同居の親族ならびに主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者（保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。）を除きます。）」
- (2) 第2条（類焼補償対象物の範囲）第3項第2号の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物の借用戸室以外の戸室に収容される家財および借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおける当該借用戸室に収容される家財」

#### 第25条（この特約条項が付帯された保険契約との関係）

- ① 主契約が無効のときは、この特約条項もまた無効とします。
- ② 主契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第26条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 生活賠償責任の範囲限定に関する特約

#### 第1条（責任範囲の限定）

当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項の規定にかかるわらず、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、保険証券記載の行為の間に、偶然な事故により他人の身体の障害（傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の損壊（滅失、き損もしくは汚損をいいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

#### 第2条（範囲限定の特則）

前条において、保険証券記載の生活賠償責任の範囲として、スポーツ、ゴルフ、テニス、スキー、スケート、狩猟またはつりと記載されている場合、前条の事故は、それぞれ次の定義によります。

- (1) スポーツ  
被保険者が保険証券記載のスポーツの練習、競技または指導（これらに付随して通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中の事故
- (2) ゴルフ  
被保険者が行うゴルフ（ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。以下同様とします。）の練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場構内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中の事故
- (3) テニス  
テニス施設内において被保険者が自ら行うテニスの練習、競技または指導（これらに付随してテニス施設内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中の事故
- (4) スキー  
雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中の事故
- (5) スケート  
スケート場（アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。）において、被保険者が自ら行うアイススケートの練習、競技もしくは指導（これらに付隨してスケート場内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中の事故
- (6) 狩猟  
次のいずれかの事故
  - イ. 被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器（以下この号および第4条（保険金を支払わない場合）第5項において「銃器」といいます。）によって生じた事故
  - ロ. 被保険者が狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、獵犬によつて生じた事故
- (7) つり  
被保険者が釣魚の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの行程中の事故

#### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) ゴルフの練習  
ゴルフの練習とは、ゴルフの技術の維持・向上を目標に、ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具（以下「クラブ等」といいます。）を使用してくり返しスイングを行うこと（場所のいかんを問いません。）をいい、これに付隨してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。
- (2) ゴルフの競技  
ゴルフの競技とは、ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
- (3) ゴルフの指導  
ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うこ

とをいいます。

- (4) スイング  
スイングとは、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
- (5) ゴルフ場  
ゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- (6) ゴルフ場構内  
ゴルフ場構内とは、ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- (7) テニス施設  
テニス施設とは、もっぱらテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。
- (8) 雪上滑走スポーツ  
雪上滑走スポーツとは、スキー、モノスキー、スノーボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます。）上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり（そりに類似するものを含みます。）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。
- (9) 雪上滑走スポーツ用の板またはボード  
雪上滑走スポーツ用に設計された板またはボード（材質のいかんを問いません。）をいい、ビンディング等付属品を含むものとします。
- (10) スケート場  
スケート場とは、アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。
- (11) 釣魚  
釣魚とは、海、河川、湖沼、池等において釣り糸を用いて魚を漁獲することをいいます。ただし、釣堀における漁獲および職業的漁獲を除きます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）ならびに賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2）第1号イ、ニ、およびヘ、からチ、までに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 当会社は、第2条（範囲限定の特則）第1号の行為中の事故においては、前項に掲げる損害のほか、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が行うスポーツの補助者として、被保険者が使用する者を除きます。
  - (2) 航空機、船舶、自動車および原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 当会社は、第2条（範囲限定の特則）第2号の行為中の事故においては、第1項に掲げる損害のほか、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては除きます。
  - (2) 航空機、船舶、自動車（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）および原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 当会社は、第2条（範囲限定の特則）第4号および第5号の行為中の事故においては、第1項に掲げる損害のほか、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が行う雪上滑走スポーツおよびスケートの補助者として、被保険者が使用する者を除きます。
  - (2) 航空機、船舶、自動車および原動機付自転車ならびに銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 当会社は、第2条（範囲限定の特則）第6号の行為中の事故においては、第1項に掲げる損害のほか、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が狩猟または射撃場における射撃の補助者として、被保険者が使用する者を除きます。
- (2) 狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- (3) 法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可（以下「許可」といいます。）を受けないで所持している銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- (5) 許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- (6) 法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- (7) 他人の獵犬を殺傷したことによる損害賠償責任
- ⑥ 当会社は、第2条（範囲限定の特則）第7号の行為中の事故においては、賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）ならびに賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる損害のほか、次の各号に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 他人の釣糸、釣針、うき、おもり等通常釣竿の先端より先に装着される漁具に与えた損害に対する損害賠償責任
  - (2) 他人の漁獲物に与えた損害に対する損害賠償責任
  - (3) 被保険者が故意または重大な過失によって法令上禁止されている区域内または期間中に釣魚（禁漁の対象となっている魚に限ります。）を行ったことに起因する損害賠償責任

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 示談交渉不行使特約

### 第1条（示談交渉の不行使）

当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項、第2項、第7項および第8項の賠償責任のうち、保険証券に記載された賠償責任については、賠償責任条項第8条（当会社による援助）から第11条（仮払金および供託金の貸付け等）までの規定は適用しません。

### 第2条（損害賠償責任解決の特則）

- ① 前条の規定にかかわらず、当会社は、必要と認めたときは、賠償責任条項第2条（被保険者等）第1号、第2号、第7号および第8号の被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- ② 被保険者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないときは、当会社は、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項、第2項、第7項および第8項の保険金を支払いません。

### 第3条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 賠償責任条項第3条（用語の定義）第6号の規定は、次のとおり読み替えて適用します。  
「⑥損害賠償請求権者  
当会社に対して損害賠償額を直接請求できる者をいい、運転自動車対人事故または運転外自動車対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の相続人、慰謝料請求権者、運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故の被害財物の所有者等をいいます。」
- (2) 賠償責任条項第6条（支払保険金の範囲）第1項第7号の規定中「第9条（当会社による解決）第3項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に」とあるのを、「示談交渉不行使特約条項第2条（損害賠償責任解決の特則）の規定により当会社の要求に従い」と読み替えて適用します。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 対物超過修理費用補償特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、この特約により、運転自動車対物事故の損害に対して被保険者（総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）第2条（被保険者等）第3号に規定する被保険者をいいます。以下この項において同様とします。）に保険金が支払われる場合において、相手自動車に生じた損害により被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、第3条（保険金の支払額）に定める対物超過修理費用保険金（以下「対物超過修理費用保険金」といいます。）を支払います。
- ② 当会社は、この特約により、運転外自動車対物事故の損害に対して被保険者（賠償責任条項第2条（被保険者等）第4号に規定する被保険者をいいます。以下この項において同様とします。）に保険金が支払われる場合において、相手自動車に生じた損害により被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、対物超過修理費用保険金を支払います。
- ③ 当会社は、前2項の対物超過修理費用のうち、保険証券に記載された費用についてのみ支払責任を負うものとします。
- ④ この特約の規定は、それぞれの被保険者（第1項または第2項の被保険者をいいます。以下同様とします。）ごとに個別に適用します。ただし、これによって対物超過修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 運転自動車対物事故  
賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第4項に規定する運転自動車対物事故をいいます。
- (2) 運転外自動車対物事故  
賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第6項に規定する運転外自動車対物事故をいいます。
- (3) 相手自動車  
被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故により、滅失、破損または汚損した他人の所有する自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号に規定する運転自動車を除きます。）をいいます。
- (4) 相手自動車の修理費  
損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために、当会社が必要かつ妥当と認める修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車を修理することによって生じた修理費に限ります。
- (5) 相手自動車の価額  
損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。
- (6) 対物超過修理費用  
当会社が、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認めた場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
- (7) 相手自動車の車両保険等  
相手自動車について適用される保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。）で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

### 第3条（保険金の支払額）

1回の運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故における相手自動車1台につき、当会社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の(1)の額に(2)の額の(3)の額に対する割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

- (1) 対物超過修理費用
- (2) 相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額
- (3) 相手自動車の価額

#### 第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

① 当会社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金（共済金を含みます。以下この項において同様とします。）が支払われる場合であって、次の(1)の額が(2)の額を超えるときは、その超える額（以下この項において「超過額」といいます。）を前条に定める額から差し引いて対物超過修理費用保険金として支払います。この場合において、すでに超過額の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その相当額の返還を請求することができます。

- (1) 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のためにすでに回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

- (2) 相手自動車の価額

② この特約と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この項において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の各号の規定に従い対物超過修理費用保険金の額を決定します。

- (1) 他の保険契約等がある場合は、当会社は、次のロ. の額のイ. の額に対する割合をハ. の額に乗じて対物超過修理費用保険金の額を決定します。
  - イ. それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額
  - ロ. 他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき対物超過修理費用保険金の額
- ハ. それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額

- (2) 前号の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき対物超過修理費用保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、前号ロ. の額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前号の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第5条（保険金の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、普通約款第6章一般条項第19条（保険金等の請求）第1項第2号に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 被保険者は、第3条（保険金の支払額）の対物超過修理費用保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとし、当会社は、保険契約者を経由しない同保険金の請求を受けることはできないものとします。
- ③ 賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 無免許運転者に関する「賠償損害」等補償特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に規定される記名運転者（以下「記名運転者」といいます。）が適用されている場合に適用されます。

#### 第2条（無免許運転者の定義）

この特約において、無免許運転者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、法令に定められた運転資格を持たないで自ら自動車（二輪自動車および原動機付自転車を含みません。）を運転中の者をいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

#### 第3条（この特約の補償内容）

- ① 当会社は、この特約により、記名運転者に賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項または第4項が適用されている場合は、無免許運転者を記名運転者とみなして、記名運転者に適用される保険契約の条件に従い、賠償責任条項（記名運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- ② 前項の場合において、記名運転者に普通約款第5章費用条項第26節自動車賠償臨時費用条項（以下「自動車賠償臨時費用条項」といいます。）第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項が適用されているときは、当会社は、この特約により、記名運転者に適用される保険契約の条件に従い、同項の規定（記名運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任条項、自動車賠償臨時費用条項および普通約款第6章一般条項の規定による場合のほか、第2条（無免許運転者の定義）第4号に該当する無免許運転者が、その所有する自動車または常時使用する自動車（賠償責任条項第3条（用語の定義）第4号に規定する所有自動車を除きます。）を自ら運転しているときに生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（適用される保険契約の条件）

第3条（この特約の補償内容）の規定により無免許運転者に適用される保険契約の条件は、当該無免許運転者による事故発生の時において、記名運転者（記名運転者が2人以上いる場合は、それぞれの記名運転者をいいます。）および許諾運転者（賠償責任条項およびこれに付帯される他の特約に規定される許諾運転者をいいます。以下同様とします。）に対して適用される保険契約の条件のうち、事故による損害に対して最も支払責任額の高い保険契約の条件とします。

#### 第6条（普通保険約款および他の特約が適用される場合の取扱い）

第3条（この特約の補償内容）の規定にかかわらず、無免許運転者の事故による損害または費用に対して、賠償責任条項およびこれに付帯される他の特約により記名運転者もしくは許諾運転者として支払われるべき保険金がある場合は、当該損害または費用に対して、当会社は、この特約による保険金を支払いません。

## 傷害補償の範囲の限定に関する特約

### 第1条（範囲の限定）

当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険証券記載の行為の間に傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合にかぎり、傷害条項の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。ただし、次条第6号の行為については、傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）第1項第8号および同号の事由に随伴して生じた事故または同号に伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故にかかわらず、保険金を支払います。

### 第2条（範囲限定の特則）

前条において、保険証券に記載されている行為として、ゴルフ、テニス、スキー・スケート、狩猟またはつりと記載されている場合、前条の行為は、それぞれ次の定義によります。

#### (1) ゴルフ

被保険者がゴルフ場構内において、ゴルフ（ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パター・ゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。）の練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場構内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中

#### (2) テニス

被保険者がテニス施設内において、テニスの練習、競技または指導（これらに伴う更衣、休憩を含みます。）中

#### (3) スキー

被保険者が雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中

#### (4) スケート

被保険者がスケート場におけるアイススケートの練習、競技または指導（これらに伴う更衣、休憩を含みます。）中

#### (5) 狩猟

被保険者が狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中

#### (6) つり

被保険者が、釣魚の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着する時までの行程中

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

#### (1) ゴルフの練習

ゴルフの練習とは、ゴルフの技術の維持・向上を目標に、ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具（以下「クラブ等」といいます。）を使用して繰り返しスイングを行うこと（場所のいかんを問いません。）をいい、これに付隨してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。

#### (2) ゴルフの競技

ゴルフの競技とは、ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。

#### (3) ゴルフの指導

ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

#### (4) スイング

スイングとは、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。

#### (5) ゴルフ場

ゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

#### (6) ゴルフ場構内

ゴルフ場構内とは、ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

#### (7) テニス施設

もっぱらテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。

#### (8) 雪上滑走スポーツ

スキー、モノスキー、スノーボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます。）上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり（そりに類似するものを含みます。）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。

#### (9) スケート場

アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。

#### (10) 釣魚

海、河川、湖沼、池等において釣糸を用いて魚を漁獲することをいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

##### イ. つり堀における漁獲

##### ロ. 職業的漁獲

### 第4条（保険金を支払わない場合）

#### ① 当会社は、次の各号に掲げる傷害または損害に対しては保険金を支払いません。

(1) 第2条（範囲限定の特則）第3号および第4号の行為については、大気汚染、水質汚濁の環境汚染（環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合はこの限りではありません。）によって生じた傷害または損害

(2) 第2条（範囲限定の特則）第5号の行為については、次の事由のいずれかによって生じた傷害または損害

イ. 被保険者が狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間

ロ. 被保険者が許可なく所持している銃器によって被った傷害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間

ハ. 交通乗用具に搭乗中

二. 交通乗用具との衝突、接触等

(3) 第2条（範囲限定の特則）第6号の行為については、被保険者が故意または重大な過失によつて法令上禁止されている区域内または期間中に釣魚（禁漁の対象となっている魚に限ります。）を行っている間に生じた傷害または損害

#### ② 前項第2号にいう交通乗用具とは次に掲げるものをいいます。

汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます。）、リフト、自動車、原動機付自転車、トロリーバス、航空機および船舶（狩猟に使用する船を除きます。）

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 天災危険担保特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合－その1）第1項第8号および第12号の規定にかかわらず、傷害条項の被保険者が次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害を被ったときは、傷害条項の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金を支払います。

(1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 特定感染症危険担保特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

① 当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）を発病したときは、この特約および傷害条項の規定に従い、傷害条項の規定によって支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金を支払います。

② 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金（以下、前項の保険金とあわせて「保険金」といいます。）を支払います。

③ 前2項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。

### 第2条（保険金を支払わない場合－その1）

① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）を伴うものをいいます。）。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害または損害に限ります。

(2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または極めて重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでありません。

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害または損害に限ります。

(4) 被保険者に対する刑の執行

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染

(9) 前4号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、普通約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

③ 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、被保険者が傷害条項第2条（用語の定義）第7号に定める要介護状態（以下「要介護状態」といいます。）となったとき、または、被保険者の要介護状態が同条第8号に定める傷害介護支払対象期間開始日からその日を含めて、保険証券記載の要介護状態日数を超えて継続したときは、当会社は、傷害介護保険金または傷害介護一時保険金を支払いません。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その2）

① 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

② 前項の規定は、この特約が付帯された支払条項が継続されたものである場合には、適用しません。

**第4条（発病の通知）**

- ① 被保険者が特定感染症を発病したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、当該特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内に当該特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつたときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

**第5条（保険金の請求）**

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 保険期間中に特定感染症を発病したこと、当該特定感染症の程度または当該特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
  - (2) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
  - (3) 死亡診断書または死体検査書
  - (4) 被保険者の戸籍謄本
  - (5) 被保険者の印鑑証明書
  - (6) 葬祭費用の支出を証明する書類
  - (7) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかつたとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

**第6条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）**

- ① 当会社は、第4条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当会社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めるることができます。
- ② 前項の規定による診断または死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。
- ③ 第1項の規定による当会社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかつたときは、当会社は、保険金を支払いません。

**第7条（代位）**

- ① 当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- ② 前項の規定にかかわらず、当会社が葬祭費用保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）第2項の費用について、保険契約者または被保険者の親族が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当会社が支払った葬祭費用保険金の限度内で、かつ、保険契約者または被保険者の親族の権利を害さない範囲内で、当会社に移転します。
- ③ 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

**第8条（普通約款の適用除外）**

この特約の規定が適用される場合には、傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第26条（死亡の推定）、第6章一般条項第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）および第25条（代位）第1項の規定は適用しません。

**第9条（普通約款の読み替え）**

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 傷害条項第19条（傷害定額保険金における他の身体障害の影響）第2項の規定中「第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害の程度が重大となったとき」とあるのは「特定感染症が重大となったとき」
- (2) 傷害条項第23条（人身傷害保険金における他の身体傷害の影響）第1項の規定中「被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害を被った」および「同項の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同項の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条第2項の規定中「第1条（保険金を支払う場合）第2項の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- (3) 一般条項第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第3項の規定中「傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- (4) 一般条項第28条（保険契約の解除）第2項第3号の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害もしくは傷害または発病した疾病が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条第2項第5号の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害または傷害もしくは発病した疾病」とあるのは「特定感染症」、同条第8項の規定中「生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病」とあるのは「発病した特定感染症」
- (5) 一般条項第29条（保険料の返還または請求）第2項の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病」とあるのは「追加保険料の領収前に発病した特定感染症」

**第10条（交通事故傷害危険のみ担保特約が付帯された場合の取扱）**

この特約が付帯される保険契約に交通事故傷害危険のみ担保特約が付帯された場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

**第11条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 第三者加害行為倍額支払特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者が次の各号に掲げる事由のいずれかによって傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、傷害条項の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金を2倍にして支払います。

(1) 第三者（被保険者以外の者をいいます。以下この条において同様とします。）の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって生じたものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が警察署に届け出た場合に限ります。

(2) ひき逃げ（道路上における被保険者と自動車または原動機付自転車（これらに積載されているものを含みます。）との衝突・接触等の交通事故であって、当該事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます。）

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 顔面傷害による倍額支払特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者が傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、傷害を被った部位またはその一部が顔面、頭部または頸部であって、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、傷害条項の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金を2倍にして支払います。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 特別条件付保険特約

### 第1条（特別条件の適用）

総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項、第4章疾病条項またはがん特約（がん特定手術特約、がん女性手術特約、がん退院後ケア特約を含みます。）の被保険者となるにあたって、当該被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、この特約の適用対象として保険証券に記載された保険金（以下「保険金」といいます。）については、普通約款またはこれに付帯される特約の規定のほか、この特約の規定を適用します。

### 第2条（特別条件）

この特約によりこの保険契約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方によります。

#### (1) 保険金削減支払法

当該保険金にかかる保険期間の始期から起算して当会社の定める保険金削減期間内に、被保険者が、保険金の支払事由に該当したときは、適用日（この特約において、この特約が付帯された日をいいます。）から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を基準として、保険金を支払います。ただし、当該保険金にかかる保険料が払込済である場合は、支払うべき保険金の額からその支払事由に該当した時における当該支払条項の責任準備金を控除した金額につきの割合を乗じて得た金額と、その時における当該支払条項の責任準備金とを合算した金額を支払います。

支払事由に該当した時 までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

#### (2) 特別保険料領収法

(ア) この特約がないものとして計算された保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を、払い込むべき保険料とします。  
(イ) 普通約款またはこれに付帯される特約の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。

#### (3) 特定疾病・部位不担保法

当該保険金にかかる保険期間の始期から起算して保険証券記載の不担保期間内に生じた保険証券記載の保険金の支払事由に該当したとき、または保険料払込の免除事由に該当したときは、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。

### 第3条（普通約款および特約の規定の適用除外）

- ① この特約に定める特別条件を適用した場合、次の各号の取扱は行いません。ただし、保険金削減支払の場合で保険金削減期間経過後のとき、または特定疾病・部位不担保法のときはこの限りではありません。
  - (1) 当該保険金にかかる保険期間の変更
  - (2) 当該保険金にかかる保険料払込期間の変更
- ② この特約に定める特別条件を適用した場合、特別条件を適用した保険金にかかる保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付帯は行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または特定疾病・部位不担保法のときはこの限りではありません。

## 交通事故傷害危険のみ担保特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

① 当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が次の各号に掲げるいずれかの事故によって、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合にかぎり、傷害条項の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下この項において同様とします。）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故
- (2) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。）の急激かつ偶然な外来の事故
- (3) 乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）での急激かつ偶然な外来の事故
- (4) 道路通行中の次に掲げるいずれかの事故
  - イ. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
  - ロ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
  - ハ. 火災または破裂・爆発

二. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

- (5) 建物または交通乗用具の火災
- ② 前項各号の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

### 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

#### (1) 交通乗用具

下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。

分類	交通乗用具
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン） (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

傷害条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定は適用しません。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

#### (2) 工作用自動車

構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

#### (3) 運行中

交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

① 当会社は被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

(1) 被保険者が交通乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、前条第1号の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りでありません。

(2) 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機を被保険者が操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

(4) 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

- イ. グライダー
- ロ. 飛行船
- ハ. 超軽量動力機
- ニ. ジャイロプレーン

② 当会社は、被保険者が職務として次の各号に掲げる作業のいずれかに従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

(1) 交通乗用具への荷物、貨物等（以下この号において「荷物等」といいます。）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上の荷物等の整理作業

(2) 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

#### 第4条（普通約款の適用除外）

## 自動車傷害調整特約（搭乗者傷害特約用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、第3章傷害条項（以下この特約において「傷害条項」といいます。）の被保険者が、次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によりその身体に被った傷害（ガス中毒を含みます。以下この特約において同様とします。）に対しては、傷害条項または特定損傷特約の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金払保険金、人身傷害保険金または特定損傷保険金を支払いません。

- (1) 傷害対象自動車の運行に起因する事故
- (2) 傷害対象自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または傷害対象自動車の落下
- 2 前項における傷害対象自動車とは、この保険契約に付帯される搭乗者傷害特約（以下この特約において「搭乗者傷害特約」といいます。）に規定する傷害対象自動車をいい、前項における被保険者は、同特約の被保険者である間に限ります。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する傷害について、搭乗者傷害特約の規定により保険金が支払われる場合（傷害死亡保険金については搭乗者傷害特約の死亡保険金、傷害後遺障害保険金については同特約の後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金については同特約の傷害保険金「日数払」、傷害一時金払保険金および特定損傷保険金については同特約の傷害保険金「一時金払」、人身傷害保険金については同特約のいずれか1種類以上の保険金が支払われる場合をいいます。）にかぎり、適用されます。

### 第2条（この特約の効力）

搭乗者傷害特約が終了したとき、または搭乗者傷害特約の所有自動車が存在しなくなったときに、この特約も同時に効力を失います。

### 第3条（抜本的総合保険に移行した場合の特則）

当会社は、この特約が付帯された保険契約が抜本的総合保険に移行した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）各号の規定中「傷害対象自動車」とあるのは「自動車（原動機付自転車を含みます。）」と読み替えます。
- (2) 同条第2項の規定を以下のとおり読み替えます。
 

〔2 前項における被保険者とは、この保険契約に付帯される搭乗者傷害特約（以下この特約において「搭乗者傷害特約」といいます。）の被保険者、または保険証券記載の総合自動車補償条項搭乗者傷害条項、一般自動車補償条項搭乗者傷害条項、個人用自動車補償条項搭乗者傷害条項もしくは家族型自動車補償条項搭乗者傷害条項（これらに付帯される他の特約を含みます。以下この特約においてこれらを総称して、「搭乗者傷害条項」といいます。）の被保険者である間に限ります。〕
- (3) 同条第3項の規定を以下のとおり読み替えます。
 

〔3 第1項の規定は、同項に規定する傷害について、搭乗者傷害特約または搭乗者傷害条項の規定により保険金が支払われる場合（傷害死亡保険金については搭乗者傷害特約の死亡保険金または搭乗者傷害条項の死亡保険金、傷害後遺障害保険金については搭乗者傷害特約の後遺障害保険金または搭乗者傷害条項の後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金については搭乗者傷害特約の傷害保険金「日数払」または搭乗者傷害条項に搭乗者傷害保険の傷害保険金（日数払）特約を付帯した場合の傷害保険金、傷害一時金払保険金および特定損傷保険金については搭乗者傷害特約の傷害保険金「一時金払」または搭乗者傷害条項の傷害保険金、人身傷害保険金については搭乗者傷害特約、搭乗者傷害条項または搭乗者傷害保険の傷害保険金（日数払）特約のいずれか1種類以上の保険金が支払われる場合をいいます。）にかぎり、適用されます。〕
- (4) 前条の規定中「搭乗者傷害特約が終了したとき、または搭乗者傷害特約の所有自動車が存在し

なくなったとき」とあるのは「搭乗者傷害特約が終了したとき、搭乗者傷害特約の所有自動車が存在しなくなったとき、搭乗者傷害条項が失効した時または解除された時」と読み替えます。

## 自動車傷害調整特約（人身傷害補償特約用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、第3章傷害条項（以下この特約において「傷害条項」といいます。）の被保険者が、次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によりその身体に被った傷害（ガス中毒を含みます。以下この特約において同様とします。）に対しては、傷害条項または特定損傷特約の規定により支払われる保険金のうちこの特約の適用対象として保険証券に記載された傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金、傷害一時金保険金、人身傷害保険金または特定損傷保険金を支払いません。

(1) 自動車の運行に起因する事故

(2) 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下

2 前項における被保険者とは、この保険契約に付帯される人身傷害補償特約（以下この特約において「人身傷害補償特約」といいます。）の被保険者である間に限ります。

3 第1項の規定は、同項に規定する傷害について、人身傷害補償特約の規定により保険金が支払われる場合にかぎり、適用されます。

### 第2条（この特約の効力）

人身傷害補償特約が終了したとき、または人身傷害補償特約の所有自動車が存在しなくなったときに、この特約も同時に効力を失います。

### 第3条（抜本的総合保険に移行した場合の特則）

当会社は、この特約が付帯された保険契約が抜本的総合保険に移行した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（保険金を支払う場合）各号の規定中「自動車」とあるのは「自動車（原動機付自転車を含みます。）」と読み替えます。

(2) 同条第2項の規定を以下のとおり読み替えます。

「2 前項における被保険者とは、この保険契約に付帯される人身傷害補償特約（以下この特約において「人身傷害補償特約」といいます。）の被保険者、または保険証券記載の総合自動車補償条項人身傷害条項、一般自動車補償条項人身傷害条項、個人用自動車補償条項人身傷害条項もしくは家族型自動車補償条項人身傷害条項（これらに付帯される他の特約を含みます。以下この特約においてこれらを総称して、「自動車人身傷害条項」といいます。）の被保険者である間に限ります。」

(3) 同条第3項の規定を以下のとおり読み替えます。

「3 第1項の規定は、同項に規定する傷害について、人身傷害補償特約または自動車人身傷害条項の規定により保険金が支払われる場合にかぎり、適用されます。」

(4) 前条の規定中「人身傷害補償特約が終了したとき、または人身傷害補償特約の所有自動車が存在しなくなったとき」とあるのは「人身傷害補償特約が終了したとき、人身傷害補償特約の所有自動車が存在しなくなったとき、自動車人身傷害条項が失効した時または解除された時」と読み替えます。

## 所得補償保険金の入院のみ担保特約

### 第1条（普通約款の読み替え等）

当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害条項第2条（用語の定義）第9号および第4章疾病条項第2条（用語の定義）第10号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 普通約款第3章傷害条項第2条（用語の定義）第9号

「就業不能

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の傷害を被り、その傷害の治療のため入院していることにより保険証券の被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が傷害に起因して死亡した後は含まれません。」

(2) 普通約款第4章疾病条項第2条（用語の定義）第10号

「就業不能

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の疾病を発病し、その疾病的治療のため入院していることにより保険証券の被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が疾病に起因して死亡した後は含まれません。」

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料払込免除特約

### 第1条（保険料払込の免除）

① 当会社は、この特約の規定により、この特約の適用対象として保険証券に記載された保険金（以下「保険金」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、次の各号のいずれかの事由に該当したとき（総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）に定める保険料払込の免除事由に該当したときを除きます。）は、その事由に該当した日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料（当該被保険者に関する保険金に対応する保険料に限ります。）の払込を免除します。

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、普通約款別表 疾-6 に定める悪性新生物（以下この条において「悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師（被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）され、その治療を直接の目的として普通約款第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）第2条（用語の定義）第1号または第4章疾病条項（以下「疾病条項」といいます。）第2条（用語の定義）第3号に定める病院または診療所（以下この条において「病院または診療所」といいます。）において傷害条項第2条（用語の定義）第2号または疾病条項第2条（用語の定義）第4号に定める入院（以下この条において「入院」といいます。）を開始したとき。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、この特約の保険期間中に普通約款別表 疾-6 に定める急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療を直接の目的として病院または診療所において入院を開始したとき。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、この特約の保険期間中に普通約款別表 疾-6 に定める脳卒中を発病し、その疾患により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT（コンピュータ断層撮影法）またはMRI（磁気共鳴映像法）によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として病院または診療所において入院を開始したとき。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した事故により傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、この特約の保険期間中に普通約款別表 傷-8 に定める脳挫傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において入院を開始したとき。
- (5) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した事故により傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、この特約の保険期間中に普通約款別表 傷-8 に定める脊髄損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において入院を開始したとき。
- (6) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した事故により傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、この特約の保険期間中に普通約款別表 傷-8 に定める内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において入院を開始したとき。
- (2) 前項第1号の事由に該当した場合でも、この特約の保険期間の開始日から起算して90日以内に普通約款疾-6 の表2中に定める基本分類表番号174または175の乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の保険期間の開始日から起算して90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、入院を開始したときは、保険料の払込を免除します。
- (3) 被保険者が責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定（被保険者が医師である場合は、この項においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、第1項および第2項

の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。ただし、被保険者が第1項第2号から第6号までに定める事由に該当した場合は、保険料の払込を免除します。

### 第2条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）第1項および傷害条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）のいずれかによって前条第1項第4号から第6号に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。

### 第3条（保険料払込免除の請求）

- ① 保険契約者が保険料払込の免除を受けようとするときは、普通約款第6章一般条項第19条（保険金等の請求）第2項に掲げる書類を提出しなければなりません。
- ② 一般条項に定める保険料払込の免除に関する規定はこの特約による保険料払込の免除の場合に準用します。

### 第4条（特約の責任開始期）

この特約による当会社の保険責任は、この特約を付帯した支払条項の保険責任と同時に始まります。

### 第5条（保険料率）

この特約が適用される場合、傷害条項および疾病条項ならびにこれらに付帯されるその他の特約には、この特約が付帯される場合の保険料率を適用します。

### 第6条（特約の失効）

この特約を付帯した支払条項が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

### 第7条（特約の解約返れい金）

この特約に対する解約返れい金はありません。

### 第8条（特約の継続）

- ① この特約を付帯した支払条項の保険証券記載の保険期間が終身以外の場合には、支払条項が普通約款の規定により継続されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は支払条項と同時に当会社の定める方法により継続されます。
- ② 普通約款およびこれに適用される他の特約の規定にかかわらず、この特約に規定する保険料払込の免除事由により継続前契約の保険料の払込が免除されている場合には、当会社は傷害条項および疾病条項ならびにこれらに付帯されるその他の特約の継続は行いません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、当会社は当会社の定めるところにより傷害条項および疾病条項ならびにこれらに付帯されるその他の特約を継続することができます。この場合、保険契約者は継続後契約の保険料を、当会社の定めるところにより払い込まなければなりません。
- ④ 継続時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社はこの特約の継続を行いません。ただし、当会社が承認した場合には、当会社所定の特約により継続されることがあります。

### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 成人病入院特約

### 第1条（保険金の支払）

この特約において当会社が総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4章疾病条項の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に支払う保険金は、次のとおりとします。

保険金の種類	支払額	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
成人病入院保険金	入院1回につき、保険証券に記載された成人病入院保険金日額×入院日数	<p>被保険者が、責任開始期（この特約の保険期間の初日からその日を含めて、保険証券記載の待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後に発病（医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の診断によるものをいいます。以下同様とします。）した別表に定める疾病（以下「成人病」といいます。）を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。</p> <p>(1) 成人病の治療を直接の目的とすること。</p> <p>(2) 入院日数が成人病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に継続して2日以上となったこと。</p> <p>(3) 病院または診療所における入院であること。</p>

### 第2条（保険金の支払に関する補則）

- ① 前条の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の成人病入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。
  - (1) 1回の入院についての支払限度は、保険証券記載の成人病入院支払限度日数（成人病入院保険金を支払う日数。以下同様とします。）とします。
  - (2) 通算支払限度は、成人病入院支払日数を通算して保険証券記載の成人病入院保険金通算限度日数を限度とします。
- ② 前条に規定する保険金の支払額の計算にあたって、成人病入院保険金日額の変更があった場合には、各日現在の成人病入院保険金日額を基準とします。
- ③ 被保険者が成人病以外の原因による入院中に、成人病を併発し、成人病の治療を開始した場合には、その日からその成人病の治療を直接の目的とする入院を開始したものとして前条およびこの条の規定を適用します。
- ④ 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑤ 被保険者が同一の成人病（病名を異にする場合でも、別表中同一の成人病の種類に属する疾病および成人病の種類を異にしても医学上重要な関係があると当会社が認めた疾病は、同一の成人病として取り扱います。以下同様とします。）の治療を目的として、前条に規定する2日以上の入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して同条の規定を適用します。ただし、同一の成人病による入院でも、成人病入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな成人病による入院として同条の規定を適用します。
- ⑥ 当会社は、被保険者が、前条に規定する入院を開始したときに、異なる成人病を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したときに継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用し、成人病入院保険金を支払います。

### 第3条（特約保険料払込の免除）

当会社は、普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第4条（保険料払込の免除約款 - 115

－その1）および第5条（保険料の払込を免除しない場合）の規定によって、この特約が付帯された保険契約の保険料の全部または一部の払込が免除されるべき場合には、この特約の保険料の払込を免除します。

### 第4条（特約の締結）

保険契約者は、当会社の定めるところにより、被保険者の同意および当会社の承認を得て、この特約を締結することができます。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 別表

## 1. 成人病入院保険金給付金の支払いの対象とする疾病および疾病分類

対象とする成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

## 2. 同一の成人病

1の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

## 女性医療特約

## 第1条（保険金の支払）

① この特約において当会社が総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章疾病条項の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に支払う保険金は、次のとおりとします。

保険金の種類	支払額	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
女性入院保険金	入院1回につき、保険証券に記載された女性入院保険金日額×入院日数	<p>被保険者が、責任開始期（この特約の保険期間の初日からその日を含めて、保険証券記載の待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後に発病（医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の診断によるものをいいます。以下同様とします。）した別表1に定める疾病（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性特定疾病的治療を直接の目的とすること。</li> <li>(2) 入院日数が女性特定疾病的治療を直接の目的として、継続して2日以上であること。</li> <li>(3) 病院または診療所における入院であること。</li> </ul>
形成治療保険金	手術1回につき、保険証券に記載された女性入院保険金日額に手術の種類に応じて別表2に定める給付倍率を乗じた金額	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に病院または診療所において、治療を目的とした次の手術（以下「手術」といいます。）のいずれかを受けたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この特約の責任開始期以後に生じた原因による別表3に定める瘢痕に対する別表2に定める植皮術または瘢痕形成術</li> <li>(2) この特約の責任開始期以後に初めて診断された別表3に定める足ゆびの後天性変形に対する別表2に定める形成術</li> <li>(3) この特約の責任開始期以後に生じた原因による別表2に定める乳房切除術</li> </ul>

② 前項の規定にかかわらず、この特約の保険期間の開始日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（別表1中、基本分類表番号174の悪性新生物。以下同様とします。）を原因として形成治療保険金の支払事由に該当したときは、当会社は、形成治療保険金を支払いません。

## 第2条（保険金の支払に関する補則）

- ① 前条の規定にかかわらず、この保険契約による被保険者の女性入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。
- (1) 1回の入院についての支払限度は、保険証券記載の女性入院支払限度日数（女性入院保険金を支払う日数。以下同様とします。）とします。
  - (2) 通算支払限度は、女性入院支払日数を通算して保険証券記載の女性入院保険金通算限度日数とします。
  - (3) 前条に規定する女性入院保険金の支払額の計算にあたって、女性入院保険金日額の変更があった場合には、各日現在の女性入院保険金日額を基準とします。
  - (4) 被保険者が女性特定疾病以外の原因による入院中に、女性特定疾病を併発し、その女性特定疾病的治療を開始した場合には、その日からその女性特定疾病的治療を直接の目的とする入院を開始したものとして前条およびこの条の規定を適用します。
  - (5) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
  - (6) 被保険者が同一の女性特定疾病（病名を異にする場合でも、医学上重要な関係があると当会社が認めた特定疾病は、同一の女性特定疾病として取り扱います。以下同様とします。）の治療を目的と

して、前条に規定する2日以上の入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して同条の規定を適用します。ただし、同一の女性特定疾病による入院でも、女性入院保険金の支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな女性特定疾病による入院として前条および第1項の規定を適用します。

- ⑥ 当会社は、被保険者が、前条に規定する入院を開始したときに、異なる女性特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、その満了日を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第2項の規定を適用します。
- ⑧ 当会社は、被保険者が時期を同じくして形成治療保険金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ形成治療保険金を支払います。
- ⑨ 被保険者が前条に定める形成術を受けたのち、同一の足ゆびについて足ゆびの後天性変形と診断されたときは、形成治療保険金の支払事由第2号に定める診断として取り扱います。
- ⑩ 被保険者が前条に定める足ゆびの後天性変形と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて足ゆびの後天性変形と診断されたときは、形成治療保険金の支払事由第2号に定める診断として取り扱います。

### 第3条（特約保険料払込の免除）

当会社は、普通約款第6章一般条項第4条（保険料払込の免除－その1）および第5条（保険料の払込を免除しない場合）の規定によって、この特約が付帯された保険契約の保険料の全部または一部の払込が免除されるべき場合には、この特約の保険料の払込を免除します。

### 第4条（特約の締結）

保険契約者は、当会社の定めるところにより、被保険者の同意および当会社の承認を得て、この特約を締結することができます。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1

対象とする女性特定疾病的範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

特定疾病的種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	○消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	○骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の ・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・皮膚のその他の悪性新生物	173
	・女性乳房の悪性新生物	174
	○泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の ・子宮の悪性新生物、部位不明	179
	・子宮頸の悪性新生物	180
	・胎盤の悪性新生物	181
	・子宮体の悪性新生物	182
	・卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	・その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	・膀胱の悪性新生物	188
	・腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	○その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	○リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	○良性新生物（210～229）中の ・乳房の良性新生物	217
	・子宮平滑筋腫	218
	・子宮のその他の良性新生物	219
	・卵巣の良性新生物	220
	・その他の女性生殖器の良性新生物	221
	・腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の ・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	・甲状腺の良性新生物	226
	○上皮内癌（230～234）中の ・消化器の上皮内癌	230
	・呼吸系の上皮内癌	231
	・皮膚の上皮内癌	232
	・乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の ・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3

特定疾患の種類	分類項目	基本分類表番号
新生物	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	・その他および部位不明の上皮内瘤	234
	○性状不詳の新生物（235～238）中の	
	・泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の	
	・子宫	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巣	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	・その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の	
	・乳房	238.3
	○性質の明示されない新生物（239）中の	
	・乳房	239.3
	・膀胱	239.4
	・その他の泌尿生殖器	239.5
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	○甲状腺の障害（240～246）中の	
	・単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	・非中毒性結節性甲状腺腫	241
	・甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	・後天性甲状腺機能低下（症）	244
	・甲状腺炎	245
	・甲状腺のその他の障害	246
	○その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の	
	・副腎の障害（255）中の	
	・クッシング（Cushing）症候群	255.0
	・卵巣機能障害	256
糖尿病	○その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の	
	・糖尿病	250
血液および造血器の疾患	○血液および造血器の疾患（280～289）中の	
	・鉄欠乏性貧血	280
	・その他の欠乏性貧血	281
	・後天性溶血性貧血	283
	・再生不良（無形成）性貧血	284
	・その他および詳細不明の貧血	285
	・紫斑病およびその他の出血病態（287）中の	
	・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板（栓球）機能障害	287.1
	・その他の血小板（栓球）非減少性紫斑病	287.2
	・原発性（一次性）血小板（栓球）減少症	287.3
	・続発性（第二次性）血小板（栓球）減少症	287.4
	・詳細不明の血小板（栓球）減少症	287.5

特定疾患の種類	分類項目	基本分類表番号
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺循環疾患 ○その他の型の心疾患	393～398 410～414 415～417 420～429
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	○脳血管疾患	430～438
循環系の疾患	○動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の	
	・結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の	
	・大動脈炎症候群	446.7
	○静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の	
	・下肢の静脈瘤	454
	・その他の部位の静脈瘤（456）中の	
	・外陰靜脈瘤	456.6
	・リンパ管の非感染性障害（457）中の	
消化系の疾患	・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
	・低血圧（症）	458
	○消化系のその他の疾患（570～579）中の	
	・胆石症 ・胆のう（囊）のその他の障害 ・その他の胆道の障害	574 575 576
泌尿生殖系の疾患	○腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	・急性糸球体腎炎	580
	・ネフローゼ症候群	581
	・性糸球体腎炎	582
	・腎炎および腎症（ネフロパシー）（腎障害）、急性または慢性と明示されないもの	583
	・慢性腎不全	585
	○泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	・腎の感染（症）	590
	・水腎症	591
	・腎および尿管の結石	592
乳房の障害	・腎および尿管のその他の障害	593
	・下部尿路の結石	594
	・膀胱炎	595
	・膀胱のその他の障害	596
	・非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	・尿道狭窄	598
	・尿道および尿路のその他の障害	599
	○乳房の障害	610～611
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	○女性生殖器のその他の障害	617～629

特定疾患の種類	分類項目	基本分類表番号
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	○妊娠、流産に終ったもの ○主として妊娠に関連した合併症 ○正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態における分娩(650)は除く〉 ○分娩の経過に主として発生する合併症 ○産じょく〈褥〉の合併症	630~639 640~648 651~659 660~669 670~676
筋骨格系および結合組織の疾患	○関節症〈疾患〉および関連障害(710~719)中の ・結合組織のびまん性疾患 ・慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発(性)関節症〈疾患〉 ○リウマチ、背部を除く(725~729)中の ・リウマチ性多発筋痛	710 714 725

別表2

手術の種類	給付倍率
植皮術	
1. 顔面部に対する植皮術	20
2. その他の部位に対する植皮術(直径2cm未満は除く)	20
瘢痕形成術(非観血手術を除く)	
3. 顔面部に対する瘢痕形成術	20
4. その他の部位に対する瘢痕形成術(瘢痕の長さが3cm未満は除く)	20
足ゆびの後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)	
5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術	20
乳房切除術(生検を除く)	
6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術	40

注 1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ(上縁は眉毛の上5cm程度とします。)で囲まれた部分をいいます。  
 2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表3

## 1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

## 2. 足ゆびの後天性変形

対象とする足ゆびの後天性変形は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾(後天性)	735.0
内反母趾(後天性)	735.1
剛〈強〉直母趾	735.2
つち〈槌〉母趾	735.3
その他のつち〈槌〉趾(後天性)	735.4
わし〈鷺〉(爪)趾(後天性)	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

## がん特約

### 第1条（がんの定義および診断確定）

- ① この特約において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。
- ② がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師（被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。以下同様とします。）の資格を持つ者により、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同様とします。）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されることを要します。

### 第2条（保険金の支払）

- ① この特約において当会社が被保険者に支払う保険金は、次のとおりとします。

保険金の種類	支 払 額	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
診断保険金	<p>（保険証券記載の保険金支払額の型（以下「保険金支払額の型」といいます。）がI型の場合）保険証券記載の診断保険金額（以下「診断保険金額」といいます。）</p> <p>（保険金支払額の型がII型の場合）</p> <p>(1) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日前に支払事由に該当したとき。 診断保険金額</p> <p>(2) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日以後に支払事由に該当したとき。 診断保険金額 × 1／2</p>	<p>被保険者が責任開始期（この特約の保険期間の初日からその日を含めて、保険証券記載の待機期間日数を経過した日の翌日の午前0時。以下同様とします。）以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 初めてがんと診断確定されたとき。</p> <p>(2) すでに診断確定されたがん（以下「原発がん」といいます。）を治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後初めてがんが再発したと診断確定されたとき。</p> <p>(3) 原発がんが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします。）に転移したと診断確定されたとき。ただし、当該転移の以前においてその臓器にすでにがんが生じていた場合を除きます。</p> <p>(4) 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき。</p>
入院保険金	保険証券記載の入院保険金日額 × 入院日数	<p>被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。</p> <p>(1) 責任開始期以後にがんと診断確定されたこと。</p> <p>(2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること。</p> <p>(3) 病院または診療所における入院であること。</p>
長期入院保険金	1回の入院につき保険証券記載の長期入院保険金日額に入院保険金が支払われる入院日数が長期入院保険金日数に該当した日以降（その日を含みます。）に同保険	<p>被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院をし、入院日数が保険証券記載の長期入院保険金日数以上となる継続した入院をしたとき。</p>

保険金の種類	支 払 額	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
長期入院保険金	金が支払われる入院日数を乗じて得た金額	
手術保険金	手術1回につき、入院保険金日額に手術の種類に応じて別表2に定める給付倍率を乗じた金額	<p>被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき。</p> <p>(1) 責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること。</p> <p>(2) 別表2に定めるいづれかの種類の手術であること。</p> <p>(3) 病院または診療所における手術であること。</p>
退院後療養保険金	1退院につき、保険証券記載の退院後療養保険金額	<p>被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院で、その入院保険金の支払われる入院日数が保険証券記載の退院療養保険金日数以上となる継続した入院をした後、生存して退院したとき。</p>
通院保険金	<p>（保険金支払額の型がI型の場合） 保険証券記載の通院保険金日額（以下「通院保険金日額」といいます。） × 通院日数</p> <p>（保険金支払額の型がII型の場合）</p> <p>(1) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日前に通院したとき。 通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>(2) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日以後に通院したとき。 通院保険金日額 × 通院日数 × 1／2</p>	<p>被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、医師の治療を要し、かつ、責任開始期以後の保険期間中に次の条件のすべてを満たす通院をしたとき。</p> <p>(1) 入院保険金の支払事由に該当する入院で、その入院保険金の支払われる入院日数が20日以上となる継続した入院（以下この条において「支払事由となる20日以上の入院」といいます。）をしたこと。</p> <p>(2) 上記(1)に定める入院保険金の支払われる原因となったがんの治療を受けることを直接の目的とした通院（往診を含みます。以下同様とします。）であること。</p> <p>(3) 次の期間内に行われた通院であること</p> <p>イ. 支払事由となる20日以上の入院の入院日の前日からその日を含めて週及して60日以内の期間（以下「入院前通院期間」といいます。）</p> <p>ロ. 支払事由となる20日以上の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（以下「退院後通院期間」といいます。）</p>

保険金の種類	支払額	支払事由
重度一時金	(保険金支払額の型がⅠ型の場合) 保険証券記載の重度一時金額（以下「重度一時金額」といいます。）  (保険金支払額の型がⅡ型の場合) (1) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日前に重度状態になったとき。 重度一時金額 (2) 被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日以後に重度状態になったとき。 重度一時金額×1／2	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に、がんと診断確定され、保険期間中にその病状が別表3に定める重度状態になったとき。

② 保険金支払額の型は変更することができません。

③ 当会社は、第1項の保険金の種類のうち、保険証券に記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

### 第3条（保険金の支払に関する補則）

① 前条に規定する保険金の支払額の計算にあたって、保険金額（診断保険金額、入院保険金額、長期入院保険金額、退院後療養保険金額、通院保険金額および重度一時金額をいいます。以下同様とします。）の変更があった場合には、各日現在の保険金額を基準とします。

② 被保険者が診断保険金の支払事由に該当して診断保険金が支払われた場合において、その診断保険金の支払事由に該当した最終の日（以下この条において「前回の診断保険金支払事由該当日」といいます。）からその日を含めて2年以内に診断保険金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらず、診断保険金を支払いません。

③ 被保険者が前回の診断保険金支払事由該当日からその日を含めて2年以内に診断保険金の支払事由に新たに該当した後、次の各号のいずれかに該当した場合（該当したその日において被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。）には、該当したその日に新たな診断保険金の支払事由に該当したものとみなして、前条およびこの条の規定を適用して診断保険金を支払います。

(1) 前回の診断保険金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日（以下この項において「2年経過日」といいます。）の翌日に、がんの治療を直接の目的とした病院または診療所における入院をしているとき。

(2) 2年経過日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を直接の目的とした病院または診療所における入院（2年経過日の翌日以後における最初の入院に限ります。）を開始したとき。

(3) 2年経過日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を直接の目的とした病院または診療所における通院（2年経過日の翌日以後における最初の通院に限ります。）をしたとき。

④ 被保険者ががん以外の原因による入院中にがんの治療を開始したと当会社が認めたときは、その治療を開始した日にがんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして前条およびこの条の規定を適用します。

⑤ 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したときに継続している入院およびその継続している入院の退院は、この特約の有効中の入院および退院とみなして、前条の規定を適用し、入院保険金、長期入院保険金および退院後療養保険金を支払います。

⑥ 当会社は、被保険者が、時期を同じくして手術保険金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、別表2に定める給付倍率の高いいはずれか1種類の手術についてのみ手術保険金を支払います。

⑦ 被保険者が、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

⑧ 前条の規定にかかわらず、退院後療養保険金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日以内に開始した入院について、その後退院後療養保険金の支払事由に該当しても、当会社

は、退院後療養保険金を支払いません。

⑨ 被保険者が、同一の日に2回以上前条に定める通院をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、通院保険金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院した日数には含めません。

⑩ 被保険者が前条の入院保険金の支払事由に該当する入院期間中に、同条に定める通院をした場合については、通院保険金を支払いません。

⑪ 被保険者が、退院後通院期間中にに入院することにより新たに入院前通院期間が定められる場合は、すでに定められた退院後通院期間はその入院した日の前日に終了するものとし、その入院に対しては入院前通院期間はないものとします。

⑫ 被保険者が、退院後通院期間が終了した後に入院することにより新たに入院前通院期間が定められる場合で、すでに定められた退院後通院期間と新たに定められる入院前通院期間に重複する期間がある場合には、すでに定められた退院後通院期間が終了した日の翌日から新たに定められる入院前通院期間が開始するものとします。

⑬ 退院後通院期間中に、この特約の保険期間が満了したときは、この特約の有効中の通院とみなして、前条の規定を適用します。

⑭ 入院前通院期間中に被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日をむかえたときは、その日を含んだ入院前通院期間中の通院は、満65歳のこの特約の保険年度の初日前に通院したものとみなして前条の規定を適用します。

⑮ 退院後通院期間中に被保険者が満65歳のこの特約の保険年度の初日をむかえたときは、その日を含んだ退院後通院期間中の通院は、満65歳のこの特約の保険年度の初日前に通院したものとみなして前条の規定を適用します。

⑯ 前条および前7項の規定にかかわらず、この特約による通院保険金の支払限度は、次のとおりとします。

(1) 1回の入院のその通院についての支払限度は、保険証券記載の通院支払限度日数（通院保険金を支払う日数。以下同様とします。）とします。

(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して保険証券記載の通院保険金通算限度日数を限度とします。

⑰ 被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、当会社は、通院保険金を支払いません。

⑱ 前条に規定する重度一時金の支払は、保険期間開始前に重度一時金の支払がない場合に限り、かつ、保険期間を通じて1回限りとします。

⑲ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより前条に定める保険金の支払われる原因となったがんが悪化した場合は、当会社は、その悪化の影響がなかったときに支払われるべき金額を決定してこれを支払います。

### 第4条（特約保険料払込の免除）

当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第4条（保険料払込の免除－その1）および第5条（保険料の払込を免除しない場合）の規定によって、この特約が付帯された保険契約の保険料の全部または一部の払込が免除されるべき場合には、この特約の保険料の払込を免除します。

### 第5条（特約の締結）

保険契約者は、当会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を締結することができます。

### 第6条（責任開始期前のがん診断確定による無効）

① 被保険者が告知前または告知の時から責任開始期の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、この条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人の、その事実の知、不知にかかわらず特約は無効とします。

② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は次のように取り扱います。

(1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および保険金受取人のすべてが知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。

- (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事實を、保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
- (3) 告知の時から責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- ③ この条の適用がある場合は、一般条項第8条（告知義務）、第9条（通知義務）および第28条（保険契約の解除）の規定は適用しません。

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
上皮内癌	230～234

別表2

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
5. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

#### 注1 手術

「手術」とは器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

#### 2 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

別表3

#### 対象となる重度状態

国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類（内容が改定された場合は、改定後のものをいいます。）または同分類に準じてもしくはこれとは別に公的に定められたものとして当会社が認めた病期（ステージ）分類において、がんの進行度がステージIV（これと同等の病状にあると当会社が

認めた場合を含みます。)に該当すると日本の医師または歯科医師の資格を持つ者により診断確定された状態をいいます。

#### 注 重度状態の診断確定

- (1) 重度状態の診断確定は、病理組織学的分類に基づいて日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的分類に基づいて診断することが適当でないと当会社が認めた場合は、臨床分類に基づいてなされることを要します。
- (2) 重度状態ではないと診断された後に病状が悪化した場合の重度状態の診断確定は、病理組織学的分類を準用して日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的分類を準用して診断することが適当でないと当会社が認めた場合は、臨床分類を準用してなされることを要します。

## 搭乗者傷害特約

### 第1条 (この特約の補償内容)

- ① 当会社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(ガス中毒を含みます。以下同様とします。)を被った場合は、この特約および総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6章一般条項(以下「一般条項」といいます。)の規定に従い、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金および傷害保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

- (1) 傷害対象自動車の運行に起因する事故
- (2) 傷害対象自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発、または傷害対象自動車の落下

- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

### 第2条 (被保険者)

- ① この特約において、被保険者とは傷害対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者をいいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
  - (1) 極めて異常かつ危険な方法で傷害対象自動車に搭乗中の者
  - (2) 業務として傷害対象自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)

### 第3条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 傷害対象自動車  
次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。
  - イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中(駐車中または停車中を除きます。以下同様とします。)の所有自動車
  - ロ. 記名運転者が運転中の上記イ. 以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)の自動車。ただし、次号イ. からハ. までに掲げる者が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。)を除きます。
  - ハ. 上記以外の所有自動車(運転中の所有自動車を除きます。ただし、次に掲げる間の次号イ. からハ. までおよび第4号に掲げる者以外の者の運転中の所有自動車は含みます。)
  - (イ) 所有自動車が盜難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。)にあった時から発見されるまでの間
  - (ロ) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間
- (2) 所有自動車  
次に掲げる者のいずれかが所有する自動車をいいます。ただし、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車(キャンピング車)に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

イ. 保険契約者  
ロ. 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）

ハ. 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

- (3) 記名運転者  
前号イ. からハ.までの者から保険証券に記載された者をいいます。
- (4) 許諾運転者

記名運転者の承諾を得て、所有自動車を使用または管理中の者（第2号イ. からハ.までの者を除きます。）をいいます。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。）が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間を除きます。

- (5) 正規の乗車装置  
乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

- (6) 道路  
道路交通法第2条第1項第1号に定める道路をいいます。

- (7) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

イ. 普通約款別表 傷-1に掲げる後遺障害

ロ. 普通約款別表 傷-1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで傷害対象自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で傷害対象自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で傷害対象自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- (3) 被保険者が、傷害対象自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで傷害対象自動車に搭乗中に生じた傷害。ただし、傷害対象自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であるとしたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤ 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

⑥ 当会社は、被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

⑦ 当会社は、被保険者が所有自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に当該支払事由が生じた場合に限ります。また、傷害保険金については、傷害保険金を治療日数に応じて支払う旨第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券に記載されている場合（以下この支払方式を「傷害保険金（日数払）」といいます。）には下表の支払事由における日数払の区分に従うものとし、傷害保険金を部位・症状に応じて支払う旨同号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券に記載されている場合（以下この支払方式を「傷害保険金（一時金払）」といいます。）には下表の支払事由における一時金払の区分に従うものとし、このいずれかの区分により傷害保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金	保険金受取人
(1) 死亡保険金	死亡した場合	1名ごとに、第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が2名以上ある場合は、法定相続分の割合により支払います。
(2) 後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合	保険金額×保険金支払割合	被保険者

(3) 重度後遺障害特別保険金	以下のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき イ. 普通約款別表 傷-1 の1に掲げる後遺障害、普通約款別表 傷-1 の2の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じた場合 ロ. 2種以上の後遺障害が生じ、これらに対し、第3項第1号から第3号までの規定により、適用すべき保険金支払割合が100%または89%となる場合	保険金額の10%に相当する額。ただし、100万円を限度とします。	被保険者
(4) 重度後遺障害介護費用保険金	(3)の保険金が支払われる場合	(2)の額の50%に相当する額。ただし、500万円を限度とします。	被保険者
(5) 傷害保険金	「日数払」 医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院（医師による往診を含みます。以下同様とします。）した場合	治療日数（ただし、医師が治療を必要と認める治療日数に限ります。以下同様とします。）に対し、次のイ. およびロ. の額 イ. 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき、第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券記載の入院保険金日額 ロ. 病院または診療所に通院した治療日数に対しては、その治療日数1日につき、第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券記載の通院保険金日額。ただし、90日分の保険金額を限度とします。	被保険者
	「一時金払」 医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院した場合	傷害を被った部位およびその症状等に対応する、普通約款別表 傷-10に定める額	被保険者

- ② この条において保険金支払割合とは、普通約款別表 傷-1に定める保険金支払割合をいいます。  
 ③ 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、もっとも重い後遺障害の該当する等級に対応する保険金支払割合を適用します。ただし、次の各号に該当する場合は、同号に規定する保険金支払割合を適用します。

約款 - 125

- 險金支払割合を適用します。
- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金支払割合の合計の割合がその保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - (4) すでに後遺障害のある被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合を差し引いた割合を適用します。
  - (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。
  - (6) 傷害保険金において治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
  - (7) 傷害保険金において、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を治療日数に含めます。
    - (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下この項において同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギブス
    - (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス
  - (8) 傷害保険金（日数払）の支払は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。
  - (9) 被保険者が傷害保険金（日数払）の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金（日数払）の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して傷害保険金を支払いません。
  - (10) 傷害保険金（一時金払）において、普通約款別表 傷-10の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
  - (11) 傷害保険金（一時金払）において、同一事故により被った傷害の部位および症状が、普通約款別表 傷-10の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払うべき保険金のうち、もっとも高い額を傷害保険金として支払います。

#### 第6条（支払保険金の競合）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金があるときは、保険金額からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

#### 第7条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかつたときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合も、前項と

同様の方法で支払います。

#### 第8条（当会社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、前3条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- ② 当会社は、前項に定める死亡保険金および後遺障害保険金と第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。
- ③ 当会社は、前2項に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による傷害保険金を支払います。

#### 第9条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (3) 傷害保険金（日数払）については、被保険者が治療を終了した時、病院または診療所に入院しない治療日数が90日を超えた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (4) 傷害保険金（一時金払）については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時

#### 第10条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

#### 第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、一般条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約」
- (3) 第8条（告知義務）第1項中「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (4) 第9条（通知義務）第1項第4号中「財物条項の保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の場合」とあるのを「この特約の場合」
- (5) 第9条（通知義務）第1項第4号中「運転自動車、所有自動車」および「運転自動車または所有自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (6) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」および「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (7) 第13条（事故発生時の義務）第1項中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約第1条（この特約の補償内容）第1項」
- (8) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約」
- (9) 第18条（その他の義務）第2項中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」

- (10) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (11) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約」
- (12) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約」
- (13) 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）中「財物条項の保険の目的が運転自動車である場合（被保険自動車に該当する場合を除きます。）および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任」とあるのを「この特約」

## 搭乗者傷害の傷害保険金（一時金払）倍額払特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による傷害保険金（一時金払）の特則）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約第5条（支払保険金の計算）第1項の表中(5) 傷害保険金（一時金払）を支払う場合には、総合保険普通保険約款別表 傷-10 保険金支払額基準に規定する傷害治療給付金または傷害入通院給付金の額を2倍にして支払います。

## 人身傷害補償特約

### 第1条（この特約の補償内容）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故（ガス中毒を含みます。）により、次条に定める被保険者が身体に傷害を被ること（以下この特約において「人身傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第6条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約および総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）の規定に従い、保険金を支払います。

- (1) 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）の運行に起因する事故
- (2) 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発、または自動車の落下
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が所有自動車以外の自動車（以下「他の自動車」といいます。）に搭乗中で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
  - (1) 搭乗中の他の自動車の用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合
  - (2) 搭乗中の他の自動車が、次条第1項第2号イ、から同号ハ、までのいずれかに該当する者が所有（所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする賃貸借契約による借り入れを含みます。以下同様とします。）または主として使用する自動車の場合
  - (3) 被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、その使用者の所有する他の自動車を運転している場合
  - (4) 被保険者が、他の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）の場合

### 第2条（被保険者）

① この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 傷害対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者
- (2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当する者。ただし、イ、からハ、までに掲げる者が運転中（駐車中または停車中を除きます。以下同様とします。）の自動車または次条第1号に規定する保険証券記載の除外自動車に搭乗中の者を除きます。

イ. 保険契約者

ロ. 保険契約者の配偶者

ハ. 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

ニ. 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (3) 前2号以外の者で、傷害対象自動車の保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。）。ただし、傷害対象自動車の運行に起因する事故の場合に限ります。

- (4) 前3号以外の者で、傷害対象自動車の運転者（自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。）。ただし、傷害対象自動車の運行に起因する事故の場合に限ります。

- ② 前項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

- (3) 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。以下同様とします。）が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。
- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 傷害対象自動車  
次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。
- イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中の所有自動車
  - ロ. 記名運転者が運転中の他の自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます）。ただし、前条第1項第2号イ. からハ. までに掲げる者が所有する自動車を除きます。
  - ハ. 上記以外の所有自動車（運転中の所有自動車を除きます。ただし、次に掲げる間の前条第1項第2号イ. からハ. までおよびこの条第4号に掲げる者以外の者の運転中の所有自動車は含みます。）
    - (イ) 所有自動車が盜難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）にあった時から発見されるまでの間
    - (ロ) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間
- (2) 所有自動車  
前条第1項第2号イ. からハ. までに掲げる者のいずれかが所有する自動車をいいます。ただし、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。
- (3) 記名運転者  
前条第1項第2号イ. からハ. までの者から保険証券に記載された者をいいます。
- (4) 許諾運転者  
記名運転者の承諾を得て、所有自動車を使用または管理中の者（前条第1項第2号イ. からハ. までに掲げる者を除きます。）をいいます。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者が業務として受託した所有自動車を使用または管理している間を除きます。
- (5) 正規の乗車装置  
乗車人が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
- (6) 賠償義務者  
自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (7) 自賠責保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (8) 対人賠償保険等  
自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- (9) 保険金請求権者  
人身傷害事故によって、損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
- イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）
  - ロ. 被保険者の父母、配偶者または子
- (10) 労働者災害補償制度  
次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
- イ. 労働者災害補償法
  - ロ. 国家公務員災害補償法
  - ハ. 裁判官の災害補償に関する法律

## 二. 地方公務員災害補償法

### ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為または不作為をともなうものをいいます。以下この条において同様とします。）によって生じた損害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害
  - (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
  - (5) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
  - (6) 当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出された額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、第3項の保険金額を限度とします。

次条第1項の規定により、決定さ + 第7条（費用）の費用 - 次の各号の合計額 = 保険金の額  
れた損害の額

- (1) 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によってすでに給付が決定または支払われた金額
- (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（この特約の補償内容）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、すでに給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- (3) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額
- (4) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下同様とします。）
- (5) 次条第1項の規定により決定された損害の額および第7条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得し

た額

- (6) 前各号のほか、第1条（この特約の補償内容）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金を含みません。）  
② 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者が、次条第4項の規定による請求をした場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次項の保険金額を限度とします。

次条第4項の規定により、保険金請求 + 第7条（費用）の費用 - 次の各号の合計額 = 保険金の額  
権者が当会社の同意を得て請求した額

- (1) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額  
(2) 次条第4項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額および第7条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額  
(3) 前2号のほか、第1条（この特約の補償内容）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金を含みません。）  
③ 第1項ただし書きの保険金額とは、次の各号に掲げる額をいいます。  
(1) 第2条（被保険者）第1項第1号の被保険者については、第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ.ごとに保険証券記載の搭乗者人身傷害保険金額  
(2) 第2条（被保険者）第1項第2号から同項第4号までの被保険者については、保険証券記載の傷害対象自動車搭乗外人身傷害保険金額  
④ 第1項ただし書きおよび第2項ただし書きの規定にかかわらず、普通約款別表「傷-1」の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で前項の保険金額が無制限以外のときは、1回の人身傷害事故につき、当会社の支払保険金の額は、被保険者1名ごとに前項の保険金額の2倍の額を限度とします。  
⑤ 同一の人身傷害事故に起因して普通約款第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の規定により人身傷害保険金が支払われる場合は、当会社は、第1項から前項までの規定により算出されたこの特約の保険金（以下「この特約の保険金」といいます。）を優先して支払い、損害額がこの特約の保険金の額を超えるときに限り、その差額に対して傷害条項の規定に従い人身傷害保険金を支払います。

## 第6条（損害額の決定）

- ① 前条第1項の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ普通約款別表「傷-12」に定める人身傷害保険金損害額基準ならびに次項および第3項の規定により算定された金額の合計額（以下この条において、「算定額」といいます。）とします。ただし、賠償義務者がある場合において、算定額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。  
(1) 傷害  
医師の治療を要した場合  
(2) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した場合  
(3) 死亡  
死亡した場合  
② 同一事故により、普通約款別表「傷-1」に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社

は、もっとも重い後遺障害の該当する等級により損害を算定します。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に規定する等級に従い損害を算定するものとします。  
(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級  
(2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級  
(3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級  
③ すでに後遺障害のある被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通約款別表「傷-1」に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級により算定した損害から、すでにあった後遺障害に該当する等級により算定した損害を差し引いて損害を算定します。

- ④ 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、算定額から当該賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分（算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額をいいます。）を除いた金額のみを請求することができます。ただし、算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額が自賠責保険等によって給付される金額を下回る場合を除きます。  
⑤ 前項の場合には、一般条項第25条（代位）第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が当該賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

## 第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用  
(2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

## 第8条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかつたときに相当する額を損害の額として決定しこれを支払います。  
② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

## 第9条（保険金請求権者の義務等）

- ① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条（この特約の補償内容）第1項の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。  
(1) 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係  
(2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容  
(3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容  
(4) 保険金請求権者が第1条（この特約の補償内容）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額  
(5) 人身傷害事故の原因となった、傷害対象自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係  
② 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。  
③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめな

ければなりません。

- ④ 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて第1項および第2項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、賠償義務者または第1条（この特約の補償内容）第1項の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

#### 第10条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

#### 第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① 第1条（この特約の補償内容）第1項と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害額を超えるときは、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

他の保険契約等がないものとして算出された

当会社の支払うべき保険金の額

$$\text{損害額} \times \frac{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} = \text{保険金}$$

- ② 前項の規定において、第5条（支払保険金の計算）第5項の規定が適用される場合には、傷害条項の規定により算出された人身傷害保険金の額と第5条（支払保険金の計算）第5項の規定により算出された保険金の額の合計額を、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額として前項の算式を適用します。
- ③ 第1項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもとも低い免責金額を差し引いた残額とします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前3項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第12条（保険金の支払による請求権の移転）

- ① 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、当該請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- ② 保険金請求権者は、前項により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

#### 第13条（当会社の指定する医師による診断）

- ① 当会社は、一般条項第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）によるほか、医師による治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者に対し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めるることができます。
- ② 前項の診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。
- ③ 第1項の当会社の求めに対し、正当な理由がなくてこれに応じなかつた場合には、当会社は、当該応当月の翌月以降に発生した損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。この場合において、普通約款第6章一般条項の規定を以下のとおり読み替

えます。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約」
- (3) 第8条（告知義務）第1項中「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (4) 第9条（通知義務）第1項第4号中「財物条項の保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の場合」とあるのを「この特約の場合」
- (5) 第9条（通知義務）第1項第4号中「運転自動車、所有自動車」および「運転自動車または所有自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (6) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」および「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (7) 第13条（事故発生時の義務）第1項中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約第1条（この特約の補償内容）第1項」
- (8) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約」
- (9) 第18条（その他の義務）第2項中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (10) 第19条（保険金等の請求）第1項第3号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約」
- (11) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (12) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約」
- (13) 第25条（代位）第1項中「被保険者」とあるのを「保険金請求権者」
- (14) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約」
- (15) 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）中「財物条項の保険の目的が運転自動車である場合（被保険自動車に該当する場合を除きます。）および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任」とあるのを「この特約」

# 人身傷害に関する交通事故危険補償特約

## 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第2条 (交通乗用具の定義)

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

### (1) 交通乗用具

下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト  (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。)  (注) 自動車(原動機付自転車およびスノーモービルを含みます。以下同様とします。)、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン)  (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)およびボートを含みます。)  (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道  (注) 立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

### (2) 工作用自動車

構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

### (3) 運行中

交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

## 第3条 (この特約の補償内容)

### 約款 - 131

① 当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第1条(この特約の補償内容)第1項に規定する人身傷害事故に加えて、日本国内で発生した次の各号のいずれかに該当する事故のうち、同項に該当しない事故(以下「交通事故」といいます。)について、人身傷害補償特約第2条(被保険者)に規定する被保険者(以下「被保険者」といいます。)ごとに適用されている保険契約の条件に従い、同特約(これに付帯される他の特約を含みます。)の規定を適用します。

(1) 被保険者が同特約および総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6章一般条項により保険金の支払対象となる自動車に搭乗しているときに発生した急激かつ偶然な外来の事故

(2) 運行中の交通乗用具(これに積載されているものを含みます。以下この項において同様とします。)の衝突・接触・火災・爆発等の事故。ただし、被保険者が運行中の交通乗用具または自動車に搭乗していないときに発生した事故に限ります。

(3) 被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくは当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗しているとき(極めて異常かつ危険な方法で搭乗しているときを除きます。)または被保険者が乗客(入場客を含みます。)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側をいいます。)にいるときに発生した、急激かつ偶然な外来の事故

(4) 被保険者が道路を通行している場合に発生した、次のいずれかの事故

イ. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下

ロ. 崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

ハ. 火災または破裂・爆発

(5) 建物または交通乗用具の火災

② 当会社は、この特約により、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が交通事故によって死亡したものと推定します。  
③ 前項の場合、当会社に対する保険金請求権は、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過した時から発生し、これを行使することができるものとします。

## 第4条 (保険金を支払わない場合)

① 当会社は、人身傷害補償特約および普通約款第6章一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事由によって損害が生じた場合は、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

(2) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術のその他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

② 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた交通事故によって損害を被ったときは、保険金を支払いません。

(1) 被保険者が交通乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)、訓練もしくは試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)(以下この号においてこれらを「競技等」といいます。)をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、第2条(交通乗用具の定義)第1号の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上でこれらのことを行っている間(法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。)については、この限りではありません。

(2) 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問いません。)以外の航空機を被保険者が操縦している間または当該航空機に搭乗することを業務とする被保険者が業務上搭乗している間

(4) 被保険者が次のいずれかの航空機に搭乗している間

- イ. グライダー
- ロ. 飛行船
- ハ. 超軽量動力機
- ニ. ジャイロプレーン

③ 当会社は、被保険者が業務として次の各号のいずれかに該当する作業に従事中に当該作業に直接起因する交通事故によって損害を被ったときは、保険金を支払いません。

(1) 交通乗用具への荷物、貨物等（以下この号において「荷物等」といいます。）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業

(2) 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

#### 第5条（交通事故通知の特則）

① 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を書面により当会社に通知しなければなりません。

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、当会社が認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、人身傷害補償特約および普通約款第6章一般条項（これに付帯される他の特約を含みます。）の規定を準用します。この場合には、人身傷害補償特約第9条（保険金請求権者の義務等）第1項第5号の規定中「自動車」とあるのを「交通乗用具」と読み替えるものとします。

## 自損事故傷害特約

### 第1条（この特約の補償内容）

① 当会社は、次条に定める被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約および総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）の規定に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および傷害保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

(1) 傷害対象自動車の運行に起因する事故

(2) 傷害対象自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または傷害対象自動車の落下。ただし、被保険者が傷害対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。）に搭乗中である場合に限ります。

(2) 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。

(3) この特約の規定は、第3条（用語の定義）第1号の傷害対象自動車の規定中の記名運転者、許諾運転者およびハ. ごとに保険証券にこの特約の適用がある旨記載された場合にのみ、適用するものとします。

### 第2条（被保険者）

① この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 傷害対象自動車の保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。）

(2) 傷害対象自動車の運転者（自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。）

(3) 前2号以外の者で、傷害対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者

② 前項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で傷害対象自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

#### (1) 傷害対象自動車

次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中（駐車中または停車中を除きます。以下同様とします。）の所有自動車

ロ. 記名運転者が運転中の上記イ. 以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）の自動車。ただし、次号イ. からハ. までに掲げる者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。）を除きます。

ハ. 上記以外の所有自動車（運転中の所有自動車を除きます。ただし、所有自動車が盜難にあつた時から発見されるまでの間の次号イ. からハ. までおよび第4号に掲げる者以外の者の運転中の所有自動車は含みます。）

#### (2) 所有自動車

次に掲げる者のいずれかが所有する自動車をいいます。ただし、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。

イ. 保険契約者

ロ. 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）

ハ. 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

(3) 記名運転者

前号イ. からハ. までの者から保険証券に記載された者をいいます。

(4) 許諾運転者

記名運転者の承諾を得て、所有自動車を使用または管理中の者（第2号イ. からハ. までの者を除きます。）をいいます。

(5) 正規の乗車装置

乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

(6) 後遺障害

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

**第4条（保険金を支払わない場合）**

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害

(2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで傷害対象自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で傷害対象自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で傷害対象自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害

(3) 被保険者が、傷害対象自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで傷害対象自動車に搭乗中に生じた傷害。ただし、傷害対象自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害

② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

③ 当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤ 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が傷害対象自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

⑥ 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

⑦ 当会社は、被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

⑧ 当会社は、被保険者が所有自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行う目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

**第5条（支払保険金の計算）**

① 当会社は、被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金	保険金受取人
(1) 死亡保険金	死亡した場合	1名ごとに1,500万円	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が2名以上ある場合は、法定相続分の割合により支払います。
(2) 後遺障害保険金	普通約款別表「傷-1」に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額	被保険者
(3) 介護費用保険金	以下のいずれかに該当する場合で、かつ介護を必要とすると認められるとき イ. 普通約款別表「傷-1」の2の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じた場合 ロ. 2種以上の後遺障害が生じ、第4項第1号から第3号までの規定により、支払われるべき後遺障害保険金支払額が、この特約の別表の2の第1級または第2級に掲げる金額となる場合	200万円	被保険者
(4) 傷害保険金	医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院（医師による往診を含みます。以下同様とします。）した場合	治療日数（ただし、医師が治療を必要と認める治療日数に限ります。以下同様とします。）に対し、次の イ. およびロ. の金額。ただし、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。 イ. 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円 ロ. 病院または診療所に通院した治療日数に対しては、その治療日数1日につき4,000円	被保険者

② この条において後遺障害保険金支払額とは、この特約の別表に定める後遺障害保険金支払額をい

います。

- ③ 普通約款別表 傷-1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ④ 同一事故により、普通約款別表 傷-1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、後遺障害保険金として、もっとも重い後遺障害の該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額を支払います。ただし、次の各号に該当する場合は、同号に規定する後遺障害保険金支払額を支払います。
- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合  
    もっとも重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額
- (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
    もっとも重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額
- (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
    もっとも重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額。ただし、それぞれの後遺障害に対応する後遺障害保険金支払額の合計額がその金額に達しない場合は、その合計額とします。
- (5) すでに後遺障害のある被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通約款別表 傷-1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額を差し引いた残額を後遺障害保険金として支払います。
- ⑥ 当会社は、第1項の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- ⑦ 同一事故により生じた後遺障害が第1項の表中の介護費用保険金のイ、およびロ、のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
- ⑧ 傷害保険金において治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
- ⑨ 傷害保険金において、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を治療日数に含めます。
  - (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下この項において同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギブス
  - (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス
- ⑩ 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して傷害保険金を支払いません。

## 第6条（支払保険金の競合）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

## 第7条（すでに存在していた身体の障害または疾病的影響等）

- ① 被保険者が第1条（この特約の補償内容）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたために第1条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合も、前項と

同様の方法で支払います。

## 第8条（当会社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第5条（支払保険金の計算）および第6条（支払保険金の競合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- ③ 当会社は、前2項に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による介護費用保険金および傷害保険金を支払います。

## 第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① 第1条（この特約の補償内容）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、同条第1項の介護費用保険金と傷害保険金とこれらの保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額} = \frac{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金のうちもっと高い額（次項において「損害額」といいます。）}} + \frac{\text{支払うべき保険金または共済金の合計額}}{\text{支払うべき保険金または共済金の合計額}}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社が支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

## 第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- (3) 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
- (4) 傷害保険金については、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

## 第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。この場合において、普通約款第6章一般条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約」
- (3) 第8条（告知義務）第1項中「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」

- (4) 第9条（通知義務）第1項第4号中「財物条項の保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の場合」とあるのを「この特約の場合」
- (5) 第9条（通知義務）第1項第4号中「運転自動車、所有自動車」および「運転自動車または所有自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (6) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」および「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (7) 第13条（事故発生時の義務）第1項中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約第1条（この特約の補償内容）第1項」
- (8) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約」
- (9) 第18条（その他の義務）第2項中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (10) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (11) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約」
- (12) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約」
- (13) 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）中「財物条項の保険の目的が運転自動車である場合（被保険自動車に該当する場合を除きます。）および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任」とあるのを「この特約」
- (14) 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）第1項第1号中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、第4項、費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第1項、第4項、費用条項第26節自動車賠償臨時費用条項第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項、第27節自動車損害時諸費用条項第1条（諸費用保険金を支払う場合）第1項および第4項をいいます。」とあるのを「傷害対象自動車（ただし、この特約第3条（用語の定義）第1号ハ、を除きます。）の支払条項をいいます。」

〈別表〉後遺障害等級別保険金支払額表

#### 1. 介護をする後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

#### 2. 1. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	1,500万円
第2級	1,295万円
第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

## 無保険車事故傷害特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

- ① この特約は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項または第5項が適用されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。
- (1) 普通約款第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第2項の人身傷害保険金が支払われない場合で、かつ、人身傷害補償特約が適用されない場合
- (2) 次条に定める無保険車事故が、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項または人身傷害補償特約の保険金の支払対象となる事故である場合に、傷害条項および同特約の規定により支払われるべき保険金の額（普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第3項または人身傷害補償特約第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項もしくは第2項の規定が適用される場合には、それぞれの規定に定める他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払るべき保険金の額とします。）が、この特約の規定により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。）の合計額を下回る場合
- (2) 前項第2号の場合、当会社は、当該被保険者については、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項および人身傷害補償特約による保険金を支払わず、すでに支払っていたときはその額をこの特約の規定により支払われる保険金から差し引きます。

### 第2条 (この特約の補償内容)

- ① 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（以下「無保険車事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第7条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、1回の無保険車事故による前項の損害の額が、次の(1)および(2)の合計額または次の(1)および(3)の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額
- (2) 対人賠償保険等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金額（対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下同様とします。）
- (3) 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。以下同様とします。）

### 第3条 (被保険者)

- ① この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 前各号以外の者で、傷害対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者
- (2) 前項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車（原動機付自転車を含みます。以

下同様とします。）に搭乗中の者は被保険者に含みません。

- ③ この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第4条 (用語の定義)

- ① この特約において、無保険自動車とは次の定義によります。
- (1) 相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車
- イ. その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
- ロ. その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
- ハ. その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、2億円に達しない場合
- (2) 前号の規定にかかわらず、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（第1号イ、およびロ、ならびに前号に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして算出します。）が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。
- (2) この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。
- (1) 傷害対象自動車  
次に掲げる自動車をいいます。ただし、保険証券記載の除外自動車を除きます。
- イ. 記名運転者または許諾運転者が運転中（駐車中または停車中を除きます。以下同様とします。）の所有自動車
- ロ. 記名運転者が運転中の上記イ。以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）の自動車。ただし、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。）を除きます。
- ハ. 上記以外の所有自動車（運転中の所有自動車を除きます。ただし、所有自動車が盜難にあつた時から発見されるまでの間の前条第1項第1号から第3号までおよびこの項第4号に掲げる者以外の者の運転中の所有自動車は含みます。）
- (2) 所有自動車  
前条第1項第1号から第3号までに掲げる者のいずれかが所有する自動車をいいます。ただし、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）に限るものとし、保険証券記載の除外自動車を除きます。
- (3) 記名運転者  
前条第1項第1号から第3号までの者から保険証券に記載された者をいいます。
- (4) 許諾運転者  
記名運転者の承諾を得て、所有自動車を使用または管理中の者（前条第1項第1号から第3号までに掲げる者を除きます。）をいいます。
- (5) 正規の乗車装置  
乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
- (6) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のいずれかに

該当するものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

イ. 普通約款別表 傷-1に掲げる後遺障害

ロ. 普通約款別表 傷-1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの

(7) 賠償義務者

無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(8) 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(9) 対人賠償保険等

自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

(10) 他の自動車の無保険車傷害保険等

傷害対象自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（この特約の補償内容）第1項と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。

(11) 相手自動車

傷害対象自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。

(12) 保険金請求権者

無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）

ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

**第5条（保険金を支払わない場合）**

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 台風、こう水または高潮

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の故意によって生じた損害

(2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害

(3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信

じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

③ 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この限りではありません。

(1) 被保険者の父母、配偶者または子

(2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事している場合に限ります。

(3) 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。

⑤ 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときはこの限りではありません。

⑥ 傷害対象自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。）には、当会社は、保険金を支払いません。

⑦ 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が傷害対象自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑧ 当会社は、被保険者が所有自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑨ 当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑩ 当会社は、被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車（所有自動車を除きます。）を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

**第6条（支払保険金の計算）**

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式で算出された額とします。ただし、次の第2号または第3号のうちいずれか高い額を、2億円から差し引いた残額を限度とします。

次条の規定により、決定 + 第8条（費用） - 第6号の合計額または第1号、第3号、第5 = 保険金  
された損害の額 の費用 号および第6号の合計額のいずれか高い額

(1) 自賠責保険等によって支払われる金額

(2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（この特約の補償内容）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

(3) 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

(4) 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額

(5) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた残額とします。

(6) 次条の規定により決定される損害の額および第8条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額

#### 第7条（損害額の決定）

- ① 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- ② 前項の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかくわらず、次の手続によって決定します。

(1) 当会社と保険金請求権者との間の協議

(2) 前号の協議が成立しない場合は、一般条項第24条（評価人および裁定人）に定める手続または当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

#### 第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

#### 第9条（保険金請求権者の義務）

- ① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（この特約の補償内容）第1項の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

(1) 賠償義務者の住所および氏名または名称

(2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

(3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

(4) 保険金請求権者が第2条（この特約の補償内容）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

- ② 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて前項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

#### 第10条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

#### 第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① 第2条（この特約の補償内容）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金×—————=支払保険金  
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額

② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社が支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第12条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権者は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。この場合において、普通約款第6章一般条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約」
- (3) 第8条（告知義務）第1項中「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (4) 第9条（通知義務）第1項第4号中「財物条項の保険の目的が運転自動車または被保険自動車である場合および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任の場合」とあるのを「この特約の場合」
- (5) 第9条（通知義務）第1項第4号中「運転自動車、所有自動車」および「運転自動車または所有自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (6) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」および「財物条項または賠償責任条項」とあるのを「この特約」
- (7) 第13条（事故発生時の義務）第1項中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約第2条（この特約の補償内容）第1項」
- (8) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約」
- (9) 第18条（その他の義務）第2項中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (10) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車」
- (11) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約」
- (12) 第25条（代位）第1項中「被保険者」とあるのを「保険金請求権者」
- (13) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約」
- (14) 第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）中「財物条項の保険の目的が運転自動車である場合（被保険自動車に該当する場合を除きます。）および賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項から第6項までの支払責任」とあるのを「この特約」

#### 第14条（ファミリーバイク特約が適用される場合の特則）

前条第10号の規定にかかわらず、普通約款にファミリーバイク特約（原付・自損事故傷害あり）またはファミリーバイク特約（原付・人身傷害あり）が適用されている場合は、一般条項第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「運転自動車、所有自動車または被保険自動車」とあるのを「傷害対象自動車または被保険者が搭乗中の原動機付自転車」に、ファミリーバイク特約（二輪・自損事故傷害あり）またはファミリーバイク特約（二輪・人身傷害あり）が適用されている場合は、「傷害対象自動車または被保険自動車」に読み替えて適用します。

# 人身傷害諸費用補償特約

## 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

## 第2条（人身傷害諸費用保険金）

① 当会社は、次の各号の条件をいずれも満たしている場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に定めるサービスを当会社が指定する業者（以下「指定業者」といいます。）から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(1) 人身傷害補償特約（同特約に適用される他の特約を含みます。）による保険金支払の対象となる事故の場合（無保険車事故傷害特約第1条（この特約の適用条件）第2項の規定により無保険車事故傷害特約の保険金支払の対象となる事故の場合を含みます。）

(2) 前号の保険金支払の対象となる事故（以下「人身傷害事故」といいます。）により、被保険者が病院または診療所に3日以上入院した場合

② 前項の規定にかかわらず、同項各号の条件をいずれも満たしている場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に定めるサービスを指定業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、人身傷害諸費用保険金を支払います。

③ 前2項の費用（以下「人身傷害諸費用」といいます。）は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的な内容について明らかとされたものに限ります。

## 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 支払対象期間  
入院3日目から被保険者の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。  
ただし、入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。

(2) 支払限度額  
入院3日目において、保険証券記載の1日あたりの支払限度額（以下「1日あたりの支払限度額」といいます。）の10倍の額をいい、以後入院4日目からその日を含めて入院日数が10日ごとに同額（入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、当該端日数に1日あたりの支払限度額を乗じた額とします。）を増額した額をいいます。ただし、1回の人身傷害事故につき、1日あたりの支払限度額の180倍を限度とします。

(3) 合計支払限度額  
保険契約者または被保険者がこの特約の別表に定めるサービスを受けた結果、当会社がこの特約により人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の合計の額を支払限度額から差し引いた額をいいます。

## 第4条（被保険者）

① この特約において、被保険者とは、人身傷害補償特約第2条（被保険者）第1項に定める被保険者をいいます。ただし、同条第2項および同条第3項の規定により被保険者に含まれない者は除きます。

② この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

(1) 被保険者が入院している病院または診療所においてサービスの利用が許可されない場合  
(2) サービスの利用により、被保険者の傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合

## 第6条（支払保険金の計算）

① 当会社は、この特約の別表に定めるサービスに対して、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。

用保険金を支払います。

- ② 支払限度額は、同一の人身傷害事故において、被保険者本人にのみ帰属し、別の人身傷害事故の支払限度額もしくは他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。  
③ 当会社は、この特約の別表に定めるサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。  
④ 当会社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項または同条第2項の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

## 第7条（転院移送費用保険金）

① 当会社は、第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項各号の条件をいずれも満たしており、かつ、次の各号の条件をいずれも満たしている場合に、それによって人身傷害事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が入院している病院または診療所から、被保険者の居住地その他の場所（当会社の承認する場所に限ります。）もよりの病院または診療所に被保険者を転院移送する必要が生じたときは、保険契約者または被保険者が負担した費用（以下「転院移送費用」といいます。）に対して、この特約に従い、転院移送費用保険金を支払います。ただし、1回の人身傷害事故につき100万円を限度とします。

- (1) 人身傷害事故で被った傷害により被保険者が意識障害や昏睡等症状が重篤なため、2日以上ICU（集中治療室）またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療（診療報酬の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。）を受けていること。  
(2) 被保険者が入院している病院または診療所および転院先の病院または診療所が転院移送することについて承認していること。  
② 前項の転院移送費用保険金の支払は、1回の人身傷害事故につき1回を限度とし、2回目以降については転院移送費用保険金を支払いません。

## 第8条（現物による支払）

当会社は、保険契約者または被保険者が被った損害（第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項もしくは同条第2項の費用または前条第1項の転院移送費用をいいます。以下同様とします。）の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第11条（人身傷害諸費用保険金の請求）の規定は適用しません。

## 第9条（通知義務）

- ① 保険契約者または被保険者が第2条（人身傷害諸費用保険金）によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとするサービスの内容および被保険者の状況等について、サービスを受ける前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。  
② 保険契約者または被保険者が第7条（転院移送費用保険金）により転院移送を行う場合には、保険契約者または被保険者は被保険者の状況等について、転院移送を行う前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。  
③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反した場合、または、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったもしくは不実のことを告げた場合には、当会社は、人身傷害諸費用保険金および転院移送費用保険金を支払いません。

## 第10条（支払対象期間の重複等）

- ① 当会社は、原因または時を異にして発生した人身傷害事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。  
② 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院したときは、後の入院と前の入院をあわせて1回の入院とみなし、新たに支払対象期間の規定を適用しません。

## 第11条（人身傷害諸費用保険金の請求）

- ① 第2条（人身傷害諸費用保険金）第2項に定める人身傷害諸費用保険金の請求権は、人身傷害諸費用が被保険者に生じた時または入院3日目のいずれか遅い時に発生し、これを行使できるものとします。

② 第7条（転院移送費用保険金）第1項に定める転院移送費用保険金の請求権は、保険契約者または被保険者が転院移送費用を負担した時に発生し、これを行使できるものとします。

#### 第12条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

① 被保険者が第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項第2号による入院をしたときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同号の入院をした後にその原因となった人身傷害事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同号の入院の期間が延長された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくはサービスを受けるべき者が治療をさせなかつたために第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項第2号の入院の期間が延長された場合も、前項と同様の方法で支払います。

#### 第13条（この保険契約における人身傷害補償特約との関係）

当会社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金の支払を行った場合は、人身傷害補償特約において、その損害に係る保険金は支払いません。

#### 第14条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

① 第2条（人身傷害諸費用保険金）および第7条（転院移送費用保険金）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害の額（以下この項において「損害額」といいます。）を超えるときは、次の算式によって算出される額によって支払保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額}} \\ \times \quad = \quad \boxed{\text{支払保険金}} \\ \hline \boxed{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} \end{array}$$

② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。

(1) この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

(2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合で、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額

#### 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、総合保険普通保険約款第6章一般条項および人身傷害補償特約の規定を準用します。

#### ＜別表＞

サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険あたり上限額
(1) ホームヘルパー派遣サービス	被保険者のうち家事従事者（被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院または診療所に入院している場合、または、家事従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、家事従事者が看護のために被保険者に付き添う場合に、家事を代行するためにホームヘルパー（炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。）を家事従事者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
(2) 介護ヘルパー派遣サービス	被保険者のうち介護人（機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院もしくは診療所に入院している場合、または介護人以外の被保険者が病院もしくは診療所に入院し、介護人が看護のために被保険者に付き添う場合に、介護ヘルパー（機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。）を介護人の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
(3) 付添看護人派遣サービス	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、被保険者が退院後、被保険者の付添看護人（入院した者の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。ただし、注射、点滴等の医療処置は行いません。）を当該被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
(4) 家庭教師派遣サービス	学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（以下「学校」といいます。）に在籍している被保険者が入院した場合に、家庭教師（学校の授業と同等の内容を補助的に指導することを職業とする者をいいます。以下同様とします。）を当該被保険者の入院する病院もしくは診療所または当該被保険者の住居に派遣する役務の提供。ただし、業として法人が派遣する家庭教師に限ります。	1日あたり 15,000円
(5) 身の回り品レンタルサービス	被保険者が病院または診療所に入院している場合に、被保険者が使用する映像・音楽再生機器、パソコン、ワープロ機器等当会社が認める身の回り品の賃貸業者からの賃貸品の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。	1機器について 利用開始日から起算して1か月あたり50,000円
(6) 福祉機器レンタルサービス	被保険者が傷害を被った場合に、傷害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の賃貸業者からの賃貸品の提供	1機器について 利用開始日から起算して1か月あたり60,000円

サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたり上限額
(7) 自宅掃除代行サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事従事者の住居を掃除する役務の提供 (イ) 被保険者のうち家事従事者が病院または診療所に入院した場合 (ロ) 家事従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、家事従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合	1回あたり 100,000円
(8) ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッター（子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。）を派遣する役務の提供もしくは子供を保育施設（保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。）に預け入れる役務の提供 (イ) 被保険者のうち育児従事者（被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院または診療所に入院した場合 (ロ) 育児従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、育児従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円
(9) D V Dソフトレンタルサービス	被保険者が病院または診療所に入院している場合に、被保険者が使用するD V Dソフトの賃貸業者からの提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり10,000円
(10) 書籍・C D・D V Dソフト等提供サービス	(イ) 被保険者が病院または診療所に入院している場合に、被保険者が使用する書籍、C D（コンパクトディスク）およびD V Dソフトの提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。 (ロ) 被保険者が病院または診療所に入院している場合に、病院または診療所に支払うテレビ等の電子機器の利用料の提供	利用開始日から起算して1か月あたり(イ)および(ロ)を合計して30,000円
(11) フラワー提供サービス	被保険者が病院または診療所に入院している場合に、被保険者の病室で使用する花卉の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり20,000円
(12) ホームセキュリティサービス	被保険者が病院または診療所に入院している場合に、被保険者の住居の防犯を目的とした機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務の提供。ただし、業として法人が行う機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 100,000円

サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたり上限額
(13) ペットシッターサービス	次のいずれかに該当する場合に、ペット（被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。以下同様とします。）の世話を代行するためにペットシッター（ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。）を派遣する役務の提供もしくはペットをペット専用施設（ペットが宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。）に預け入れる役務の提供 (イ) 被保険者のうち、飼養従事者（ペットの散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。以下同様とします。）が病院または診療所に入院した場合 (ロ) 飼養従事者以外の被保険者が病院または診療所に入院し、飼養従事者が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円
(14) 社会復帰支援サービス	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、被保険者が退院後、社会復帰のために必要とする以下の役務の提供 (イ) スポーツ施設利用 入院によって低下した体力の回復を目的として、屋内スポーツ施設を有し継続的な指導管理を実施するフィットネスクラブを利用したリハビリーションの提供 (ロ) メークアップ 皮膚に受傷した場合等で、早期の社会復帰を支援することを目的として専門家により施されるメークアップの提供または専門家によるメークアップ指導の提供 (ハ) 自動車教習所講習 公安委員会の指定を受けた自動車教習所（免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能および知識について教習を行う施設をいいます。）が開催する任意の安全運転講習（自動車免許取得または再取得等のために法令により義務付けられた講習を除きます。）の提供	(イ)、(ロ)および(ハ)を合計して 25,000円

サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたり上限額
(15) 見舞い御礼提供サービス	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、次のいずれかに該当する者を除く、入院中の被保険者を訪問した者等に対して、いわゆる快気祝いまたはお見舞い返し等、慣習として贈呈する物品の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。なお、やむを得ない事情によりサービスの利用が遅れた場合は、第6条（支払保険金の計算）第4項の規定は適用しません。 (イ) 被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。) (ロ) 被保険者の子 (ハ) 被保険者の父母 (ニ) 被保険者の兄弟姉妹	120,000円 ただし、物品を受領する者1名あたり12,000円を限度とします。
(16) 退院お祝いサービス	被保険者が病院または診療所に入院した場合に、被保険者が退院後、退院を祝う目的で行う祝宴費用（交通費および宿泊費を含み、祝宴の用に供しない物品または贈答品等に係る費用を除きます。）の提供	1回限り 100,000円
(17) 差額ベッド代提供サービス	被保険者が病院または診療所に入院している場合に、普通病室以外の病室を提供する役務の提供	普通病室への入院費用との差額につき、1日あたり20,000円
(18) タクシー・駐車場費用サービス	次のいずれかの目的で使用するタクシーを派遣する役務、および病院または診療所における駐車場の利用の提供。なお、タクシーの派遣の代替としての他の交通手段の利用を含みます。 (イ) 被保険者が病院または診療所に入院している場合で、次のいずれかに該当する者が当該病院または診療所を訪問する目的 イ. 被保険者の配偶者 ロ. 被保険者の子 ハ. 被保険者の父母 ニ. 被保険者の兄弟姉妹 (ロ) 被保険者が病院または診療所に通院（退院、転院または入院中の他の病院もしくは診療所への通院を含みます。）する目的	1利用あたり 20,000円 ただし、合理的な経路での移動および利用に限ります。
(19) 電話秘書提供サービス	被保険者のうち法人の役員または業務（家事を除きます。）を営む者が病院または診療所に入院した場合に、業務を継続することを目的とした電話秘書サービス（顧客および取引先からの電話を受け付け、その内容の伝達等を行うサービスをいいます。）の提供。ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の定める方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり50,000円

(注)上記1事故・1被保険者あたり上限額（以下「上限額」といいます。）は、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることにともなう追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用にともなう割増料を指定業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を上限額に加算した額を上限額とみなします。

## 始期前発病不担保の期間に関する特約条項

当会社は、総合保険普通保険約款第4章疾病条項（以下「疾病条項」といいます。）またはこれに付帯された他の特約の保険金支払事由の原因となった身体障害を被った時が、責任開始期（疾病条項の保険責任が開始した時をいいます。以下同様とします。）より前である場合であっても、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に保険金支払事由が生じたときは、その保険金支払事由は責任開始期より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

## 法律相談費用補償特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に規定する記名運転者が適用されている場合に適用されます。

### 第2条 (被保険者)

① この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 保険契約者

(2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）

(3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

(4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

(5) 前各号以外の者で、普通約款およびこれに付帯される他の特約に規定する所有自動車（以下「所有自動車」といいます。）の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この項において同様とします。）に搭乗中の者

(6) 前各号以外の者で、第1号から第4号までに規定する者が自ら運転者として運転中（駐車中または停車中を除きます。）の所有自動車以外の自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。）の所有者およびその自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者。ただし、第1号から第4号までに規定する者の使用者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）に搭乗中の者およびその使用者を除きます。

(7) 前各号以外の者で、所有自動車の所有者

② 前項第6号および第7号の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

(2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

(3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

③ 第1項の規定にかかわらず、同項第1号から同項第7号までに定める被保険者のうち、極めて異常かつ危険な方法で自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に搭乗している者は被保険者に含みません。

④ 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

⑤ この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第4条（この特約の補償内容）第2項に定める当会社の支払うべき被保険者1名あたりの保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条 (用語の定義)

① この特約の対象となる事故とは、日本国内において発生した次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故（以下「対象事故」といいます。）をいいます。

(1) 被保険者または賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故

(2) 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下

② この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 被害

次のものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。

イ. 被保険者が身体に傷害を被ること（以下「身体の傷害」といいます。）

ロ. 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（詐取を含みません。）されること。

### （2）賠償義務者

被保険者が被る被害にかかる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

### （3）保険金請求権者

対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）

ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

### （4）法律相談

法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。

イ. 弁護士が行う法律相談

ロ. 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談

ハ. 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談

### 第4条 (この特約の補償内容)

① 当会社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用（法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。以下「法律相談費用」といいます。）を負担したことによって被る損害に対して、この特約の規定に従い、法律相談費用保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。

② 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の対象事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。

③ 当会社は、対象事故が保険証券記載のこの特約の保険期間（以下この項において「保険期間」といいます。）中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が身体の傷害である場合には、身体の傷害を被った時が保険期間中である場合に限ります。

④ 当会社は、被害に対する法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、保険金を支払います。

⑤ 当会社は、法律相談費用のうち普通約款第2章賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

### 第5条 (保険金を支払わない場合)

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）地震もしくは噴火またはこれらによる津波

（3）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する対象事故

（4）前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（5）前各号の事由に随伴して生じた対象事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた対象事故

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

（1）被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による対象事故による損害

（2）被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に、その本人に生じた損害

（3）被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利

を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害
- (3) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

  - (1) 第2条（被保険者）第1項第1号から第4号までに規定する者
  - (2) 被保険者の父母、配偶者または子

#### 第6条（事故発生時の義務）

① 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、または第4条（この特約の補償内容）第1項に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の各号に定める事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。

- (1) 対象事故の発生日時、場所および対象事故の状況
- (2) 賠償義務者の住所および氏名または名称

② 保険契約者または保険金請求権者が、前項の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当会社は保険金を支払いません。ただし、保険金請求権者が、過失がなくて対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、前項の期間内に通知ができなかった場合は、この規定は適用しません。

#### 第7条（保険金の請求）

① 当会社に対する保険金請求権は、法律相談費用が発生した時に発生し、これを行使することができるものとします。

② 保険金請求権者が第4条（この特約の補償内容）の規定に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第6章一般条項第19条（保険金等の請求）第2項に定める書類のほか、次の各号に定める書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

- (1) 当会社の定める事故報告書
- (2) 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
- (3) 法律相談費用の内容を証明する書類

③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

④ 保険金請求権者が、第2項の規定に違反した場合、または前2項の提出書類について知っていることを告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当会社は保険金を支払いません。

#### 第8条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第6章一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第2項の規定中「賠償責任条項の保険金」および「賠償保険金」とあるのをそれぞれ「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

#### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 弁護士費用等補償特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（被保険者）

- ① この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

  - (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - (5) 前各号以外の者で、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に規定する所有自動車（以下「所有自動車」といいます。）の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この項において同様とします。）に搭乗中の者
  - (6) 前各号以外の者で、第1号から第4号までに規定する者が自ら運転者として運転中（駐車中または停車中を除きます。）の所有自動車以外の自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。）の所有者およびその自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者。ただし、第1号から第4号までに規定する者の使用者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
  - (7) 前各号以外の者で、所有自動車の所有者

- ② 前項第6号および第7号の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

  - (1) 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

- ③ 第1項の規定にかかわらず、同項第1号から同項第7号までに定める被保険者のうち、極めて異常かつ危険な方法で自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に搭乗している者は被保険者に含みません。

- ④ 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。
- ⑤ この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第4条（この特約の補償内容）第4項に定める当会社の支払うべき被保険者1名あたりの保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（用語の定義）

- ① この特約の対象となる事故とは、日本国内において発生した次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故（以下「対象事故」といいます。）をいいます。

  - (1) 被保険者または賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故
  - (2) 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下

- ② この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

  - (1) 被害  
次のものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。  
イ. 被保険者が身体に傷害を被ること（以下「身体の傷害」といいます。）  
ロ. 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（詐取を含みません。）されること。

(2) 賠償義務者  
被保険者が被る被害にかかる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

(3) 保険金請求権者  
対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。  
イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）  
ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 法律相談  
法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。  
イ. 弁護士が行う法律相談  
ロ. 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談  
ハ. 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談

#### 第4条（この特約の補償内容）

- ① 当会社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に次項に規定する弁護士費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約の規定に従い弁護士費用保険金を支払います。
- ② 弁護士費用とは、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用とします。
- ③ 当会社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用（法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。以下同様とします。）を負担したことによって被る損害に対して、この特約の規定に従い、法律相談費用補償特約により支払われた保険金の額を超える額について、法律相談費用保険金を支払います。
- ④ 当会社が支払うべき保険金（弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。以下同様とします。）の額は、1回の対象事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。
- ⑤ 当会社は、対象事故が保険証券記載のこの特約の保険期間（以下この項において「保険期間」といいます。）中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が身体の傷害である場合には、身体の傷害を被った時が保険期間中である場合に限ります。
- ⑥ 当会社は、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- ⑦ 当会社は、弁護士費用および法律相談費用のうち普通約款第2章賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。
- ⑧ この特約が適用されている保険契約に普通約款第5章費用条項第20節被害事故費用条項（以下この項において「被害事故費用条項」といいます。）が適用されている場合は、当会社は、同一の事故に対して、被害事故費用条項の規定により保険金が支払われるときにはこの特約の規定は適用しないものとし、同条項の規定により保険金が支払われないときにはこの特約の規定を適用するものとします。

#### 第5条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の

作用またはこれらの特性に起因する対象事故

(4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染  
(5) 前各号の事由に随伴して生じた対象事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた対象事故

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による対象事故による損害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に、その本人に生じた損害
- (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が所有自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害

③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

- (1) 第2条（被保険者）第1項第1号から第4号までに規定する者
- (2) 被保険者の父母、配偶者または子

#### 第6条（事故発生時の義務）

- ① 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、第4条（この特約の補償内容）第1項に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条第3項に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の各号に定める事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。
  - (1) 対象事故の発生日時、場所および対象事故の状況
  - (2) 賠償義務者の住所および氏名または名称
- ② 保険契約者または保険金請求権者が、前項の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当会社は保険金を支払いません。ただし、保険金請求権者が、過失がなくて対象事故の発生を知らなかつた場合、またはやむを得ない事由により、前項の期間内に通知ができなかつた場合は、この規定は適用しません。

#### 第7条（保険金の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、弁護士費用または法律相談費用が発生した時に発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 保険金請求権者が第4条（この特約の補償内容）の規定に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、普通約款第6章一般条項第19条（保険金等の請求）第2項に定める書類のほか、次の各号に定める書類を添えて当会社に提出しなければなりません。
  - (1) 当会社の定める事故報告書
  - (2) 法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
  - (3) 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
- ③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 保険金請求権者が、第2項の規定に違反した場合、または前2項の提出書類について知っていることを告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当会社は保険金を支払いません。

#### 第8条（支払保険金の返還）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めるることができます。
  - (1) 弁護士または司法書士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合

(2) 対象事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者から当該訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のロ、の額がイ、の額を超過する場合

- イ、保険金請求権者が当該訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
- ロ、判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第4条（この特約の補償内容）の規定により既に支払った保険金の合計額

(2) 前項の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 前項第1号の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第4条（この特約の補償内容）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
- (2) 前項第2号の場合は超過額に相当する金額。ただし、第4条（この特約の補償内容）の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

#### 第9条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第6章一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第2項の規定中「賠償責任条項の保険金」および「賠償保険金」とあるのをそれぞれ「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

#### 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 事故・故障時諸費用補償特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約の補償内容）

① 当会社は、第4項に定める車両損害にともない、次の各号のいずれかに該当する自動車（以下「対象自動車」といいます。）が走行不能（自力で移動することができない状態、法令により走行が禁じられている状態または盗難により対象自動車が被保険者の管理下にない状態をいいます。以下同様とします。）になった場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に定めるサービス（以下「事故・故障時対応サービス」といいます。）を当会社が指定する業者（以下「指定業者」といいます。）から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、事故・故障時諸費用保険金を支払います。この場合において盗難とは、強盗、窃盗またはこれらのみをいい、偶然な事故に限ります。（以下「盗難」といいます。）

- (1) 記名運転者または総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）第2条（被保険者等）第6号に規定する許諾運転者が運転中（駐車中または停車中を除きます。以下同様とします。）の所有自動車
- (2) 運転中以外の所有自動車

② 前項の規定にかかわらず、第4項に定める車両損害にともない対象自動車が走行不能になった場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となる事故・故障時対応サービスを指定業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約に従い、事故・故障時諸費用保険金を支払います。

③ 前2項の費用（以下「事故・故障時諸費用」といいます。）は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的な内容について明らかとされたものに限ります。

- ④ 第1項および第2項の車両損害とは、次の各号のいずれかをいいます。
  - (1) 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって対象自動車に損害が生じること、または対象自動車の盗難により損害が生じること。
  - (2) 故障（対象自動車に生じた偶然な外因の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。以下同様とします。）により、対象自動車が修理工場または当会社の指定する場所（以下「修理工場等」といいます。）へ運搬されること。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 所有自動車  
賠償責任条項第3条（用語の定義）第4号に規定する所有自動車をいいます。
- (2) 記名運転者  
賠償責任条項第2条（被保険者等）第5号に規定する記名運転者をいいます。
- (3) 正規の乗車装置  
乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
- (4) 回収金  
第三者が負担すべき金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。
- (5) 積載中動産  
対象自動車の車室内、荷室内、荷台内、トランク内もしくはルーフボックス内に収容またはキャリア（自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。）に固定された、被保険者が所有する動産、または受託した動産。ただし、次のイ、からニ、までに定める物を含みません。
- イ、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含んだ船舶のことをい

います。以下同様とします。)、航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーンをいいます。以下同様とします。)、自動車(原動機付自転車を含みます。以下同様とします。)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

ロ. 手形その他の有価証券、印紙、切手

ハ. 通貨、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、商品券その他これらに準ずる物

ニ. 公序良俗に反する物

(6) キャンセル費用

被保険者が特定のサービスの予約をした後、当該サービスの全部または一部を受けられなくなつた場合に被保険者または被保険者の法定相続人が負担する取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用

(7) 特定のサービス

業として有償で提供されるサービスのうち、次のいずれかに該当するもので、かつ、被保険者の職務遂行に関係しないサービス。ただし、車両損害の発生の日からその日を含めて31日以内に提供されるものに限ります。

イ. 国内旅行契約または海外旅行契約に基づくサービス

ロ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス

ハ. 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送

ニ. 宴会またはパーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス

ホ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供

ヘ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示または興行

#### 第4条(被保険者)

① この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 車両損害が生じた時に対象自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者(一時的に対象自動車から離れていた場合であっても、車両損害が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含み、対象自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで対象自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者は含みません。)

(2) 対象自動車の所有者。ただし、前号に該当しない場合には、この特約の別表の(1)または(2)の事故・故障時対応サービスについてのみ被保険者とみなします。

(3) 記名運転者。ただし、第1号に該当しない場合には、この特約の別表の(1)または(2)の事故・故障時対応サービスについてのみ被保険者とみなします。

② 前項第2号の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 対象自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

(2) 対象自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

(3) 前2号以外の場合は、対象自動車を所有する者

③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者に含みません。

(1) 対象自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで対象自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

(2) 極めて異常かつ危険な方法で対象自動車に搭乗中の者

(3) 業務として対象自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関を含みます。)

#### 第5条(保険金を支払わない場合)

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

#### 約款 - 147

イ. 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)

ロ. 所有権留保条項付売買契約に基づく対象自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく対象自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)

ハ. 上記イ. およびロ. に定める者の法定代理人

ニ. 上記イ. およびロ. に定める者の業務に従事中の使用人

ホ. 上記イ. およびロ. に定める者の父母、配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。)または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から前号までの事由によって発生した事故の延焼もしくは拡大、発生原因のいかんを問わず事故(第2条第4項に定める車両損害をいいます。)のこれらの事由による延焼もしくは拡大またはこれらの事由にともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(8) 詐欺または横領

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する車両損害にともない対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

(1) 対象自動車から取りはずされて車上にない部分品または普通約款第1章財物条項(以下「財物条項」といいます。)第7条(保険の目的の範囲)第2項に定める付属品(以下「付属品」といいます。)に生じた損害

(2) 付属品のうち対象自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、対象自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

(3) タイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、対象自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

(4) 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで対象自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で対象自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で対象自動車を運転している場合に生じた車両損害にともない、対象自動車が走行不能になったときの事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者、記名運転者または保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)

(2) 所有権留保条項付売買契約に基づく対象自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく対象自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関)

(3) 前2号に定める者の法定代理人

(4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用人

(5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子

④ 当会社は、対象自動車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、故障にともない

対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

⑤ 当会社は、対象自動車について、法令により定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された損傷による故障にともない対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

⑥ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由により対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

(1) 燃料の不足または費消

(2) 蓄電池の充電不足および放電

(3) キーが対象自動車の車室内にある状態での施錠

(4) キーの紛失

⑦ 当会社は、対象自動車が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験またはその他の対象自動車に過度な負担をかける状態で生じた故障にともない対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

⑧ 当会社は、対象自動車の付属品に含まれない物のみの損傷に起因する車両損害にともない対象自動車が走行不能になった場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

⑨ 当会社は、故障が保険証券記載の保険期間内に発生しても、当該車両損害にともなう走行不能が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の事故・故障時諸費用に対しては、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

#### 第6条（支払保険金の計算）

① 当会社は、事故・故障時対応サービスに対して、各サービスに対応する上限額の範囲内で事故・故障時諸費用保険金を支払います。

② この特約の別表の(4)から(7)までの事故・故障時対応サービスに対して支払う事故・故障時諸費用保険金は、1回の車両損害に対し、合計で5万円を限度とします。

③ 保険契約者または被保険者がこの特約の別表の(3)の事故・故障時対応サービス（キャンセル費用提供）の提供を受ける場合で、1回のキャンセル事由（キャンセル費用が生じる直接の原因となった車両損害をいいます。）について被保険者が2名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

各被保険者ごとの損害額  
(ただし、回収金を差し引いた額とします。)

×

各被保険者ごとの損害額の合計額  
(ただし、回収金を差し引いた額とします。)

④ 特定のサービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用に限り、当会社は、事故・故障時諸費用保険金を支払います。

⑤ キャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する当該被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

#### 第7条（回収金の取扱い）

当会社は、事故・故障時諸費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が保険契約者または被保険者の自己負担額（事故・故障時諸費用から前条に定める事故・故障時諸費用保険金の額を差し引いた額をいいます。）を超過するときは、当会社は前条に定める事故・故障時諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第8条（現物による支払）

当会社は、事故・故障時諸費用の全部または一部に対して、事故・故障時対応サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第10条（保険金の請求）の規定は適用し

ません。

#### 第9条（通知義務）

① 保険契約者または被保険者が第2条（この特約の補償内容）により事故・故障時対応サービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとする事故・故障時対応サービスの内容、対象自動車の状況および被保険者の状況等について、事故・故障時対応サービスを受ける前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めるすることができます。

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または、その通知もしくは説明においてその内容を故意に不実のものとし、故意または重大な過失によりその内容に知っている事実を反映せず、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、事故・故障時諸費用保険金を支払いません。

#### 第10条（保険金の請求）

当会社に対する事故・故障時諸費用保険金の請求権は、事故・故障時諸費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

① 重複保険契約（この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称のいかんを問いません。以下同様とします。）がある場合は、当会社は、普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 同条第2項中「賠償責任条項の保険金（以下この項において「賠償保険金」といいます。）および「賠償保険金」とあるのを「この特約の保険金」、「他の保険契約（共済契約を含みます。以下この項において「他の保険契約等」といいます。）」および「他の保険契約等」とあるのを「重複保険契約」、「損害の額」とあるのを「事故・故障時諸費用の額」

(2) 同条第10項中「他の保険契約等（以下この項において「他の保険契約等」といいます。）」および「他の保険契約等」とあるのを「重複保険契約」、「当会社の支払うべき保険金」とあるのを「この特約の保険金」、「損害の額」とあるのを「事故・故障時諸費用の額」

② この特約が付帯された保険契約において、次条第3項または同条第4項の規定によりこの特約の保険金および普通約款第5章費用条項（以下「費用条項」といいます。）第19節キャンセル費用条項（以下「キャンセル費用条項」といいます。）による保険金が支払われる場合は、当会社は、それぞれの保険金の合計額を重複保険契約がないものとして算出されたこの保険契約の支払責任額として、第1項の規定を適用します。

#### 第12条（この保険契約における普通約款との関係）

① 当会社は、この特約の別表の(1)の事故・故障時対応サービス（車両搬送）が提供される場合は、財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第3項第3号、同条項第9条（保管車両保険金の支払額）第3項第3号または第10条（その他車両保険金の支払額）第3項第3号に優先してこの特約の規定を適用します。

② 前項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第3項第3号、同条項第9条（保管車両保険金の支払額）第3項第3号または第10条（その他車両保険金の支払額）第3項第3号の規定により支払われる保険金の額を超過する費用をこの特約の別表の(1)の事故・故障時対応サービス（車両搬送）に対して支払う事故・故障時諸費用保険金とします。

③ 当会社は、この特約の別表の(3)の事故・故障時対応サービス（キャンセル費用提供）が提供される場合は、キャンセル費用条項の保険金に優先してこの特約の規定を適用します。

④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、キャンセル費用条項の規定により支払われる保険金の額を超過する費用をこの特約の別表の(3)の事故・故障時対応サービス（キャンセル費用提供）に対して支払う事故・故障時諸費用保険金とします。

#### 第13条（キャンセル費用の規定適用に当たっての特則）

被保険者は、この特約の別表の(3)の事故・故障時対応サービス（キャンセル費用提供）に係る事

故・故障時諸費用保険金の請求を行う場合には、第4条（被保険者）第1項第2号の所有者（以下この条において、「所有者」といいます。）を経由して行うものとし、当会社は、所有者を経由しない同保険金の請求を受けることはできないものとします。

#### 第14条（普通約款一般条項の読み替え）

この特約については、一般条項第25条（代位）第2項の規定中「車両損害（費用条項第1節に定めるレンタカー費用保険金を支払うべき損害を含みます。）」とあるのを「この特約第2条（この特約の補償内容）の規定により当会社が事故・故障時諸費用保険金を支払うべき損害」と読み替えて適用します。

#### 第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、一般条項（これに付帯される他の特約を含みます。）の規定を準用します。

### ＜別表＞

事故・故障時対応サービス名	事故・故障時対応サービス内容・条件	上限額
(1) 車両搬送	車両損害にともない走行不能となった地から修理工場等まで対象自動車を搬送（修理工場等まで運転するために必要な仮修理の実施を含みます。以下同様とします。）するためには指定業者を派遣する役務の提供。なお、修理工場等に搬送するために必要な保管料の提供を含みます。	1回の車両損害につき10万円
(2) 車両引取	車両損害にともない走行不能となった地から修理工場等まで対象自動車が搬送され修理された場合に、修理完了後の対象自動車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するためには指定業者を派遣する役務の提供、または対象自動車の引取にともなう往路1名分の交通手段（レンタカーを除きます。）の利用の提供	1回の車両損害につき10万円
(3) キャンセル費用提供	被保険者が特定のサービスを受ける目的をもって使用中の対象自動車が、車両損害にともない走行不能となった場合に発生する当該サービスに係るキャンセル費用の提供	1回の車両損害につき50万円
(4) 緊急宿泊先提供	対象自動車が車両損害にともない走行不能となった場合に、被保険者が緊急に宿泊を必要とするときの、当会社の指定する宿泊施設の利用の提供（飲食等に要した費用は含みません。）。ただし、あらかじめ当会社の承認がない限り、車両損害の発生から24時間以内に利用した1泊の宿泊に限ります。	1被保険者につき1万円。ただし、1回の車両損害につき5万円を限度とします。
(5) 代替交通手段提供	対象自動車が車両損害にともない走行不能となった場合に、被保険者が居住地その他の場所に移動するにあたって、他の交通手段（レンタカーを除きます。）の利用を必要とするときの、当該交通手段の利用の提供。ただし、あらかじめ当会社の承認がない限り、合理的な経路および方法である交通手段を、車両損害の発生から24時間以内に利用した場合に限ります。	1回の車両損害につき5万円。ただし、交通手段としてタクシーを利用する場合は、1台の利用につき1万円を限度とします。

事故・故障時対応サービス名	事故・故障時対応サービス内容・条件	上限額
(6) レンタカー手配	対象自動車が車両損害にともない走行不能となった場合に、被保険者が居住地その他の場所に移動するにあたって、レンタカーの利用を必要とするときの、当会社の指定するレンタカーを提供する役務の提供。ただし、あらかじめ当会社の承認がない限り、車両損害の発生から24時間以内に利用を開始したレンタカーに限ります。 なお、この特約が付帯された保険契約において費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項による保険金が支払われる場合は、このサービスを利用することはできません。	レンタカー1台につき1万円までの範囲で当会社が指定するレンタカーの24時間分の料金。ただし、1回の車両損害につき5万円を限度とします。
(7) 積載物運搬費用提供	対象自動車が車両損害にともない走行不能となった場合に、被保険者が積載中動産を、対象自動車が走行不能となった地から目的地（当該走行不能の発生時に積載中動産が対象自動車により運搬される予定であった場所をいいます。）まで運搬する手段の提供。ただし、合理的な経路および方法である運搬手段を利用した場合に限ります。	1回の車両損害につき5万円

## 先物契約条項

この保険契約は、この保険契約の締結および総合保険普通保険約款第6章一般条項第1条（保険期間および保険料の払込方法等）に定める支払条項（以下「支払条項」といいます。）の追加に際しては、それぞれの支払条項の保険期間が開始する時点で有効な保険料率表によるものとします。

## 代位求償権不行使条項

この条項が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の目的である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この限りではありません。

## 入替自動車の自動補償特約

### 第1条（入替自動車に対する自動補償）

- ① 当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第11条（被保険自動車の入替）第3項の規定にかかわらず、同条第1項に定める自動車の入替において、被保険自動車（普通約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に規定する被保険自動車をいいます。以下同様とします。）が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合に限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、一般条項第11条（被保険自動車の入替）第1項に定める自動車の入替において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、一般条項第10条（被保険自動車の譲渡）第2項に掲げる保険金を支払いません。
- ② この特約において、入替自動車とは、一般条項第11条（被保険自動車の入替）第1項に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同項各号のいずれかに該当する者が新たに取得（所有権留保条項付き売買契約に基づく購入を含みます。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた被保険自動車と同一の用途および車種（普通約款別表－3に定める用途および車種をいいます。）の自動車をいいます。
- ③ この特約において、取得日とは、実際に入替自動車を取得し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合の当該取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料で当該取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に一般条項第11条（被保険自動車の入替）第1項に定める者の氏名が記載された日とします。
- ④ 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、入替自動車を所有する者

### 第2条（財物条項の特則）

- 取得日以降の財物条項の適用については、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところにります。
- (1) 財物条項第16条（協定保険価額、協定新価保険価額および修理支払限度額の変更）の規定は適用しません。
  - (2) 入替自動車取得の時における入替自動車の価額（入替自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。）を財物条項第3条（保険価額等）第2号の協定車両保険金額として定めるものとします。
  - (3) 財物条項第3条（保険価額等）第4号の協定新価保険価額は、前号に定める額とします。
  - (4) 財物条項第3条（保険価額等）第5号の修理支払限度額は、第2号に定める額（50万円を下回るときは、50万円とします。）とします。

### 第3条（解除）

- ① 当会社は、第1条（入替自動車に対する自動補償）の被保険自動車の変更の承認の請求があった場合、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。
- ② 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ③ 第1項に基づく当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

### 第4条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- ① 当会社は、第1条（入替自動車に対する自動補償）の場合には、入替自動車の取得日以降の期間に対し、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故（取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。）による損害または傷害に対しては、一般条項第10条（被保険自動車の譲渡）第2項に掲げる保険金を支払いません。

## 被保険自動車の入替条件に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車（総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に規定する被保険自動車をいいます。以下同様とします。）ごとに保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（被保険自動車の入替条件）

① 当会社は、この特約により、普通約款第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第11条（被保険自動車の入替）第1項の規定に加えて、被保険自動車が廃車、譲渡または返還（以下「被保険自動車の廃車等」といいます。）され、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、所有等自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、所有等自動車について、この保険契約を適用します。ただし、被保険自動車の廃車等の時点で所有等自動車がある場合に限ります。

② 前項に定める所有等自動車とは、被保険自動車と同一の用途および車種（普通約款別表－3に掲げる用途および車種をいいます。）の被保険自動車以外の自動車であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が所有者である自動車（保険証券記載の除外自動車を含みます。）をいいます。

- (1) 被保険自動車の所有者
- (2) 保険契約者
- (3) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。次号において、同様とします。）
- (4) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

③ 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- (2) 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- (3) 前2号以外の場合には、被保険自動車を所有する者

④ 当会社は、被保険自動車の廃車等のあった後（一般条項第11条（被保険自動車の入替）第1項の書面を受領した後を除きます。）に、所有等自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その所有等自動車が他の被保険自動車である場合には、当会社は、当該所有等自動車に適用されている保険契約の条件に従い、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を適用するものとします。

### 第3条（財物条項等に関する特則）

① 当会社は、この特約により、財物条項第16条（協定保険価額、協定新価保険価額および修理支払限度額の変更）第2項中「自動車の新規取得の場合」とあるのを「自動車の新規取得の場合、または被保険自動車の廃車、譲渡もしくは返還の場合」、「新たに取得し、または借り入れた自動車」とあるのを「新たに取得もししくは借り入れた自動車、または被保険自動車の入替条件に関する特約第2条（被保険自動車の入替条件）に定める所有等自動車」と読み替えて適用します。

② 当会社は、この特約により、保管等車両新価保険特約第1条（この特約の適用条件）第2項中「自動車の新規取得の場合」とあるのを「自動車の新規取得の場合、または被保険自動車の廃車、譲渡もしくは返還の場合」、「新たに取得しまたは借り入れた自動車」とあるのを「新たに取得しもししくは借り入れた自動車、または被保険自動車の入替条件に関する特約第2条（被保険自動車の入替条件）に定める所有等自動車」、「新規取得自動車」とあるのを「新規取得自動車または所有等自動車」と読み替えて適用します。

## 記名運転者の資格対象者に関する自動補償特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に規定する記名運転者が適用されている場合に適用されます。

### 第2条（記名運転者の資格対象者の定義）

この特約において、記名運転者の資格対象者とは、自動車（二輪自動車および原動機付自転車を含みません。）を運転することができる運転免許（「道路交通法」第84条第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。）の資格を取得している次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

### 第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）

① 当会社は、この特約の規定により、保険年度の中途中で次の各号に掲げる事実をいずれも満たす者について、保険年度の初日からその末日までに保険契約者が書面により記名運転者の追加の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当該保険年度の初日以後承認するまでの間は、当該記名運転者の資格対象者を記名運転者とみなして普通約款およびこれに付帯される他の特約を適用します。ただし、保険契約者または当該記名運転者の資格対象者から、その事実が確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めた場合に限ります。

- (1) 記名運転者の資格対象者に該当していること。
- (2) 前号に該当する者が、保険年度の初日の時点で記名運転者の資格対象者（前条第4号に該当する記名運転者の資格対象者を除きます。）に該当していないこと。

② この特約において保険年度とは、保険契約の保険年度をいいます。ただし、前項各号に掲げる事実をいずれも満たす者による事故発生の時点における記名運転者の支払条項に係る保険責任開始日（以下「保険責任開始日」といいます。）のうち最も早い保険責任開始日がその保険年度の初日以後となる場合は、当該保険責任開始日からその保険年度の末日までとします。

③ 第1項の規定が適用される場合において、同項第1号の事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）が特定できるときは、当会社は、同項の規定中「保険年度の初日からその末日まで」とあるのを「事実の発生日から1年後の応当日まで」と、「当該保険年度の初日以後承認するまでの間」とあるのを「当該事実の発生日以後承認するまでの間」と読み替えて、同項の規定を適用します。ただし、保険契約者または当該記名運転者の資格対象者から、事実の発生日が確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めた場合に限ります。

④ 第1項の規定において、前条第4号に該当する記名運転者の資格対象者が保険年度の初日の時点で既に前条第4号に該当する記名運転者の資格対象者であった場合には、当会社は、当該記名運転者の資格対象者について同項の規定を適用しません。

⑤ 前各項の規定は、それぞれの記名運転者の資格対象者ごとに個別に適用します。

### 第4条（追加保険料の請求）

① 当会社は、前条第1項の規定を適用する場合には、保険年度の初日以後の期間に対し、当会社の定めるところに従い追加保険料を請求します。ただし、事実の発生日が特定できる場合には、事実の発生日以後の期間に対し、当会社の定めるところに従い追加保険料を請求します。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、前条第1項に規定する承認の請求がなかったものとして、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第5条（適用される保険契約の条件）

第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）第1項の規定により記名運転者の資格対象者に適用される保険契約の条件は、当該記名運転者の資格対象者による事故発生の時において、記

名運転者（記名運転者が2人以上いる場合には、それぞれの記名運転者をいいます。）および許諾運転者（普通約款およびこれに付帯される他の特約に規定する許諾運転者をいいます。）に対して適用される保険契約の条件のうち、事故による損害または傷害に対して最も支払責任額の高い保険契約の条件とします。

#### 第6条（保険契約者が変更された場合の取扱い）

- ① 当会社は、保険年度の中途で保険契約者が書面により保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合には、その変更の承認日（以下「変更の承認日」といいます。）以後、第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）および第4条（追加保険料の請求）第1項の規定中「保険年度の初日」とあるのを「変更の承認日」と読み替えて、この特約を適用します。
- ② 前項の規定において、保険契約者の変更に伴い変更の承認日の時点で記名運転者の資格対象者に該当することとなった者については、当会社は、この特約を適用しません。
- ③ 保険年度の初日から変更の承認日以前までの期間で第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）第1項各号の事実をいずれも満たす者で、かつ、保険契約者の変更に伴い記名運転者の資格対象者に該当しなくなった者によって変更の承認日以後に生じた事故による損害または傷害に対して、当会社は、この特約による保険金を支払いません。

#### 第7条（仮運転免許取得者に対する特則）

当会社は、第2条（記名運転者の資格対象者の定義）各号のいずれかに該当する者のうち仮運転免許の資格を取得している者（以下「仮運転免許取得者」といいます。）については、第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）から前条までの規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（記名運転者の資格対象者に対する自動補償）の規定中「記名運転者の資格対象者」とあるのを「仮運転免許取得者」、同条第1項中「保険年度の初日からその末日まで」とあるのを「保険年度の初日からその末日または仮運転免許の有効期間の末日のいずれか早い日まで」、同条第3項中「保険年度の初日からその末日まで」とあるのを「保険年度の初日からその末日または仮運転免許の有効期間の末日のいずれか早い日まで」、「事実の発生日から1年後の応当日まで」とあるのを「事実の発生日から仮運転免許の有効期間の末日まで」
- (2) 第5条（適用される保険契約の条件）から前条までの規定中「記名運転者の資格対象者」とあるのを「仮運転免許取得者」

## 中途取得自動車の自動補償特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険年度の中途で新たに取得（所有権留保条項付き売買契約に基づく購入を含みます。以下同様とします。）し、または借り入れた中途取得自動車のすべてを、被保険自動車として漏れなくこの保険契約に付すこととする場合であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（中途取得自動車に対する自動補償）

- ① 当会社は、この特約の規定により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第11条（被保険自動車の入替）第3項の規定にかかるらず、入替自動車を廃車、譲渡または返還された被保険自動車とみなして、普通約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、同条第1項に定める自動車の入替において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、一般条項第10条（被保険自動車の譲渡）第2項に掲げる保険金を支払いません。
- ② 当会社は、この特約の規定により、追加自動車を被保険自動車とみなして、普通約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- ③ 前項の追加自動車に適用される保険契約の条件は、被保険自動車（被保険自動車が2台以上ある場合は、適用されている保険契約の条件を追加自動車に適用する旨保険証券に記載されている被保険自動車をいいます。）の保険契約の条件とします。
- ④ 中途取得自動車にかかる当会社の保険責任は、実際に中途取得自動車を取得し、または借り入れた日であって、保険契約者または中途取得自動車の所有者が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合の当該取得日（中途取得自動車の自動車検査証以外の資料で当該取得日が確認できない場合は、中途取得自動車の自動車検査証に次条第2号イ、からハ、までに掲げる者の氏名が記載された日とします。以下「取得日」といいます。）に始まります。

#### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 保険年度  
入替自動車については廃車、譲渡または返還された被保険自動車の支払条項に係る保険年度を、追加自動車については前条第3項に定める、保険契約の条件を適用する被保険自動車の支払条項に係る保険年度をいいます。
- (2) 中途取得自動車  
次のいずれかに該当する者が新たに取得し、または1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた被保険自動車と同一の用途および車種（普通約款別表-3に定める用途および車種をいいます。）の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）のうち、被保険自動車以外の自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として新たに取得し、または借り入れた自動車を除きます。
  - イ. 保険契約者
  - ロ. 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この号において同様とします。）
  - ハ. 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (3) 被保険自動車  
普通約款第1章財物条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第2号に規定する被保険自動車をいいます。
- (4) 入替自動車  
中途取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として新たに取得し、または借り入れた自動車をいいます。
- (5) 追加自動車

中途取得自動車のうち入替自動車以外の自動車をいいます。

#### (6) 所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- イ. 中途取得自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ロ. 中途取得自動車が1年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ハ. 上記イ. およびロ. 以外の場合は、中途取得自動車を所有する者

#### 第4条（財物条項の特則）

取得日以降の財物条項の適用については、第2条（中途取得自動車の自動補償）の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによります。

- (1) 財物条項第16条（協定保険価額、協定新価保険価額および修理支払限度額の変更）の規定は適用しません。
- (2) 中途取得自動車取得の時における中途取得自動車の価額（中途取得自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。）を財物条項第3条（保険価額等）第2号の協定車両保険金額として定めるものとします。
- (3) 財物条項第3条（保険価額等）第4号の協定新価保険価額は、前号に定める額とします。
- (4) 財物条項第3条（保険価額等）第5号の修理支払限度額は、第2号に定める額（50万円を下回るときは、50万円とします。）とします。

#### 第5条（承認の請求）

保険契約者は、取得日の翌日から起算して90日以内に、中途取得自動車の取得による被保険自動車の変更または追加の承認の請求を、書面により当会社に行わなければなりません。

#### 第6条（承認請求に遅滞または脱漏があった場合）

前条の承認の請求に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条の規定により承認の請求をされるすべての中途取得自動車に対して、当会社は第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。

#### 第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- ① 当会社は、第5条（承認の請求）の承認をする場合は、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、第2条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定の適用による保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第8条（特約の解除）

- ① 当会社は、第6条（承認請求に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合には、保険証券記載の保険契約者の住所（一般条項第9条（通知義務）第3項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。）にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ② 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ③ 保険契約者は、一般条項第28条（保険契約の解除）第6項の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

#### 第9条（入替自動車の自動補償特約の不適用）

当会社は、この特約により、入替自動車については、入替自動車の自動補償特約を適用しません。

## 所有自動車の通知に関する特約

- ① 当会社は、この特約により、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第9条（通知義務）第1項第4号イ。（一般条項第41条（運転自動車・所有自動車に関する告知・通知の特則）による読み替えを適用後の規定とします。以下同様とします。）または同号ニ。の事実が発生した場合（同号ホ. に該当する場合を除きます。）は、同条の規定による承認の請求（以下「所有自動車の通知の承認請求」といいます。）を、その事実が発生した日の翌日から起算して30日（ただし、その事実が発生した日から当会社が承認するまでの間に、運転自動車および所有自動車から除外する自動車を追加しないことを条件に、これと異なる日数が保険証券に記載されている場合は、保険証券記載の日数とします。）以内に行うことを承認します。
- ② 保険証券に30日以外の日数が記載されている場合に、前項の承認の請求に遅滞または脱漏があったときは、前項の事実および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、前項の事実が生じたことにより一般条項第9条（通知義務）の承認の請求をされるすべての所有自動車に生じた事故による損害または傷害に対しては、前項の規定は適用しません。
- ③ 所有自動車の通知の承認請求がなされた自動車について、所有自動車の通知の承認請求が行われるまでの期間における普通約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）の適用については、次の各号の定めるところによります。
  - (1) 財物条項第8条（運転車両保険金の支払額）第1項の表中(1)のただし書の規定は適用しません。
  - (2) 同項の表中(2)のただし書の規定を「ただし、保険価額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には、協定保険価額とします。）を限度とします。」と読み替えて適用します。
  - (3) 同項の表中(3)のただし書の規定を「ただし、新車保険価額または保険価額の1.2倍の額のいかれか低い額（運転自動車が被保険自動車に該当する場合には協定保険価額とします。）を限度（50万円を下回るときは、50万円を限度とします。）とします。」と読み替えて適用します。

## 許諾運転者の業務従事中不担保特約

① 当会社は、この特約により、次の各号のいずれかに該当する者の業務（家事を除きます。）のために許諾運転者（総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯する特約により規定される許諾運転者をいいます。）が所有自動車（普通約款およびこれに付帯する特約により規定される所有自動車をいいます。）を運転している間に生じた事故による次項各号に掲げる損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 前各号のいずれかに該当する者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人
- ② 前項の事故の場合において、保険金を支払わない損害または傷害とは、次の各号に掲げるものをいいます。
  - (1) 普通約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項の運転車両損害
  - (2) 財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項の運転車両損害が生じたことに伴う同条第14項の損害
  - (3) 普通約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項および第4項の損害
  - (4) 普通約款第5章費用条項（以下「費用条項」といいます。）第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項第1条（レンタカー費用保険金を支払う場合）第1項および第4項のレンタカー費用
  - (5) 費用条項第26節自動車賠償臨時費用条項第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項の運転自動車対人臨時費用
  - (6) 費用条項第27節自動車損害時諸費用条項第1条（諸費用保険金を支払う場合）第1項の運転車両全損時諸費用および第4項の運転車両修理時諸費用
  - (7) 人身傷害補償特約第1条（この特約の補償内容）の損害
  - (8) 搭乗者傷害特約第1条（この特約の補償内容）の傷害
  - (9) 自損事故傷害特約第1条（この特約の補償内容）の傷害
  - (10) 無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）の損害
  - (11) 車内携行品補償特約第2条（この特約の補償内容）第1項第1号の運転自動車に係る同項の損害
  - (12) 事故・故障時諸費用補償特約第2条（この特約の補償内容）第1項および第2項の費用

## 許諾運転者の業務従事中担保特約

当会社は、この特約により、許諾運転者の業務従事中不担保特約の規定を適用しません。

## 許諾運転者に関する「別居の未婚の子」他車運転危険補償特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、許諾運転者（総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に規定される許諾運転者をいいます。以下同様とします。）に普通約款第1章財物条項（以下「財物条項」といいます。）、普通約款第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）または自損事故傷害特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

### 第2条 (他の自動車の定義)

この特約において、他の自動車とは、保険契約者、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。）以外の自動車であって、その用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。ただし、保険契約者、その配偶者または保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族が當時使用する自動車を除きます。

### 第3条 (この特約の補償内容一車両損害)

- ① 当会社は、この特約により、許諾運転者に財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項が適用されている場合は、保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子（以下「別居の未婚の子」といいます。）が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。以下同様とします。）の他の自動車を同条項第7条（保険の目的の範囲）第1項第1号に定める運転自動車とみなして、他の自動車に生じた損害（以下「車両損害」といいます。）に対して、許諾運転者に適用される保険契約の条件に従い、財物条項（許諾運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- ② 前項の場合において、許諾運転者に普通約款第5章費用条項第27節自動車損害時諸費用条項（以下「自動車損害時諸費用条項」といいます。）第1条（諸費用保険金を支払う場合）第1項または第4項が適用されているときは、当会社は、この特約により、許諾運転者に適用される保険契約の条件に従い、それぞれ同条第1項または第4項の規定（許諾運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。
- ③ 当会社は、この特約により、運転車両保険金額に関する特約第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、別居の未婚の子が運転する他の自動車を同特約に定める運転自動車とみなして、同特約を適用します。

### 第4条 (この特約の補償内容一賠償責任)

- ① 当会社は、この特約により、許諾運転者に賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項または第4項が適用されている場合は、別居の未婚の子が自ら運転者として運転中の他の自動車を同条項第3条（用語の定義）第2号に定める運転自動車とみなして、許諾運転者に適用される保険契約の条件に従い、賠償責任条項（許諾運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、保険契約者、その配偶者、保険契約者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子に限ります。
- ② 当会社は、この特約により、他の自動車について生じた1回の運転自動車対人事故（賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に規定する運転自動車対人事故をいいます。）による損害に対して、同項第2号の規定を適用します。
- ③ 第1項の場合において、許諾運転者に普通約款第5章費用条項第26節自動車賠償臨時費用条項（以下「自動車賠償臨時費用条項」といいます。）第1条（臨時費用保険金を支払う場合）第1項が適用されているときは、当会社は、この特約により、許諾運転者に適用される保険契約の条件に従い、同項の規定（許諾運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

### 第5条 (この特約の補償内容一自損傷害)

- ① 当会社は、許諾運転者に自損事故傷害特約が適用されている場合には、別居の未婚の子が自ら運転者として運転中の他の自動車を同特約に定める傷害対象自動車とみなして、許諾運転者に適用さ

れる保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（許諾運転者について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

- ② 前項の場合における被保険者は、自損事故傷害特約第2条（被保険者）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 別居の未婚の子

### 第6条 (保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、財物条項、賠償責任条項、自動車賠償臨時費用条項、自動車損害時諸費用条項、普通約款第6章一般条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

  - (1) 別居の未婚の子の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
  - (2) 別居の未婚の子が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
  - (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
  - (4) 別居の未婚の子が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。ただし、当該別居の未婚の子が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、当該別居の未婚の子がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
  - (5) 別居の未婚の子が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行なうことを目的とする場所において他の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき。
  - (6) 別居の未婚の子が、その所有する自動車または當時使用する自動車を自ら運転しているとき。

- ② 当会社は、別居の未婚の子が法令により定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転中の車両損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第7条 (記名運転者の追加に関する特約が適用されている場合の特則)

記名運転者の追加に関する特約により記名運転者（普通約款およびこれに付帯される特約により規定される記名運転者をいいます。）とされた別居の未婚の子に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

## 記名運転者の追加に関する特約

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者またはその配偶者（内縁を含みます。）の別居の未婚の子（以下「別居の未婚の子」といいます。）で保険証券に記載されている者を、記名運転者（総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約（以下「普通約款および特約」といいます。）により規定される記名運転者をいいます。）として、普通約款および特約の規定を適用します。この場合において、記名運転者である当該別居の未婚の子は許諾運転者（普通約款および特約に規定される許諾運転者をいいます。）には含めないものとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、当会社は、記名運転者である別居の未婚の子が所有する自動車または常時使用する自動車（普通約款および特約に規定する所有自動車を除きます。）を自ら運転しているときに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## ファミリーバイク特約（原付・自損事故傷害あり）

### 第1章 賠償責任条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下この章において「対人事故」といいます。）により、次条に定める被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る対人賠償損害に対して、この章および総合保険普通保険約款（以下この章において「普通約款」といいます。）第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下この章において「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る対物賠償損害に対して、この章および普通約款第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ③ 当会社は、1回の対人事故による第1項の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ④ 前項の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、前項の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による第1項の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するとき限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ⑤ 前項の借用原動機付自転車とは、被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）以外のものをいいます。ただし、被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。
- ⑥ 当会社は、第1項および第2項の賠償損害のうち、保険証券に記載された賠償損害のみ支払責任を負うものとします。
- ⑦ 当会社は、この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合は、同特約の規定をこの特約にも適用します。この場合において、対物超過修理費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の規定
- ① 当会社は、この特約により、対物事故の損害に対して被保険者（この特約の第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。以下同様とします。）に同条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の保険金が支払われる場合において、相手自動車に生じた損害により被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、第3条（保険金の支払額）に定める対物超過修理費用保険金（以下「対物超過修理費用保険金」といいます。）を支払います。
- ② この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって対物超過修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。」
- (2) 第2条（用語の定義）第3号中「運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故」とあるのを「対物事故」、「賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号」とあるのを「普通約款第2章賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号」
- (3) 第3条（保険金の支払額）中「運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故」とあるのを「対物事故」
- (4) 第5条（保険金の請求）第3項中「賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」
- 第2条（被保険者）
- ① この章において、被保険者は次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）第1項および第2項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（用語の定義）

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 法律上の損害賠償責任  
自動車損害賠償保障法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
- (2) 自賠責保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (3) 親族  
6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者  
当会社に対して損害賠償額を直接請求できる者をいい、対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、慰謝料請求権者、対物事故の被害財物の所有者等をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者またはその法定代表人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
  - (2) 保険契約者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
  - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (5) 台風、こう水または高潮
  - (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (7) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (8) 第3号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
  - (3) 被保険者の父母、配偶者または子
  - (4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用者
- ④ 当会社は、被保険者が原動機付自転車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、対人事故によりその使用者の業務に従事中の他の使用者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその使用者の業務に原動機付自転車を使用している場合に、保険契約者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の生命または身体を害することによって保険契約者が被る損害賠償責任については、この限りで

ありません。

- ⑤ 当会社は、対物事故により次の各号のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### （1）保険契約者

- (2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (3) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

- ⑥ 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行う目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ⑦ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

- (2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
- (3) 第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- (4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人保険金額（以下この章において「対人保険金額」といいます。）を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	次条第1項第1号から第3号までの費用	-	=	保険金
				おいて「自賠責保険等によって支払われる金額」といいます。

#### 第1条（保険金を支払う場合）第3

項または第4項の自賠責保険等によ  
って支払われる金額（以下この章に=保険金

おいて「自賠責保険等によって支払

われる金額」といいます。）

- ② 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の対物保険金額（以下この章において「対物保険金額」といいます。）を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	次条第1項第1号から第4号までの費用	-	=	保険金
				保険証券に免責金額の記載がある場合、その免責金額

- ③ 当会社は、前2項に定める保険金のほか、次の各号の額の合計額を支払います。

- (1) 次条第1項第5号および第6号の費用

- (2) 第8条（当会社による解決）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による

同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

## 第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用(収入の喪失を含みません。)は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 普通約款一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
  - (2) 普通約款一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
  - (3) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
  - (4) 偶然な事故によって原動機付自転車に積載していた動産（法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、予め当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用
  - (5) 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）第3項の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
  - (6) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

#### 第7条（当会社による援助）

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第8条(当会社による解決)

- ① 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合もしくは対物事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。以下の条において同様とします。）を行います。

② 前項の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、原動機付自転車に生じた損害の原動機付自転車の所有者および被保険者から相手方への請求に関するものは含みません。

③ 第1項の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。

(1) 対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

(2) 対物賠償に関して、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が対物保険金額を明らかに超える場合

(3) 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

(4) 正当な理由がなくて被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

(5) 対人賠償に関して、原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

(6) 対物賠償に関して、保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

## 第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

約款 - 159

- ① 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
  - ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故につき、当会社がこの章および普通約款第6章一般条項の規定に従い被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償または対物賠償の保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を限度とします。
    - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
    - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
    - (3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
    - (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
      - イ. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
      - ロ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
    - (5) 対人事故の場合、次項に定める損害賠償額が対人保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を超えることが明らかになった場合
  - ③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の各号の算式により算出された額をいいます。
    - (1) 対人事故の場合

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者} - \text{に対してすでに支払った損害} = \text{損害賠償額}$$

## (2) 対物事故の場合

被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の損傷賠償責任の額  
被保険者が損害賠償請求権者 に対してすでに支払った損害賠償金の額  
保険証券に免責金額の記載がある場合は、そ = 損害賠償額の免責金額

④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑤ ④の事例により、第2項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

⑥ 対物事故により第2項または第8項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

⑦ 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が対物保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権行使することはできず、また当会社は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(1) 第2項第4号に規定する事実があった場合

- (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合  
(3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合  
⑧ 前項第2号または第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの章および普通約款第6章一般条項の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を限度とします。

#### 第10条（仮払金および供託金の貸付け等）

- ① 第7条（当会社による援助）または第8条（当会社による解決）第1項の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。  
(1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ対人保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）  
(2) 対物事故については、1回の事故につき、対物保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）  
② 前項により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。  
③ 第1項の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第5条（支払保険金の計算）第1項ただし書、第2項ただし書、前条第2項ただし書および第8項ただし書の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った保険金とみなして適用します。  
④ 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。  
⑤ 普通約款第6章一般条項第19条（保険金等の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

#### 第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害額を超えるときは、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

他の保険契約等がないものとして算出された

当会社の支払うべき保険金の額

$$\text{損害額} \times \frac{\text{当会社の支払うべき保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} = \text{支払保険金}$$

- ② 前項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた残額とします。  
③ 第1項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について第1項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第12条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第2号中「第2章賠償責任条項（以下「賠償責任条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(5) 第15条（対人事故通知の特則）中「賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に規定する運転自動車対人事故および同条第5項に規定する運転外自動車対人事故」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する対人事故」  
(6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」  
(7) 第19条（保険金等の請求）第1項第2号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(8) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」  
(9) 第21条（損害賠償額の請求および支払）第1項中「賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」  
(10) 第21条（損害賠償額の請求および支払）第3項中「賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）第2項または同条第7項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）第2項または同条第7項」  
(11) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」  
(12) 第33条（損害賠償額請求権の行使期限）中「賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」

#### 第13条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## 第2章 賠償臨時費用条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に定める被保険者（以下この章において「被保険者」といいます。）が、同章第1条（保険金を支払う場合）第1項に定める対人事故（以下この章において「対人事故」といいます。）により法律上の損害賠償責任（自動車損害賠償保障法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。以下この章において同様とします。）を負担する場合に、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として次の各号のいずれかに該当するときは、第3条（保険金の支払額）に定める額（以下この章において「臨時費用」といいます。）を、この章および総合保険普通保険約款（以下この章において「普通約款」といいます。）第6章一般条項の規定に従い、臨時費用保険金として支払います。

- (1) 死亡したとき。  
(2) 病院または診療所に3日以上入院したとき。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。  
(1) 保険契約者またはその法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意  
(2) 保険契約者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担する

場合に限ります。

- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(5) 台風、こう水または高潮

(6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(7) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(8) 第3号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

(1) 保険契約者

(2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）もしくは子

(3) 被保険者の父母、配偶者または子

(4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用人

(3) 当会社は、被保険者が原動機付自転車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、対人事故によりその使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその使用者の業務に原動機付自転車を使用している場合に、保険契約者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することによって保険契約者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用については、この限りでありません。

(4) 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた事故により損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

(5) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事故により損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

(1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(3) 第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

(4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

### 第3条（保険金の支払額

約款 - 161

1回の対人事故につき、当会社が支払う臨時費用保険金の額は、生命または身体を害された者1名につき、次の各号に掲げる金額とします。

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号に該当するときは、15万円  
(2) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第2号に該当するときは、3万円

#### 第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① この章に関するは、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

それぞれの保険契約または共済契約について他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき臨時費用保険金または共済金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。）

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき臨時費用保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して臨時費用保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた臨時費用保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

## 第5条（臨時費用保険金請求の特則）

被保険者は、臨時費用保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとします。

### 第9条(個別適用)

この年の規定は、それ以前の被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第1年(保険金の支払額)の臨時費用保険金の額が増額されるものではありません。

## 第7条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
  - (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第5号中「第5章費用条項（以下「費用条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
  - (3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
  - (4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
  - (5) 第15条（対人事故通知の特則）中「賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に規定する運転自動車対人事故および同条第5項に規定する運転外自動車対人事故」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する対人事故」
  - (6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
  - (7) 第19条（保険金等の請求）第1項第2号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
  - (8) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
  - (9) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「費用条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」

第8条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

### 第3章 自損事故傷害条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

① 当会社は、次条に定める被保険者が原動機自転車の正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）に、次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下この章において同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この章および総合保険普通保険約款（以下この章において「普通約款」といいます。）第6章一般条項の規定に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および傷害保険金をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。

- (1) 原動機付自転車の運行に起因する事故
- (2) 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下
- (3) 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
- (4) この章の規定は、保険証券にこの章の適用がある旨記載された場合のみ、適用するものとします。

#### 第2条（被保険者）

この章において、被保険者は次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

#### 第3条（用語の定義）

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 正規の乗車装置  
乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
- (2) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
- (3) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ております、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- (5) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (6) 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車（原動機付自転車を含みます。）を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。）が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金	保険金受取人
(1) 死亡保険金	死亡した場合	1名ごとに1,500万円	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
(2) 後遺障害保険金	普通約款別表「傷－1」に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額	被保険者
(3) 介護費用保険金	以下のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき イ. 普通約款別表「傷－1」の2の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じた場合 ロ. 2種以上の後遺障害が生じ、第4項第1号から第3号までの規定により、支払われるべき後遺障害保険金支払額が、この章の別表の2の第1級または第2級に掲げる金額となる場合	200万円	被保険者

名称	支払事由	保険金	保険金受取人
(4) 傷害保険金	医師の治療を要し、病院または診療所に入院または通院（医師による往診を含みます。以下同様とします。）した場合	治療日数（ただし、医師が治療を必要と認める治療日数に限ります。以下同様とします。）に対し、次のイ、およびロ、の金額。ただし、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。 イ、病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円 ロ、病院または診療所に通院した治療日数に対しては、その治療日数1日につき4,000円	被保険者

- ② この条において後遺障害保険金支払額とは、この特約の別表に定める後遺障害保険金支払額をいいます。
- ③ 普通約款別表「傷-1」の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ④ 同一事故により、普通約款別表「傷-1」に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として、もっとも重い後遺障害の該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額を支払います。ただし、次の各号に該当する場合は、同号に規定する後遺障害保険金支払額を支払います。
- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額
- (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額
- (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき  
もっとも重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する後遺障害保険金支払額。ただし、それぞれの後遺障害に対応する後遺障害保険金支払額の合計額がその金額に達しない場合は、その合計額とします。
- ⑤ すでに後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通約款別表「傷-1」に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害保険金支払額を差し引いた残額を後遺障害保険金として支払います。
- ⑥ 当会社は、第1項の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- ⑦ 同一事故により生じた後遺障害が第1項の表中の介護費用保険金のイ、およびロ、のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
- ⑧ 傷害保険金において治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
- ⑨ 傷害保険金において、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定す

るために医師の治療により次の各号に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を治療日数に含めます。

- (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下この項において、同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギブス
- (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス
- ⑩ 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して傷害保険金を支払いません。

#### 第6条（支払保険金の競合）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

#### 第7条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかつたときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

#### 第8条（当会社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第5条（支払保険金の計算）および第6条（支払保険金の競合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- ③ 当会社は、前2項に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による介護費用保険金ならびに第5条（支払保険金の計算）および前条の規定による傷害保険金を支払います。

#### 第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① この章に関しては、第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、同条第1項の介護費用保険金と傷害保険金とこれらの保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。)}} = \text{支払保険金}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社が支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第10条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるも

のとします。

- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- (3) 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
- (4) 傷害保険金については、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

#### 第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

#### 第12条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」
- (3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」
- (4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節の損害」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項」
- (5) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」
- (6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
- (7) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
- (8) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」
- (9) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約の第3章自損事故傷害条項」

#### 第13条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

#### 〈別表〉 後遺障害等級別保険金支払額表

##### 1. 介護をする後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

#### 2. 1. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	1,500万円
第2級	1,295万円
第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

#### 第4章 無保険車事故傷害条項

##### 第1条（この章の適用条件）

① この章は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項および第5項のいずれも適用されていない場合で、第1章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項が適用されており、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。

- (1) 普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の人身傷害保険金が支払われない場合
- (2) 次条に定める無保険車事故が、普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の人身傷害保険金の支払対象となる事故である場合に、同章の規定により支払われるべき保険金の額（普通約款第6章一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額））第3項の規定が適用される場合には、同項に定める他の保険契約等がないものとして算出されたこの保険契約の支払責任額とします。）が、この章の規定により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。）の合計額を下回る場合
- (2) 前項第2号の場合、当会社は、当該被保険者については、普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の規定による人身傷害保険金を支払わず、すでに支払っていたときはその額をこの章の規定により支払われる保険金から差し引きます。

##### 第2条（保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（以下この章において「無保険車事故」といいます。）によって次条に定める被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第10条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下この章において同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合に限り、この章および普通約款第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、1回の無保険車事故による前項の損害の額が、次の(1)および(2)の合計額または次の(1)および(3)の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を

支払います。

- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下この章において同様とします。）
- (2) 対人賠償保険等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下この章において同様とします。）
- (3) 他の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（他の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうちもっとも高い額とします。以下この章において同様とします。）

### 第3条（被保険者）

- ① この章において、被保険者は原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中の者で、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第4条（用語の定義）

- ① この章において、無保険自動車とは次の定義によります。
  - (1) 相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車（原動機付自転車を含みます。以下この章において同様とします。）
    - イ. その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
    - ロ. その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
    - ハ. その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、2億円に達しない場合
  - (2) 前号の規定にかかわらず、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（第1号イ. およびロ. ならびに前号に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。）が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。
- ② この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のイ. またはロ. に該当するものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
  - イ. 普通約款別表「傷-1」に掲げる後遺障害
  - ロ. 普通約款別表「傷-1」に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
- (2) 賠償義務者  
無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

### (3) 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

### (4) 対人賠償保険等

自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

### (5) 他の無保険車傷害保険等

被保険者が搭乗中の原動機付自転車について適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金を支払う場合）第1項と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。

### (6) 正規の乗車装置

乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

### (7) 相手自動車

被保険者が搭乗中の原動機付自転車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。

### (8) 保険金請求権者

無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

- イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）
- ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

### 第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 台風、こう水または高潮
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第6条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意によって生じた損害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
  - (3) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ② 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

### 第7条（保険金を支払わない場合—その3）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。

ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この限りでありません。

- (1) 被保険者の父母、配偶者または子
- (2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。次号において同様とします。）に従事している場合に限ります。
- (3) 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。
- (2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときはこの限りでありません。
- (3) 原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。）には、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が原動機付自転車を業務として受託している場合は、その原動機付自転車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第8条（保険金を支払わない場合－その4）

当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第9条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式で算出される額とします。ただし、次の第2号または第3号のうちいずれか高い額を、2億円から差し引いた残額を限度とします。

次条の規定により、<sup>+</sup> 第11条（費用） 次の第1号、第2号、第4号、第5号および  
決定された損害の額<sup>-</sup> の費用 第6号の合計額または第1号、第3号、第5号および第6号の合計額のいずれか高い額

- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額
- (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- (3) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
- (4) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- (5) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた残額とします。
- (6) 次条の規定により決定される損害の額および第11条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額

#### 第10条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

- (2) 前項の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないにかかわらず、次の手続によって決定します。

- (1) 当会社と保険金請求権者との間の協議
- (2) 前号の協議が成立しない場合は、普通約款第6章一般条項第24条（評価人および裁定人）に定める手続または当会社と保険金請求権者との間ににおける訴訟、裁判上の和解もしくは調停

#### 第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 普通約款第6章一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 普通約款第6章一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

#### 第12条（保険金請求権者の義務）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
  - (1) 賠償義務者の住所および氏名または名称
  - (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
  - (3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
  - (4) 保険金請求権者が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて前項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

#### 第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

#### 第14条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- (1) この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{支払保険金} = \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された}}{\text{当会社の支払うべき保険金または共済金の額}} \times \frac{\text{支払保険金}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。）}} \times \frac{\text{支払保険金}}{\text{算出された支払うべき保険金または共済金の合計額}}$$

- (2) 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社が支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権者は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第16条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」
- (3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」
- (4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節の損害」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項第2条（保険金を支払う場合）第1項」
- (5) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」
- (6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
- (7) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
- (8) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」
- (9) 第25条（代位）第1項中「被保険者」とあるのを「保険金請求権者」
- (10) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」

#### 第17条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## ファミリーバイク特約（原付・人身傷害あり）

### 第1章 賠償責任条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- ① 当会社は、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下この章において「対人事故」といいます。）により、次条に定める被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る対人賠償損害に対して、この章および総合保険普通保険約款（以下この章において「普通約款」といいます。）第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下この章において「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る対物賠償損害に対して、この章および普通約款第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ③ 当会社は、1回の対人事故による第1項の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ④ 前項の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、前項の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による第1項の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するとき限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ⑤ 前項の借用原動機付自転車とは、被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）以外のものをいいます。ただし、被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。
- ⑥ 当会社は、第1項および第2項の賠償損害のうち、保険証券に記載された賠償損害のみ支払責任を負うものとします。
- ⑦ 当会社は、この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合は、同特約の規定をこの特約にも適用します。この場合において、対物超過修理費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
  - (1) 第1条（保険金を支払う場合）の規定
    - ① 当会社は、この特約により、対物事故の損害に対して被保険者（この特約の第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。以下同様とします。）に同条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の保険金が支払われる場合において、相手自動車に生じた損害により被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、第3条（保険金の支払額）に定める対物超過修理費用保険金（以下「対物超過修理費用保険金」といいます。）を支払います。
    - ② この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって対物超過修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。」
  - (2) 第2条（用語の定義）第3号中「運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故」とあるのを「対物事故」、「賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号」とあるのを「普通約款第2章賠償責任条項第3条（用語の定義）第2号」
  - (3) 第3条（保険金の支払額）中「運転自動車対物事故または運転外自動車対物事故」とあるのを「対物事故」
  - (4) 第5条（保険金の請求）第3項中「賠償責任条項第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」

#### 第2条（被保険者）

- ① この章において、被保険者は次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 保険契約者
  - (2) 保険契約者の配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）
  - (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）第1項および第2項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（用語の定義）

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 法律上の損害賠償責任  
自動車損害賠償保障法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
- (2) 自賠責保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (3) 親族  
6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者  
当会社に対して損害賠償額を直接請求できる者をいい、対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、慰謝料請求権者、対物事故の被害財物の所有者等をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

  - (1) 保険契約者またはその法定代表人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
  - (2) 保険契約者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
  - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (5) 台風、こう水または高潮
  - (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (7) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (8) 第3号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

  - (1) 保険契約者
  - (2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
  - (3) 被保険者の父母、配偶者または子
  - (4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用人

- ④ 当会社は、被保険者が原動機付自転車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、対人事故によりその使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその使用者の業務に原動機付自転車を使用している場合に、保険契約者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用

人の生命または身体を害することによって保険契約者が被る損害賠償責任については、この限りではありません。

- ⑤ 当会社は、対物事故により次の各号のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者
- (2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (3) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

⑥ 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ⑦ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- (2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- (3) 第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- (4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ております、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の対人保険金額（以下この章において「対人保険金額」といいます。）を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ 次条第1項第1号から第3号までの費用

- 第1条（保険金を支払う場合）第3項または第4項の自賠責保険等によって支払われる金額（以下この章において「自賠責保険等によって支払われる金額」といいます。）

= 保険金

- ② 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の対物保険金額（以下この章において「対物保険金額」といいます。）を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ 次条第1項第1号から第4号までの費用

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

= 保険金

③ 当会社は、前2項に定める保険金のほか、次の各号の額の合計額を支払います。

(1) 次条第1項第5号および第6号の費用

(2) 第8条（当会社による解決）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

#### 第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

(1) 普通約款第6章一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

(2) 普通約款第6章一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

(4) 偶然な事故によって原動機付自転車に積載していた動産（法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、予め当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用

(5) 対人事故または対物事故について被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）第3項の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

(6) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

#### 第7条（当会社による援助）

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第8条（当会社による解決）

① 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合もしくは対物事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。以下この条において同様とします。）を行います。

② 前項の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、原動機付自転車に生じた損害の原動機付自転車の所有者および被保険者から相手方への請求に関するものは含みません。

③ 第1項の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

④ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。

(1) 対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

(2) 対物賠償に関して、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が対物保険金額を明らかに超える場合

(3) 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

(4) 正当な理由がなくて被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

(5) 対人賠償に関して、原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

(6) 対物賠償に関して、保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

#### 第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

① 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故につき、当会社がこの章および普通約款第6章一般条項の規定に従い被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償または対物賠償の保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

イ. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

ロ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(5) 対人事故の場合、次項に定める損害賠償額が対人保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額）を超えることが明らかになった場合

③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の各号の算式により算出された額をいいます。

(1) 対人事故の場合

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

- 自賠責保険等によって支払われる金額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

(2) 対物事故の場合

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

= 損害賠償額

④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

⑤ 対人事故により、第2項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

⑥ 対物事故により第2項または第8項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

⑦ 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきす

に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。)が対物保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権行使することはできず、また当会社は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

- (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
- (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- (3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (8) 前項第2号または第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの章および普通約款第6章一般条項の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)を限度とします。

#### 第10条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- ① 第7条 (当会社による援助) または第8条 (当会社による解決) 第1項の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ対人保険金額(同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)
- (2) 対物事故については、1回の事故につき、対物保険金額(同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または前条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた残額)
- ② 前項により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下この条において同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- ③ 第1項の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第5条(支払保険金の計算)第1項ただし書、第2項ただし書、前条第2項ただし書および第8項ただし書の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った保険金とみなして適用します。
- ④ 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の当会社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。
- ⑤ 普通約款第6章一般条項第19条(保険金等の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

#### 第11条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- ① この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約(自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害額を超えるときは、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額

$$\text{損害額} \times \frac{\text{支払保険金}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} = \text{支払保険金}$$

- ② 前項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた残額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済

金の額の合計額を超える額について第1項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第12条 (普通約款の読み替え)

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条(保険期間および保険料の払込方法等)第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (2) 第2条(保険責任のおよぶ地域)第2号中「第2章賠償責任条項(以下「賠償責任条項」といいます。)」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (3) 第12条(損害防止義務および損害防止費用)第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (4) 第13条(事故発生時の義務)第1項本文中「賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)第1項から第8項まで」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (5) 第15条(対人事故通知の特則)中「賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)第3項に規定する運転自動車対人事故および同条第5項に規定する運転外自動車対人事故」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)第1項に規定する対人事故」
- (6) 第18条(その他の義務)第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
- (7) 第19条(保険金等の請求)第1項第2号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (8) 第19条(保険金等の請求)第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
- (9) 第21条(損害賠償額の請求および支払)第1項中「賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)」
- (10) 第21条(損害賠償額の請求および支払)第3項中「賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)第2項または同条第7項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)第2項または同条第7項」
- (11) 第29条(保険料の返還または請求)第2項第1号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項」
- (12) 第33条(損害賠償額請求権の行使期限)中「賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)」とあるのを「この特約の第1章賠償責任条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)」

#### 第13条 (準用規定)

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## 第2章 賠償臨時費用条項

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、第1章賠償責任条項第2条(被保険者)に定める被保険者(以下この章において「被保険者」といいます。)が、同章第1条(保険金を支払う場合)第1項に定める対人事故(以下この章において「対人事故」といいます。)により法律上の損害賠償責任(自動車損害賠償保障法、民法等法律に基づく損害賠償責任をいいます。以下この章において同様とします。)を負担する場合に、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として次の各号のいずれかに該当するときは、第3条(保険金の支払額)に定める額(以下この章において「臨時費用」といいます。)を、この章および総合保険普通保険約款(以下この章において「普通約款」といいます。)第6章一般条項の規定に従い、臨時費用保険金として支払います。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 病院または診療所に3日以上入院したとき。

#### 第2条 (保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者またはその法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (2) 保険契約者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担する場合に限ります。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (5) 台風、こう水または高潮
- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (7) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 第3号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者
- (2) 原動機付自転車を運転中の者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この条において同様とします。）もしくは子
- (3) 被保険者の父母、配偶者または子
- (4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用者
- ③ 当会社は、被保険者が原動機付自転車を被保険者の使用者の業務に使用している場合に、対人事故によりその使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその使用者の業務に原動機付自転車を使用している場合に、保険契約者と同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することによって保険契約者が損害賠償責任を負担するときの臨時費用については、この限りでありません。
- ④ 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた事故により損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事故により損害賠償責任が発生した場合の臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。
- (1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
- (2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。
- (3) 第1章賠償責任条項第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- (4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の

承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

### 第3条（保険金の支払額）

1回の対人事故につき、当会社が支払う臨時費用保険金の額は、生命または身体を害された者1名につき、次の各号に掲げる金額とします。

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第1号に該当するときは、15万円  
(2) 第1条（保険金を支払う場合）第1項第2号に該当するときは、3万円

### 第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

① この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{それぞれの保険契約または共済契約について他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払べき臨時費用保険金または共済金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。）}}{\text{当会社の支払うべき臨時費用保険金の額}} = \text{臨時費用保険金}$$

それぞれの保険契約または共済契約について他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払べき臨時費用保険金または共済金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。）

② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき臨時費用保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して臨時費用保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた臨時費用保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

### 第5条（臨時費用保険金請求の特則）

被保険者は、臨時費用保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとします。

### 第6条（個別適用）

この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第3条（保険金の支払額）の臨時費用保険金の額が増額されるものではありません。

### 第7条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第5号中「第5章費用条項（以下「費用条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
- (3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
- (4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「費用条項第1節ならびに第26節および第27節」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
- (5) 第15条（対人事故通知の特則）中「賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項に規定する運転自動車対人事故および同条第5項に規定する運転外自動車対人事故」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する対人事故」
- (6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
- (7) 第19条（保険金等の請求）第1項第2号中「賠償責任条項」とあるのを「この特約の第2章賠償臨時費用条項」
- (8) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
- (9) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「費用条項」とあるのを「この特約の第2

## 章賠償臨時費用条項

### 第8条 (準用規定)

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## 第3章 人身傷害補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

① 当会社は、原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）に、次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故（ガス中毒を含みます。）により、次条に定める被保険者が身体に傷害を被ること（以下この章において「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第6条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下この章において同様とします。）に対して、この章および総合保険普通保険約款（以下この章において「普通約款」といいます。）第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。

- (1) 原動機付自転車の運行に起因する事故
- (2) 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発、または原動機付自転車の落下
- (2) 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
- (3) この章の規定は、保険証券にこの章の適用がある旨記載された場合のみ、適用するものとします。
- (4) 当会社は、この保険契約に人身傷害諸費用補償特約が適用されている場合は、同特約の規定をこの特約にも適用します。この場合において、人身傷害諸費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

#### (1) 第2条（人身傷害諸費用保険金）第1項第1号

〔(1) この特約の第3章人身傷害補償条項による保険金支払の対象となる事故の場合（この特約の第4章無保険車事故傷害条項第1条（この章の適用条件）第2項の規定により同条項の保険金支払の対象となる事故の場合を含みます。）〕

- (2) 第4条（被保険者）第1項
 

〔(1) この特約において、被保険者とは、この特約の第3章人身傷害補償条項第2条（被保険者）第1項に定める被保険者をいいます。ただし、同条第2項の規定により被保険者に含まない者は除きます。〕

### 第2条 (被保険者)

① この章において、被保険者は次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

② 前項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車（原動機付自転車を含みます。以下この章において同様とします。）を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が原動機付自転車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

③ この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第3条 (用語の定義)

この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

- (1) 正規の乗車装置  
乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備

えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

- (2) 賠償義務者  
自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (3) 自賠責保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (4) 対人賠償保険等  
自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- (5) 保険金請求権者  
人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。  
イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）  
ロ. 被保険者の父母、配偶者または子
- (6) 労働者災害補償制度  
次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。  
イ. 労働者災害補償保険法  
ロ. 国家公務員災害補償法  
ハ. 裁判官の災害補償に関する法律  
ニ. 地方公務員災害補償法  
ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

### 第4条 (保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。  
 (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）  
 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
 (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故  
 (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染  
 (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。  
 (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。以下この章において同様とします。）によって生じた損害  
 (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた損害  
 (3) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ております。かつて、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。  
 (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ③ 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社は、

その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ④ 当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、保険証券記載の保険金額（以下この条において「保険金額」といいます。）を限度とします。

次条第1項から第3項の規定により、決定された損害の額

$$\begin{aligned} &+ \text{第7条（費用）の費用} \\ &- \text{次の第1号から第6号の合計額} \\ &= \text{保険金} \end{aligned}$$

- (1) 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によってすでに給付が決定したもしくは支払われた保険金
- (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してすでに給付が決定したもしくは支払われた保険金もしくは共済金の額
- (3) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額
- (4) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下同様とします。）
- (5) 次条第1項から第3項の規定により決定される損害の額および第7条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額
- (6) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。）
- (7) 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者が、次条第4項の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、保険金額を限度とします。

次条第4項の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額

$$\begin{aligned} &+ \text{第7条（費用）の費用} \\ &- \text{次の第1号から第3号の合計額} \\ &= \text{保険金} \end{aligned}$$

- (1) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- (2) 次条第1項から第3項の規定により決定される損害の額および第7条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額
- (3) 前各号のほか、第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した

給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。）

- ③ 第1項ただし書および前項ただし書の規定にかかわらず、普通約款別表「傷-1」の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、1回の人身傷害事故につき、当会社の支払保険金の額は、被保険者1名ごとに保険金額の2倍の額を限度とします。
- ④ 同一の人身傷害事故に起因して普通約款第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）の規定により人身傷害保険金が支払われる場合は、当会社は、第1項から前項までの規定により算出されたこの特約の第3章人身傷害補償条項の保険金（以下この章において「この特約第3章の保険金」といいます。）を優先して支払い、損害額がこの特約第3章の保険金の額を超えるときに限り、その差額に対して傷害条項の規定に従い人身傷害保険金を支払います。

#### 第6条（損害額の決定）

- ① 前条第1項の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ普通約款別表「傷-12」に定める人身傷害保険金損害額基準により算定された金額の合計額（以下この章において「算定額」といいます。）とします。ただし、賠償義務者がある場合において、算定額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- (1) 傷害  
医師の治療を要した場合
- (2) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した場合
- (3) 死亡  
死亡した場合

- ② 同一事故により、普通約款別表「傷-1」に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、重い後遺障害の該当する等級により損害額を算定します。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に規定する等級に従い損害額を算定するものとします。

- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級

- ③ すでに後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通約款別表「傷-1」に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額からすでにあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額を差し引いて損害額を算定します。

- ④ 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、第1項の規定にかかわらず、算定額から当該賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分（算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額をいいます。）を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として請求することができます。ただし、算定額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額が自賠責保険等によって給付される金額を下回る場合を除きます。

- ⑤ 前項の場合には、普通約款第6章一般条項第25条（代位）第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が当該賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

#### 第7条（費用）

保険契約者は被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 普通約款第6章一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 普通約款第6章一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全また

は行使に必要な手続るために当会社の書面による同意を得て支出した費用

#### 第8条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する額を損害額として決定しそれを支払います。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

#### 第9条（保険金請求権者の義務等）

- ① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
  - (1) 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
  - (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
  - (3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
  - (4) 保険金請求権者が第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
  - (5) 人身傷害事故の原因となった、被保険者が搭乗中の原動機付自転車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- ④ 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて第1項および第2項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、賠償義務者または第1条（保険金を支払う場合）第1項の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

#### 第10条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

#### 第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- ① この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害額を超えるときは、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額の合計額}} = \text{支払保険金}$$

- ② 前項の規定において、第5条（支払保険金の計算）第4項の規定が適用される場合には、普通約款第3章傷害条項の規定により算出された人身傷害保険金の額と第5条（支払保険金の計算）第4項の規定により算出された保険金の額の合計額を、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額として前項の算式を適用します。

③ 第1項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた残額とします。

- ④ 前3項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前3項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第12条（保険金の支払による請求権の移転）

- ① 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、当該請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- ② 保険金請求権者は、前項により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

#### 第13条（当会社の指定する医師による診断）

- ① 当会社は、普通約款第6章一般条項第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）のほか、医師による治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者に対し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めるすることができます。
- ② 前項の診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。
- ③ 第1項の当会社の求めに対し、正当な理由がなくてこれに応じなかった場合には、当会社は、当該応当月の翌月以降に発生した損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第14条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ② 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ③ 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ④ 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節の損害」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）第1項」
- ⑤ 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ⑥ 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」
- ⑦ 第19条（保険金等の請求）第1項第3号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ⑧ 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」
- ⑨ 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」
- ⑩ 第25条（代位）第1項中「被保険者」とあるのを「保険金請求権者」
- ⑪ 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約の第3章人身傷害補償条項」

#### 第15条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## 第4章 無保険車事故傷害条項

### 第1条 (この章の適用条件)

- ① この章は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項および第5項のいずれも適用されていない場合で、第1章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項が適用されており、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。
- (1) 普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項の人身傷害保険金が支払われない場合で、かつ、第3章人身傷害補償条項が適用されない場合
- (2) 次条に定める無保険車事故が、普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項または第3章人身傷害補償条項の保険金の支払対象となる事故である場合に、これらの規定により支払われるべき保険金の額（普通約款第6章一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第3項または第3章人身傷害補償条項第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）第1項もしくは第2項の規定が適用される場合には、それぞれの規定に定める他の保険契約等がないものとして算出された当会社の支払るべき保険金の額とします。）が、この章の規定により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。）の合計額を下回る場合
- (2) 前項第2号の場合、当会社は、当該被保険者については、普通約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第2項および第3章人身傷害補償条項の規定による保険金を支払わず、すでに支払っていたときはその額をこの章の規定により支払われる保険金から差し引きます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- ① 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（以下この章において「無保険車事故」といいます。）によって次条に定める被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下この章において同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第10条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下この章において同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合に限り、この章および普通約款第6章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、1回の無保険車事故による前項の損害の額が、次の(1)および(2)の合計額または次の(1)および(3)の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下この章において同様とします。）
- (2) 対人賠償保険等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下この章において同様とします。）
- (3) 他の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（他の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうちもっと高い額とします。以下この章において同様とします。）

### 第3条 (被保険者)

- ① この章において、被保険者は原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中の者で、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
- (1) 保険契約者
- (2) 保険契約者の配偶者
- (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族

(4) 保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

② この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第4条 (用語の定義)

① この章において、無保険自動車とは次の定義によります。

(1) 相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車（原動機付自転車を含みます。以下この章において同様とします。）

イ. その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合

ロ. その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合  
ハ. その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、2億円に達しない場合

(2) 前号の規定にかかわらず、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。

(3) 前2号の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（第1号イ. およびロ. ならびに前号に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。）が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。

② この章において、次の各号の用語はそれぞれ次の定義によります。

(1) 後遺障害

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のイ. またはロ. に該当するものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

イ. 普通約款別表「傷-1」に掲げる後遺障害

ロ. 普通約款別表「傷-1」に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの

(2) 賠償義務者

無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(3) 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(4) 対人賠償保険等

自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

(5) 他の無保険車傷害保険等

被保険者が搭乗中の原動機付自転車について適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金を支払う場合）第1項と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。

(6) 正規の乗車装置

乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

(7) 相手自動車

被保険者が搭乗中の原動機付自転車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。

(8) 保険金請求権者

無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

イ. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）

ロ. 被保険者の父母、配偶者または子

#### 第5条（保険金を支払わない場合一その1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 台風、こう水または高潮
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

#### 第6条（保険金を支払わない場合一その2）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意によって生じた損害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
- (3) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ております、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であるとしたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ② 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

#### 第7条（保険金を支払わない場合一その3）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この限りでありません。

- (1) 被保険者の父母、配偶者または子
- (2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。次号において同様とします。）に従事している場合に限ります。
- (3) 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。
- ② 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者が運転する他の無保険自動車があるときはこの限りでありません。
- ③ 原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けができる場合を含みます。）には、当会社は、保険金を支払いません。

④ 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が原動機付自転車を業

務として受託している場合は、その原動機付自転車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第8条（保険金を支払わない場合一その4）

当会社は、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行う目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第9条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式で算出される額とします。ただし、次の第2号または第3号のうちいずれか高い額を、2億円から差し引いた残額を限度とします。

次条の規定により、決定された損害の額

$$\begin{aligned} &+ \text{第11条（費用）の費用} \\ &- \text{次の第1号、第2号、第4号、第5号および第6号の合計額または第1号、第3号、第5号および第6号の合計額のいずれか高い額} \\ &= \text{保険金} \end{aligned}$$

(1) 自賠責保険等によって支払われる金額

(2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

(3) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

(4) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額

(5) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた残額とします。

(6) 次条の規定により決定される損害の額および第11条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額

#### 第10条（損害額の決定）

① 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

② 前項の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかくわらず、次の手続によって決定します。

(1) 当会社と保険金請求権者との間の協議

(2) 前号の協議が成立しない場合は、普通約款第6章一般条項第24条（評価人および裁定人）に定める手続または当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

#### 第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の各号の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

(1) 普通約款第6章一般条項第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

(2) 普通約款第6章一般条項第13条（事故発生時の義務）第1項第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

#### 第12条（保険金請求権者の義務）

① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、か

つ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- (1) 賠償義務者の住所および氏名または名称
- (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- (3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- (4) 保険金請求権者が第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (5) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなくて前項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

#### 第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

#### 第14条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- (1) この章に関しては、これと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の算式によって算出された額によって支払保険金の額を決定します。

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された当会社の支払うべき保険金または共済金の額  
がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額  
き保険金のうちもっとも高い額（次項において「損害額」といいます。）  
$$\text{支払保険金} = \frac{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額}}{\text{それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の合計額}}$$

- (2) 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出された当会社が支払うべき保険金の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して支払い、また、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額の合計額を超える額について前項の規定に従い支払保険金の額を決定します。

#### 第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権者は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第16条（普通約款の読み替え）

この章においては、普通約款第6章一般条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第1項中「第1章財物条項から第5章費用条項までの各担保条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする
- (2) 第2条（保険責任のおよぶ地域）第3号中「第3章傷害条項（以下「傷害条項」といいます。）」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする
- (3) 第12条（損害防止義務および損害防止費用）第1項中「財物条項、賠償責任条項および費用条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする
- (4) 第13条（事故発生時の義務）第1項本文中「財物条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第3項まで、同条第14項、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第1項から第8項まで、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）、疾病条項第1条（保険金を支払う場合）、費用条項第1節ならびに第26節および第27節の損害」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項第2条（保険金を支払う場合）第1項」とする
- (5) 第16条（傷害発生・疾病発病時の義務）第1項第2号中「傷害条項および疾病条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする
- (6) 第18条（その他の義務）第2項中「被保険自動車」とあるのを「原動機付自転車」とする

- (7) 第19条（保険金等の請求）第2項第3号中「被保険自動車」とあるのを「被保険者が搭乗中の原動機付自転車」とする
- (8) 第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）第1項中「傷害条項もしくは疾病条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする
- (9) 第25条（代位）第1項中「被保険者」とあるのを「保険金請求権者」とする
- (10) 第29条（保険料の返還または請求）第2項第1号中「財物条項、賠償責任条項または費用条項」とあるのを「この特約の第4章無保険車事故傷害条項」とする

#### 第17条（準用規定）

この章に定めのない事項については、この章の趣旨に反しない限り、普通約款第6章一般条項の規定を準用します。

## 保険金の支払に関する特約

当会社は、この特約により、保険契約者が法人または個人事業主でその役員または従業員等を第3章傷害条項、第4章疾病条項またはがん特約（がん特定手術特約、がん女性手術特約、がん退院後ケア特約を含みます。）の被保険者とする場合、保険契約者が被保険者の同意を得て当会社に申出を行い、当会社がその旨を保険証券に記載したときは、総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定にかかわらず、下表の保険金のうち、この保険契約の支払対象となるものについては、保険契約者を保険金受取人とします。

保険金名称
(1)傷害定額保険金
(2)人身傷害保険金
(3)疾病定額保険金
(4)人身疾病保険金
(5)次の特約の規定により支払われる保険金
・特定感染症危険担保特約
・リハビリ費用担保特約
・家族介護者支援特約
・介護者等転居費用担保特約
・成人病入院特約
・女性医療特約
・がん特約
・がん特定手術特約
・がん女性手術特約
・がん退院後ケア特約

## 指定代理請求の範囲に関する特約

当会社は、この特約により、この特約の適用対象として保険証券に記載された保険金についても、総合保険普通保険約款第6章一般条項第22条（指定代理請求人）の規定を適用します。

## 明記物件条項（貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い）

- 1 この条項が付帯された普通保険約款および特約条項（以下「普通約款等」といいます。）の保険の目的の範囲に関する規定にかかわらず、建物に収容されるすべての家財が保険の目的である場合には、「生活用の貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの」（以下、「貴金属・宝石等」といいます。）が保険証券に明記されていない場合も、これを保険の目的に含むものとします。ただし、保険契約締結の当時または保険契約締結後、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、これらの物を保険証券に明記するための手続き（保険契約申込書への記載または承認裏書請求をいいます。）を怠ったときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、損害額の決定にあたっては、普通約款等の保険金の支払額および損害額の決定に関する規定にかかわらず、損害額が1個または1組ごとに30万円をこえるときは、その損害額を30万円とみなします。
- 3 貵金属・宝石等が保険証券に明記されているときは、前2項の規定によらず、普通約款等の規定によるものとします。

## 高機能住宅割引に関する特約条項

### 第1条（通知義務）

- ① この契約の期間中、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人は、高機能住宅割引を適用している物件について、当該割引の対象とならなくなつたときは、この特約が付帯された総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項（以下「一般条項」といいます。）第9条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。
- ② 一般条項第29条（保険料の返還または請求）第1項の規定は、前項の場合にその適用があるものとします。
- ③ 第1項の手続を怠った場合には、当会社は、第1項の事実が発生した時から当会社が承認するまでの間に生じた損害に対しては、次の各号に従います。
  - (1) 変更後の保険料が変更前の保険料に対し高くなる場合は、変更後の保険料に対する変更前の保険料の割合に応じて保険金を支払います。
  - (2) 変更後の保険料が変更前の保険料より高くならない場合については保険金を支払います。

### 第2条（準用規定）

この特約条項の定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯された特約条項の規定を準用します。

## 告知義務違反による解除の期間に関する特約

当会社は、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合であっても、責任開始期（普通約款第4章疾病条項（以下「疾病条項」といいます。）の保険責任が開始した時をいいます。）の属する日からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったときには、疾病条項またはこれに付帯された他の特約の解除を行いません。ただし、疾病条項またはこれに付帯された他の特約により支払われる保険金と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または特約の告知について保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

## 積立型基本特約（精算型）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 積立期間  
この特約が付帯された日以降保険証券記載の積立期間満了日までの期間をいいます。
- (2) 補償保険料  
この特約を付帯した総合保険の保険料（積立特約保険料を除きます。）をいいます。
- (3) 積立特約保険料  
この特約の保険料をいいます。
- (4) 積立ファンド  
積立特約保険料の累計額（運用益を含みます。）から、この特約の規定に基づき加算または減算した額をいいます。

### 第2条（保険料の払込）

- ① 保険契約者は、積立特約保険料を任意に払い込むことができます。ただし、当会社は契約者が払い込む積立特約保険料の額を別途制限する場合があります。
- ② 前項に規定する積立特約保険料は、当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、当会社に払い込まれたものとします。

### 第3条（積立ファンドの増額・減額）

- ① 普通保険約款第6章一般条項第29条（保険料の返還または請求）第1項の規定またはこの保険契約に適用される他の特約の規定に基づき補償保険料を返還する場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立ファンドを増額することにより、補償保険料の返還にかかることがあります。
- ② 当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、普通保険約款第6章一般条項第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第2項に規定する保険料について、当会社の定める方法により積立ファンドを減額することで当該保険料の払込にかえることとします。
- ③ 当会社は、前項の規定を保険証券記載の他の保険契約または特約の保険料の払込について準用します。この場合において、保険証券記載の他の保険契約または特約が、保険契約者が他の保険会社との間で締結した保険契約または特約であったときは、当会社の定める方法により積立ファンドを減額し当該保険契約または特約の保険料の送金に充てることとします。
- ④ 第2項または第3項の払込もしくは第3項の送金は、払い込む金額または送金する金額が第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第3項に規定する別表1により計算した返れい金をこえない場合に限り行います。

### 第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）

- ① 保険契約が無効の場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた積立特約保険料に当会社の定める利率（年6分以内）によって計算した利息をつけて、保険契約者に返れいします。
- ② 保険契約が無効の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、別表1により計算した返れい金を保険契約者に支払います。
- ③ 保険契約が失効の場合には、当会社は、別表1により計算した返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第7条（保険金支払による特約の終了）の規定による特約の終了と同時に保険契約が失効する場合についてはこの限りではありません。
- ④ 返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
- ⑤ 前項の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内に

おいて、日本国通貨をもって行います。

- ⑥ 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めらるものを提出しなければなりません。
- ⑦ 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めるすることができます。
- ⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、返れい金を支払いません。

#### 第5条（保険契約者からの契約または特約解除）

- ① 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもってこの保険契約またはこの特約を解除することができます。ただし、普通保険約款第2章賠償責任条項を担保し、保険金請求権、積立期間満了時返れい金請求権、契約者配当金請求権または保険契約の無効・失効・解除の場合の返れい金請求権の上に質権が設定されている場合は、この解除権は質権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

- ② 当会社は、前項のただし書の規定を第3条（積立ファンドの増額・減額）第4項の払込および送金について準用します。

- ③ 第1項の解除は、当会社が通知を受けた日の翌月の応当日（応当日がない場合は翌月の末日とします。）の午後4時から将来に向かってのみその効力を生じます。

- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者が第1項に定める通知を行った場合において、当会社が承認するときは、同項の解除は保険契約者が指定した解除の時から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第6条（返れい金の支払－保険会社からの契約または特約解除の場合）

- ① 保険契約が解除された場合またはこの特約が解除された場合は、当会社は、別表1により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

- ② 当会社が前項の規定により返れい金を支払う場合には、第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第4項から第8項までの規定を適用します。

#### 第7条（保険金支払による特約の終了）

- ① 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項または同条第4項の保険金の支払を担保する場合、この特約は、当会社の支払う普通保険約款第2章賠償責任条項第7条（保険金の支払額）第2項第1号、同条同項第2号の保険金の額が、保険証券記載の保険金額に相当する額（保険金額を無制限と定めた場合は2億円とします。）となったときは、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

- ② 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項および同条第4項に規定する保険金の支払を担保せず、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金の支払を担保する場合、この特約は、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までの建物・収容動産損害保険金として、それぞれ1回の事故につき、保険金額（保険金額が保険価額をこえるときは、保険価額とします。）の100%に相当する額を支払ったときは、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

- ③ 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金および普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金の支払を担保する場合、この特約は、普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員について、次の各号に掲げるいずれかの保険金を支払ったときは、その保険金支払の原因となった傷害を被った時に終了します。

- (1) 同章第5条（傷害死亡保険金の支払）の傷害死亡保険金
- (2) 同章第6条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払額の合計が、保険証券に記載された傷害被保険者の傷害死亡後遺障害保険金額に相当する額となる後遺障害保険金

- ④ 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金および普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）

第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害所得補償保険金または普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病所得補償保険金の支払を担保する場合、この特約は、次の各号に該当する場合には、保険金支払の原因となった傷害または疾病による就業不能が開始した時（普通保険約款第3章傷害条項または第4章疾病条項の被保険者が複数の場合は、最も後に次の各号のいずれかに該当する被保険者の就業不能が発生した時）に終了します。

- (1) 普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員に関して普通保険約款第3章傷害条項第18条（傷害所得補償保険金の支払）の規定により傷害所得補償保険金が傷害所得補償てん補日数まで支払われたとき。

- (2) 普通保険約款第4章疾病条項の被保険者全員に関して普通保険約款第4章疾病条項第15条（疾病所得補償保険金の支払）の規定により疾病所得補償保険金が疾病所得補償てん補日数まで支払われたとき。

- ⑤ 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害所得補償保険金および普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病所得補償保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害介護保険金または普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病介護保険金の支払を担保する場合、この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金支払の原因となった傷害または疾病による要介護状態（普通保険約款第3章傷害条項または普通保険約款第4章疾病条項に定める要介護状態をいいます。以下同様とします。）が開始した時（普通保険約款第3章傷害条項または第4章疾病条項の被保険者が複数の場合は、最も後に次の各号のいずれかに該当する被保険者の要介護状態が発生した時）に終了します。

- (1) 普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員に関して普通保険約款第3章傷害条項第16条（傷害介護保険金の支払）の規定により傷害介護保険金が傷害介護てん補日数（傷害介護てん補日数を終身と定めた場合は3,600日とします。）まで支払われたとき。

- (2) 普通保険約款第4章疾病条項の被保険者全員に関して普通保険約款第4章疾病条項第13条（疾病介護保険金の支払）の規定により疾病介護保険金が疾病介護てん補日数（疾病介護てん補日数を終身と定めた場合は3,600日とします。）まで支払われたとき。

#### 第8条（積立期間満了時返れい金の支払）

- ① 当会社は、積立期間が満了した場合において、払い込まれた積立特約保険料に基づき主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した積立期間満了時返れい金（以下「積立期間満了時返れい金」といいます。）を保険契約者に支払います。

- ② 積立期間満了時返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、積立期間が満了した日（第4項および第5項の積立期間満了時返れい金の請求書類が当会社に到着するが保険期間が満了した日以後となる場合には、当該書類が到着した日）の翌日から起算して20日以内に行います。

- ③ 前項の規定による積立期間満了時返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

- ④ 保険契約者が積立期間満了時返れい金の支払を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ⑤ 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めるることができます。

- ⑥ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、積立期間満了時返れい金を支払いません。

- ⑦ 積立期間満了時返れい金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅

します。

#### 第9条（契約者配当）

- ① 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が当会社の予定した利率（保険料、積立期間満了時返れい金等を算出する際に用いた利率）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。
- ② 当会社は、前項の契約者配当準備金を、積立期間が満了した契約に対して、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。
- ③ 契約者配当金は、積立期間満了時返れい金と同時に保険契約者に支払います。
- ④ 当会社は、積立期間の満了以前に失効した契約、解除された契約またはこの特約が解除された契約に対しては、契約者配当金は支払いません。
- ⑤ 契約者配当金の請求方法等については、前条第2項から第6項までの規定を準用します。
- ⑥ 契約者配当金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

#### 第10条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- ① この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- ② この特約が付帯された保険契約が積立期間の中途において終了したときは、この特約もまた同時に終了するものとします。

#### 第11条（補償保険料払込猶予期間延長時の取扱い）

普通保険約款第6章一般条項第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第8項の規定によりこの保険契約の補償保険料が払込期日の属する月の翌々月に払い込まれるべき場合は、当該月における積立特約保険料の払込は口座振替の方法によらないものとします。

#### 第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

#### 別表1（第4条、第6条関係）

無効・失効・解約返れい金表

（積立特約保険料10万円を毎月支払う場合）

積立期間3年の場合

経過期間	
1か月経過	金額については 弊社までご照会 ください。
2か月経過	
:	

1. 返れい金の計算にあたっては、次に該当する日を基準日とします。

(1) 第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第2項においては、当会社が無効の事を知った日

(2) 第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第3項においては、この保険契約が失効した日

(3) 第6条（返れい金の支払－契約または特約解除の場合）第1項においては、この保険契約が解除された日

2. 上記以外の積立保険料、積立期間、経過月の場合には上記に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

#### 別表2（第4条、第6条、第8条、第9条関係）

無効・失効・解除の場合の返れい金および積立期間満了時返れい金等の請求書類

(1)当会社の定める請求書
(2)保険証券
(3)保険契約者の印鑑証明書

## 積立型基本特約（定期型）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 積立期間  
この特約が付帯された日以降保険証券記載の積立期間満了日までの期間をいいます。
- (2) 補償保険料  
この特約を付帯した総合保険の保険料（積立特約保険料を除きます。）をいいます。
- (3) 積立特約保険料  
この特約の保険料をいいます。
- (4) 積立ファンド  
積立特約保険料の累計額（運用益を含みます。）から、この特約の規定に基づき加算または減算した額をいいます。

### 第2条（保険料の払込）

- ① 保険契約者は、積立特約保険料を任意に払い込むことができます。ただし、当会社は契約者が払い込む積立特約保険料の額を別途制限する場合があります。
- ② 前項に規定する積立特約保険料は、当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、当会社に払い込まれたものとします。

### 第3条（積立ファンドの減額）

- ① 補償保険料が普通保険約款第6章一般条項第1条（保険期間および保険料の払込方法等）第2項に規定する払込期日の属する月の翌月末（この項において「払込猶予期間満了日」といいます。）までに払い込まれず積立型基本特約（精算型）第3条（積立ファンドの増額・減額）第2項の規定に基づく保険料の払込が行われなかった場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、払込猶予期間満了日時点での払込期日を迎えている総合保険の保険料に相当する額について払込猶予期間満了日に当会社の定める方法により積立ファンドを減額することで当該保険料の払込にかえることとします。
- ② 当会社は、前項の規定を保険証券記載の他の保険契約または特約の保険料の払込について準用します。
- ③ 前2項以外に契約者は積立ファンドを当会社の定める方法により減額し、積立ファンドの一部を払い出すことができます。
- ④ 第1項または第2項の払込もしくは第3項の払出は、払い込む金額または払い出す金額が第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第3項に規定する別表1B表により計算した返れい金をこえない場合に限ります。

### 第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）

- ① 保険契約が無効の場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた積立特約保険料に当会社の定める利率（年6分以内）によって計算した利息をつけて、保険契約者に返れいします。
- ② 保険契約が無効の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、別表1B表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。
- ③ 保険契約が失効の場合には、当会社は、別表1A表または1B表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第7条（保険金支払による特約の終了）の規定による特約の終了とともに保険契約が失効する場合についてはこの限りではありません。
- ④ 返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
- ⑤ 前項の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内に

おいて、日本国通貨をもって行います。

- ⑥ 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めらものを提出しなければなりません。
- ⑦ 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めるることができます。
- ⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、返れい金を支払いません。

### 第5条（保険契約者からの契約または特約解除）

- ① 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもってこの保険契約またはこの特約を解除することができます。ただし、普通保険約款第2章賠償責任条項を担保し、保険金請求権、積立期間満了時返れい金請求権、契約者配当金請求権または保険契約の無効・失効・解除の場合の返れい金請求権の上に質権が設定されている場合は、この解除権は質権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- ② 当会社は、前項のただし書の規定を第3条（積立ファンドの減額）第4項の払込および払出について準用します。
- ③ 第1項の解除は、当会社が通知を受けた日の翌月の応当日（応当日がない場合は翌月の末日とします。）の午後4時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者が第1項に定める通知を行った場合において、当会社が承認するときは、同項の解除は保険契約者が指定した解除の時から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第6条（返れい金の支払－保険会社からの契約または特約解除の場合）

- ① 保険契約が解除された場合またはこの特約が解除された場合は、当会社は、別表1A表または1B表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。
- ② 当会社が前項の規定により返れい金を支払う場合には、第4条（返れい金の支払－契約の無効・失効の場合）第4項から第8項までの規定を適用します。

### 第7条（保険金支払による特約の終了）

- ① 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項または同条第4項の保険金の支払を担保する場合、この特約は、当会社の支払う普通保険約款第2章賠償責任条項第7条（保険金の支払額）第2項第1号、同条同項第2号の保険金の額が、保険証券記載の保険金額に相当する額（保険金額を無制限と定めた場合は2億円とします。）となったときは、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。
- ② 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項および同条第4項に規定する保険金の支払を担保せず、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金の支払を担保する場合、この特約は、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第7項までの建物・収容動産損害保険金として、それぞれ1回の事故につき、保険金額（保険金額が保険価額をこえるときは、保険価額とします。）の100%に相当する額を支払ったときは、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。
- ③ 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金および普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金の支払を担保する場合、この特約は、普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員について、次の各号に掲げりいづれかの保険金を支払ったときは、その保険金支払の原因となった傷害を被った時に終了します。
  - (1) 同章第5条（傷害死亡保険金の支払）の傷害死亡保険金
  - (2) 同章第6条（傷害後遺障害保険金の支払）の傷害後遺障害保険金の支払額の合計が、保険証券に記載された傷害被保険者の傷害死亡後遺障害保険金額に相当する額となる後遺障害保険金
- ④ 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金および普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）

第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害所得補償保険金または普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病所得補償保険金の支払を担保する場合、この特約は、次の各号に該当する場合には、保険金支払の原因となった傷害または疾病による就業不能が開始した時（普通保険約款第3章傷害条項または第4章疾病条項の被保険者が複数の場合は、最も後に次の各号のいずれかに該当する被保険者の就業不能が発生した時）に終了します。

- (1) 普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員に関して普通保険約款第3章傷害条項第18条（傷害所得補償保険金の支払）の規定により傷害所得補償保険金が傷害所得補償てん補日数まで支払われたとき。
- (2) 普通保険約款第4章疾病条項の被保険者全員に関して普通保険約款第4章疾病条項第15条（疾病所得補償保険金の支払）の規定により疾病所得補償保険金が疾病所得補償てん補日数まで支払われたとき。
- (5) 普通保険約款第2章賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）第3項、同条第4項に規定する保険金、普通保険約款第1章財物条項第1条（保険金を支払う場合）第4項から第12項までに規定する建物・収容動産損害保険金、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害所得補償保険金および普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病所得補償保険金の支払を担保せず、普通保険約款第3章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する傷害介護保険金または普通保険約款第4章疾病条項第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する疾病介護保険金の支払を担保する場合、この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金支払の原因となった傷害または疾病による要介護状態（普通保険約款第3章傷害条項または普通保険約款第4章疾病条項に定める要介護状態をいいます。以下同様とします。）が開始した時（普通保険約款第3章傷害条項または第4章疾病条項の被保険者が複数の場合は、最も後に次の各号のいずれかに該当する被保険者の要介護状態が発生した時）に終了します。

- (1) 普通保険約款第3章傷害条項の被保険者全員に関して普通保険約款第3章傷害条項第16条（傷害介護保険金の支払）の規定により傷害介護保険金が傷害介護てん補日数（傷害介護てん補日数を終身と定めた場合は3,600日とします。）まで支払われたとき。
- (2) 普通保険約款第4章疾病条項の被保険者全員に関して普通保険約款第4章疾病条項第13条（疾病介護保険金の支払）の規定により疾病介護保険金が疾病介護てん補日数（疾病介護てん補日数を終身と定めた場合は3,600日とします。）まで支払われたとき。

## 第8条（積立期間満了時返りい金の支払）

- ① 当会社は、積立期間が満了した場合において、払い込まれた積立特約保険料に基づき主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した積立期間満了時返りい金（以下「積立期間満了時返りい金」といいます。）を保険契約者に支払います。
- ② 積立期間満了時返りい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、積立期間が満了した日（第4項および第5項の積立期間満了時返りい金の請求書類が当会社に到着するが保険期間が満了した日以後となる場合には、当該書類が到着した日）の翌日から起算して20日以内に行います。
- ③ 前項の規定による積立期間満了時返りい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- ④ 保険契約者が積立期間満了時返りい金の支払を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ⑤ 当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ⑥ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、積立期間満了時返りい金を支払いません。
- ⑦ 積立期間満了時返りい金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅

します。

## 第9条（契約者配当）

- ① 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が当会社の予定した利率（保険料、積立期間満了時返りい金等を算出する際に用いた利率）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。
- ② 当会社は、前項の契約者配当準備金を、積立期間が満了した契約に対して、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。
- ③ 契約者配当金は、積立期間満了時返りい金と同時に保険契約者に支払います。
- ④ 当会社は、積立期間の満了以前に失効した契約、解除された契約またはこの特約が解除された契約に対しては、契約者配当金は支払いません。
- ⑤ 契約者配当金の請求方法等については、前条第2項から第6項までの規定を準用します。
- ⑥ 契約者配当金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

## 第10条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- ① この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- ② この特約が付帯された保険契約が積立期間の中途において終了したときは、この特約もまた同時に終了するものとします。

## 第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

別表1（第4条、第6条関係）

無効・失効・解約返りい金表  
(積立特約保険料10万円を毎月支払う場合)  
積立期間3年の場合

経過期間	A表	B表
1か月経過		
2か月経過		金額については弊社までご照会ください。
：		

1. 返りい金の計算にあたっては、次に該当する日を基準日とします。
  - (1) 第4条（返りい金の支払－契約の無効・失効の場合）第2項においては、当会社が無効の事実を知った日
  - (2) 第4条（返りい金の支払－契約の無効・失効の場合）第3項においては、この保険契約が失効した日
  - (3) 第6条（返りい金の支払－契約または特約解除の場合）第1項においては、この保険契約が解除された日
2. 上記以外の積立特約保険料、積立期間、経過月の場合には上記に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返りいします。
3. A表およびB表については、その適用区分を次のとおりとします。
  - (1) A表を適用する場合
    - a. 保険契約が失効した場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったとき。（下記(2)bに該当する場合を除きます。）
    - b. 普通保険約款第6章一般条項第27条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき。（第7条（保険金支払による特約の終了）の規定による特約の終了と同時に保険契約が失効する場合を除きます。）
    - c. 災害救助法発動等の場合に当会社が特別措置を定めた場合。
    - d. 普通保険約款第6章一般条項第28条（保険契約の解除）第1項第4号の規定により当会社が保険契約を解除した場合。
    - e. その他、当会社または保険契約者が保険契約を解除する場合において、当会社が定めた場合。
  - (2) B表を適用する場合
    - a. 保険契約が無効である場合または失効した場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったとき。（上記(1)bに該当する場合または第7条（保険金支払による特約の終了）の規定による特約の終了と同時に保険契約が失効する場合を除きます。）
    - b. 保険契約者から保険契約またはこの特約の解除の申し出があったとき。
    - c. 第3条（積立ファンドの減額）の規定により積立ファンドを減額したとき。
    - d. 上記(1)dまたはe以外の事由により当会社が保険契約またはこの特約を解除した場合。

別表2（第4条、第6条、第8条、第9条関係）

無効・失効・解除の場合の返りい金および積立期間満了時返りい金等の請求書類

(1)当会社の定める請求書
(2)保険証券
(3)保険契約者の印鑑証明書

## 積立型基本特約の自動継続に関する特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ積立型基本特約（精算型）（以下この特約において「積立特約」といいます。）の継続についての合意がある場合に適用します。

### 第2条（積立特約の継続）

この特約が付帯された積立特約の継続に関する規定については、総合保険普通保険約款第6章一般条項（以下「総合保険一般条項」といいます。）の規定を準用するものとします。この場合において、総合保険一般条項第34条（支払条項の継続）第1項の規定中「保険期間」とあるのを「積立期間」に、「支払条項」とあるのを「積立特約」に読み替えて適用するものとします。（以下この特約において継続された積立特約を「継続積立特約」といいます。）

### 第3条（継続積立特約の特約保険料に対する満期返りい金等からの充当）

当会社は、積立特約の規定により実際に支払われる積立期間満了時返りい金および契約者配当金を継続積立特約の特約保険料に充当します。

### 第4条（継続積立特約に適用される保険料率）

第2条（積立特約の継続）の規定によりこの特約を付帯する積立特約が継続される場合において、継続積立特約に適用する保険料率は、各継続積立特約の積立期間の初日における保険料率とします。

### 第5条（継続積立特約に適用される特約）

この特約を付帯する積立特約が、第2条（積立特約の継続）の規定により継続される場合には、各継続積立特約ごとに、この特約を付帯する積立特約に付帯された特約が適用されるものとします。

### 第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、積立特約の規定を準用します。

## 重複危険免責特約

### 第1条（当会社の支払責任）

① 当会社は、総合保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定（以下この特約においてこれらの規定を「この保険契約の補償規定」といいます。）に従い保険金が支払われるべき損害、傷害、疾病、費用等（以下この特約において「この保険契約の補償損害等」といいます。）が、保険証券記載の重複保険契約（以下この特約において「重複保険契約」といいます。）の保険期間中に発生し、かつ当該重複保険契約からも保険金が支払われるべき場合には、この特約により、次の算式によって算出した額を、この保険契約の補償損害等に対する保険金として、支払います。

$$\text{この保険契約の補償損害等} = \frac{\text{この保険契約の補償規定により重複保険契約の規定に従い}}{\text{に対する保険金}} \times \frac{\text{算出される保険金の額}}{\text{支払われるべき保険金の額}}$$

- ② 当会社は、前項の場合において、この保険契約の補償規定により算出される保険金の額が重複保険契約の規定により算出される保険金の額を超える場合のみ、支払責任を負うものとします。
- ③ 第1項の規定を適用するにあたって、重複保険契約の保険期間およびその他の保険契約内容については、次条の規定により当会社が告知を受けた内容または通知を受け、当会社がこれを承認した内容に基づくものとします。
- ④ 当会社は、この保険契約の保険金のうち、保険証券にこの特約の対象保険金と明記したものについてのみ、この特約の規定を適用します。

### 第2条（重複保険契約の告知・通知）

- ① 保険契約者は、この特約を付帯するにあたって、この特約の規定を適用する重複保険契約の契約内容（保険会社、証券番号、保険種目、保険期間、保険の目的、被保険者、保険金額等当会社が求めるものをいいます。以下この特約において「重複保険契約内容」といいます。）を、当会社に告知しなければなりません。
- ② 保険契約者は、前項の規定により告知した重複保険契約内容について変更が生じた場合には、内容の変更がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由によるときには内容の変更後遅滞なく、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

### 第3条（2次免責金額特約が付帯されている場合の取り扱い）

この保険契約に2次免責金額特約が付帯されている場合、この保険契約の補償規定には、同特約の規定は含まないものとして、この特約の規定を適用します。

### 第4条（特約保険期間）

この特約の規定は、保険証券記載のこの特約の保険期間に生じた補償損害等についてのみ、適用されるものとします。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の補償規定を準用します。

## 2次免責金額特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券において保険証券記載の被保険者（以下「対象被保険者」といいます。）に保険証券記載の2次免責金額（以下「2次免責金額」といいます。）を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（2次免責金額の適用）

- ① 当会社は、この特約により、保険証券記載のこの特約の保険年度（以下「対象保険年度」といいます。）において、当該対象保険年度に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病に対する保険金であって、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯されるこの特約以外の特約の規定に従い対象被保険者に対して支払われるべき保険金（以下「対象保険金」といいます。）については、普通約款およびこれに付帯されるこの特約以外の特約の規定にかかわらず、その額が対象保険年度を通算して2次免責金額を上回った場合において、そのこえた額（以下「2次免責金額特約保険金」といいます。）のみを対象被保険者に支払います。
- ② 普通約款およびこれに付帯されるこの特約以外の特約の規定に従い保険金が支払われる損害もしくは傷害または疾病のうち、普通約款第6章一般条項第36条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）に取り扱いが規定されるものについて、保険金を支払うべき他の保険契約（共済契約を含みます。以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が損害額をこえるときは、各損害もしくは傷害または疾病について、次の算式によって算出された額の合計額を対象保険金とします。

損害額 - 他の保険契約等の規定に従い支払われるべき保険金の額

- ③ 前項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた残額とします。
- ④ 前3項に規定する対象保険金は、以下の各号の場合において対象被保険者に対して支払われるべき保険金とします。
  - (1) 普通約款第1章財物条項（これに付帯される特約を含みます。）において、損害が生じた保険の目的の所有者としての対象被保険者に支払われる保険金。
  - (2) 普通約款第3章傷害条項（これに付帯される特約を含みます。）において、被保険者としての対象被保険者が被った傷害およびこれによる損害に対して支払われる保険金。ただし、当該対象保険年度を経過した後の入院、通院、手術、退院、就業不能に対して支払われるべき保険金または当該対象保険年度を経過した後に支払事由に該当したことにより支払われるべき保険金については含まれません。
  - (3) 普通約款第4章疾病条項（これに付帯される特約を含みます。）において、被保険者としての対象被保険者が被った疾病およびこれによる損害に対して支払われる保険金。ただし、当該対象保険年度を経過した後の入院、通院、手術、退院、就業不能に対して支払われるべき保険金または当該対象保険年度を経過した後に支払事由に該当したことにより支払われるべき保険金については含まれません。
  - (4) 普通約款第5章費用条項（これに付帯される特約を含みます。）において、被保険者としての対象被保険者が被った費用に対して支払われる保険金。
- ⑤ 対象保険金の算定後、損害額のうち第三者が負担すべき金額が回収された場合には、その金額にもとづき対象保険金を再算定します。この場合において、すでに2次免責金額特約保険金が支払われているときは、再算定された対象保険金の額にもとづき2次免責金額特約保険金の額を再算定し、すでに支払われた2次免責金額特約保険金との差額を精算します。
- ⑥ 第4項にかかる対象保険金には以下各号の保険金は含まれません。
  - (1) 普通約款第3章傷害条項の傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、特定傷害診断保険金、重度傷害保険金、傷害介護保険金、傷害介護一時保険金、人身傷害保険金および特定感染症危険担保

## 特約の葬祭費用保険金

- (2) 普通約款第3章傷害条項および第4章疾病条項に付帯される搭乗者傷害特約、人身傷害補償特約、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約の規定に従い支払われるべき保険金
- (3) 普通約款第3章傷害条項および第4章疾病条項に付帯されるリハビリ費用担保特約のリハビリ費用保険金、家族介護者支援特約の家族介護者支援保険金および介護者等転居費用担保特約の介護者等転居費用保険金
- (4) 普通約款第4章疾病条項の特定疾病診断保険金、重度疾病保険金、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金、人身疾病保険金、がん特約の診断保険金および重度一時金
- (5) 海外補償に関する特約（保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約、海外旅行補償特約（総合保険用）およびこれに付帯する特約）の規定に従い支払われるべき保険金
- (6) 当該対象保険年度より前に生じた事故による損害または傷害もしくは発病した疾病に対する保険金
- (7) 保険証券に記載された除外保険金

## 第3条（対象保険金への規定適用にあたっての特則）

- ① 対象被保険者は、2次免責金額特約保険金の請求を行う場合には、保険契約者を経由して行うものとし、当会社は、保険契約者を経由しない同保険金の請求を受けることはできないものとします。
- ② 当会社は、普通約款およびこの保険契約に付帯される特約における対象保険金に係る諸規定が、被保険者の委任を受けないで適用される場合があることをあらかじめ承認します。この場合において、保険契約者は、その旨を当会社に告げることを要しません。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、保険契約者以外の対象被保険者（以下「請求被保険者」といいます。）の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当該請求に基づいてその請求被保険者に支払われるべき対象保険金（同一対象被保険者に係る請求が複数ある場合は、これらの請求に基づいてその請求被保険者に支払われるべき対象保険金の合計額とします。）が2次免責金額をこえるときには、当会社は、そのこえる額を、当該請求被保険者に支払います。
- ④ 前項の規定が適用される場合、第1項の規定に基づいて2次免責金額特約保険金として支払われる額は、前条の規定により算出された額から、前項の支払った額を控除した残額とします。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を準用します。

## 保険責任のおよぶ地域の拡大に関する特約

### 第1条（保険責任のおよぶ地域の拡大）

- ① 当会社は、この特約に従い、別表中1に掲げる保険金のうちこの保険契約の支払対象となるものについて、総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6章一般条項第2条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、別表中2に規定する損害、傷害または疾病に対して、保険金を支払います。
- ② 前項の場合において、この特約に従い、普通約款第5章費用条項第18節救援者費用条項第3条（費用の範囲）第5号の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

#### 〔5〕諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印刷代、査証料、予防接種料等）および救援者または救援者費用被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援者費用被保険者の遺体処理費等をいい、次の各号のいずれかの金額を限度とします。

イ. これらの費用が、救援者費用被保険者が日本国外において第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円  
ロ. これらの費用が、救援者費用被保険者が日本国内において第1条（救援者費用保険金を支払う場合）第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円

- ③ 第1項の場合において、被保険者が日本国外において被った賠償損害については、示談交渉不行使特約の規定が適用されます。このとき、同特約第1条（示談交渉の不行使）の規定中、「第1条（保険金を支払う場合）第1項、第2項、第7項および第8項の賠償責任のうち、保険証券に記載された賠償責任については」とあるのを「第1条（保険金を支払う場合）第1項および第7項の賠償責任で、被保険者が日本国外において被った賠償責任については」と読み替えて適用します。

### 第2条（時刻）

この特約の規定により、時刻に関する規定はすべて保険証券発行地の標準時によるものとします。

### 第3条（普通約款等の準用）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

【別表】

1. 対象となる保険金の種類		2. 保険責任のおよぶ地域
第1章 財物条項	(1)携行品損害保険金（保険金の新価払特約が付帯されている場合を含みます。） ただし、携行品の範囲限定に関する特約が付帯されている場合には保険証券記載の携行品の範囲として「ゴルフ用品」と記載されているとき限りです。	日本国内外において生じた事故により、保険の目的が日本国内外において被った損害
第2章 賠償責任条項	次の賠償責任に関する保険金 (1)生活に関する賠償責任。ただし、生活賠償責任の範囲限定に関する特約が付帯されている場合には保険証券記載の生活賠償責任の範囲として「ゴルフ」または「スポーツ」と記載されているとき限りです。 (2)受託品に関する賠償責任	日本国内外において生じた事故により、被保険者が日本国内外において被った賠償損害
第3章 傷害条項	(1)傷害定額保険金。ただし、傷害補償の範囲の限定に関する特約が付帯される場合には保険証券に記載されている行為として「ゴルフ」と記載されているとき限りです。 (2)次の特約の規定により支払われる保険金。 ・特定感染症危険担保特約 ・リハビリ費用担保特約 ・家族介護者支援特約 ・介護者等転居費用担保特約	被保険者が日本国内外において被った傷害
第4章 疾病条項	(1)疾病定額保険金 (2)次の特約の規定により支払われる保険金。 ・成人病入院特約 ・女性医療特約 ・がん特約 ・がん特定手術特約 ・がん女性手術特約 ・がん退院後ケア特約 ・リハビリ費用担保特約 ・家族介護者支援特約 ・介護者等転居費用担保特約	被保険者が日本国内外において発病した疾病
第5章 費用条項	(1)第14節臨時賃借費用条項の家財臨時賃借費用保険金（保険の目的が携行品である場合に限ります。） (2)第18節救援者費用条項の救援者費用保険金 (3)第19節キャンセル費用条項のキャンセル費用保険金	日本国内外において生じた事故または事由により、被保険者が日本国内外において被った費用損害

# 地震保険普通保険約款

## 第1章 保険金の支払

### (保険金を支払う場合)

第1条 当会社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）が全損、半損または一部損に該当するときは、保険金を支払います。

2 この約款において「全損」、「半損」および「一部損」とは、次の損害をいいます。

(1) 建物（居住の用に供する建物をいいます。以下同様とします。）の全損とは、建物の主要構造部（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。以下同様とします。）の損害の額が、当該建物の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害

(2) 建物の半損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害

(3) 建物の一部損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の3%以上20%未満である損害

(4) 生活用動産の全損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の80%以上である損害

(5) 生活用動産の半損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害

(6) 生活用動産の一部損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害

3 前項第1号から第3号までの建物の主要構造部の損害の額には、第1項の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。

4 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）に至ったときは、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

5 地震等を直接または間接の原因とするこう水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、当該建物に損害が生じた場合（当該建物の第1項の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。

6 前各項の損害の認定は、保険の目的が建物である場合には、当該建物ごとに行い、保険の目的が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。この場合において、第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。

### (保険金を支払わない場合)

第2条 当会社は、地震等の際ににおいて、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

約款 - 189

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - (3) 保険の目的の紛失または盗難
  - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 2 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後でも、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。第14条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。
- ### （保険の目的の範囲）
- 第3条 この保険契約における保険の目的は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の目的のうち、建物または生活用動産に限られます。
- 2 前項の建物には、門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を含みます。
- 3 第1項の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次の各号に掲げる物を含みます。
- (1) 畳、建具その他の従物
  - (2) 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備
- 4 第1項および前項の生活用動産には、次の各号に掲げる物は含まれません。
- (1) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
  - (2) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
  - (3) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - (5) 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- ### （保険金の支払額）
- 第4条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として次の各号の金額を支払います。
- (1) 保険の目的である建物または生活用動産が全損となったときは、当該保険の目的の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
  - (2) 保険の目的である建物または生活用動産が半損となったときは、当該保険の目的の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
  - (3) 保険の目的である建物または生活用動産が一部損となったときは、当該保険の目的の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- 2 前項の場合において、この保険契約の保険の目的である次の各号の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次の各号に規定する額（以下「限度額」といいます。）を超えるときは、限度額をこの保険契約の保険金額とみなし前項の規定を適用します。
- (1) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
  - (2) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

3 前項各号の建物または生活用動産について、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)（以下「法」といいます。）第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が前項各号の限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の各号の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、第1項の規定を適用します。

(1) 建物

$$5,000\text{万円または保険価} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{額のいずれか低い額} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

(2) 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{額のいずれか低い額} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

4 当会社は、第2項第1号の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物があるとき、または同号の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅であるときは、居住世帯を異にする当該建物または戸室ごとに前2項の規定をそれぞれ適用します。

5 前3項の規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の各号の残額に対する保険料を返還します。

(1) 第2項の規定により保険金を支払ったときは、この保険契約の保険金額から同項各号の限度額を差し引いた残額

(2) 第3項の規定により保険金を支払ったとき（第2項各号の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が同項各号に規定する限度額を超えるときに限ります。）は、この保険契約の保険金額から次のイまたはロの算式によって算出した額を差し引いた残額  
イ 建物

$$\text{第2項第1号に} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{規定する限度額} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

ロ 生活用動産

$$\text{第2項第2号に} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{規定する限度額} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

6 当会社が保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社に移転しません。  
(包括して契約した場合の保険金の支払額)

第5条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

(保険金支払についての特則)

第6条 法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

2 法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

(2以上の地震等の取扱い)

第7条 この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。

## 第2章 告知義務・通知義務等

### (告知義務)

第8条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（次条第5項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなつた場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に關係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、保険の目的と同一の構内に所在する第4条（保険金の支払額）第2項各号の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約に関する事項については、この限りでありません。
- 4 第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、第13条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

### (通知義務)

第9条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りでありません。

- (1) 保険の目的と同一の構内に所在する第4条（保険金の支払額）第2項各号の建物または生活用動産について、他の保険者と地震等による事故に対して保険金を支払う保険契約を締結すること。
- (2) 保険の目的を譲渡すること。
- (3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- (4) 保険の目的を他の場所に移転すること。ただし、地震等による事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りでありません。
- 2 前項に規定する手続を怠った場合には、当会社は、同項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号に規定する事が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くなかったときは、この限りでありません。
- 3 第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合（前項ただし書の規定に該当する場合を除きま

す。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

4 前項に基づく当会社の解除権は、当会社が第1項の事実を知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

5 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

6 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

#### (保険契約の無効)

第10条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。

(1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。

(2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既に第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは地震等による火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。

2 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下この項において「警戒宣言」といいます。)が発せられたときは、同法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の目的を同一として引き続き締結された保険契約については、この限りではありません。この場合において当該保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

#### (保険契約の失効)

第11条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

#### (保険契約による保険契約の解除)

第12条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### (保険契約解除の効力)

第13条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### (保険料の返還または請求・告知・通知事項の承認の場合)

第14条 第8条(告知義務)第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 第9条(通知義務)第1項の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

#### (保険料の返還一無効、失効等の場合)

第15条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な

過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していたときは、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第23条(付帯される保険契約との関係)第2項の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4 保険期間が1年を超える保険契約の無効、失効等の場合には、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。ただし、第2項に規定する無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

#### (保険料の返還一解除の場合)

第16条 第8条(告知義務)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

2 第9条(通知義務)第3項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 第12条(保険契約による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

## 第3章 損害の発生

#### (損害発生の場合の手続)

第17条 保険契約者または被保険者は、保険の目的について第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、同条の保険金を支払うべき損害の発生を通知した日からその日を含めて30日以内に当会社に提出しなければなりません。

2 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、当該保険の目的もしくはその保険の目的が所在する構内を調査することまたはその構内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反したときまたは同項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### (損害防止義務)

第18条 保険契約者または被保険者は、地震等が生じたときは、自らの負担で、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

#### (評価人および裁定人)

第19条 保険額または第1条(保険金を支払う場合)の損害の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

#### （代位）

第20条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

2 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### （保険金の支払時期）

第21条 当会社は、保険契約者または被保険者が第17条（損害発生の場合の手続）の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

2 当会社は、第6条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（概算払の場合を含みます。）を支払う場合には、前項の規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

#### （保険金支払後の保険契約）

第22条 当会社が第4条（保険金の支払額）第1項第1号の保険金を支払ったときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

2 前項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第4条（保険金の支払額）第5項の規定が適用される場合には、保険金額から同項各号の残額を差し引いた金額を同項の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

3 おのの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

## 第4章 その他の

#### （付帯される保険契約との関係）

第23条 この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の目的を共通にする法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

2 この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

#### （保険責任の始期および終期）

第24条 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

#### （保険契約の継続）

第25条 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者またはその代理人は、これを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第8条（告知義務）の規定を適用します。

2 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもってこれに代えることができるものとします。

3 第2条（保険金を支払わない場合）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

#### （保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

第26条 この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、おののの保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

#### （訴訟の提起）

第27条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### （準拠法）

第28条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### （付則一区分所有建物に関する特則ーその1）

第29条 保険の目的が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、第1条（保険金を支払う場合）の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、当該区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

2 門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。この場合において、第1条（保険金を支払う場合）第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。

3 保険の目的が生活用動産である場合には、第1条（保険金を支払う場合）の損害の認定は、当該生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

4 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の目的に含まれません。

5 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の目的とみなして第4条（保険金の支払額）第1項および次項の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合（専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。）によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

6 専有部分または共用部分について締結された、法第2条（定義）第2項のすべての地震保険契約の保険金額の合計額が、第4条（保険金の支払額）第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、次の各号によって算出した額を、この保険契約における専有部分または共用部分に対する保険金額とみなして、同条第1項の規定を適用します。

(1)

$$\frac{\text{この保険契約における 第4条第2項第1号もしくは同条専有部分のみなし保険}}{\text{第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額}} = \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額}}$$

(2)

$$\frac{\text{この保険契約における 第4条第2項第1号もしくは同条共用部分のみなし保険}}{\text{第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額}} = \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額}}$$

#### （付則一区分所有建物に関する特則ーその2）

第30条 次の各号に掲げる規定は、区分所有建物に関する特則においては適用しません。

(1) 第1条（保険金を支払う場合）第6項

(2) 第4条（保険金の支払額）第3項第1号

2 この特則の適用については、次の各号に掲げる規定を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条（保険の目的の範囲）第1項、第4条（保険金の支払額）第1項各号、第8条（告知義務）

務) 第3項および第9条(通知義務)第1項の規定中「建物」とあるのは「専有部分もしくは共用部分」

(2) 第3条第2項の規定中「建物には」とあるのは「共用部分には」

(3) 第3条第3項の規定中「建物」とあるのは「専有部分」

(4) 第4条第2項本文の規定中「建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額」とあるのは「専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額」

(5) 第4条第2項第1号および同条第4項の規定中「建物」とあるのは「専有部分および共用部分」

## 保険契約の継続および保険料の払込方法等に関する特約（総合保険付帯地震保険用）

### 第1条（総合保険一般条項等の準用）

この特約が付帯された地震保険契約の継続および保険料の払込方法に関する規程については、総合保険普通保険約款（以下「総合保険約款」といいます。）第6章一般条項（以下「総合保険一般条項」といいます。）およびこれに付帯される特約の規程を準用するものとします。

### 第2条（継続契約の地震保険の保険金額）

この保険契約が付帯される総合保険約款に保険金の新価払特約が付帯されている場合で、当該特約の規定に基づき保険の目的の価額が再評価され、または財物保険金額が調整されたときは、当会社と保険契約者または被保険者との間で、必要に応じて当該保険の目的の保険金額を調整するものとします。

### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従います。この場合において、普通約款第23条（付帯される保険契約との関係）第2項の規定中、「終了したとき」とあるのは「終了したとき（この保険契約が付帯された総合保険約款第6章一般条項第34条（支払条項の継続）の規定により、この保険契約の保険の目的に係る総合保険約款の支払条項が継続される場合を除きます。）」と読み替えるものとします。

# 選べるロードアシスト 利用規約

## 選べるロードアシスト全般に関する事項

### 1. 選べるロードアシスト 利用規約について

- (1) 選べるロードアシスト（以下「本アシスト」といいます。）は、「事故・故障時選べる特約（正式名称：事故・故障時諸費用補償特約）」による補償および補償に伴う各種の案内や手配、費用精算等のサービスと、その他「付帯サービス」から構成されます。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を定めたものです。
- (3) 「事故・故障時選べる特約」による補償は、ご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。
- (4) 本アシストによる各種の案内や手配ができない場合であっても、「事故・故障時選べる特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

例：①

台風や大雪等により、弊社が本アシストによる各種の案内や手配をできない場合でも、「事故・故障時選べる特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

②

事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合、弊社は本アシストによる各種の案内や手配をできませんが、「事故・故障時選べる特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

### 2. 選べるロードアシストのアシストメニュー提供内容

本アシストでは、以下のアシストメニューを提供します。①から⑥までのメニューが、「事故・故障時選べる特約」による補償、⑦から⑨までのメニューが、「付帯サービス」となります。

【「事故・故障時選べる特約」の補償によるアシストメニュー】（特約による保険金のお支払いとなります。）

- |                        |          |          |         |
|------------------------|----------|----------|---------|
| ①車両搬送費用                | ②車両引取費用  | ③キャンセル費用 | ④緊急宿泊費用 |
| ⑤代替交通費用（レンタカー費用を含みます。） | ⑥積載物運搬費用 |          |         |

【「付帯サービス」によるアシストメニュー】（原則として無料サービスとなります。）

- |              |                  |               |
|--------------|------------------|---------------|
| ⑦緊急時応急対応サービス | ⑧燃料切れ時ガソリン配達サービス | ⑨おクルマ故障相談サービス |
|--------------|------------------|---------------|

### 3. 選べるロードアシストの対象車両

- (1) 本アシストは、「事故・故障時選べる特約」に定める対象自動車（以下「対象自動車」といいます。）が対象となります。
- (2) 対象自動車以外の自動車や原動機付自転車は、本アシストの対象となりません。
- (3) 「普通保険約款および特約条項」の規定に従い、対象自動車の入替が行われた場合、車両入替後の自動車を対象自動車として、本利用規約を適用します。

### 4. 選べるロードアシストの対象者

- (1) 本アシストは、対象自動車に搭乗の方が対象となります。
- (2) 一時的に対象自動車から離れていた場合であっても、事故・故障・車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。
- (3) 対象自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで対象自動車に搭乗中の方は、対象に含みません。
- (4) ①「車両搬送費用」・②「車両引取費用」については、対象自動車の所有者および「事故・故障時選べる特約」に定める記名運転者は、対象自動車への搭乗の有無にかかわらず対象となります。

### 5. 選べるロードアシストの適用地域

(1) 本アシストは、日本国内でのみ適用されます。

(2) 一部の離島等の地域では提供するアシストメニューの内容により、本アシストによる各種の案内や手配、付帯サービスの提供ができない場合があります。ただし、「事故・故障時選べる特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

### 6. 選べるロードアシストの対象期間

- (1) 本アシストは、保険証券記載の保険期間が提供対象期間となります。
- (2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が無効または失効となった場合、「事故・故障時選べる特約」が削除された場合は、本アシストの対象となりません。

### 7. 選べるロードアシストを提供できない主な場合等

- (1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
  - ① 事故・故障・車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
    - (i) 本アシストの対象者の故意
    - (ii) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他類似の事変または暴動
    - (iii) 地震、噴火、津波
    - (iv) 核燃料物質の放射性、爆発性、その他有害な特性
    - (v) 上記(iii)以外の放射線照射、放射能汚染
    - (vi) 上記(ii)から(v)までの事由の拡大、またはこれらの事由にともなう秩序の混乱
    - (vii) 国または公共団体の公権力の行使
    - (viii) 詐欺または横領
    - (ix) レース、ラリー等での使用およびレース、ラリー等を目的とする場所での使用
  - ② 対象自動車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合、その他道路交通法上禁止されている状態で運転した場合
  - ③ 対象自動車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
  - ④ 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
  - (2) 「事故・故障時選べる特約」の補償によるアシストメニューについては、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従い、特約の補償対象とならない場合は、本アシストを提供することができません。
  - (3) 以下の事項に該当する場合には、本アシストによる各種の案内や手配、付帯サービスの提供を行なうことができません。ただし、「事故・故障時選べる特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
    - ① 対象自動車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
    - ② 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所で対象自動車を使用し、事故や故障が発生した場合
    - ③ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えて対象自動車を使用した場合
    - ④ 航空機または船舶により対象自動車を輸送中の場合
  - (4) 本アシストをご利用いただく場合は、必ず事前に本アシストの受付窓口である「東京海上日動安心110番」にご連絡いただくことが必要です。弊社へのご連絡がない場合は、本アシストによる各種の案内や手配、付帯サービスの提供を行うことができません。
  - (5) 選べるロードアシストをご利用いただく際のご注意事項
    - (1) 本アシストは、弊社がJAFまたは弊社の提携会社を通じて提供します。
    - (2) お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取次ぎます。
    - (3) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、JAFまたは弊社の提携会社へ提供します。
    - (4) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をかけしないよう、通話記録

を保存しております。

- (5) 交通事情、気象状況等により、本アシスト提供会社の到着にお時間がかかる場合または本アシストによる各種の案内や手配、付帯サービスの提供ができない場合があります。
- (6) レッカーによるけん引や対象自動車に生じた故障や車両のトラブルに対する応急対応の過程で、対象自動車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、当該損傷等につき本アシストの提供会社を免責とする旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。
- (7) 各アシストメニューに規定する上限額を超える費用や、各アシストメニューの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社が本アシストを提供した後に、本アシストの対象ではないことが判明した場合、提供に要した費用は、全てお客様のご負担となります。
- (8) 相手方のある事故等が原因となって本アシストを提供し、その費用について他人に損害賠償の請求をする場合には、弊社は、弊社がお支払いした本アシスト費用の額の限度内で、かつ、お客様の権利を害さない範囲で、お客様がその者に対して有する権利を取得します。
- (9) 本アシストをご利用いただいても、ご契約のリザルトーリング係数に影響はありません。

## 各アシストメニューの内容

### 1. 車両搬送費用

#### (1) 「車両搬送費用」の内容

- ① 対象自動車が事故や故障により走行不能となった場合に、走行不能となった場所からお客様がご指定する修理工場等まで対象自動車を搬送する手配を行い、搬送に必要な費用を、10万円を上限に補償します。
- ② 搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
- ③ 修理工場の指定がない場合、弊社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただきます。
- ④ 「走行不能となった場合」とは、対象自動車が事故や故障により、自力で移動することができない状態、法令により走行してはいけない状態または盗難された状態をいいます。
- ⑤ 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。
- (2) ご利用上の注意
  - ① 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態からのレッカーけん引は、事故や故障による走行不能には該当しないため、対象となりません。
  - ② 一旦、お客様がご指定する修理工場等へ搬送した後に、再度、搬送したことにより生じた費用は対象となりません。
  - ③ 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

### 2. 車両引取費用

#### (1) 「車両引取費用」の内容

- ① 対象自動車が事故や故障により走行不能となり、修理工場で修理された場合に、次のいずれかの費用を、10万円を上限に補償します。
  - (イ) 修理完了後の対象自動車を、修理工場からお客様のご自宅へ納車するために必要な費用
  - (ロ) 対象自動車を修理工場で引き取るために必要な1名分の片道の交通費用。ただしレンタカーを利用した際の費用は対象なりません。
- ② 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。
- (2) ご利用上の注意
  - ① 「車両引取費用」にかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。
  - ② 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

### 3. キャンセル費用

## 利用規約 - 2

#### (1) 「キャンセル費用」の内容

- ① 対象自動車が、事故や故障により走行不能となり、予約していた交通機関や航空機、宿泊施設、旅行等をキャンセルした場合に、発生したキャンセル費用を、50万円を上限に補償します。故障の場合は、修理工場等へ搬送されたとき限りです。
- ② 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。
- (2) ご利用上の注意
  - ① 予約のキャンセルにかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。
  - ② 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

### 4. 緊急宿泊費用

#### (1) 「緊急宿泊費用」の内容

- ① 対象自動車が、事故や故障により走行不能となり、緊急に宿泊が必要となった場合に、近隣の宿泊施設を案内し、1泊分の宿泊費用を、対象者1名につき1万円を上限に補償します。故障の場合は、修理工場等へ搬送されたときに限りです。ただし「緊急宿泊費用」、「代替交通費用」および「積載物運搬費用」に対する補償は、1回の事故・故障につき合計で5万円を限度とします。
- ② 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。

#### (2) ご利用上の注意

- ① 「緊急宿泊費用」にかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。
- ② 飲食費等の費用はお客様のご負担となります。
- ③ 「緊急宿泊費用」の対象となる宿泊は、あらかじめ弊社の承認がない限り、事故や故障の発生から24時間以内に利用した1泊の宿泊に限ります。
- ④ 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

### 5. 代替交通費用（レンタカー費用を含みます）

#### (1) 「代替交通費用」の内容

- ① 対象自動車が、事故や故障により走行不能となり、代替の交通手段が必要となった場合に、お客様のご自宅や当面の目的地へ移動するための交通手段を案内し、必要となる交通費を、対象者合計で5万円を上限に補償します。故障の場合は、修理工場等へ搬送されたときに限りです。ただし「緊急宿泊費用」、「代替交通費用」および「積載物運搬費用」に対する補償は、1回の事故・故障につき合計で5万円を限度とします。
- ② 交通手段としてタクシーを利用する場合は、1台につき1万円を限度とします。
- ③ 交通手段としてレンタカーを利用する場合は、レンタカー1台につき1万円までの範囲で、24時間分の料金を補償します。
- ④ 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。

#### (2) ご利用上の注意

- ① 「代替交通費用」にかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。
- ② 代替となる交通手段の利用は、あらかじめ弊社の承認がない限り、事故や故障の現場からご自宅や当面の目的地までの合理的な経路および方法である交通手段を、24時間以内に利用した場合（レンタカーを利用する場合は24時間以内に利用を開始した場合）に限りです。
- ③ ご契約に「普通保険約款第5章費用条項第1節自動車事故・故障時レンタカー費用条項」が付帯されている場合は、同条項によるレンタカー手配もしくはレンタカーの利用に必要な費用

の補償となり、「代替交通費用」としてレンタカーを利用することはできません。

- ④ 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

## 6. 積載物運搬費用

### (1) 「積載物運搬費用」の内容

- ① 対象自動車が、事故や故障により走行不能となり、対象自動車に積載された荷物の運搬が必要となった場合に、お客様のご自宅や当面の目的地へ荷物を運搬するための費用を、対象者合計で5万円を上限に補償します。故障の場合は、修理工場等へ搬送されたときに限ります。ただし1回の事故や故障による「緊急宿泊費用」、「代替交通費用」および「積載物運搬費用」に対する補償は、1回の事故・故障につき合計で5万円を限度とします。

- ② 自宅駐車場での事故や故障の場合も、対象自動車が走行不能となった場合は対象となります。

### (2) ご利用上の注意

- ① 「積載物運搬費用」にかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。
- ② 補償内容の詳細は、「事故・故障時選べる特約」およびご契約に適用される「普通保険約款および特約条項」の規定に従います。

## 7. 緊急時応急対応サービス

### (1) 「緊急時応急対応サービス」の内容

- ① 対象自動車が、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、30分程度で対応可能な応急対応を行います。

#### 対応可能な応急対応の例

- ・バッテリーの点検、ジャンピング
- ・スペアタイヤ交換
- ・カギ開け(一般のシリンダー錠)
- ・脱輪および落輪引上げ(1m以内)
- ・各種バルブ、ヒューズ取替え
- ・冷却水補充 等

- ② 次の費用はお客様のご負担となります(「緊急時応急対応サービス」の手配は行います)。

- ・部品代、消耗品代
  - ・セキュリティ装置(警報装置)付車両のカギ開け代
  - ・チェーンの着脱作業代
  - ・パンク修理代
  - ・クレーン作業等の特殊作業費用
- ・30分程度で対応できないケースの超過作業料

- ③ JAF会員のお客様が、JAFによる「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、部品代、消耗品代を除く作業料超過部分の費用を提供します。

### (2) ご利用上の注意

- ① 故障や車両のトラブルの現場で対応できず、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送費用」の内容に基づき対象自動車を修理工場等へ搬送します。
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態は、故障や車両自体に生じたトラブルには該当しないため、対象となりません。
- ③ 対象自動車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。
- ④ JAF会員のお客様であることが確認できない場合およびJAF会員のお客様が、JAF以外の業者による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、JAF会員向けの拡大サービスをご提供することができません。

## 8. 燃料切れ時ガソリン配達サービス

### (1) 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」の内容

- ① 対象自動車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限ります)または軽油を10リットル提供します。
- ② 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は、ご利用受付日を含み1年間に1回限度となります。
- ③ JAF会員のお客様が、JAFによる「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、1年間に2回を限度とします。

### (2) ご利用上の注意

- ① 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所でガス欠が発生した場合、ガソリン配達の手配は行いますが、ガソリン代はお客様のご負担となります。

- ② JAF会員のお客様であることが確認できない場合およびJAF会員のお客様が、JAF以外の業者による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、JAF会員向けの拡大サービスをご提供することができません。

## 9. おクルマ故障相談サービス

### (1) 「おクルマ故障相談サービス」の内容

- 対象自動車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者が適切なアドバイスを行います。

### (2) ご利用上の注意

- アドバイスで解決できない場合は、「緊急時応急対応サービス」によって対応します。また、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送費用」によって対応します。

MEMO

MEMO

**MEMO**

**MEMO**

## ● 事故受付サービス ●

東京海上日動のサービス体制なら安心です  
-24時間365日のサポート体制-

### 東京海上日動安心110番

いざというとき、全国どこからでも、いつでも！

〈万全の事故受付サービス〉

○「24時間365日フリーダイヤル受付」 **0120-308-110**

#### ●事故のご連絡・故障のご相談

事故のご連絡並びに故障のご相談を24時間365日フリーダイヤルで承ります。

\*携帯電話・自動車電話・P H S・衛星電話からもご利用になれます。

事故のご通知をいただく場合は必ず証券番号（自動車事故の場合は、お車の登録番号でも結構です。）をご連絡ください。

○「事故現場アシスト」

万が一の事故でお困りのあなたをいつでもアシスト！

#### ●事故の際のアドバイス

事故の際には、お電話による事故現場アドバイスなどを専門スタッフがご提供します。

#### ●初期対応および対応結果のクイック・レスポンス

事故連絡の受け付け後に、スピーディーに整備工場・病院などへ連絡を行い、その結果をご報告します。

## 事故・お車の故障の際は

### 24時間365日対応の「東京海上日動安心110番」

- 事故の際のご連絡は取扱代理店・扱者、お近くの東京海上日動損害サービスセンターまたは「東京海上日動安心110番」までお願いいたします。
- なお、「東京海上日動安心110番」では、お車の故障に関するご相談、レッカーハンドリングなどにも対応いたします。

(東京海上日動の総合保険のご契約者からのお電話に限ります)

 0120-308-110

※携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。



### クルマ盗難が急増中!

あなたの愛車を守るためにぜひお守りください。

- ・車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜きドアロックをしましょう。
- ・スペアーキー・カードキーは車内に置かないようにしましょう。

お問い合わせ先

このしおりは、再生紙を使用しています。

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

●保険に関するお問い合わせ・ご相談は  0120-087-057

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

平日／午前9:00～午後6:00(土日・祝日はお休みとさせていただきます)

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

  
TOKIO MARINE  
NICHIDO